



集落構造からみた韓国歴史的集落の景観保全に関する計画論的研究 一安東・河回村と順天・樂安邑城を事例に一

朴, 延

(Degree)

博士 (工学)

(Date of Degree)

2016-03-25

(Date of Publication)

2017-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6629号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006629>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

集落構造からみた韓国歴史的集落の景観保全に関する計画論的研究
—安東・河回村と順天・樂安邑城を事例に—

平成28年 1月

神戸大学大学院工学研究科

朴 延

概要

本研究は、韓国の代表的な歴史的集落である安東・河回村（以下、河回村）と順天・樂安邑城（以下、樂安邑城）を対象にした景観保全の研究である。研究を行う際に、「集落構造」を空間構造・社会構造・生活構造の3つに分類して、韓国の歴史的集落の景観保全がどのようになっているのかについて解き明かす。

まず、韓国の伝統科学である風水による立地と具体的な空間構成からの「空間構造」、次に同族集落（河回村）と非同族集落（樂安邑城）から現れる「社会構造」、そして居住や生業が景観保全に関係している「生活構造」の三つの視点から景観保全の研究を進める。

従来の建物の歴史的価値を重視する、物理的なカタチだけを保存する点的保護の考え方では限界があり、環境物件などを含む面的保護の発想が必要であると考えている。また韓国の歴史的集落の景観保全において、特に社会構造が与える影響が重視されなかった点や住民の生活（居住と生業）の要素が明確に認識されていない点に、筆者は問題意識を持っている。

このように地域住民の生活と関係している景観資源や、生活と関係する景観の捉え方は重視すべきであると考えている。さらに歴史的集落を居住者が生活している物的環境としての歴史的集落を保全することを目標としている。

このように歴史的集落の景観保全の際に、集落構造（空間構造・社会構造・生活構造）の観点から、現代における韓国歴史的集落を評価し、そのあり方を検証することを目的とする。また今後の歴史的集落の景観をどのように保全していくのかについての課題を持っており、生活環境をどのように創造するか、新たな計画概念の提言についての「計画論的研究」である。

序章では、歴史的集落の類型と概念や文化的景観などの用語を整理する。また代表的な日韓の歴史環境保護の関連研究を整理し、本研究の位置づけを明確にする。さらに、日韓における歴史的環境保全の関連制度の展開についての実態と特徴を明確にした上で考察を行い、課題を明らかにする。

日本の場合、住民主導であり、今あるものを保全する「生活保全型」であると言える。現在、重要伝統的建造物群保存地区に110箇所（候補地約3000箇所）が指定されている。韓国の場合、行政主導であり、文化財保護法による厳しい原型維持の手法に基づいた「復元型」の整備の特徴を持つ。また国の法制度（文化財保護法）により8箇所（候補地約200箇所）が指定されている（重要民俗文化財7箇所・史跡1箇所）。

現在韓国は文化的景観が議論されている状態ではあるが法制度として定められていない。日本の生活と文化を尊重した「文化的景観」の仕組みは参考にすべきであるとする。また、日本や欧米の先進事例および制度をそのまま韓国に適用することは難しく、地域の文化や生活（風水や韓国マウル自治規約である郷約など）を尊重した集落構造の仕組みで歴史的集落の景観保全に

取り組む必要がある。

第 1 編の「制度論」では、韓国の文化財保護法により指定された歴史的集落である河回村と樂安邑城がどのような制度で保護されているのかその展開とその実態を明らかにした。韓国の文化財庁による環境整備事業の方針として、歴史的集落を 1900 年代以前の姿（日韓併合以前の状況）に近づけようとする考え方があり、それが現在に至っている。このような方針の下に、いわゆる復元的手法を用いた歴史環境の保護整備の特徴を持っている。

国の文化財保護法を中心とした原型維持の仕組みを基本としながら、2000 年代以降は文化財保護制度と都市計画法の関係性および農地法（農業振興）などの関連制度を重ね合わせて保全を行う総合的な法制度になっていることを明らかにした（文化財保護と周辺環境を一体的に捉える視点）。

第 2 編の「安東・河回村における集落構造と景観保全」では、2010 年 8 月 1 日に韓国の歴史的集落としては初の世界遺産に指定された河回村を対象に、どのような集落構造になっているのか、特に居住と生業がどのように景観保全と関係しているのかについて明らかにした。

まず、空間構造面で河回村は風水に基づいた韓国の代表的な立地の類型である「背山臨水」型の場所に立地しており、儒教に基づいたマウルの配置と具体的な民家の空間構成がなされている（蓮華芙水形）。

河回村は居住分布からみると柳氏が主に集落の中心部に居住しており、また屋根の材料からみると主な屋根の材料は瓦葺であることから柳氏が中心となった同族集落（氏族マウル）の社会構造面の特徴が維持されている。

また河回村の居住スタイルは多様である。常に住んでいる世帯（常時居住）や空家だけでなく「2 拠点居住」があり、多様である。それぞれの世帯数は、112 世帯の内、常時居住（70 世帯）、2 拠点居住（28 世帯）、空家（14 世帯）である。2 拠点居住の場合、約半分程度の世帯がソウルなどの大都市に家を持ち、二つの拠点で居住している。樂安邑城の居住スタイルをみると、樂安邑城内に居住するのか、家を売買して外に移住するかという二種類があり、河回村と大きな差がみられた。このような点は知見としてあげられる。

河回村の 2 拠点居住を行っている世帯は、河回村以外に居住する時には、親戚や知人（前小作農を含む）に月約 2～3 万円を支払い、家や庭を管理してもらう仕組みになっており、空家として景観が乱されることなく景観保全に寄与していることが分かった。

第 3 編の「順天・樂安邑城の集落構造と景観保全」では、樂安邑城がどのような集落構造になっているのか、特に風水に基づいた空間構造を明らかにした。また 1983 年文化財指定（史蹟）以前と現在の土地利用と環境整備の変遷からその実態と特徴を明らかにした。

まず、樂安邑城は、風水による立地「背山」型と具体的な空間構成の「行舟形」から空間構造

が成り立っている。また三つの里に対応する構成原理（堂山などの共同空間が存在）が存在しており、三つの里で構成されている空間構造と組み合わせり、大きな樂安邑城の全体としての構成原理を持つ「二重構造」になっていることが特徴としてあげられる。また、1970年代からセマウル運動（韓国の農村近代化運動）により伝統的な民家が変貌した一般的な中心集落を、風水に基づく空間軸に対応して、点・線・面的要素に分類して環境整備事業について分析した。さらに環境整備事業を行う際に風水を念頭に置いたことを指摘した。このように空間構造と環境整備が関係していることや風水の現代的活用について着目したことは重要であり、意義があると考えている。

本研究は、視座である「集落構造（空間構造・社会構造・生活構造）」から韓国の歴史的集落の景観をどのように保全するべきであるかを示した。空間構造では風水、社会構造では共同性、生活構造では居住と生業がキーとなっている。また各要素が相互に関係しており、さらにこれらが景観保全と関係している点について明らかにした。

また両集落の比較から評価を行い、結論を導き出した。さらに本研究は歴史的環境をどのように活かすかについての計画論的研究であり、今後の歴史的集落の候補地および一般の農村集落に適用することを課題とする。

개요

본 연구는 한국의 대표적인 역사마을인 안동하회마을(이하 하회마을)과 순천낙안읍성(이하 낙안읍성)을 대상으로 한 경관보전에 관한 연구이다. 연구를 시작하기 앞서, “마을구조(Villages Structure)”를 3관점 (공간구조: Spatial Structure, 사회구조: Social Structure, 생활구조: Life Structure)으로 나누어, 2 역사마을에 대한 경관보전이 어떻게 이루어졌는지에 대해 명확히 하기로 한다.

즉 하회마을과 낙안읍성을 대상으로 한국의 전통과학인 풍수에 의한 입지와 구체적인 공간구성으로부터 본 “공간구조”, 씨족마을인 하회마을과 비(非) 씨족마을인 (읍성마을)에서 나타나는 “사회구조”, 거주와 생업이 경관보전과 관계가 있는 “생활구조”, 이 3 가지 시점으로 경관보전 연구를 진행하기로 한다.

기존의 보전방식은 한계가 있다고 생각된다. 역사적 가치를 중시하지만 전통건축물 자체만을 보존하는 물리적 방식 (點的보호)에 치중하기 때문이다. 그러므로 주변환경 (농지, 하천, 산림등)을 포함한 면적보호의 발상이 필요로 한다고 생각된다. 또한 한국의 역사마을의 경관보전에 관련해, 특히 주민들의 사회구조가 까치는 영향을 간과하고, 주민의 생활이 고려되지 않은 점에 대해 필자는 문제의식을 가지고 있으며, 마을주민의 생활과 관련된 주변경관자원과 생활과 관련된 경관의 인식은 중시될 필요가 있다고 생각된다.

본 연구는 사람이 살지 않고 마을을 보존하는 것에 가치를 두는 것이 아니라, 역사마을을 거주자가 생활을 하는 물리적인 환경으로서 역사마을을 보전하는 것을 목표로 한다.

그리하여, 3 가지 관점인 마을구조로 한국 역사마을을 평가하고, 바람직한 방향으로 모색한다. 더욱이 앞으로 역사마을의 경관을 어떻게 보전해 나갈 것인가에 대해 과제를 가지고 있으며, 생활환경을 어떻게 창조하고 새로운 계획 개념을 제시하는 것이므로 계획론적인 측면에서 제언하는 연구 (Normative Study)이다.

서장에서 역사마을의 유형과 개념, 문화경관(Cultural Landscape) 등 용어를 정리한다. 또한 대표적인 한일의 역사환경보호 관련연구를 정리하고 본 연구의 위치를 명확히 한다. 더욱이 한일의 역사환경보전환경보전의 관련제도의 전개에 대한 실태와 특징을 고찰을 하고 과제를 도출한다.

일본의 경우, 주민 (民)주도의, 생활을 유지시키는 생활보전형 경관보전이다. 현재 중요전통건축물보존지구(Important Preservation District for Groups of Historic Buildings)는 110 건이 지정 되어 있으며 후보지는 3000 건에 달한다. 한국의 경우, 행정 (官)주도의 문화재보호법에 의한 엄격한 원형유지의 수법에 입각한 행정주도의, 건축물자체를 보존하는 건축물복원형 경관보전의 특징을 지니고 있다. 또한 법 제도에 의한 국가지정

역사마을은 8건 (중요민속문화재: Important Folklore Materials 7건, 사적: Historic Site 1건) 이 지정 되어 있으며 후보지는 200 건이다.

현재 한국은 문화경관이 거론 되고 있지만 아직까지는 법제도로서는 정해지지 않은 상태이다. 일본의 생활과 문화를 존중한 문화경관 (文化的景觀) 은 참고 할 필요가 있다고 생각된다. 또한 일본과 유럽 등 선진사례와 제도를 그대로 한국에 적용하는 것은 한계가 있으며, 지역의 문화와 생활을 존중한 풍수(Feng Shui), 향약(Hyang Yak: Village Code) 등을 고려한, 마을구조 시스템적인 보전체계를 마련할 필요가 있다.

제 1 편의 “제도론” 은 한국을 대표하는 국가지정 역사마을인 하회마을과 낙안읍성이 어떠한 보전제도 및 계획제도 (및 이에 관련된 사업) 에 의해 보전되어 왔는지를 전개과정과 실태, 특징을 파악하고자 한다.

문화재청에 의한 환경정비사업은, 역사마을을 1900 년 이전의 모습으로 복원 하려는 목표이며 지금도 그 목표가 지속되고 있다. 이러한 복원수법을 사용한 역사환경의 보호정비의 특징을 지니고 있다. 국가의 문화재보호법(Cultural Properties Protection Law)을 중심으로 한 원형유지의 시스템이 2000 년대 이후에는 문화재보호법과 도시계획법(Town Planning Act)의 관련성과 농지법(Agricultural Land Act) 등의 관련제도로 인해 종합적인 법제도 정비로 발전 된 것을 명확히 하였다 (문화재보호와 주변환경을 일체적으로 파악한 시점).

제 2 편의 “안동하회마을의 마을구조와 경관보전” 에서는 2010 년 8 월 1 일 한국의 역사마을로는 처음 세계유산으로 지정된 하회마을을 대상으로 어떠한 마을구조 인지, 특히 거주와 생업이 경관보전에 어떻게 관계 되어 있는지를 명확히 했다.

먼저 공간구조면에 있어 하회마을은 풍수를 바탕으로 한 한국의 대표적인 입지 유형인 “배산임수형(Bae-san-Im-su: with back to the mountain and facing the water)” 에 위치 해 있으며, 유교에 입각한 마을의 배치와 구체적인 공간구성으로 이루어 져있다 (연화부수형: Floating Lotus Shape).

하회마을의 거주분포와 지붕의 재료로부터 풍산류씨 (Poongsan Ryu Clan)가 중심으로 된 씨족마을의 사회구조의 특징을 유지 하고 있으며, 하회마을의 다양한 거주 스타일을 발견 하였다. 112 세대중 상시 거주와 공가 뿐만 아니라 “2 거점거주” 가 있다. 세대 수 별로 구분 시 상시 거주가 70 세대, 공가가 14 세대, 2 거점거주는 28 세대가 있다. 2 거점거주의 경우 절반 정도의 세대가 서울과 대구 등 대도시에 2번째 거점을 두며, 2개의 거점에 거주를 하고 있다. 낙안읍성의 거주스타일을 보면, 낙안읍성 내 거주가 기본이며, 이주를 하는 경우는 매매를 통해 이러지는 등, 하회마을의 거주 스타일과 큰 차이를 보이고 있다.

하회마을의 경우, 2 거점거주이면서도 경관이 보전되는 것은, 2 거점거주를 하고 있는 세대는 하회마을 외에 거주할 시에 친척이나 지인에게 월 20~30 만원 가량을 수고비로

지불하여 집과 마당을 관리하는 시스템이 되어 있으며, 공간으로서 경관이 저해되지 않고 경관보전에 기여하고 있는 것을 명확히 하였다.

제 3 편의 “순천낙안읍성의 마을구조와 경관보전”에서는 낙안읍성이 어떠한 마을구조 인지를 살펴보면, 특히 전통과학인 풍수에 입각하여 환경정비사업을 전개함을 알 수 있었다. 또한 토지이용과 환경정비사업의 변천으로부터 본 실태와 특징을 명확히 하였다. 또한 문화재 지정전과 현재의 토지이용은 물론 환경정비의 변천의 실태와 특징을 명확히 하였다.

먼저 낙안읍성은 풍수에 의한 입지인 “배산형(Bae-san Shape)”과 “행주형 (Hang-Ju Shape)”의 공간구성이 조합된 형태의 공간구조를 이루고 있다. 또한 한 개의 읍성으로 이루어진 마을로 보이지만 실제로 3개의 리(里)로 이루어져 있으며 3개의 리에 대응하는 구성원리(당산 등의 공동공간)를 밝혀냈다. 이를 통해 3개의 리로 구성되어 있는 공간구성과 하나의 읍성으로 결합된 공간구성의 원리를 지닌 이중구조로 되어 있는 것이 특징이다.

1970년대부터 새마을운동에 의해 전통가옥이 변모한 일반적인 면소재지 이었다. 이러한 낙안읍성을 풍수에 입각하여 공간 축에 대응하여 점, 선, 면적 요소로 분류하여 환경정비사업에 대해 분석하였다. 더욱이 이러한 환경정비사업을 시행할 시에 풍수를 염두하여 진행한 점을 본 연구에서 지적하였다. 특히 본 연구에서 공간구조형성에는 환경정비사업이 크게 영향을 끼쳤음을 밝혔다. 이를 통해 공간구조와 환경정비사업이 관계된 점과 풍수의 현대적 활용에 대해 지적한 점은 의의가 있다고 생각된다.

본 연구에서는 마을구조의 3관점(공간구조, 사회구조, 생활구조)으로 한국의 역사마을의 경관을 어떻게 보전할 것 인가를 살펴보았다. 공간구조의 키워드는 풍수(風水)이며, 사회구조의 키워드는 공동성(共同性)이며, 생활구조의 키워드는 거주(居住)와 생업(生業)임을 밝혀내었다.

아울러 3관점이 연관관계를 이루고 있으며, 역사마을의 경관보전에 관계된 점에 대해 명확히 하였다. 또한 두 마을에 대해 비교로부터 평가를 실시하여 결론을 이끌어 내었다.

더욱이 역사환경을 어떻게 활용 할 것인가에 대한 계획론연구이며, 이후의 역사마을의 후보지, 일반 농촌마을에 적용하는 것을 과제로 하겠다.

Summary

This study clarifies the Landscape Conservation on “Andong Hahoe Village (from here “Hahoe Village”)” and “Suncheon Nagan Eupsung (from here “Nagan Eupsung”)” which is one of the representative historic villages in Korea. In this study, Landscape Conservation of this two historic villages is clarified by “Villages Structure” and this Villages Structure can be divided from the three points of view: “Spatial Structure”, “Social Structure”, “Life Structure”.

“Spatial Structure” means the conditions of a location by ‘Feng Shui’ and detailed space organization. “Social Structure” contains the comparative study on “Hahoe Village: clan villages” and “Nagan Eupsung: non-clan villages”. And “Life Structure” is a relation between Landscape Conservation and residence, occupation.

The purpose of this study is to value on landscape conservation through the life of residents. There is a limit in conventional conservation method. Because we usually focus on structure conservation, I think the point that the life of residents has an influence on landscape conservation has to be emphasized.

Therefore, I estimate the historical village in Korea from the view of Village Organization. Also this study considers to find the way ‘how to conserve the landscape of historic villages’ and ‘how to create a new life environment’. In other words, it is a Normative Study to suggest a new concept on landscape conservation.

The introduction of this study clarifies the terms such as concept types of historical village and cultural landscape. It also arranges the related research and considers a question in development condition on historical environment conservation between Korea and Japan.

In the case of Japan, landscape conservation through Life-conservation is under the way led by residents. There are now 110 Important Preservation District for Groups of Historic Buildings and almost 3000 proposed sites.

In the case of Korea, landscape conservation through building restoration which led by Cultural Properties Protection Law is under the way by the government. There are 8 historical villages(7 Important Folklore Materials, 1 Historic Site) which designated by national judges and 200 proposed site.

Cultural landscape is discussed in Korea, but it’s not yet established by Law. Japanese Cultural landscape which focuses on culture and life should to be referred. Even though it not easy to apply the advanced case like Japan and Europe to Korea. Therefore Conservation system which respect regional culture and life such as ‘Feng Shui’, ‘Hyang Yak: Village Code’ needs to be on the way.

In chapter 1, “institutional theory” focus on the process of development, condition and

characteristic of the conservation. It contains that what planning system and related projects have conserved the Hahoe Village and Nagan Eupsung which are representative historic villages in Korea.

The object of the environment conservation project which led by Cultural Heritage Administration is to restore the historical village which it was before 1990. These conservation mainly feature the “restoration”. The preservation system of original form which focus on the Cultural Properties Protection Law was certainly progressed to Comprehensive legal system maintenance because of the related system such as Town Planning Act and Agricultural Land Act after 2000s.

In the part 2, “The village Organization and landscape conservation of the Hahoe Village” clarify relation between residence, occupation and landscape conservation.

From the two points of view that is, residential distribution and roofing, Hahoe Village features the social structure: clan society village. Also There are many kinds of residence style in Hahoe Village(habitual residence, vacant house and two-base residence). Out of the 112 total households, there are 70 habitual residences, 14 vacant houses and 28 two-base residences. In the case of the two-base residence, about half of the landlords have second base in a major city such as Seoul, Daegu and live in there.

However there is a big difference in residence style between Hahoe Village and Nagan Eupsung. Most of the landlords of Nagan Eupsung live in there. In the case of the movement, disposal by sale is usually on the way.

Landscape of the Hahoe Village is well-conserved even though there are many two-base residences. The reason is that most of the two-base residences have a system managing a house through employing house keeper. This system clearly contribute to the landscape conservation and be able to prevent the occurrence of vacant house.

The chapter 3 shows the village Organization and landscape conservation of the Nagan Eupsung. Environment improvement project of Nagan Eupsung is based on traditional science: ‘Feng Shui’. It also clarifies the changes and characteristic of land utilization and environment improvement project.

There are 2 types of space organization which is based on ‘Feng Shui’ in Nagan Eupsung. One is “Bae-san Shape” and the other is “Hang-Ju Shape”.

In terms of more specific space organization, Nagan Eupsung has dual structure. Nagan Eupsung consist of three ‘Ri’ and each ‘Ri’ has the community space such as ‘Dang-San’ although it seems like Nagan Eupsung consist of one village. Therefore, dual structure of Nagan Eupsung are composed of the space organization which is organized by three ‘Ri’ and which is combined with one Eupsung.

Nagan Eupsung had been changed from traditional house into the seat of general 'Myeon' office. This study focus on the environment improvement project which classifies the element of dot, line and surface and which is based on 'Feng Shui' when the restoration project was under the way.

This study focus on the way how to conserve the landscape of historical village in Korea through 3 terms of village organization(spatial structure, social structure and living structure). The point of spatial structure is 'Feng Shui'. The point of social structure is 'collectivity'. And the point of living structure is 'residence' and 'occupation'.

These 3 terms have connection each other and certainly related to landscape conservation of historical village. Also, the comparative study of two villages could draw a conclusion.

Furthermore, this study is a planning research on how to make the best use of historical environment an adjust these to proposed site of historical village and general farming villages.

集落構造からみた韓国歴史的集落の景観保全に関する計画論的研究
—安東・河回村と順天・樂安邑城を事例に—

目次

序章：方法論

0-1	研究の背景・目的.....	1
0-2	基本概念の定義と用語整理.....	4
0-2-1	韓国のマウルの概念と分類.....	4
0-2-2	文化的景観保全の現れ.....	6
0-2-3	文化的景観に対する位置づけ.....	6
0-3	韓国と日本の歴史的環境保全制度の展開.....	7
0-3-1	韓国の歴史的環境保全制度の展開.....	7
0-3-2	日本の歴史的環境保全制度の展開.....	10
0-3-3	韓国と日本の歴史的環境保全制度の比較および考察.....	11
0-4	既往研究と本研究の位置づけ.....	13
0-4-1	既往研究の整理と評価.....	13
0-4-1-1	行政による調査報告書.....	13
0-4-1-2	研究論文.....	14
0-4-1-3	関連文献.....	16
0-4-2	韓国の歴史的環境保全の代表的な研究者.....	17
0-4-2-1	ソウル大学建築学出身の研究者.....	17
0-4-2-2	ソウル大学造園学出身の研究者.....	17
0-4-2-3	その他の大学出身の研究者.....	18
0-4-2-4	その他史学および美術学分野の研究者.....	18
0-4-2-5	小結.....	18
0-4-3	本研究の位置づけ.....	19
0-5	論文の構成および研究の方法.....	20
0-5-1	論文の構成.....	20
0-5-2	研究の方法.....	21
0-5-3	調査の内容.....	21

第1編： 韓国歴史的集落の実態と景観保全「制度論」

第1章：歴史的環境保護制度からみた安東・河回村の景観保全に関する考察

1-1	はじめに.....	26
1-1-1	研究の背景と目的.....	26
1-1-2	研究の方法.....	26
1-1-3	既往研究と本研究の位置づけ.....	26
1-2	河回村の地域概要.....	28
1-2-1	河回村の立地.....	28
1-2-2	河回村の成立・人口.....	28
1-2-3	河回村の産業・観光.....	29
1-2-4	河回村の空間構造及び土地利用.....	29
1-3	歴史的環境保全制度からの景観保全.....	32
1-3-1	文化財保護法による景観保全.....	32
1-3-2	都市計画法による景観保全.....	35
1-3-3	環境保全関連法による景観保全.....	37
1-3-4	景観法による景観保全.....	38
1-4	世界遺産登録と景観保全.....	39
1-4-1	世界遺産登録の根拠.....	39
1-4-2	世界遺産登録までの経緯.....	40
1-4-3	世界遺産登録以降の自治団体による保存・活用の実態.....	40
1-5	まとめ.....	41

第2章：順天・樂安邑城における文化財保護と都市計画の関連制度からみた歴史的景観保全

2-1	はじめに.....	44
2-1-1	研究の背景と目的.....	44
2-1-2	研究の方法.....	45
2-2	樂安邑城の概要.....	47
2-2-1	歴史的特徴：韓国のマウル（集落）の類型と邑城.....	47
2-2-2	樂安邑城の地理的・社会的特徴.....	47
2-2-3	樂安邑城における土地利用の特徴.....	49
2-3	都市計画の変遷からみた樂安邑城.....	51
2-3-1	本章における問題意識と視点.....	51
2-3-2	1978年度の樂安邑城の都市計画.....	51
2-3-3	1985年度の樂安邑城の都市計画.....	53
2-3-4	2002年度以降の樂安邑城の都市計画.....	55
2-3-5	農業振興からみた樂安邑城の景観保全.....	55
2-4	樂安邑城の保護政策の展開：都市計画との関係からみた樂安邑城の文化財保護	

(周辺環境との関係)	57
2-5 まとめ.....	60
2-5-1 都市計画による文化財保護の特徴.....	60
2-5-2 制度及び計画の対応.....	60
2-5-3 今後の課題.....	61

第2編：安東・河回村における集落構造と景観保全「ケーススタディ1」

第3章：安東・河回村における歴史的環境の景観保全に関する一考察

3-1 はじめに.....	66
3-1-1 研究の背景と目的.....	66
3-1-2 研究の方法.....	67
3-2 河回村の位置づけ.....	69
3-2-1 韓国全体からみる河回村の位置づけ.....	69
3-2-2 文化財に指定された歴史的集落からみる河回村の位置づけ.....	69
3-2-3 農業振興・観光要素からみた河回村の位置づけ.....	69
3-3 河回村の空間構造及び土地利用.....	70
3-3-1 河回村の伝統的空間構造.....	70
3-3-2 河回村の現代的土地利用の実態.....	70
3-4 河回村の歴史的景観保全システム.....	71
3-4-1 河回村の歴史的景観保全システム.....	71
3-4-2 農村マウル総合開発事業による景観保全.....	71
3-4-3 農業振興による景観保全.....	72
3-5 知見.....	73

第4章：安東・河回村における居住と生業が景観保全に果たす役割

4-1 はじめに.....	75
4-2 本章の位置づけ.....	76
4-3 社会構造からみた河回村の空間構成.....	77
4-4 居住・生業からみた河回村の景観保全.....	78
4-4-1 居住の多様性からみた河回村の景観保全.....	78
4-4-2 住民の生活・生業からみた河回村の景観保全.....	80
4-5 まとめ.....	82

第5章：社会構造からみた安東・河回村の景観保全に関する考察

5-1 はじめに.....	85
5-2 本章の位置づけ.....	86

5-2-1	韓国文化財庁による調査研究の展開	86
5-2-2	日韓における景観保全関連研究と課題	87
5-3	社会構造からみた河回村の景観の特徴	89
5-4	地域住民及び行政による景観保全活動の変遷	90
5-4-1	河回村保存会による景観保全活動	90
5-4-2	行政による景観保全活動	91
5-5	まとめ	93

第3編：順天・楽安邑城における集落構造と景観保全「ケーススタディ2」

第6章：順天・楽安邑城における邑城と里の空間的特徴と保全指定後の変容および管理実態

6-1	はじめに	95
6-2	楽安邑城に関する国内外の既往研究動向の整理と本章の位置づけ	96
6-3	楽安邑城の概要	97
6-4	楽安邑城の空間構成と土地利用の変遷	98
6-4-1	楽安邑城の空間構成の特徴	98
6-4-2	1985年の土地利用の実態	99
6-4-3	2013年の土地利用の実態	100
6-5	楽安邑城保存会とその役割	102
6-6	まとめ	103

第7章：順天・楽安邑城における伝統的空間構造との対応からみた環境整備事業の展開と景観保全

7-1	はじめに（研究の目的と方法）	106
7-2	既往研究および関連文献からみた本研究の位置づけ	107
7-3	楽安邑城における伝統的空間構造と風水	109
7-4	楽安邑城の環境整備事業の展開とその特徴	113
7-4-1	楽安邑城の環境整備事業の計画	113
7-4-2	韓国歴史的集落における楽安邑城の環境整備事業の費用とその特徴	114
7-4-3	楽安邑城における環境整備事業の展開と実態	116
7-4-4	楽安邑城における環境整備事業と風水の関係性	119
7-4-5	楽安邑城における周辺農地の圃場整理と景観保全	120
7-5	まとめ	122

終章

8-1	まとめ	125
8-2	知見：安東・河回村と順天・楽安邑城の比較からみた歴史的集落の捉え方	131
8-3	提言：「一体的景観保全」	133

序章

序章

第1節 研究の背景・目的

韓国の歴史的集落は、植民地時代（1910～1945）、朝鮮戦争（1950～1953）、セマウル運動（1970～）など、戦災や近代化の影響を受け、歴史的景観の多くが失われた。また、「居住・生業（農業）の変遷」や「現代的生活とのギャップ・矛盾」・「過疎高齢化」・「空家の増加」など、さまざまな問題を抱えている。このような問題点に対応して、その歴史的集落の景観をどのように保全するかが主眼であり、直面した実践的課題であると考えている。

特に、1960年代後半から経済発展による都市化及び1970年からセマウル運動を含む農村の現代化により、多くの伝統的な家屋および集落が大きく変化した。このようなところに危機感を持ち、1970年代中盤から国の政策として、歴史的集落を保護しようとする動きが現れた。

その結果、文化財保護法に基づいて、文化財管理局（現在の文化財庁、日本の文化庁に相当する）が所轄し、1980年に安東河回村・慶州良洞村・済州邑城村の3箇所が地方民俗文化財に指定された。その後、1983年に順天・樂安邑城が史跡に、安東・河回村、済州・邑城村、慶州・良洞村が1984年に重要民俗文化財に指定された。

この4箇所が国の歴史的集落（史跡1箇所・重要民俗文化財3箇所）として指定され、面的保護を受けている。しかし、当時の韓国の歴史的集落の保護は文化財保護法に基づく、国主導の原型維持・凍結保存の厳しい規制であったことには様々な問題があったと判断する。その結果、2000年以降は規制の緩和および文化財保護法だけでなく、都市計画法と連携するなど、総合的な歴史的集落の保護の法体系が整備された。

一方、初期の韓国歴史的集落の研究は、建築史分野を主流として、歴史的集落の調査および研究が進められていた。当時は、建築物の歴史的価値を重視した、建物を重点的に保存するという考え方が主であった。

しかし、周辺環境（農地、河川、山林など）など面的に保全する発想があまりみられなかった。本研究は、物的環境を保存するという建築史の分野の研究内容でなく、居住者が生活している物的環境としての歴史的環境を保全する生活の要素が考慮されてなかったことに問題意識を持っており、人間生活と一体的に関係している景観資源や祭りなどの生活と関係する景観の捉え方を重視すべきであると考えられる。

1999年、山崎は日本建築学会の建築雑誌に「民家再生にみる発展的創造と開かれた活用主体 —民家・集落ストックの活用保全—」をテーマに論説を報告している。その意図は、従来（20世紀以前）の民家・集落ストックの博物館的保存に問題意識を持っており、大きくは都市化時代に対応した問題解決型の農村計画論から脱皮した、新たな計画論の構築を目指していた。それらによって2000年代以降は「地域文化建築」・「ムラの潜在的資源」の発見的創造への視座から可能性を確認すること

だった。

まず、建築学において民家の保存と再生には、大きく 3 つのアプローチがある。第一はこれまでの「建築史」の分野（建築史・文化行政）、第二は「都市計画・農村計画」の計画分野（計画と建設・企画）、第三は、建築素材に着目した「建築設計」の分野であることを指摘している。

また、民家および集落を再生させるためには、文化的価値、景観的価値、記述的価値の「文化継承的価値」を重視した上で、さらに「現代的・創造的価値」である「かたち」（地域建築文化）と「用」（環境資源活用）を加えて捉える。

本研究では、このような考え方を念頭において、韓国の歴史的集落の景観保全と活用を達成するために、さらなる展開と理論の構築を目標としている。具体的な内容は以下である。

まず、歴史的集落の景観保全に関わる法制度による文化財の保護だけでなく、地域住民の生活が景観の保全と密接に関係しているという認識が、景観の保全と管理において重要であるという視点から研究を進める。

また、人々が実際に暮らし続けている歴史的集落において、物理的な歴史的建造物（民家）と、そこに居住している住民の生活と生業が、お互い調和し生み出す景観を維持することは極めて重要な内容であることを認識している。これらの認識から、歴史的集落の景観保全の研究を行う際に、「空間構造」と「社会構造」との関係を入れながら、さらに現代における「生活構造（居住・生業）」の要素がどのように関係しているのかについての点から評価し、そのあり方を検証することが大きな研究課題である（図 1 参照）。

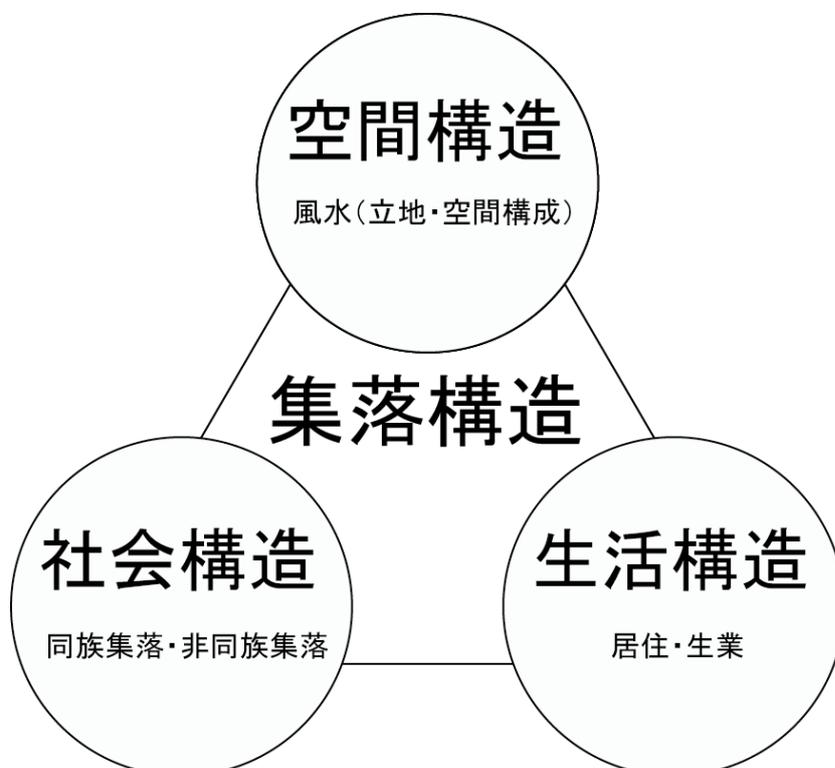


図 0-1 博士研究の視座「集落構造」の概念図

その際に、本稿の重要な 3 つのポイントである、空間構造・社会構造・生活構造との関連から、「集落構造」という視座から、景観保全の研究を進めている。

このように、空間構造・社会構造・生活構造の視点を取り入れ、新たな景観保全における計画概念の位置づけを明確にし、これからの歴史的集落における展望を行うことから計画論的研究としている。

対象地域として、韓国で伝統的空間構造や形態及び文化が多数残されている二つの代表的な歴史的集落を取り上げ、ケーススタディを行う。一つ目は、「同族集落」であり、慶尚北道の安東市に位置する河回村（以下、河回村）である。二つ目は、非同族集落である「邑城集落」であり、全羅南道の順天市に位置する楽安邑城（以下、楽安邑城）である。

上記の研究課題を達成するために、以下の具体的な課題を設定して研究を行った。

- ① まず、第 1 編の「制度論」では、どのような歴史的集落の保護制度によって河回村と楽安邑城が保護されているのかを明らかにする。その際、制度の展開過程から実態を把握し、どのような特徴があったのか、また課題について明らかにする（総合的な法制度の発展、日本との比較から課題を明らかにする）。
- ② 次に、第 2 編は、河回村の現地調査を行い、まとめた「事例研究①」である。本編では集落構造と景観保全の関係について考察する。特に河回村の社会構造、居住スタイルと生業と景観保全の関係性について明らかにする。
- ③ さらに、第 3 編では、楽安邑城の現地調査を行い、まとめた「事例研究②」である。本編では集落構造と景観保全の関係について考察する。特に、楽安邑城の伝統的空間構造がどのようになり、またどのように継承されてきたのかについて明確にし、現代における公共の環境整備事業がその空間構造とどのように対応しているのかについて明らかにする。

最後に、両集落を比較し、そこで得られた知見をまとめて結論にする。また今後どのように韓国の歴史的集落を創造し、設計につなげるのかについて考察する。

第2節 基本概念の定義と用語整理

まず、「マウル」の概念と分類を行った上で、近年の「文化的景観」に至るまでの経緯とその特徴と課題について示すことにする。

近年、歴史的集落環境保全の新たな捉え方として、従来の点的・面的保護だけでなく、生活・空間・営みが一体となって関係を断絶するのではなく、つながりを継続しながら景観保全を図るという考え方「文化的景観」が現れた。このようなテーマは今後日本国内外でも極めて重要なテーマとなると考える。本稿では、このような「空間」と「営み」の関係性にポイントを置いて、新たな景観保全の計画概念を展開していくこと主眼であり、文化的景観をどのように評価し、具体的にどのような捉え方をしているのかについて考察する。

0.2.1. 韓国のマウルの概念と分類

現ソウル大学建築学建築史研究室の教授（現韓国建築歴史学会副会長）である田鳳熙の「朝鮮時代の氏族マウルの内在的秩序と建築的特性に関する研究（ソウル大学博士論文、1992）」（参考文献 35）によると、朝鮮時代のマウル（日本の集落に相当する）の概念と性格の分類を行っている。その内容は以下である。

韓国の「マウル」という用語は、部落、聚落、村落、郷村などに分類でき、「村落」と「聚落」は比較的に地理学的な立場で使われており、群集体としての空間的な性格が強いと指摘している。「部落」は、前の村落と聚落より、構成体として強調された用語であり、社会的意味を持つと述べている。「郷村」という用語は、ひとつのマウルを示すものでなく、マウルの連合体であり、例えば都城のようなことを意味しており、主に歴史学界で使われていることを指摘している。

韓国の建築学界では、「部落」という用語が頻繁に使われており、その理由を 20 世紀初期に善生（参考文献 18）らが初めて使用したものが継続されていることを指摘している。

田鳳熙は、上記の内容のようにマウルは日本の集落と全く一致するものでないと主張している。マウルという用語自体は、群集的な性格を強調しており、既存の部落、聚落、村落、郷村などを包括した中性的な価値を持っていると述べられており、今後ハングルの用語を定着させようとする主旨からスタートしている。マウルの前に形容詞を使って具体的な意味を伝えようとしている（例えば、両班マウル、農村マウルなど）。

さらに、田鳳熙らが執筆した韓国歴史学会による「한국건축답사수첩（和訳：韓国建築踏査手帳）（2006）」（参考文献 36）の第 4 章「マウルと邑城」で、マウルの概念について示されている。前近代社会のマウルは自然境界に基づいた日常生活と自足生産が行われる社会・領域的な基礎単位であると同時に、洞祭（マウルの神に捧げる共同の祭事）と郷約（マウルの自治規約）が行われる民族共同体であると定義している。

本稿では、このような内容を抑えた上で、総括にとらえた概念の「マウル」であることを念頭に置いた上で、日本の「集落」の用語を使うことにする。

朝鮮時代のマウルの性格を住民構成上の特質で分類すると、血縁を基盤とした「氏族マウル（本研究では同族集落）」、地縁に基づいた「格姓マウル（本研究では非同族集落）」、特殊な産業と関連する「特殊マウル」の大きく3つで分類されていることを田鳳熙は指摘した（表0-1参照）。

「氏族マウル」の大多数は祖先の崇拝の観念が強く、郷村社会で支配的地位を維持するために姓氏を表に出しており、士族の勢力によるものである。氏族マウルは高麗時代末期と朝鮮時代初期に発生し、16～17世紀に繁盛している。また氏族マウルは地域的に分布するのではなく、全国的に分布する朝鮮時代の代表的なマウルの形態であると指摘している。

本稿で扱う「氏族マウル」という用語は、父系と母系を混用する日本の同族集落の概念と異なっており、韓国の場合、朝鮮時代の支配階級である両班、また父系であることを念頭に置いて、日本の用語である「同族集落」を使うことにする。

一方、「格姓マウル」は、生活において地理的に利便性のある場所、即ち邑城に近い場所、海運・江運などの地域に形成されたマウルである。その代表的な例として、邑城マウルがある。邑城マウルの住民は、62名から124名による官吏と、数人の地主と多数の小作農、市場の商人により構成されている。特に官衙および行政官庁と郷校など、地方の中心施設が位置しており、これらが一般のマウルとの相違点である。

さらに、「特殊マウル」は、鉱工業などを主にする高麗時代以来の郷・所・部曲・驛院などがあり、主に賤民（社会階級で最下層の人、常民以下）などの特徴があることを指摘している。

表0-1 朝鮮時代のマウルの性格（田鳳熙の博士論文の表4-1 pp. 65参照）

区分	住民構成	特性
氏族マウル	両班、在地士族	儒教的景観
格姓マウル	常民	邑城・氏族マウルの周辺
特殊マウル	賤民	奥地、特産地、驛院、寺下

0.2.2. 文化的景観保全の現れ

日本では 1970 年代から始められた重要伝統的建造物群保存地区のような「建造物」「建造物群」を中心とした面的保護（建築学的発想）が本格的にスタートした。

しかし、重伝建制度は建物以外のモノに対しての配慮が不足していた。その内容として、大きく 2 つの要素がある。そのひとつは、「環境物件」であり、木、山、川、水田などの建物以外の景観要素である。もうひとつの要素として、「営み」がある。人間生活と一体的に関係している景観資源や、祭りなどの生活と関係する景観の捉え方は重視されていなかった。

このように、2 つの要素が欠けていることから 2000 年代に入って、「環境物件」や「営み」のような無形的なものを尊重する「文化的景観」の考え方が現れた。これらは暮らしのような無形的な要素まで含み、一体となって景観を扱うことが特徴である。

0.2.3. 文化的景観に対する位置づけ

文化的景観に対するアプローチの仕方として 3 つの項目を挙げるができる。

- ① まず、景観を保全するための制度の手法を明確にする必要がある。文化財保護法だけでは景観を保全するには限界があり、様々な制度との関係から総合的な法制度でコントロールする必要がある。
- ② 次に、生活・生業を重視する考え方がある。生活秩序の中での景観が存在し、価値を持っているという視点である。同時に生活だけでなく、産業（生業）も関係している。
- ③ さらに、建物と周辺環境の一体性があり、単体に対する総体のような空間的論的視点がある。

このように、景観を保全するためには、制度を把握した一体的な視点が必要である。また、景観の質を理解するためには生活との関係により理解する必要がある。さらに、空間の構成を理解するためには単体と集合体の考え方が必要である。

第3節 韓国と日本の歴史的環境保全制度の展開

0.3.1. 韓国の歴史的環境保全制度の展開

20世紀頭から日本の植民地政府（朝鮮総督府）による、郷校財産管理規程（1910年）や寺刹令（1911年）などをはじめとし、1916年には「古蹟及び遺物保存規則」が制定されるなど、古蹟及び遺物の保存行政を開始している。本規則は日本本土で制定された史蹟名勝天然記念物保存法（1919年）に基づいて制定されたものである。

1933年には「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令（以下保存令）」が制定され、古蹟及び遺物保存規則は廃止された。保存令では古蹟および遺物だけでなく名勝と天然記念物まで保存対象が拡大された。また現状変更時には朝鮮総督府の許可を受けることが規定されており、建物と建物周辺を保存する最初の法令であった。その時の代表的な研究者である、善生永助（京都大学・農学博士）や村山智順（東京大学・社会学博士）による集落および民家の研究が行われた。代表的な文献として、「朝鮮の風水（1931）」（参考文献17）、「朝鮮の集落（1935）」（参考文献18）がある。

1945年の開放後、1948年大韓民国政府が樹立された後も保存令は継続された。1962年に「文化財保護法」が制定され保存令は廃止された。文化財保護法により文化財の保護対象が拡大され、無形文化財・民俗資料・埋葬文化財などが含まれた。

1970年代から急速な経済的発展により都市化が進み産業化過程において多くの伝統家屋が消失・変形された。またセマウル運動により、伝統家屋の屋根材料が藁葺きからトタン・スレートに変形された。このような背景から1970年代以降伝統家屋の調査が行われた。

行政による集落調査の代表的な例として、1973年12月に始まった韓国文化財管理局（文化財庁の前身）による樂安邑城の集落調査が挙げられる。当時のメンバーは文化財専門委員である張籌根・孟仁在・申榮勲らであり、彼らが行った総合調査が初である。1978年に重要家屋の個別調査、さらに、1982年・83年に詳細な集落調査が行われた。そして1985年に総合的な報告書として「樂安邑城民俗マウル（集落）細部現況総合調査報告書」がまとめられている。この報告書は、現況編と計画編から構成されており、樂安邑城のその後の保護計画の基礎となっている。

このように、1970年代に行われた個の文化財登録と集落調査は国による本格的なマウル管理の出発点として評価できる。1983年に樂安邑城（史跡）、1984年に河回村（重要民俗文化財）などが国の歴史的集落として指定され、「文化財保護法（1962年制定）」による保護が始まった。当時は凍結保存の性格であり、原型維持が基本的な方針であった。

さらに、1984年に従来の史跡・重要民俗文化財の原型維持から緩和した「伝統建造物保存法」が制定された。その内容は日本の重要伝統的建造物群保存地区に類似しており、伝統建造物保存地区として保護されはじめた。伝統建造物保存法第3条第2項の規定では、伝統建造物が密集しているか、伝統建造物が周囲環境と一体になって歴史的価値を形成しており、特に地域全体を保存・管理する必要があることが認められた場合に、当年伝統建造物がある地域を伝統建造物保存地区に指定することができる」と示されている。これらの経験を経て1988年に高城旺谷村と牙山外巖村が指定された。

日本の重要伝統的建造物群保存地区と異なる要素として、国主導であったこと、また農村集落に限

定されていたことや環境物件の規定がされてなかったことを西村幸夫は指摘している（参考文献 25）。

伝統建造物保存法は、所有者が財産権制限・生活の不便などを理由に指定を避けようとする傾向があり、同法の活性化・実効化が厳しいと判断し、1999 年に廃止された。上記の二つの集落は 2000 年に重要民俗文化財に編入された。

また、2004 年文化財庁によって作成された「民俗マウル保存活用及び総合整備実践計画」の報告書では、フィジカルな側面の原型維持だけでなく住民の生活を尊重した基準が策定されたことが特徴である。

一方、2000 年代に入ってから、乱開発が社会的問題になり、政府は「先計画」・「後開発」という政策を目標とし、既存の都市計画法（1962 年 1 月 20 日制定）と国土利用管理法（1972 年 12 月 30 日制定）が統合され、「国土の計画及び利用に関する法律」が 2002 年 2 月 4 日に制定された（以下、都市計画法）。同法は都市地域と農村地域が統合されるなど国土を一律的に捉えることを可能にし、非都市地域に都市計画法を適用したことが特徴である。これらの法律により、主に農村地域に位置する韓国の歴史的集落が都市計画法による用途地域である自然環境保全地域や生産緑地地域などにより周辺の農地の保全が可能になった。また用途地区（歴史文化環境保存地区）により文化財保護法と連携した保護の仕組みに発展している。

さらに 2007 年に、国土の体系的な景観の管理のために、各種の景観資源の保全・管理に必要な事項を定め美しく快適な地域特性と国土環境および地域環境の造成に寄与することを目的に景観法が制定された。しかしこれらは主に都市に集中しており、農村地域に位置する歴史的集落には影響力がほとんどない状況である。また現在の景観法による景観保全は「景観条例制定」とその条例に基づく「景観管理」が主である内容から大きな役割を果たすことができなかった。

農村地域の場合、韓国の農林部（日本の農林水産省）が一般農村の自立基盤を構築し、活性化の方向を模索するために、2004 年から 2017 年まで全国に約 1000 箇所を目標として推進する「農村マウル総合開発事業」があげられる。

事業圏域に指定されると約 70 億ウォン（約 6 億円）が支援される。主要な内容は、地域に散在する資源を発掘・活用し、地域の実情に適用した農村マウルの景観改善、生活環境整備、所得基盤の拡充、地域社会維持のため、人口誘致および地域革新のための地域力量強化などの総合整備を行う事業である。歴史的集落の中では唯一、太極圏域として河回村（河回 1 里）が含まれた。また河回 2 里・広德里の 3 集落によって構成されていることが特徴であり、ひとつの集落だけでなく周辺地域との連携を重視している。また 2010～2014 年まで 5 年間、46 億 7 千万ウォン（約 5 億円）の事業費が投入されて、景観事業やコミュニティ施設・福祉施設・観光施設の建設などが行われた。しかし文化財保護区域内では規制が厳しいことから主に広德里で行われている。歴史的集落の保全に対応した事業ではないが、一般的な複数の集落を圏域として捉え、地域との連携や地域の活性化であることなどあらたな試みになっているところには評価したい。

これらの経験により、2008 年韓国文化財庁の国際交流課により世界遺産登録申請資料（以下、申請資料）の「韓国の歴史マウル河回・良洞」が作成された。本申請資料は、「建築分野」の専門家として現成均館大学建築学科名義教授（元 ICOMOS 韓国委員長・元韓国建築歴史学会会長）、「景観分野」

の専門家として現慶星大学都市工学科教授らが保存状態のモニタリングの責任者として参加しており、保全管理計画を提示している。

その保全管理方針として、既存の保存方針はマウル内の建築物と景観の「原形維持」に着目する傾向であった。しかし、そのような物理的環境だけでなく、周辺の自然環境、生産領域とマウルに継承されてきた無形遺産などによって構成されるものであり、このような要素などが統合的に管理される必要があると指摘している。

韓国文化財庁報道資料によると、2010年5月に、世界遺産諮問機構であるICOMOS（国際記念物遺跡協会）は世界遺産センターに提出された評価報告書により、連続遺産である河回村と良洞村を総合的に保存・管理するシステムの完備が必要であることを理由に「韓国の歴史的集落：河回と良洞」の世界遺産登録申請書に対して登載保留（refer）を勧告した。

韓国の文化財庁はICOMOSの保留勧告とその主要な理由を予測し、2010年の頭から国内の専門家及び慶尚北道、安東市、慶州市など関連自治団体との協議を行い、対策を取り始めた。2010年4月に両集落を統合的に保存・管理する「歴史的集落保存協議会」を構成し、初協議を安東市で開催した。このようにICOMOSが登載保留に勧告した原因を解決した。

このような背景から文化財庁は、歴史的集落統合管理システム構築に対する追加説明資料を作成した。2010年6月にICOMOS本部と世界遺産センターに直接提出し、理解と協調を求め、世界遺産登録の当為性を説明する広告資料を製作した。それらの資料を21ヶ国の世界遺産委員会・委員国に伝達し、登載の支持・交渉活動を積極的に推進した結果、ブラジルのブラジリアで開催された第34次世界遺産委員会で世界遺産として登録されることになった。

登載決議案では世界遺産登録以降の措置について、「韓国の歴史的集落：河回と良洞」の持続可能な保存と発展のため集落と住民の需要能力を考慮した観光管理計画を樹立・施行することを勧告した。

保存と活用の主体である慶尚北道（県）では、河回村と良洞村を総合的に保存・管理する「歴史的集落保存協議会」を支える慶尚北道の条例として、「慶尚北道世界遺産保存管理や支援に関する条例（2011.06.06制定）」がつくられた。

さらに、安東市は世界遺産河回村の効率的保存管理及び活用活性化のため「村の職人指定制度」を推進している。本制度は河回村の固有な生活文化の機能・芸能保有者を発掘・育成する内容で、固有性・完全性を伝承する。これらは安東市文化遺産保護条例に基づいて、①2011年10月、村の職人指定、②2012年に安東市文化遺産に指定する計画、③道（県）・国無形文化財指定のような流れで行われる。村職人の指定対象の項目は①住居（茅葺・瓦葺）、②信仰及び社会共同体（祭礼・祭事・民間信仰・船職人）、③祭り項目（花火祭り・花見・伝統歌）、④飲食項目（宗家飲食・伝統飲食）、⑤工芸項目（仮面工芸・わら工芸）の5つの指定項目があり、河回村で現在29名が推薦された。

このように、世界遺産登録以降、総合的な保存・管理システムの構築とそれを支える事業として、「世界遺産河回村の住民力量強化講座運営計画」と「村の職人指定制度」の住民による保存と発展のための需要能力を考慮した管理計画を制定している。

0.3.2. 日本の歴史的環境保全制度の展開

日本は戦前から歴史的環境を守るムーブメントが始まっていた。史蹟名勝天然記念物保存法（1919）、国保保存法（1929）など点的文化財保護が開始された。

戦後、歴史的風土の保存について、最も初期段階にあるものが「古都保存法（1966）」など国レベルの文化財保護が都市保護の流れになる（京都、奈良、鎌倉）。

「文化財保護法（1950）」が制定され、文化財の概念が無形、民俗資料などに拡大された。また「デザインサーベイ」があり、歴史的町並みの関心が現れ、様々な分野で研究が進んでいる状況であった（歴史分野と計画分野）。当時のキーパーソンとして東大建築学出身の伊藤ていじがいる（磯崎新など）。歴史・設計・計画の連合が共に研究を行う時代であり、その流れの中で様々な集落の研究やデザインサーベイが行われた。

次に、もうひとつの項目で町並み保存に関する条例ができてくる。その代表的な条例として1960年代以降、金沢市伝統環境保存条例（1968）、京都市市街地景観条例・高山市市街地景観保全条例（1972）、白川村自然環境の確保に関する条例（1973）などがあり、この部門が地域と密着した保存の内容であると判断する。

このように国レベルの文化財保護法制度と町並み保存条例が両輪となって、具体的に制度が整備された。「法令と条例の関係」からの制度面の発展。地域のムーブメントと学術的な動きと政策と法制度が合致して歴史的町並みが進んでいる。1965年以降具体的な展開がみられた。

このような動き以降、1975年に文化財保護法の改正で「重要伝統的建造物群保存地区（現在108箇所）」に法制度の整備が行われた。当時伝建地区が文化財として指定されたのは異様であった。有形・無形文化財だけでなく、地区を文化財にしたことについて、フランスやイギリスなどの西欧の影響があったと言える。

次に、住民運動、町並み保存連盟など市民運動の展開、まちづくりと連動してくることが重要な内容としてあげられる。都市計画による歴史環境保全の発展があり、その都市計画によるまちづくりと一体となった動きが現れた。これらの経験を経て「文化的景観（2004）」が現れた。代表的な研究者として西山徳明がいる。

また、同時に町並み保存の制度が、歴史まちづくり法につながる。歴史的環境の保存だけでなく、まちづくりとの連動の流れがでてくる。

	1950年以前	1960	1970	1980	1990	2000以降
日本	★★ 国保保存法・1929 ★★ 史蹟名勝天然記念物・1919	★ 文化財保護法・1950 ▲ デザインサーベイ・1950年代以降	● 町並み保存に関する条例・1960以降	★ 文化財保護法の改正・1975 伝統的建造物群保存地区 現在108箇所・候補地3000箇所		★ 文化財保護法の改正・2004 文化的景観 ★ 歴史まちづくり法・2007
特徴	点的文化財保護の始まり	文化財保護法と町並み保存条例が両輪となり、具体的な制度が整備	当時伝建地区が文化財として指定されたことは異例「面的文化財保護」の始まり	歴史環境の保存だけでなく、地域資源の活用・まちづくり・コミュニティ活動との連携から保全する着眼点		
韓国	★ 朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令・1933	★ 文化財保護法・1962	▲ セマウル運動・1970以降	★ 民俗マウル指定・1983以降 ★ 重要民俗文化財・史蹟1箇所 現在7箇所・候補地200箇所	★ 伝統建造物保存法・1984 1999廃止	★ 国土の計画と利用に関する法律・2002 ▲ 農村マウル総合開発事業・2004
特徴	歴史的環境保全の試みがはじまり	日本の文化財保護の枠組み 当時、文化的・芸術的価値の高い記念的な建造物単体が主な対象となっていた	農村部における面的保全施策が導入。 「セマウル運動」により農村環境の近代化が進み、伝統的民家の減少や変貌	「面的文化財保護」のはじまり 集落内の複数の点の保存の集積として保存。「原型維持」の厳しい制限が懸念されていた。	周囲の広域的な環境を管理するための政策の転換。 また既存の重要民俗文化財と比較して築50年以上の民家などの建造物などに緩和された。 日本の重伝建と異なる要素として、国主導であったこと、農村集落に限定されていたこと、環境物件の規定がされてなかったこと。	「都市計画法と国土利用管理法が統合」、都市計画的手法による都市保全がスタートし、都市計画区域内では美観地区が中心的に適用、保存地区と高度地区がそれを保管する仕組みになった。 一般の農村集落を対象とし、自立基盤を構築、農村活性化の方向を模索。ひとつの集落だけでなく、多数の集落で圏域として周辺地域との連携を図っている。

★ 法 ● 制度 ▲ 運動・事業

図0-2 韓国と日本の歴史的環境保全制度の比較

0.3.3. 韓国と日本の歴史的環境保全制度の比較および考察

まず、法制度により指定された韓国と日本の歴史的集落の違いとして、韓国の歴史的集落の数が大幅に違うことが特徴である。韓国の場合は、植民地時代、朝鮮戦争、セマウル運動などいろんな経緯で歴史的集落の保存度が日本と比べて圧倒的に低い。まずこのような内容を示す必要があると考える。

日本の場合、重要伝統的建造物群保存地区は110箇所、さらに文化的景観は3000箇所が候補にあげられている。実際リストアップされたところは1800箇所ある状態である。このように1000箇所以上の集落は保存対象になっており、文化財の保護を含む景観保全の計画が立てられている（図0-2参照）。

しかし、韓国の場合、8箇所の集落が歴史的集落に指定されているが、非指定の候補たちも約200件しかない状況である。

また、文化財保存・景観保全を対象にするのか、農村・自然的な保護の仕組み（問題意識）があるのかによってアプローチの仕方が異なる。

日韓の歴史的環境保全の大きな違いは、基本的に日本の重要伝統的建造物群保存地区の場合「住民

主導」であり、現在残っているモノを保全するという手法である。重要民俗文化財（7箇所）と史跡（1箇所）に指定されている韓国の歴史的集落は、「行政主導」であり、文化財としての原型維持を第1の目標としている。

このような内容は、白川郷と安東河回村の姉妹集落の繋がりを切掛けに、安東市文化芸術課側の先進事例の踏査と取材を行う際に、通訳の依頼により、2015年4月三日間参加した際に得られて内容でもある。

必ずしも日本の保全手法を取ると、いい保全になることではあるまいが、「生活保全」や「文化的景観」のような内容を抑えることや環境物件および農業の継続について考えることはこれからの一般的な農村集落を考える上でも重要であると考えている。

第4節 既往研究と本研究の位置づけ

本節では、日韓における歴史的集落の環境における主要な研究と文献についてサーベイを行う。特に、建築学、都市計画学、造園学、地理学、社会学など多様な分野の研究動向より、本研究の位置づけを行うことは意義があると考えている。また、行政による調査報告書と研究論文、関連文献（専門書籍など）に分類してその特徴と課題を明らかにする。

0.4.1. 既往研究の整理と評価

韓国の歴史的集落及び楽安邑城の保護に関する既往研究には、韓国政府文化財庁による調査研究の他、地理学、社会学、建築学、都市計画学、造園学をはじめ多岐の分野に渡る研究蓄積がある。ここでは韓国の歴史的環境保全の研究の流れを整理する。

0.4.1.1. 行政による調査報告書

まず、韓国の行政による、初の歴史的集落（楽安邑城）の代表的な総合調査がある。

1973年12月に韓国文化財管理局（文化財庁の前身）の文化財専門委員である張籌根・孟仁在・申榮勲らが行った総合調査が最初で、1978年に重要家屋の個別調査、さらに、1982年・83年に詳細な集落調査が行われた。そして1985年に最も総合的な報告書として「楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書、（以下、調査報告書）」がまとめられている。この調査報告書は、現況編と計画編から構成されており、楽安邑城のその後の保護計画の基礎となっている。

その内容として、第1章では、目的と意義、第2章では、楽安邑城の地域概要（歴史と自然環境）、住生活と生業、第3章では、有形民俗資料（民家、古建築物など）や無形民俗資料などの基本的な調査について述べられている。第4章では、楽安邑城の空間構成について風水による解釈が行われたことや、民家の現況、城壁や石垣、公共施設、基盤施設などの細部的な実測が行われた。

次に、上記の内容を踏まえて、楽安邑城の歴史環境整備の基本的な方針について、調査報告書では保存整備における基本計画案が提示された。その内容は1900年以前（日韓併合以前）の姿に再現することを原則に、復元事業を遂行することである。

具体的な「計画」の内容として、調査報告書5章1節（計画の指標計画案、pp.212～222）では、楽安邑城を文化財（史跡）に指定する前の1979年時点で事業を行う前の「計画の指標」について記述されている。その内容は、文化財管理局（現在の文化財庁）が主管として、1985年から5年間、楽安邑城の補修および復元計画（民家と重要文化財の復元など）、商業・公共施設の移転と基盤施設の整備、駐車場や公共化粧室、宿泊施設の建設、土地の購入および賠償などについて具体的な計画が出されていた。

また、物理的な建築物や基盤施設だけでなく、住民の福祉及び所得に繋がる商業施設の運営など、住民が自ら集落を管理・活用するために、民間組織である「保存会」を作ることを条件としていたことが記述されている。

さらに、楽安邑城の文化財保護区域内だけでなく、周辺の土地利用規制を強化し、緑地空間を確保

することや駐車場と公園の計画および周辺の農作地（水田と畑など）を保護することの都市計画の役割を考慮していた。このように、韓国のキーパーソンによる、総合的な調査であり、歴史的集落の研究の指標となっていた。

また、河回村の場合、1979年に行政による河回村調査報告書が出されており、その内容について以下に示す。

まず、本調査報告書は、河回村を地方民俗村に指定するため、マウルの現況や主要な建造物とその他の人文的な要素についての調査が行われた。

0.4.1.2. 研究論文

韓国歴史的集落の研究論文は、建築学会、都市計画学会、造園学会、建築歴史学会、地理学などがあり、その中で本研究の位置づけを行った。

まず、韓国の研究者による研究として、1992年に田鳳熙の研究「朝鮮時代氏族マウルの内在的秩序と建築的特性に関する研究（ソウル大学博士論文）」では、朝鮮時代の各時期による4箇所の氏族マウルを対象にし、士族マウルの固有の内在的秩序と建築的形態の関係を明らかにする意図を持ち、氏族マウルが朝鮮時代の固有なマウルの形態に発展する過程について示した。また氏族マウルに内在する社会的秩序を分析の基準としている。氏族マウルは父系血統の子孫と他姓の配偶者が累代により、ひとつの地域に集まり居住することなど、既存の日本（善生ら）の研究や1980年以前の韓国の研究者の研究を抑えた上でマウルの概念を新たに定義したことや、韓国のマウルを大きく3つに分類したことは、現在韓国で指標となっている。このように、特殊な親族関係による氏族マウルの構成員の間に普遍的な秩序と建築環境との関係を確認するために、親族関係の変化の時期的特性と関連し、マウルの形成およびマウル構造の変化を考察した。また身分による位階的ものを建築的にどのように反映されたのか平面的に検討したことは、建築史研究としての基礎となっており、貴重であると判断する。

本研究では、このような建築史分野ではなく、今後どのように保全・活用するのかという計画分野であることが異なっており、また建物だけに着目するのではなく、周辺の農地や山林を含むランドスケープの研究であり、住民の生活面（居住・生業）の要素を尊重したことから、田の研究とは差異があるといえる。

1993年に金純一の研究「歴史的環境の保存に関する研究（韓国建築史学会）」では点的保存の文化財保存から面的保存である歴史的環境の保存への方向転換や文化財概念の拡大について報告している。

造園学分野（景観）において、姜東辰の2001年「持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発—韓国と日本の比較研究—（韓国造園学会）」では、歴史的集落を対象とした持続可能な発想が現れた。また、孫鏞勳による「安東河回村と日本白川萩町の歴史景観管理の比較研究、（日本語訳）」があり、日韓の歴史的景観の制度面での比較研究を行っている。

建築分野では、2007年に韓忠漢による博士論文「樂安邑城民俗マウルの住空間変容と保全に関する

研究(日本語訳)」が発表されており、ハード面だけでなくソフト面である住民の生活空間での保全に関する研究が行われている。また、2008年には徐旺佑・韓三建による「国史跡邑城における城壁の復元と整備に関する考察」で韓国における邑城(史跡)を対象として、復元や保存整備の動向と特徴・問題点を明らかにした研究が発表されている。

また、都市計画分野において、日韓における文化財保護と都市計画の関連制度に関する既往研究として、2011年2月、Jang, Min-YoungとLee, Myeong-Hunによる「文化財保全と都市計画の連携を通じた歴史文化環境の管理法案の研究(日本語訳)」がある。韓国の文化財保護の捉え方として「文化財保護法」による文化財保護側面と「国土の計画及び利用に関する法律(2002年2月制定)」(以下、国土計画法と略す)を中心とした都市計画側面の2つの要素があり、韓国の歴史的環境の保護は相違する管理主体と行政部署の間の弱い協力構造に問題点があることを指摘している。ソウルの鍾路区は主に都市計画によって管理されていることに問題があると指摘しており、総合的な行政システム・関連制度間の連携体系の構築を目指した歴史文化環境保全の総合的な管理手段が必要であることを指摘した研究である。

次に、日本における研究として、地理学分野では、戦前の村山智順の「朝鮮の風水(1931)」をはじめ、楽安邑城を題材とした風水研究の研究蓄積がある。また、善生永助の「朝鮮の集落(1935)」では、朝鮮の集落の中で最も特色がある同族集落についての研究されている。

建築学分野では、1999年に田中秀樹らによる「韓国楽安邑城村の住宅について(アジア文化圏の民家と集住形態に関する研究22)」など、歴史的集落の住宅・集落研究がある。

楽安邑城及び韓国の歴史的集落を対象とする近年の研究は、まず風水のモデルとしての研究があり、歴史的集落保全の研究が続いた。その後、住宅、集落空間、景観に関する建築・造園分野の研究蓄積がある。

本研究との関連では、住宅・集落の保全とランドスケープに着目した、姜と孫の研究、文化財保護と都市計画との関連に着目したJang・Leeの研究などがある。これらの研究と比較すると、本研究は景観の保全に関わる他の諸要素(制度、計画、生業、土地利用の実態等)との関係に着目して景観保全の仕組みを究明するという視点から研究を進めている点で独自性があると考えている。

渋谷鎮明(地理学)「朝鮮半島における地理観と集落の空間構成(名古屋大学大学院博士論文)」(1995)は、朝鮮半島の集落において、地形を中心とした周辺環境や集落空間の、集落の立地や配置構成に、風水と儒教的な論理が空間構成に多大な影響を及ぼしており、役割を担っていることを明らかにしている(参考文献23)。

また、三つの博士論文で構成された、布野修司・韓三建・朴重信・趙聖民による「韓国近代都市景観の形成」(2010)は、日本の植民地支配が変えた韓国の住まいと街について変遷を明らかにしている。特に、2章では「邑城」が19世紀末期の開国以降、日本植民地期においてどのように変遷したのかを慶州を事例に示しており、邑城とその周辺の空間構造を、施設分布やそこで行われる祭礼などをもとに明らかにしている。また、その変容の過程を邑城の解体、土地所有の変化といった多様な視点

から分析している。ここでは樂安邑城は取り扱われていないが、その内容は評価できる。

その具体的な内容として、韓国併合とともに制定された諸官制に基づいて新たに設置された「朝鮮総督府」が1912年10月から朝鮮の市街地を対象とした訓令「市区改正（今日の都市計画）」を制定し、近代的都市計画が持ち込まれたことが示されている。また1934年6月に朝鮮半島の都市全体を念頭にした「朝鮮市街地計画令」が制定され、主要43都市を中心に実施された。また1952年3月朝鮮戦争後、1962年1月に韓国の新しい都市計画法・建築法が制定されるまで韓国の都市に適用された。日本統治時代に、道路などのインフラの整備事業が進められているなか、代表的な事業の一つとして朝鮮総督府による「邑城の解体」がある。また邑城の解体に伴い、邑城の祭礼施設「書院」「客舎」の撤廃・官衙建築「東軒」の解体が行われ、支配国の権威を象徴する有効な手段として神社の建設したことや、朝鮮式建築物の不便さや狭さをあげ、近代的官庁建築の改変に取り組んだことが特徴である。このような官庁の新改築によって、旧邑城の中心部に密集していた朝鮮式庁舎は急激に減っていたことを布野らは指摘している（参考文献30）。

本稿で扱う樂安邑城は、主要43都市に含まれてないことから日本による邑城（城壁）が解体されることなく比較的城壁が残されたと考えられる。

예명해 (Yea, MyeongHae) らによる「朝鮮時代邑治の空間構成に関する研究」（2002）があり、朝鮮時代における地方都市である漆谷都護府を対象にその空間構成原理を明らかにしている。また地域固有の歴史と文化に対する特性を配慮しない今の都市開発に問題意識を持ち、これからの都市計画に活用する考え方が必要であることを指摘している。

上記の研究は、主に朝鮮時代（中世）から近代における空間構造や施設、人口などの変遷についての内容は貴重である。しかし、近代から現代においての歴史的環境保護の関連制度および土地利用・土地所有の変遷を主要な題材としておらず、住民の生活（生業・居住）の視点は十分とは言えない。

0.4.1.3. 関連文献

韓国の代表的な歴史的集落の研究者である、金宅圭（1929）による書籍「韓国同族集落の研究 ― 両班の文化と生活―」（参考文献34）には、文化人類学の観点から河回村の地域と文化に着目し、多角的な視点から、将来の課題や問題の所在を展望している。

特に、河回村には旧身分による秩序が残存し、村の生活に広範に作用しており、経済的には両班出身の同族集団（柳氏）と常旧身分（非柳氏）の間には、地主・小作農関係による上下的な関係が1981年まで持続していると指摘している。

0.4.2. 韓国の歴史的環境保全の代表的な研究者

0.4.2.1. ソウル大学建築学出身の研究者

韓国の歴史的環境保全の代表的な研究者として、1945年からソウル大学建築学科がスタートしたことから、同大学建築出身による研究や調査が多数みられた。

張起仁（1916）：京城高等工業学校（現ソウル大学工学部）出身であり、元漢陽大学工学部教授である。代表的な業績として国の依頼により1970年代から数年間、河回村の調査及び研究の委員長として働き、1979年慶尚北道の「河回村調査報告書」を作成した。

李光魯（1928）：ソウル大学建築学、大卒（ソウル大学工学博士）、現ソウル大学名誉教授、代表的な民家の研究者である。

李相海（1948）：ソウル大学建築学、大卒（コーネル大学建築学博士）、現成均館大学名誉教授、現文化財委員会委員長・元 ICOMOS 韓国委員長である

金光絃（1953）：ソウル大学建築学、大卒・修士（東京大学工学博士・香山研出身）、現ソウル大学建築学教授、李光魯の研究室（建築意匠研究室）を受け継ぐ。

田鳳熙：ソウル大学建築学、大卒・修士・博士出身であり、木浦大学建築学の教授を経て、現ソウル大学建築学教授（建築史研究室）である。ソウル大学の博士研究では「朝鮮時代の氏族マウルの内在的秩序と建築的特性に関する研究（1992）」が代表的である。

韓弼元（1961）：ソウル大学建築学、大卒・修士・博士、清華大学建築の研究員を経て現韓南大学建築学教授（アジア建築研究室）、「農村同族マウル空間構造の特性と変化に関する研究」など

0.4.2.2. ソウル大学造園学出身の研究者

黄基元（1948）：ソウル大学建築学大卒（ハーバード大学造園学・博士）、ソウル大学造園学名誉教授、1979年から30年間教えてきた景観に関する授業をまとめ「景観の解釈（2011）」、ソウル大学造園学科は1973年からスタート、林学（1947）から分離しており、ソウル大学建築学科は1945年からスタートした。

楊秉彝（1946）：ソウル大学農業経済学大卒（UCバークレー大学造園学修士・ミシガン大学造園学博士）、現ソウル大学環境大学院（造園学）名誉教授、元韓国造園学会会長、「グリーンシティづくり（2011）」著作など。

姜東辰（1964）：成均館大学建築工学、大卒（ソウル大学造園学修士・博士、黄の弟子）、現慶星大学都市工学教授、韓国造園学会・都市計画学会に多数の歴史的集落保全に関する学術論文を投稿。

孫鏞勳：ソウル大学造園学、大卒・修士（楊の弟子）、（東京大学博士・下村研）、現ソウル大学造園学准教授。

李東根：ソウル大学造園学、大卒（東京大学修士・農学博士）、現ソウル大学造園学教授。

0.4.2.3. その他の大学出身の研究者

朱南哲（1939）：延世大学建築学大卒・修士（ソウル大学建築学博士）、現高麗大学建築工学名誉教授、河回村の調査（1979）や韓国住宅建築（1980）などの著作がある。

金鴻植（1946）：弘益大学建築工学大卒・修士（漢陽大学工学博士）、元文化財専門委員・元明知大学建築学教授、樂安邑城の調査および研究（建築部門を執筆）に参加。

So-Hyun, PARK：延世大学建築学大卒・修士（オレゴン大学歴史保存学修士・ワシントン大学都市設計学博士）、現ソウル大学建築学教授（都市建築保全計画研究室）、建築計画および都市文化と保存の研究

韓三建（1958）：蔚山大学建築学大卒（京都大学工学博士・布野研出身）現蔚山大学建築学教授、邑城の研究・韓国の近代都市景観研究など。

金弘己：大邱大学建築工学大卒（京都大学工学博士・宗本研出身）、現東明大学建築学准教授。

0.4.2.4 その他史学および美術学分野の研究者

申栄勲：文化財専門委員、代表的な著作として「韓国の民家（韓国の学術と文化）」（2005）、1970年代の樂安邑城の調査および研究に参加

金宅圭（1929）：東京大学留学後、元嶺南大学文化人類学教授、専攻は民俗学・文化人類学、韓国の代表的な文化人類学者、著作として「韓国同族村落の研究—両班の文化と生活（1981）」がある。

孟仁在（1930）：檀国大学史学大卒・修士、元文化財専門委員、元韓国民俗村社長、元美術史学会代表、1970年代の河回村と樂安邑城の調査および研究に指導委員として参加

姜信杓（1936）：ソウル大学社会学大卒・修士（ハワイ大学人類学博士）、元梨花大学社会学教授、元漢陽大学教授、元シカゴ大学教授、現仁濟大学名誉教授、1979年の河回村の調査に参加。

兪弘濬（1949）：ソウル大学美術学大卒・弘益大学美術学修士（成均館大学芸術哲学博士）、元文化財庁長、現明知大学美術史学碩座教授、韓国文化財全般における著作多数。

0.4.2.5 小結

第1世代に、ソウル大学建築学出身の張起仁（1916）、李光魯（1928）らによる民家の研究が行われた（1945年からソウル大学建築学がスタート）。またソウル大学以外にも、韓国の代表的な文化人類学者である金宅圭（1929）や申栄勲、孟仁在（1930）、朱南哲（1939）などにより、河回村や樂安邑城を含む一般の集落における民家の調査が1970年代から活発に行われている。

次に、楊秉彝（1946）と黄基元（1948）を筆頭にソウル大学造園学が1973年からスタートし（どちらもアメリカ造園学留学派）、景観および歴史的集落保全の研究者ら（姜東辰（1964）、孫鏞勳）を育てる。

建築学の場合、李光魯の指導を受けた2世代目、金光絃（1953）や田鳳熙がいてソウル大学で意匠・建築史の研究室をそれぞれ持つ。韓弼元（1961）などは他大学でアジア建築研究室を持ち歴史的保全について教えている。

造園学の場合（2世代目）、姜東辰（1964）、孫鏞勳が現在において歴史的集落環境保全について

研究を行っている。また李東根がより一般的な景観保全についての研究を行っている。

0.4.3. 本研究の位置づけ

- あ) 歴史的景観を保全するための「制度」の手法を明確にすること。文化財保護法だけでなく、都市計画法および農地法など様々な法的仕組・トータルな法的仕組みでコントロールされていることを明らかにする。
- い) 風水による集落の立地と具体的な空間構成の伝統的空間構造のとらえ方、また単体に対する総体、建物と周辺環境の一体性（個と全体）の「空間論的視点」について明らかにする。
- う) 「生活（居住・生業）」との一体性について明らかにすること。生活秩序の中での景観が存在していることに価値を持っており、同時に生活だけでなく、生業（産業）も関係しているという視点から捉える。

第5節 論文の構成および研究の方法

0.5.1. 論文の構成

本研究は大きく、①方法論（研究の背景・目的・方法、既往研究と本研究の位置づけ、用語整理、韓国と日本の歴史的環境保護制度の展開）、②制度論（文化財保護と都市計画の関係、重複指定など）、③ケーススタディ1（安東・河回村における集落構造と景観保全）、④ケーススタディ2（順天・樂安邑城における集落構造と景観保全）に構成されている（図0-3参照）。

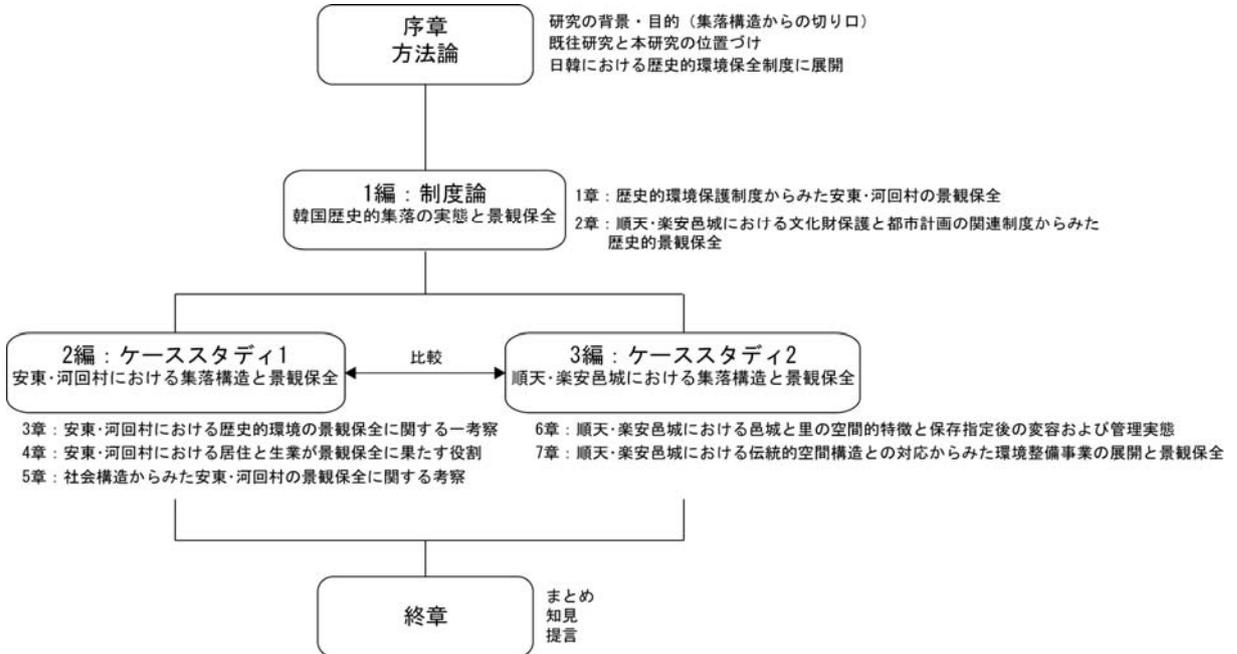


図0-3 博士論文の構成

0.5.2. 研究の方法

「方法論」では、歴史的価値を重視した単的な文化財保護というところに問題意識を持つ、計画論的研究である。その際に、集落構造の視点から、韓国の歴史的集落をどのように保全し、活用するかについて考察する。また、日韓の歴史的環境保全制度の展開と代表的な研究を抑えた上で、実態と特徴、課題を明らかにした。

「制度論」では、韓国の代表的な歴史的集落である安東・河回村と順天・樂安邑城と対象に、文化財保護法だけでなく、都市計画法を含む歴史的環境保全に関連する農地法や環境保全法などの多様な仕組みで保全されていることについて実態と特徴を明らかにする。

「ケーススタディ 1」では、安東・河回村を対象にどのような集落構造になっているのかについて捉える。特に居住・生業が景観保全に関係しているのかについて示す。その際に常住と空家だけでなく、二拠点居住を含む多様な居住スタイルになっていることについて考察する。

「ケーススタディ 2」では、順天・樂安邑城を対象にどのような集落構造になっているのかについて分析を行う。特に風水による伝統的空間構造を捉えた上で、現代における環境整備事業に関係しているのかについて考察する。また土地利用や土地所有の変遷についても示す。

0.5.3. 調査の内容

実際どのような調査を行って博士研究が成り立っているのかについて示した。またいつだれにどのような内容を聞いているのか、どのような資料が得られたのか、現地ではどのような項目で調査を行ったのかについて示した（表 0-2 参照）。

河回村は 2009 年の予備調査を含む計 8 回の現地調査を行った。また樂安邑城は山崎研究室の調査を含む計 5 回の現地調査や、専門家との対談や日韓の歴史的環境保全に関わる通訳も行っている。

表 0-2 博士研究の調査表

番号	対象地域	日程	調査内容	聞き取り調査対象	成果
1	河回村	2009年9月	土地利用・屋根材料・街路の実態についての基礎調査(2日間)		2010年度近畿支部(参考文献8)
2	河回村	2010年5月	郷約に関する基礎調査、関連資料収集など(2日間)	河回村保存会の会長、事務局長とのヒアリング、文化解説師によるヒアリング	2011年度近畿支部(参考文献10)
3	河回村	2011年3月	生活・居住・祭事一般についての基礎調査(2日間)	北村宅の住民(ナショナルトラストのメンバー)とのヒアリング	
4	河回村	2011年11月	行政調査(文化芸術課にて資料収集および文化財保護側面の保護仕組みについての聞き取り調査)、農政課にて河回村についての農業政策、建設課にて農村マウル総合開発事業についての行政資料入手(2日間)	文化芸術課世界遺産担当、農政課、建設課の担当者にヒアリング	2012年度修士論文にまとめ(参考文献16)
5	河回村	2012年5月	河回村里長に農村マウル総合開発事業についての調査(住民側)、第2回目の土地利用の調査、居住生業部門についての第1回調査(2日間)	河回村里長とのヒアリング調査	上記の調査をまとめ、2012年度ISAIA採用(参考文献3)、2012年度住宅系採用(参考文献4)
6	河回村	2013年4月	河回村里長に居住生業部門2回目の補完調査(2日間)	河回村里長とのヒアリング調査	2013年度住宅系採用(参考文献5)
7	河回村	2014年3月	河回村里長に社会構造についてのヒアリング調査(2日間)	河回村保存会会長、河回村里長とのヒアリング調査	2014年度住宅系採用(参考文献6)
8	河回村	2015年8月	河回村里長に居住生業部門3回目の調査(補完)および社会構造についてヒアリング調査(2日間)	河回村里長とのヒアリング調査	
1	楽安邑城	2012年10月	山崎研究室調査楽安邑城現地調査(土地利用、居住動向の実態、住民組織、統計資料の入手など)、行政調査(都市計画の変遷、文化財保護区域の拡大および諸制度との関係、管理事務所にて計画図の入手および住民と行政の関係など)(5日間)	順天市市役所の行政調査(都市課、文化芸術課、楽安邑城管理事務所)	近畿支部5本にまとめ(参考文献11, 12, 13, 14, 15)、2015年6月都市計画との関係編黄表紙採用(参考文献2)
2	楽安邑城	2013年9月	楽安邑城の土地利用の調査2回目、家族構成についての調査(2日間)	楽安邑城保存会元役員にヒアリング調査	2014年度都市計画学会論文採用(参考文献1)
3	楽安邑城	2015年3月	行政調査(文化芸術課にて資料収集および文化財保護側面の保護仕組みと都市計画との関係についての聞き取り調査および補完)、(2日間)	順天市市役所の行政調査(都市課、文化芸術課)	
4	楽安邑城	2015年6月	風水に基づく空間構造・街路構造および環境整備についてのヒアリング調査(2日間)	楽安邑城の風水師にヒアリング調査	
5	楽安邑城	2015年7月	農業の実態および景観保全との関係についてヒアリング調査(2日間)	楽安邑城保存会元役員にヒアリング調査	
1	その他	2015年3月	韓国集落の類型、歴史的集落の定義などについてヒアリング(1日)	慶星大学・都市工学科:歴史的集落の景観専門家、ICOMOS委員(世界遺産申請資料の河回村について記述)	
2	その他	2015年4月	安東河回村と白川郷の交流に関わる通訳より、両集落の保護仕組みおよび法制度の比較、京都市役所にて歴史都市連盟としての通訳(観光政策、無形遺産について)	白川村役所の公務員、保存会会長と安東市文化芸術課の課長	

参考文献

○審査付論文

- 1) 朴 延・山崎 寿一：韓国歴史的集落・順천시楽安邑城における土地利用の変遷と環境整備 — 邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理実態に着目して—, 日本都市計画学会都市計画論文集49 (3), 279-284, 2014. 11
- 2) 朴 延・山崎 寿一：韓国順天・楽安邑城における歴史的景観保全に関する研究 —文化財保護と都市計画の関連制度との関係に着目して—, 日本建築学会計画系論文集80 (712), 1273-1283, 2015. 06
- 3) Yon PARK・Juichi YAMAZAKI: A Study on the Historical Village Landscape Conservation of World Heritage Andong Hahoe Village in Korea, The 9th International Symposium on Architectural Interchanges in Asia (ISAIA), 2012.10
- 4) 朴 延・山崎 寿一：歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察, 日本建築学会第7回住宅系報告会論文集, Vol. 8, pp. 65-74, 2012. 12
- 5) 朴 延・山崎 寿一：居住スタイル・生業からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察, 日本建築学会第8回住宅系報告会論文集, Vol. 9, pp. 191-198, 2013. 12
- 6) 朴 延・山崎 寿一・山口秀文：社会構造からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察, 日本建築学会第9回住宅系報告会論文集, Vol. 10, pp. 79-84, 2014. 12

○報告

- 7) 朴 延：一体的景観保全の考え方, 日本建築学会大会農村計画部門パネルディスカッション資料集 (文化的景観のまもりかた ～営みの真実性はどのように保たれるのか～), 2014. 09

○支部論文

- 8) 朴 延・山崎 寿一：韓国安東市河回村の空中写真・歩行者から見た伝統集落景観に関する研究(農村計画), 日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (50), 345-348, 2010. 05
- 9) 朴 延・山崎 寿一：韓国安東河回村と白川村荻町の景観保全活動に関する位置考察：世界遺産歴史的集落の日韓比較研究(農村計画), 日本建築学会建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (51), 385-388, 2011. 05
- 10) 朴 延・山崎 寿一：歴史的集落環境の一体的景観保全に関する研究：世界遺産安東河回村の郷約と農村マウル総合開発事業に着目して(農村計画), 日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (52), 325-328, 2012. 05
- 11) 朴 延, 山崎 寿一, 金 斗換, 比奈本 洋太, 横山 泰, 里中 俊裕：歴史的集落環境における空間構成の変化に関する考察：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その1(農村計画), 日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53), 333-336, 2013. 05
- 12) 里中 俊裕, 山崎 寿一, 朴 延, 金 斗換, 比奈本 洋太, 横山 泰：歴史的集落環境における土地利用の変遷とその実態：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その2(農村計画), 日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53), 337-340, 2013. 05

- 13) 比奈本 洋太，山崎 寿一，朴 延，金 斗喚，横山 泰，里中 俊裕：観光地化の影響を受ける復元住宅の利用実態：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その3(農村計画)，日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53)，341-344，2013.05
- 14) 横山 泰，山崎 寿一，朴 延，金 斗喚，比奈本 洋太，里中 俊裕：住民の生業からみた歴史的集落環境の活用：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その4(農村計画)，日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53)，345-348，2013.05
- 15) 金 斗喚，山崎 寿一，朴 延，比奈本 洋太，横山 泰，里中 俊裕：世帯の居住動向からみる環境保全の課題：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その5(農村計画)，日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53)，349-352，2013.05

○修士論文

- 16) 朴 延：歴史的集落環境の一体的景観保全に関する研究 —世界遺産安東河回村の郷約と農村マウル総合開発事業に着目して—、神戸大学大学院工学研究科建築学専攻博士課程前期課程修士論文、2012.02

○日本の研究および関連文献

- 17) 村山智順：朝鮮の風水，朝鮮総督府，1931
- 18) 善生永助：朝鮮の集落，朝鮮総督府，1935
- 19) 斎木崇人：農村集落の地形的立地条件と空間構成に関する研究，東京大学博士論文，1986.02
- 20) 日本建築学会：図説集落，1989.08
- 21) 寺門征男：農村集落の空間の整序性に関する計画学的研究，早稲田大学博士論文，1991.03
- 22) 山崎寿一：生活環境形成における地域主体の研究 —集落的土地利用の複合的性格に着目して—，神戸大学博士論文，1991.03
- 23) 渋谷鎮明：朝鮮半島における地理観と集落の空間構成 —風水地理説と儒教的秩序の影響を中心に—，名古屋大学博士論文，1995.03
- 24) 山崎寿一：民家再生にみる発展的創造と開かれた活用主体（民家・集落ストックの活用保全），日本建築学会建築雑誌，2000.06
- 25) 西村幸夫：都市保全計画 —歴史・文化・自然を活かしたまちづくり—，東京大学出版会，2004.09
- 26) 後藤春彦：景観まちづくり論、学芸出版社，2007.10
- 27) 後藤春彦とその他16名（社団法人日本建築学会）：生活景 —身近な景観価値の発見とまちづくり—，学芸出版社，2009.03
- 28) 大山琢央：歴史的町並み保存に関する研究動向，別府大学史学研究会，史学論業（39），50-64，2009.03
- 29) 早川和男：早川式「居住学」の方法、三五館、2009.12
- 30) 布野修司・韓三建・朴重信・趙聖民：韓国近代都市景観の形成 —日本人移住漁村と鉄道町—，京都大学学術出版会，2010.05
- 31) 馮旭：中国西南地方における歴史文化村鎮の空間構造と保護手法に関する研究，神戸大学大学院工学研究科博士論文，2013.07

○韓国の研究および関連書籍

- 32) 昇州郡：楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書第1巻，現況調査分析および計画案，1985.07
- 33) 昇州郡：楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書第2巻，現況調査図版集，1985.07
- 34) 金宅圭：韓国同族村落の研究 —両班の文化と生活—，学生社、1981.04

- 35) 田鳳熙 : 조선시대 씨족마을의 내재적 질서와 건축적 특성에 관한 연구
(和訳 : 朝鮮時代氏族マウルの内在的秩序と建築的特性に関する研究)、ソウル大学大学院建築
学科、工学博士学位論文、1992. 08
- 36) 韓国歴史学会 : 한국건축답사수첩 (和訳 : 韓国建築踏査手帳)、2006
- 37) Cultural Heritage Administration of Korea : Nomination of Historic Villages of Korea Hahoe
and Yangdong, 2008
- 38) 黄基元 : 경관의 해석 (和訳 : 景觀の解釈)、ソウル大学出版文化院、2011

第1編
制度論

「韓国歴史的集落の実態と景観保全」

第1章 歴史的環境保護制度からみた安東・河回村の景観保全に関する考察

第1節 はじめに

1.1.1. 研究の背景と目的

農村地域の歴史的環境の保護は、ひとつの制度（文化財保護法）だけでなく、都市計画法、自然環境保全法、景観法や農村振興関連法が互いに関係して、その制度の一体性から歴史的景観が保全されている。このような視点から本研究を進めている。

本章では、2010年7月31日に世界遺産・歴史的集落に登録された韓国安東河回村(以下、河回村：ハーフェムラ)を対象に、歴史的集落景観の保全・活用の仕組みについて考察する。日韓における河回村研究には多様な蓄積があるが、ここでは学術研究の展開とその評価について整理した上で、具体的に以下の2つの課題を設定して研究を進めた。

- 1) 文化財保護法と、都市計画法、景観法、自然環境保全法などの関連制度の展開を整理し、河回村の景観がどのように保全されたのかを明らかにする。ここでは、これら文化財及び景観保全制度の展開過程とその時代区分、特徴、制度間の関連性に着目して考察する。
- 2) 特に、近年の世界遺産登録前後の景観保全の実態について報告する。

1.1.2. 研究の方法

具体的な調査方法は以下の2点である。

- ① 韓国における学術資料^{1)~5)}や行政資料^{9)~15)}を収集し、河回村に関連する文化財保護法、都市計画法、景観法、環境保全関連法の特徴や相互関係を整理・分析する。
- ② 現地調査、安東市文化芸術課の担当者へのヒアリングや行政資料収集を行い、世界遺産に登録前後の変化、特に、世界遺産登録前後の景観保全の実態、ユネスコやイコモスから保存・管理の体制整備の要請を受け入れた歴史的集落保存協議会の活動実態、景観整備や土地利用の変容についての実態分析を進めた。

1.1.3. 既往研究と本研究の位置づけ

河回村に関する韓国での研究蓄積は多く、文化財庁、慶尚北道（県）、安東市などの調査報告書や建築・造園・都市計画など、様々な分野の研究がある。

韓国における先駆的調査報告といえるのは張起仁・朱南哲が主導で行った河回村調査報告書⁹⁾（慶尚北道、1979年）である。本報告書は文化財指定のための基礎調査であり、集落内の建築物実測図面や補修・復元対策、管理問題についての総合的な研究であった。河回村調査報告書以降1980年代には、民家の特性や空間構成分析に関する研究が行われた。

本研究の関心に近い研究として、1990年代の金純一による「歴史的環境の保存に関する研究（1993）」¹⁾がある。この論文では、点的保存の文化財保存から面的保存である歴史的環境の保存への方向の転換や文化財概念の拡大について論じられている。

2000年代は、Kang, Dong-Jinの研究「持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発(2001)」²⁾が注目される研究であり、集落の歴史、文化と共に生活・生産などを関連づけた総合的な維持・管理に焦点を合わせた日韓比較が行われている。

さらに、孫鏞勳による「安東河回村と日本白川荻町の歴史景観管理比較研究(2003)」³⁾は、文化財を中心とした歴史的景観の管理がどのように機能しているのか。特に、韓国と日本における歴史的景観の管理に関わる制度や活動内容の比較が行われ、その特徴や差異、背景について整理されている。

金弘己による「文化財指定以降歴史的集落の保存方針の変遷と景観変容に関する研究(2008)」⁴⁾では、河回村保護方針の変遷過程が1970～80年代までは建造物中心の原型維持から、2001年から生活環境の保存に対する認識が転換し、2004年から具体的な基準と文化財活用法案から体系的な保存計画が樹立されたことが指摘され、河回村の保存方針の変遷過程と景観変容の実態及び特徴が整理されている。これらの研究は重要民俗資料と世界遺産登録における学術的価値を明らかにした研究として評価できる。

本研究では、金純一による文化財概念の拡大、Kangによる文化財に生活・生産などを関連づけた総合的な維持・管理、孫の研究で示された文化財保護法及び計画による歴史的景観の管理、金弘己による文化財保護法の規制緩和からみられる住民の生活を尊重する仕組みになっているという指摘を踏まえて研究を展開させている。

本研究では、「文化財保護法」だけでなく、「都市計画法」・「環境保全法」・「景観法」の変遷過程と時代区分、特徴、制度間の関連性について考察しており、この点に特徴がある。これまでの研究では、このような総合的な景観の実態と歴史的環境保護制度の相互関係は明らかになっていないと考えている。また、住民の生活や生業との密接な変化を考慮した景観保全の方向性を導き出そうとしている点、さらに、景観保全を中心としているが景観だけを保全するのではなく、景観を含む周辺の環境や産業が有機的に連携し、一体的に捉えた仕組みによって景観を保全する「総合的な景観保全」の仕組みに着目している点が本研究の特徴である。

第2節 河回村の地域概要

1.2.1. 河回村の立地

世界遺産や歴史的集落を紹介する写真には、地域の特質や魅力を表現する写真が用いられること多く、写真の構成から魅力を構成する景観構成要素を把握することが可能である。韓国文化財庁ホームページの世界遺産の案内に掲載されている河回村の空中写真（写真1-1）では象徴的な特徴がみられる。ここでは集落だけでなく、周辺環境を含む環境全体が世界遺産にされていることが分かる。文化財に指定されている家屋だけでなく、集落もあり、防風林・農地・山林・川などが一体的に使われている。その空間的に一体的となった景観をどのように保全していくのかが近年の歴史的集落を守る上での課題である。

その河回村は慶尚北道、安東市、豊山面、河回1里に位置している。河回村周辺の主な市・郡は東方面に安東市内（約25km）、北西方面に醴泉郡（約20km）、南方面に義城郡（約46km）が位置している。河回村の住民は豊山邑（中心集落、図3-2のE）の市場や安東市内のスーパーマーケットなどの便利施設や学校のような教育施設を利用している。



写真1-1 河回村空中写真、南⇒北
出典：韓国文化財庁、世界遺産登録申請資料（2010年）

1.2.2. 河回村の成立・人口

河回村の成立は、高麗末期（13世紀）に豊山柳氏の入郷先組である柳宗恵が移住し、宗家である養真堂（図2-1）に住み初めて以来、柳雲龍・柳成龍兄弟の代である16世紀に豊山柳氏の同族集落の基盤ができた。現在も約7割の豊山柳氏が住み続けている。

人口は約257人、127世帯（男：116人、女：141人）である（2011年6月30日基準、安東市住民登録人口統計）。年齢別人口分布は18歳5%、18～60歳は約45%、60歳以上が約50%に及んでいる。1975年の人口は618人、118世帯であり、半分以上減少しているなど過疎高齢化が進んでいる。

という問題を抱えている。

1.2.3. 河回村の産業・観光

安東太極圏域農村マウル総合開発事業の計画書（2009）によると河回村の産業は農業であり、主な所得は稲作である（農家比率は 94.1%）。しかし、純粋に農業を行う世帯は 34%であり、商業などを共に行う兼業が増加している傾向がみられる。

また、河回村は有形・無形文化財を多数（合計 22 件の内、16 件が建造物である）保有しており、地域の文化と歴史的景観が残されている(表 1-1)。世界遺産の登録（2010 年 7 月 31 日）以降、年間約 120 万人（世界遺産登録以前は約 80 万人）の観光客が訪れている。このように観光客の増加に対する施策が必要であると考えられる。

表 1-1 河回村の文化財現況（2012 年 2 月）

合計	国宝	宝物	史跡	重要民俗資料	無形文化財	その他
22	2	4	1	10	1	4
<ul style="list-style-type: none"> ・国宝：河回屏山タル（121 号－12 種，13 点），懲泌録（132 号） ・宝物：養真堂，忠孝堂，柳成龍宗孫家遺物，柳雲龍宗孫家文籍 ・史跡：屏山書院 ・重要無形文化財：河回別神グッタルノリ（仮面劇祭り） ・重要民俗資料：北村宅，遠志精舎，賓淵精舎，主一齋，玉淵精舎，謙菴精舎，南村宅，鶴泉宅，河東古宅，河回村（村全体が指定） ・天然記念物：萬松亭 ・道指定文化財：花川書院，翔鳳亭，志山古宅 <p>（※太い字は建築物）</p>						

（安東河回村管理事務所より）

1.2.4. 河回村の空間構造及び土地利用

1.2.4.1. 河回村の伝統的空間構造の特徴

河回村の伝統的な特徴として、三神堂（神木、居住空間では最も高い、海拔 81m）を中心に居住空間が広がっている（図 1-1）。その三神堂の近くに宗家の養真堂が位置している。中心部に位の高い両班（ヤンパン）が住む瓦葺が密集し、その周辺に茅葺が建てられている。また、中道を中心に北村と南村が分けられている。居住空間の東側に米農業による農地が維持されている。さらに、3 方（北、西、南）が洛東江（花川）に囲まれ、4 方が山に囲まれているなど地形的に孤立している（図 1-1）。

1.2.4.2. 河回村の現代的土地利用の実態

河回村現地調査（2009 年 9 月）で作成した土地利用の実態（図 1-2）では住宅だけでなく、観光客や住民のための施設が建っている。河回村の建物の用途は大きく民家（89）、民宿（13）、商店（3）、共同施設に分けられる。班家（瓦葺）のような規模が大きい家を中心として、周辺に規模の小さい茅葺が形成されていることが分かる。

民宿の場合、村全体に散在しており、商店は集落の北側、中心部、東側の 3 箇所分布している。共同施設は公衆トイレ、保健所、老人会館、教会が建っている。民宿以外には商店や共同施設が村の

中心部、東側共同施設空間に密集している。

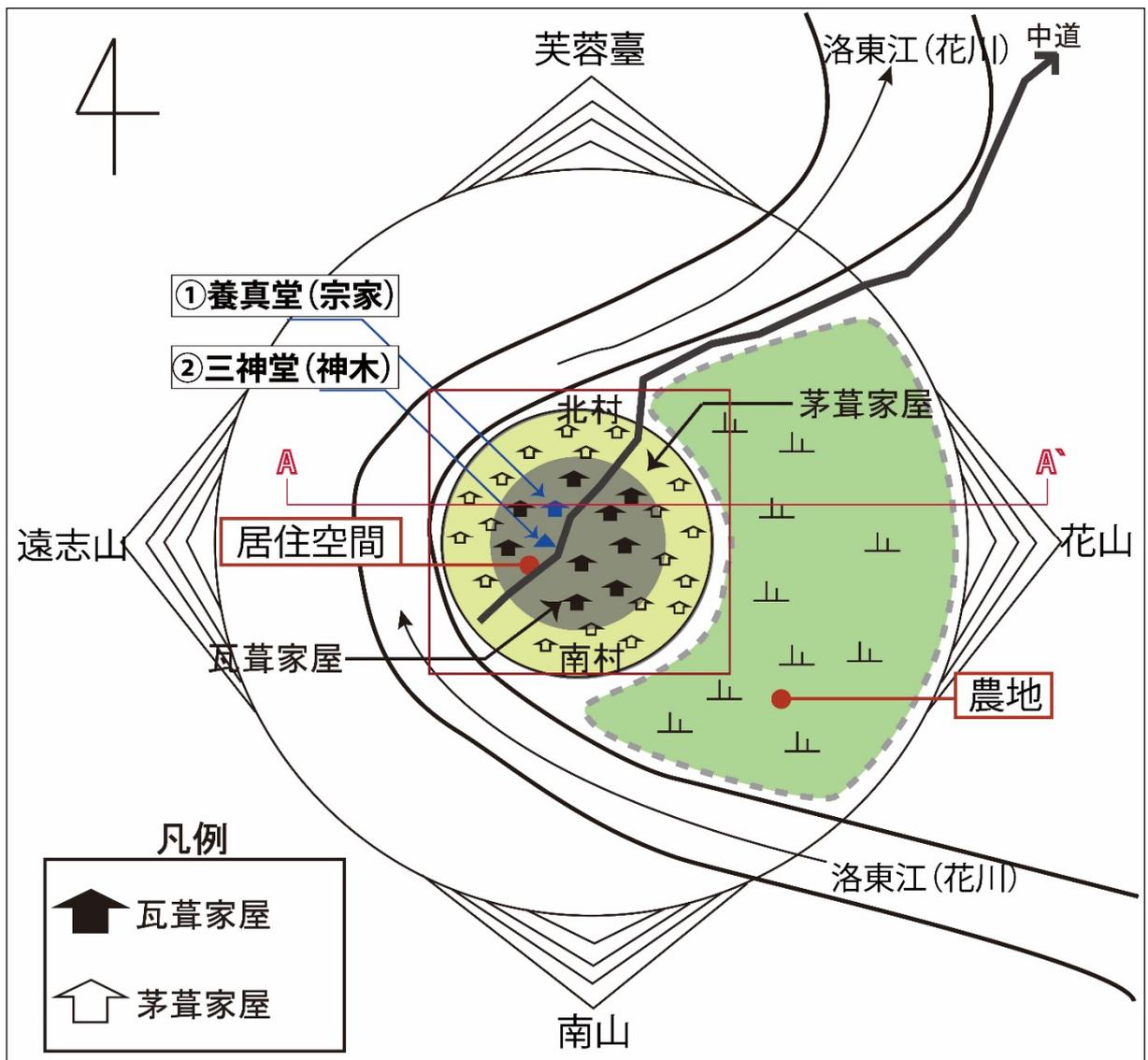


図 1-1 河回村の伝統的空間構造モデル



写真 1-2 芙蓉臺から撮った河回村のパノラマ写真（2012年5月撮影）、北→南

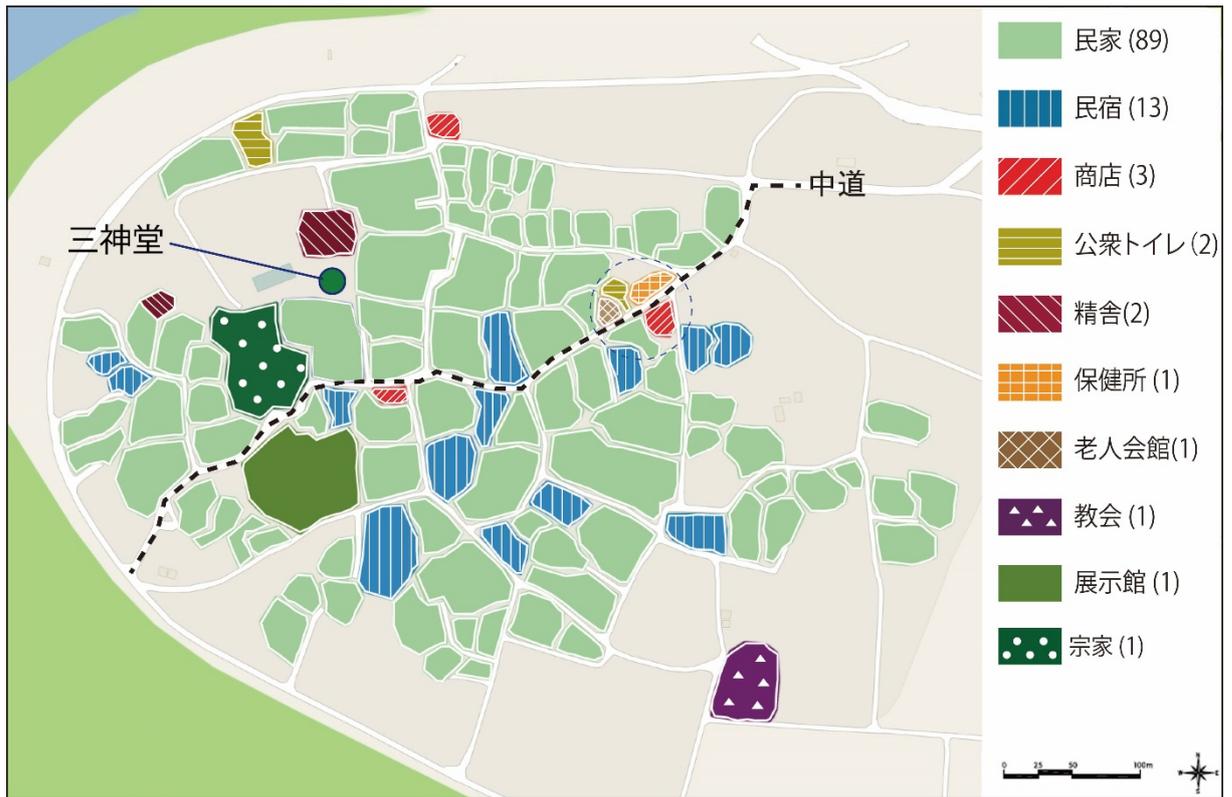


図 1-2 2009 年の河回村の土地利用 (2009 年の現地調査に基づいて作成)

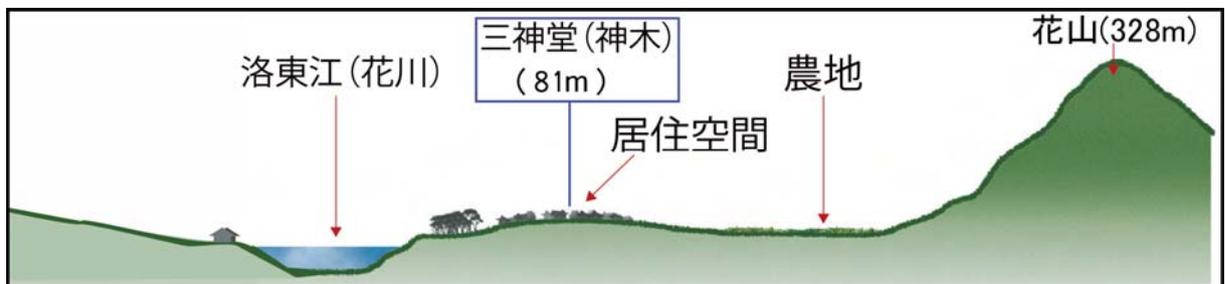


図 1-3 河回村の断面図 (図 1-1 の A-A`)

第3節 歴史的環境保全制度からの景観保全

1.3.1. 文化財保護法による景観保全

1.3.1.1. 文化財保護法の規制緩和からみる国の景観保全

韓国文化財保護法（1962年1月10日制定）による文化財は、有形文化財・無形文化財・記念物・民俗資料の4種類^{①)}に分けられる。その民俗資料の内、学術・芸術的価値の高い文化財が重要民俗資料として指定される。河回村は集落全体が、重要民俗資料に指定（1984年1月10日）されているため「文化財保護法」によって管理されている。文化財保護法の基本原則である原型維持を中心として、文化財を保護・管理する主体の設定、役割と権限及び各種規制などを含む文化財管理方法と手段が主要である。

河回村の場合、図1-4のAに1960～70年代に指定された宝物・重要民俗資料のような国家指定文化財による「点的保護」が行われている。図1-4のBに示す1980年代以降の「面的文化財保護」による⑩は、重要民俗資料の保護範囲が個々の伝統的家屋から集落全体である群として保護され、「面的保護」が始まり、河回村は1984年に8つの歴史的集落の中で最初に重要民俗資料に指定された。

また、図1-4のCより新築状況（韓式瓦葺・茅葺の増加）がみられる。文化財保護法（重要民俗資料）による具体的な保護区域は図1-5のA-①であり、集落と自然的要素（山林・川）まで保護区域に含まれている点に注目する必要がある。

孫鏞勳の研究（2004）^{②)}によると文化財保護法による保護の目的及び原則は「原型維持」であり、法の定める管理の主体は河回村であり、現状変更の審議・許可者は国（文化財委員会）、管理責任者

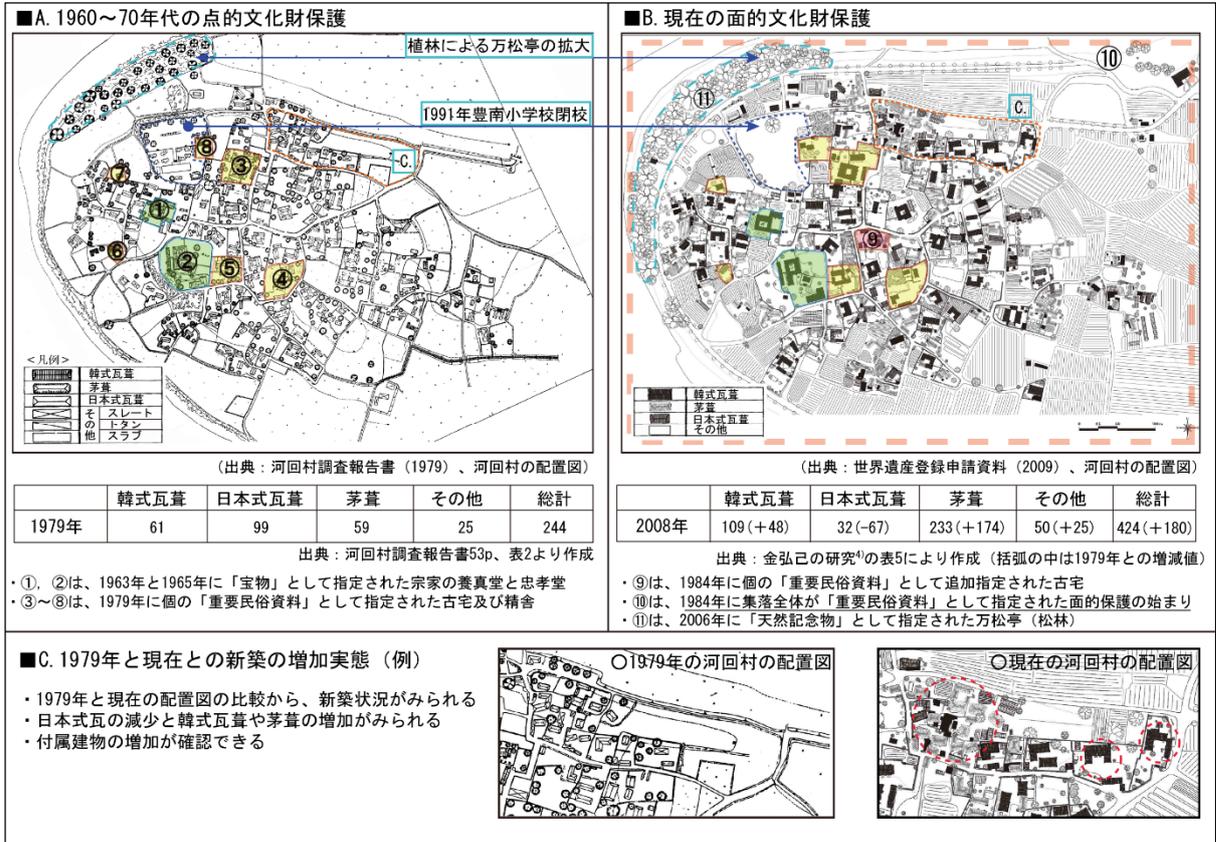


図1-4 河回村における文化財の「点的保護」から「面的保護」への展開

は地方自治団体（安東市）、所有者（住民等）と明確に区分されている。また、罰則の側面からみると、河回村は規制に対する国、地方自治団体の補償、違反に対する罰則が文化財損傷・無許可行為・行政命令違反等に関しては実刑又は罰金が生じる厳しい規制によって明確に定められている。

金弘己の研究(2008)⁴⁾では、河回村保護方針の変遷過程は1970～80年代までは建造物中心の原型維持から、80年代後半から制限的な新築が許容され、2001年、生活環境保存に認識が転換し、2004年から具体的な基準と体系的な保存計画が樹立されたことを明らかにしている。

その具体的な事例として、安東河回村保存管理方案調査研究報告書(1989)¹⁰⁾では、集落が最も盛んだった1930年代の集落構造を考慮し、過去に住宅が存在していた敷地に住宅の新築を許容することが基本原則である。空き地では基本的に新築不許可であるものの、空き地が宅地に指定されている敷地では新築を許容される。また、現在の敷地が宅地でない場合でも過去(1930年代)の敷地が宅地であるところに対しては、現状変更して新築することが許容される。

民俗村の保存・活用及び総合整備細部実践計画(2004)¹²⁾によると、文化財庁による「家屋内住民便宜施設設置基準(2004.03.02 施行)」が制定された。この設置基準の適用対象は、文化財として指定された歴史的集落(河回村を含む7箇所)内の家屋が対象である。基本原則として、集落内の家屋配置・家屋本体及び付属建物の外部構造・形態を伝統様式にする。現代的素材(セメント、金属、プラスチック)などが建物外部に露出することを禁止する。

また、建物を新築する場合には伝統家屋の配置手法によって位置を選定し、新築建物の高さと規模は既存の建物の規模を過度に超えることはできない。さらに、化粧室・浴室・台所・ボイラ室の内部の施設の設置費用は居住者が負担する。

このように、重要民俗資料指定による河回村の原型維持及び景観変容を規制するだけでなく、制限的な新築許容、住民の生活を考慮した内部改造や修理行為が許容・拡大するなど規制が緩和する方針が2004年から見受けられた。

1.3.1.2. 地方自治団体の文化財保護条例による景観保全

中央政府(国)による文化財保護法に基づいて作られた広域地方自治団体(県レベルの地方自治体)である慶尚北道の「慶尚北道文化財保護条例」では、文化財保護法による国の文化財だけでなく、慶尚北道の文化財(県文化財レベル)まで支援・管理する条例が2000年に制定された。さらに、基礎地方自治団体(市レベルの地方自治体)である安東市の「安東市文化遺産保護条例」が2006年に制定され、それを背景に非文化財を対象に調査が行われ、200件の非指定文化財を発掘し、64件を市文化財として指定された。また、除外された136件は安東市文化遺産目録として管理する計画がなされている。

河回村の場合、拡大された文化財(山林や川、農地)の保護のため、規制によって直接影響を受ける住民に対する補償がある。安東市では文化財保護法第43・44条の規定により「安東市河回村観覧料徴収条例(1995年制定)」が制定され、観覧料(入場料)の40%が補償金として自治会である河回村保存会^{注4)}に支給され、収益金は観光客に家を開放した世帯に配分される仕組みを持ち、建物の改修などに使われている。

表 1-2 河回村保存会の主要活動

業務	内容
河回村の 共同資産管理	<ul style="list-style-type: none"> ・河回村の観覧料（入場料）の 40%が補助金として支援され保存会を運営し、住民に年次別に支援金を配分する ・河回村の入口に造成された集団観光施設の運営を安東市から委任・担当される
住民の意見を 集約する	<ul style="list-style-type: none"> ・定期総会を通して村の保存・管理に関する事項を論議し、住民の意見を集約し、安東市に伝達する
河回村の 福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観覧料（入場料）徴収によって支援された資金を通した村の福祉事業に使用する
祭り開催	<ul style="list-style-type: none"> ・村の祭りである船遊ジュルブルノリ（花火）祭りの開催 ・村の住民の和合のための祭りを開催

※出典：世界遺産登録申請資料（2010）

1.3.1.3. 住民による景観保全

河回村の住民組織には河回村保存会（以下、保存会）と河回村婦人会（以下、婦人会）がある。保存会は村を代表し、社団法人に1992年登録された住民協議会である。また、定款が存在し、全ての業務及び実行方法の基になる。定期理事会が毎月1回開催され、河回村の行事、予算の使用などの議決事項について決定する。総会は1年に1回（1月15日）行われ、予算使用内容及び事業計画などについて報告する。保存会は理事長1名、理事6名、監事2名の総9名で構成されている。また、毎月1回、河回村の住民を雇用して街路や三神堂の草むしりと村の掃除を行うなど住民による保存（管理）活動が行われている。その他、代表的な活動は表1-2に示している。

河回村婦人会の主な仕事は村の行事の際に、飲食を準備することや村に居住する老人のための春・秋旅行を主催するような福祉活動を行っている。

1.3.2. 都市計画法による景観保全

1.3.2.1. 都市計画法の新たな展開

一方、2000年代に入ってから、乱開発が社会的問題になり、政府は「先計画」・「後開発」という政策を目標とし、既存の都市計画法（1962年1月20日制定）と国土利用管理法（1972年12月30日制定）が統合され、「国土の計画及び利用に関する法律」が2002年2月4日に制定された（以下、都市計画法）。同法は都市地域と農村地域が統合されるなど国土を一律的に捉えることが可能になり、非都市地域に都市計画法を適用したことが特徴である。

1.3.2.2. 用途地域制度による河回村の土地利用・景観保全

2002年から、土地の利用実態及び特性、将来の土地利用の方向などを考慮した、都市地域・管理地域・農林地帯・自然環境保全地域の4つの用途地域で全国土を指定・管理することが可能になった。



図1-5 河回村の文化財保護法と世界遺産による保護区域と都市計画法による用途地域（2012年、現在）※韓国文化財庁国際交流課の世界遺産担当者に得られた図に加筆

河回村の場合、伝統的家屋及び重要民俗資料が密集している宅地は「自然環境保全地域（図3-2のB-③）」として開発行為が禁じられている。周辺の山林は農林地域の「保全山地（B-②-1）、（山地管理法）」として指定されている。特に、周辺の農地は農林地域の「農業振興地域（B-②-2）、（農地法）」として管理されている。農業振興地域は、現状変更が不可能である絶対農地として厳しく農地を守るなど国による政策展開が見られる（図1-5）。

1.3.2.3. 観光団地造成計画と河回村の景観保全

都市計画法による、都市管理計画（日本の都市計画にあたる）は土地利用計画・都市基盤施設計画・市街地開発計画・地区単位計画を制定することになっている。河回村では、2-2節で記述した用途地域以外に、地区単位計画が策定・適用されている。河回村では非都市地域に適用される第2種地区単位計画^{注5)}により、観光・休養開発振興地区が2003年に指定された。

また、観光・休養開発振興地区に「河回観光団地造成計画」が計画された。安東市が1998年に立てた「2016年安東都市基本計画」に含まれる事業であり、河回村の景観を保存し、増加する観光客の需要要件を造成するために計画され、総6年間（2000-2006）の事業期間を経て完了した。

河回観光地造成計画の敷地は、河回村の居住空間から1.2km離れたところに位置されている（図1-5のB-④）。文化財保護区域（図1-5のA-①）と世界遺産保護区域（C-①）に含まれてない用途地域制度による管理地域（B-①）に計画されている。事業内容は河回村と周辺地域の歴史的資源と連携した観光団地造成で不足した宿泊・飲食店などを含む共同施設を提供している。主な施設は駐車場、公衆トイレ、河回村保存会事務所などの共同施設や宿泊施設、博物館、飲食店、売店などである。規模は約18ha、計49棟が建設された。

その結果、居住空間に散在していた現代的な要素（飲食店、商店、共同施設）を河回観光地に移転することで、集落の伝統的景観を維持、住民の生活・経済面の領域を保護することが可能になった。また、既存（2000年以前）の集落内（図1-5のE、河回村管理事務所周辺）にまで入ってきた観光客の車両を観光団地の駐車場に収容、観光団地から集落内まで循環バスをあらたな交通手段として導入することで観光客の車両による混雑・煤煙が緩和される。

このように、用途地域による「自然環境保全地域」と「農林地域」を厳しく守ることによって、歴史的要素を保全することが可能になる。また、第2種地区単位計画が適用された河回観光団地に現代的要素と観光的要素をバランスよく分離することによって、河回村の歴史的景観が維持されると解釈できる。

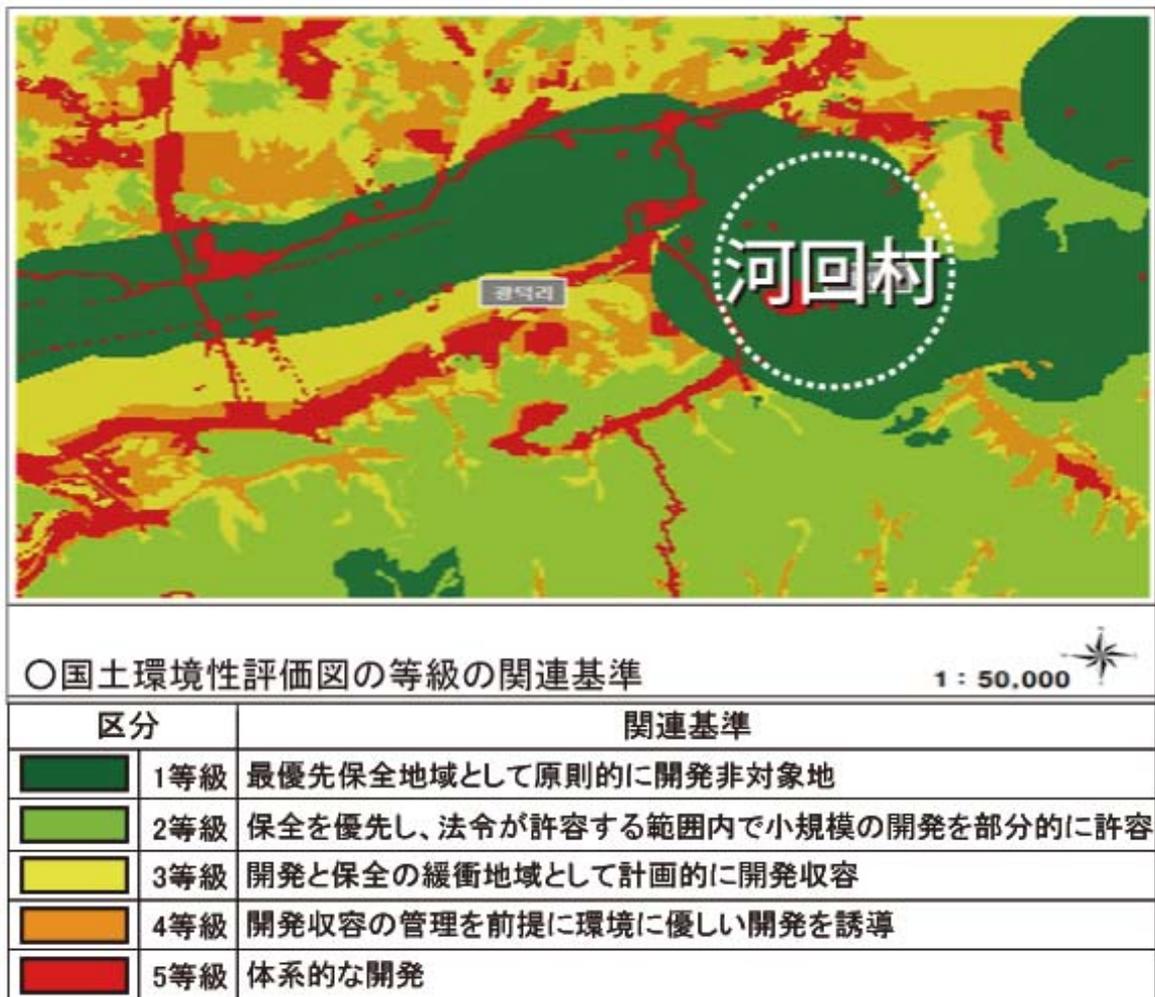


図 1-6 国土環境性評価図（太極圏域農村マウル総合開発事業基本計画書、29p を修正・加筆）

1.3.3. 環境保全関連法による景観保全

環境部（日本の環境省）では、環境政策基本法(1991年2月2日制定)15条に基づき、国土環境性評価図を作成（2000年）し、環境影響評価に活用されている。本評価図は、国土を環境に優しく計画的に保全・活用・利用を誘導するために環境的価値を総合的に評価するものである。また、全国を5つの等級に区分し、地形図に表した。特徴として、保全・開発・利用をするために環境的価値を総合的に評価し、“保全すべき地域”や“開発する地域”などの5等級に区分されている。立地規制項目56箇所、環境生態的価値11箇所など総67項目の評価が行われている。河回1里（河回村）と洛東江については、1等級の最優先保全地域として指定されている。周辺の林野は2等級、農地は3等級、道路は4、5等級の評価になっている(図1-6)。

次に、自然環境保全法（1992年9月1日制定）34条によって、山・河川・沼地・農地・都市などに対する自然環境を生態的価値、自然・景観的価値などによって等級化された、「生態自然図」が作成されている。河回1里と芙蓉台を中心とする洛東江周辺の自然環境は1等級に指定され、周辺地域は全般的に3等級に指定されている。

このように、環境政策基本法による「国土環境性評価図」や自然環境保全法による「生態自然図」

の評価で、河回村は歴史的価値と洛東江の自然環境が重視されていることが分かった。

1.3.4. 景観法による景観保全

景観法は国土の体系的景観管理のため、景観資源の保全・管理、また地域特性を現す国土環境及び地域環境を造成することを目的に 2007 年 5 月に制定された。これらによって、2000 年以降から都市計画法による都市基本計画の部門計画として、景観関連計画が 2007 年以降法的根拠の変更に伴い、景観法指定前より明確になった。

しかし、安東市の場合、景観法に基づき、2008 年景観条例を制定したものの、景観法による景観計画は樹立されなかった。既存に計画された安東都市基本計画¹³⁾(2007)によると、景観管理対象区域を設定して、まず、景観重点戦略事業の選定をする。①都市景観保全型・②都市景観整備型・③都市景観造成型に分けられ、河回村は①の都市景観保全型の「歴史景観保全事業」が計画されている。次に、景観関連地区対象地を選定する。河回村を含む豊川圏域は、伝統景観地区に選定されるなど、景観法が適用される以前に樹立された都市基本計画に基づいて、原則的な内容が記述されている^{注6)}。

第4節 世界遺産登録と景観保全

1.4.1. 世界遺産登録の根拠

「韓国歴史的集落河回村と良洞村」^{注7)}は優れた普遍的価値 (Outstanding Universal Value) が1972年世界遺産協約による運営指針の評価基準のiii)とiv)に適合に条件(表1-3)を満たしていることから、2010年7月31日に韓国の世界遺産(10番目)、歴史的集落として指定された。

具体的には、ユネスコの登録決議案(2010年7月31日)で、以下のものがあげられた。

- ① 住居の建築物と亭や精舎(学文と休息のための空間)、書院などの伝統的建築物の調和とその配置方法及び伝統的住居文化に朝鮮時代(1392-1910)の社会構造と儒教文化が残されていること。
- ② このような伝統が数百年に渡って持続された仕組みであることから世界遺産に登録するのに遜色がないと評価された。
- ③ また、文集・芸術作品と朝鮮時代儒学者などによる学術及び文化的成果物と祭礼文化、風習及び冠婚葬祭など住民たちの生活と信仰に関する無形遺産(祭り・祭事などの伝統文化)が世代に渡って継承されていることが高く評価された。

表 1-3 世界遺産の登録基準

i) 人類の創造的才能を現す傑作である。
ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいはまれな証拠を示していること。
iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。
v) ある文化(または複数の文化)を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合。
vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文化的作品と直接または明白な関連があること(ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
vii) 類例を見ない自然美および美的要素をもつ優れた自然現象、あるいは地域を含むこと。
viii) 生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地学的過程、あるいは重要な地質学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表とする顕著な例であること。
ix) 陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。
x) 学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅の恐れがある種を含む、生物の種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、最も重要な自然の生育地を含むこと。

(出典：日本ユネスコ協会連盟ホームページ)

1.4.2. 世界遺産登録までの経緯

韓国文化財庁報道資料（2010年8月）によると、2010年5月に、世界遺産諮問機構である ICOMOS（国際記念物遺跡協会）は世界遺産センターに提出された評価報告書により、連続遺産である河回村と良洞村を総合的に保存・管理するシステムの完備が必要であることを理由に「韓国の歴史的集落：河回と良洞」の世界遺産登録申請書に対して登録保留（refer）を勧告した。

韓国の文化財庁は ICOMOS の保留勧告とその主要な理由を予測し、2010年の頭から国内の専門家及び慶尚北道、安東市、慶州市など関連自治団体との協議を行い対策を取り始めた。2010年4月に両集落を統合的に保存・管理する「歴史的集落保存協議会」^{注8)}を構成し、初協議を安東市で開催した。このように ICOMOS が登録保留に勧告した原因を解決した。

このような背景から文化財庁は、歴史的集落統合管理システム構築に対する追加説明資料を作成した。2010年6月に ICOMOS 本部と世界遺産センターに直接提出し、理解と協調を求め、世界遺産登録の当為性を説明する広告資料を製作した。それらの資料を21ヶ国の世界遺産委員会・委員国に伝達し、登録の支持・交渉活動を積極的に推進した結果、ブラジルのブラジリアで開催された第34次世界遺産委員会で世界遺産として登録されることになった。

1.4.3. 世界遺産登録以降の自治団体による保存・活用の実態

登録決議案では世界遺産登録以降の措置について、「韓国の歴史的集落：河回と良洞」の持続可能な保存と発展のため集落と住民の許容能力を考慮した観光管理計画を樹立・施行することを勧告した。

保存と活用の主体となる慶尚北道（県）では、河回村と良洞村の総合的に保存・管理する「歴史的集落保存協議会」を支える慶尚北道の条例として、「慶尚北道世界遺産保存管理や支援に関する条例（2011.06.06 制定）」がつけられた。

さらに、安東市は世界遺産河回村の効率的保存管理及び活用活性化のため「村の職人指定制度」を推進している。本制度は河回村の固有な生活文化の機能・芸能保有者発掘・育成する内容で、固有性・完全性を伝承する。これらは安東市文化遺産保護条例に基づいて、①2011年10月、村の職人指定、②2012年に安東市文化遺産に指定する計画、③道（県）・国無形文化財指定のような流れである。村職人の指定対象の項目は①住居（茅葺・瓦葺）、②信仰及び社会共同体（祭礼・祭事・民間信仰・船職人）、③祭り項目（花火祭り・花見・伝統歌）、④飲食項目（宗家飲食・伝統飲食）、⑤工芸項目（仮面工芸・わら工芸）の5つの指定項目があり、河回村で現在29名が推薦された。

このように、世界遺産登録以降、総合的な保存・管理システムの構築とそれを支える事業として、「世界遺産河回村の住民力量強化講座運営計画」と「村の職人指定制度」の住民による保存と発展のため許容能力を考慮した観光管理計画を制定している。

第5節 まとめ

本研究の知見のまとめとして、以下の2点が挙げられる。

① 歴史的環境保護制度からみた景観保全

河回村は、「文化財保護法」の重要民俗資料制度の歴史的集落として1984年指定され、原型維持が基本方針であった。その後、2000年代に入ってから住民の生活を重視する家屋内住民便宜施設設置基準(2004)が樹立され、制限的な新築許容と住宅内部改造及び修理行為許容のような文化財保護法の規制が緩和されている。

次に、2002年に都市計画法と国土利用管理法が統合され「国土の計画及び利用に関する法律」が制定され、非都市地域に都市計画法を適用したことが景観保全に有効である。また、用途地域制度によって自然環境保全地域を中心に農林地帯（農業振興地域・保山地）が厳しく守られている。管理地域に第2種地区単位計画が適用され、「河回村観光団地」事業(2000～2006)を行うことによって集落内に散在していた現代的要素と観光的要素を分離することで河回村の歴史的景観が維持されている。

さらに、「自然環境保全法」による生態自然図や「環境保全基本法」による国土環境性評価図(2000)作成の共通点として、河回村と周辺環境（山林・川）の要素が重視されている。

このように、文化財保護法が中心となって河回村の歴史的景観・環境が保全される。それを支える都市計画法・環境保全関連法など諸制度の役割から制度論による文化財と周辺環境を一体的に捉えることで制度間の関係があることが明らかになった。

② 世界遺産と景観保全

韓国・国内法の諸制度の仕組みは、世界遺産登録前後に影響があり、世界遺産に登録された以降、歴史的集落総合管理システム導入や世界遺産の住民としての観光客に対する教育や職人制度が行われているなど文化財を捉える仕組みの展開がみられた。

このように、行政における歴史的環境の保護制度は、近年、都市計画法や農業政策とも相互に関連して制度が整備され、河回村では個々の文化財だけでなく自然環境まで保護する法制度面での景観の一体的整備が行われている。制度の一体性と空間的一体性の関係からみる視点を入れることによって「文化財保護」、「農業振興・観光振興」、「住民生活」が関連して、一体的に保全されるものであり、相互の結びつきと全体としての景観保全の仕組みの構築が重要であることが明らかになった。

注

- 注1) 重要民俗資料：韓国における文化財類型は有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料がある。これら4つの文化財類型は国家指定と市・道（県）に区分され、有形文化財の国家指定文化財では宝物・国宝が存在する。また、記念物の国家指定文化財は史跡・名勝・天然記念物がある。さらに、民俗資料は国家指定文化財の内、文化財庁の文化財委員会の審議により民俗資料の中から重要なものが重要民俗資料として指定されている。その重要民俗資料は伝統的生活様式や民族的風景を保存、建築史研究に重要な資料を提供する民家群およびその場所を意味する。
- 注2) 農村マウル総合開発事業：農村地域活性化のために2004年から推進され、「農林漁業人の暮らしの質向上及び農山漁村地域開発促進に関する特別法」と「農村整備法」に基づき、3~5箇所の集落をひとつの圏域に設定し、集落の特徴を顧慮する、農業の総合的機能を拡充を通して地域の暮らしの質の向上に目的とする。
- 注3) 里：韓国の行政区域は①市、②邑（面）、③里は、日本の市町村の中で村に当たる。
- 注4) 河回村保存会：主に河回村に居住している住民によって構成され、1992年社団法人として設立された。集落の保存と発展に伴う諸事項や現状変更行為などを協議する。また、集落内の内部規制と不動産及び賃貸家屋に対する管理を自立的に審議・決定する役割がある。河回村保存会の運営方案については、総会から河回村の資産の管理、予算の執行と議決、事業計画の承認などを協議する。
- 注5) 第2種地区単位計画：「国土の計画及び利用に関する法律」上の地区単位計画で計画管理地域や開発振興地区を体系的・計画的に開発・管理するために用途地域の建築物、その他の施設の用途・種類及び規模などに対する制限を緩和する。また、建蔽率及び容積率を緩和して樹立する計画である。
- 注6) このように、現段階では景観法による景観計画樹立が必要ではないと思われる。その理由として、現行の都市基本計画による景観形成事業選定及び地区指定の方向提示だけで十分である。また、都市計画による景観地区指定さえも現行の文化財保護法の保護区域より行為制限が弱いため、計画樹立や地区指定を行っていなかったからである。結果的に、景観法による景観保全は「景観条例制定」とその条例に基づく「景観管理」が主である内容から大きな役割を果たすことができなかつたことが分かる。
- 注7) 韓国歴史的集落河回村と良洞（ヤンドン）村：世界遺産の正式名であり、ふたつの集落によって構成されている。
- 注8) 歴史的集落保存協議会：2010年4月に集落代表8名、行政7名、外部専門家10名の総25名で構成され、集落の保存・管理及び発展計画の検討・調整、両集落の協調体系の強化を図る。

参考文献

- 1) 金純一、A Study on the Conservation of Historic Environment Relating to the Folk Village of Hahoe（歴史的環境の保存に関する研究－河回村の保存を中心に－日本語訳）、韓国建築歴史学会、第2巻1号、1993年6月
- 2) Kang, Dong-Jin、A Development of Methodology for Maintenance and Management of the Sustainable Traditional Village in Korea -A comparative Study of Korea and Japan-（持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発－韓国と日本の比較研究－（日本語訳））、韓国造園学会誌 Vol. 29、No. 5、2001年12月
- 3) 孫鏞勳、A comparative study on the historic landscape management of Andong Hahoe village and Shirakawa Ogimachi village（安東河回村と日本白川荻町の歴史景観管理比較研究（日本語訳））、ソウル大学校環境大学院造園学修士学位論文、2003年2月
- 4) 金弘己、A Study on the Changes of Preservation Controls and Townscape Transformation in Folk Village After Designated As a Cultural Heritage -Case Study on Hahoe Village in Andong -（文化財指定以降歴史的集落の保存方針の変遷と景観変容に関する研究－安東河回村を対象に－（日本語訳））、大韓建築学会支会聯合論文集、10巻3号、2008年9月
- 5) 金弘己、A Study on the Comparison of Preservation System for Traditional District Between Korea and Japan（韓国と日本の伝統的集落保存制度に関する比較研究（日本語訳））、大韓建

- 築学会論文集計画系、第24巻第12号、2008年12月
- 6) 孫鏞勳、黒田乃生、下村彰男、韓国安東河回村と岐阜県大野郡白川村荻町にみる歴史的景観の管理に関する比較研究、日本造園学会研究発表論文ランドスケープ研究 67 (5)、2004
 - 7) Lee, Hak-Sop・孫鏞勳、A Study on the Changes of Landscape Elements in Hahoe Village - Focus on the 5 Landscape Elements- (河回村の景観要素変化に関する研究-5つの景観要素を中心に-(日本語訳))、韓国都市設計学会誌、第12巻第1号、2011年2月
 - 8) 李柱玉、The Method of Conservation for the Traditional Korean Settlements - Based on the Case Study in Korea and China- (伝統的集落の保全方法に関する研究-韓国・中国の事例を中心に(日本語訳))、韓南大学校大学院建築工学科博士学位論文、2008年2月
 - 9) 慶尚北道、河回村調査報告書、1979年
 - 10) 文化財管理局、安東河回村保存管理方案調査研究報告書、1989年
 - 11) 安東市、安東河回村総合整備計画調査報告書、2001年10月
 - 12) 文化財庁、民俗村の保存・活用及び総合整備細部実践計画、2004年5月
 - 13) 安東市、2020年安東都市基本計画、2007年
 - 14) 安東太極圏域農村マウル総合開発事業基本計画、2009年
 - 15) Culture Heritage Administration Republic of Korea, Nomination of Historic Villages of Korea Hahoe and Yangdong, 2010.02

第2章 順天・樂安邑城における文化財保護と都市計画の関連制度からみた歴史的景観保全

第1節 はじめに

2.1.1. 研究の背景・目的

本章では、韓国全羅南道順天市に位置する樂安邑城^{（ハムギョンのイソク注1）注2）}を対象とする景観保全の研究である（写真2-1は樂安邑城を代表する景観である）。

樂安邑城は韓国を代表する歴史的集落^{注3）}であり、ここでは文化財保護と都市計画の関連諸制度との関係に着目して、歴史的景観保全の展開とその特徴について考察する。

韓国の歴史的集落（合計8箇所）は、文化財保護法（1962年制定）の重要民俗資料（7箇所）^{注4）}・史跡（1箇所）によって保護され、日本の文化財保護法における「重要伝統的建造物群保存地区」に相当する。日本と比較すると、韓国の農村地域では、朝鮮戦争による戦禍や1970年以降のセマウル運動^{注5）}をはじめとする農村近代化政策、農村整備によって、伝統的な集落景観の多くが失われた。その結果、歴史的な景観を維持する集落は極めて少ない。

韓国の歴史的集落の景観保全研究を進めており^{注6）}、本章では樂安邑城を対象とした研究の第一報と



写真2-1 樂安邑城の全景（城壁の西南隅からの眺望。右側の上に伸びる道が南側城壁の上の歩行者道、城壁の左側が藁葺民家が集積する集落内部）2012年10月筆者より撮影

して、1970年代以降の都市計画・文化財保護の展開を整理し、楽安邑城の歴史的景観保全の実態を明らかにしたい。ここでは、特に楽安邑城の歴史的景観の保全と整備が、文化財保護法だけでなく、都市計画法をはじめとする諸制度との連携（関係）によってどのようにして進められてきたかに着目して考察を進める。

2.1.2. 研究の方法

研究方法として、2012年10月に神戸大学山崎研究室で行った現地調査（本調査）^{注7)}、2013年・2014年の補足調査の結果に基づいて分析を行う。主要な調査内容は、以下の通りである。

- ① 順천시都市課の都市計画担当者から1978・1985・2002・2009年の都市計画図や都市計画調書などの行政資料を収集し、当時の計画の考え方や社会状況についてインタビュー調査を行った（行政調査1－都市計画行政）。
- ② 順천시文化芸術課の文化財担当者から国（文化財庁）・市の行政資料（歴史的集落環境の現状変更の許可基準・楽安邑城に関する条例）を収集し、文化財保護法と諸制度との関係についてインタビュー調査を行った（行政調査2－文化行政）。
- ③ 楽安邑城の現地調査では、順천시楽安邑城管理事務所、楽安邑城保存会での担当者・役員からの

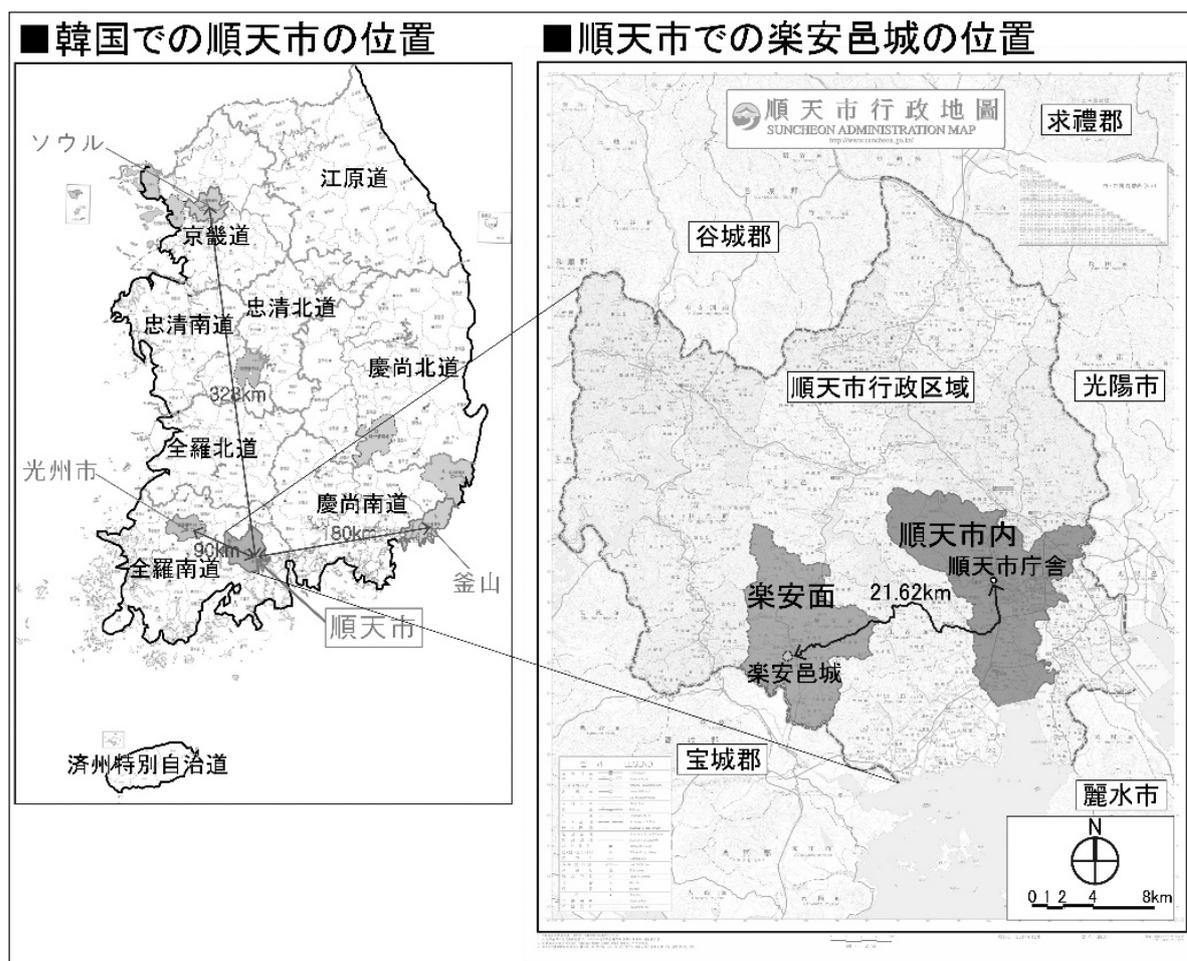


図 2-1 楽安邑城の位置図（※出典：順천시行政地図 2007）

- 文化財保護、景観整備、住民・行政による保存活動、住民組織・人口・居住者動向、観光に関するインタビュー調査を行い、統計資料を入手した。また、民家・土地利用の図面採取と利用・維持・管理に関する実態調査、日常生活、農業、商業に関する実態調査を行った（現地基本調査）。
- ④ 特に管理事務所では、歴史的景観保全に関連する計画行政、計画図の収集、行政と地元との関係、景観整備事業の詳細（項目、費用の推移）についての資料収集とインタビュー調査を重点的に行った。歴史的集落の指定以降の居住者の変化、建物利用の変化、民宿・店舗・観光文化施設の動向については、地元住民（保存会、里役員）から情報を収集・整理し図表にまとめた（現地詳細調査）。

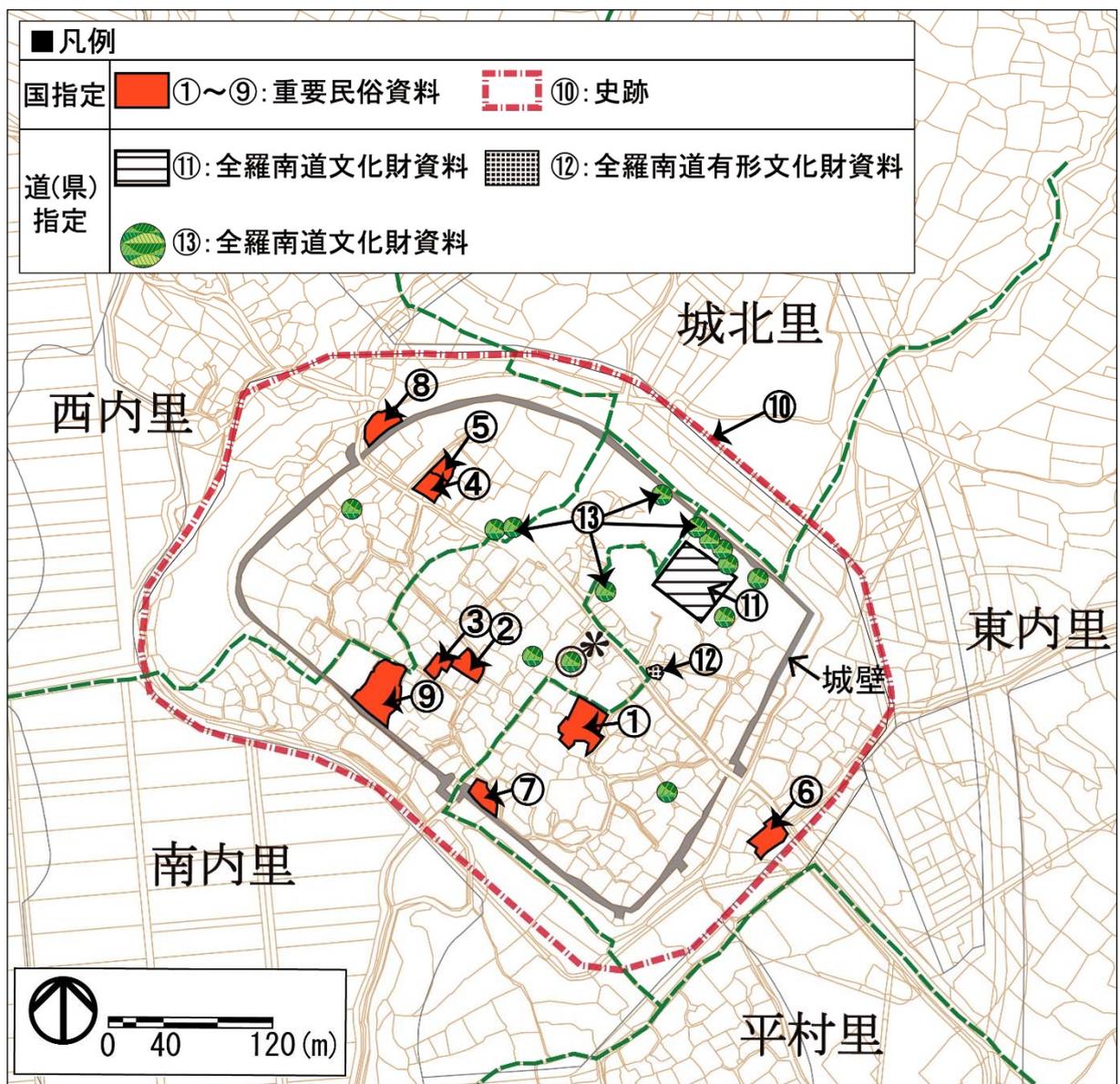


図 2-2 樂安邑城の文化財分布及び行政区域 (2013 年)

第3節 楽安邑城の概要

2.3.1. 歴史的特徴：韓国のマウル（集落）の類型と邑城

韓国建築歴史学会¹⁶⁾によると朝鮮時代のマウル（集落）の類型は大きく3つ、「氏族集落(同族集落)」「各姓集落(邑城)」「特殊集落」に分けられる。本研究の対象である楽安邑城は、多数の姓が混在して共同体を構成し、官庁や商業の中心地である「各姓集落」である。

韓国建築歴史学会が示す「邑城」とは、地方行政官庁が所在し、防衛を目的に築城された城壁であり、官庁と民家が混在して行政機能と軍事的機能を兼ねる領域である。楽安邑城は、1397年に外敵(倭寇)による侵略から防衛するためにつくられた邑城集落である。

2.3.2. 楽安邑城の地理的・社会的特徴

韓国の南部海岸の中心に位置し、順天市の西側の楽安面東内里・南内里・西内里一円に位置する楽安邑城は、海から6kmの位置にあり、周辺4方が山に囲まれた内陸盆地の地形に位置している。また、順天市市内(楽安邑城の東側)まで約22kmの距離に位置している。楽安面全体をみると面積は約6,180haであり、19個の法定里・35個の行政里^{注11)}によって構成されている。

集落形態からみると一つの集落にみえるが、実際には3つの集落(東内里・南内里・西内里)で構

表2-1 楽安邑城の文化財の実態(2015年1月)

番号	指定区分	指定年度	指定年度	文化財名	分類
①	国家指定	重要民俗資料92号	1979.01.29	楽安城朴義俊家屋	民家
②	国家指定	重要民俗資料93号	1979.01.29	楽安城梁圭喆家屋	民家
③	国家指定	重要民俗資料94号	1979.01.29	楽安城李漢皓家屋	民家
④	国家指定	重要民俗資料95号	1979.01.29	楽安城金大子家屋	民家
⑤	国家指定	重要民俗資料96号	1979.01.29	楽安城朱斗烈家屋	民家
⑥	国家指定	重要民俗資料97号	1979.01.29	楽安城崔昌羽家屋	民家
⑦	国家指定	重要民俗資料98号	1979.01.29	楽安城崔善準家屋	民家
⑧	国家指定	重要民俗資料99号	1979.01.29	楽安城金小兒家屋	民家
⑨	国家指定	重要民俗資料100号	1979.01.29	楽安城郭炯斗家屋	民家
⑩	国家指定	史跡302号	1983.06.14	順天楽安邑城	城壁・集落
⑪	道(県)文化財	全羅南道文化財資料47号	1984.02.29	林慶業將軍碑閣	碑石
⑫	道(県)文化財	全羅南道有形文化財170号	1990.02.24	楽安客舎	官庁
⑬	道(県)文化財	全羅道道記念物133号	1990.12.05	古木(15本)	樹木

※出典：韓国文化財庁ホームページ(URL:<http://www.cha.go.kr/>)に基づいて筆者が再整理

表 2 文化財保護側面と都市計画側面で分類した韓国の歴史的集落(2014)

番号 (指定順)	名称	住所	指定名称/ 指定年度	人口/ 世帯	文化財保護		都市計画	備考
①	順天 樂安邑城	全羅南道 順天市 樂安面東・西・ 南内里	史跡 第302号 1983. 06. 14	232	文化財保護区域 (233, 108㎡)	用途地域	第1種 一般住居地域	都市計画 区域
				90	邑城集落	用途地区	文化資源保存地区 (歴史文化環境保 存地区)	
②	安東 河回村	慶尚北道 安東市 豊川面河回里	重要民俗資料 第122号 1984. 01. 14	257	文化財保護区域 (7, 200, 660㎡)	用途地域	自然環境保全地域	非都市計画 区域 ※世界遺産・ 歴史的集落
				127	同族集落	用途地区	—	
③	濟州 城邑村	濟州道 西歸浦市 表善面城邑里	重要民俗資料 第188号 1984. 12. 24	1291	文化財保護区域 (794, 213㎡)	用途地域	計画管理地域	非都市計画 区域
				506	邑城集落	用途地区	自然集落地区	
④	慶州 良洞村	慶尚北道 慶州市 江東面良洞里	重要民俗資料 第189号 1984. 12. 24	374	文化財保護区域 (969, 115㎡)	用途地域	計画管理地域	非都市計画 区域 ※世界遺産・ 歴史的集落
				133	同族集落	用途地区	文化資源保存地区	
⑤	高城 旺谷村	江原道 高城郡 竹旺面五峰里	重要民俗資料 第235号 2000. 01. 07	108	文化財保護区域 (180, 742㎡)	用途地域	自然環境保全地域	非都市計画 区域
				43	同族集落	用途地区	—	
⑥	牙山 外巖村	忠清南道 牙山市 松岳面外岩里	重要民俗資料 第236号 2000. 01. 07	177	文化財保護区域 (198, 194㎡)	用途地域	計画管理地域	非都市計画 区域
				54	同族集落	用途地区	—	
⑦	星州 ハンゲ村	慶尚北道 星州郡 月恒面大山里 ハンゲマウル	重要民俗資料 第255号 2007. 12. 31	185	文化財保護区域 (201, 727㎡)	用途地域	計画管理地域	非都市計画 区域
				86	同族集落	用途地区	—	
⑧	榮州 ムソム村	慶尚北道 榮州市文珠面 伐賜里一円	重要民俗資料 第278号 2013. 08. 23	49	文化財保護区域 (669, 193㎡)	用途地域	計画管理地域 (保全管理地域)	非都市計画 区域
				—	同族集落	用途地区	—	

※出典：文化財保護側面は韓国文化財庁 HP より、都市計画側面は韓国国土交通部(日本の国土交通省)の土地利用規制情報サービス HP に基づいて作成。

成されている(図2-2参照)。1899年の樂安邑誌^{注12)}の記録によると、19世紀から東内里・南内里・西内里で構成されていることが分かる。また、当時3つの行政里戸数は115戸、人口は481人(男：285人・女：196人)であった。ちなみに2012年8月時点の住民統計によると、人口は288人(120世帯)であり、文化財指定直後の820人(199世帯)と比較して約1/3に減少している。また、60歳以上の人口が総人口の7割以上を占めているなど高齢化が進んでいる。

また、順天市と韓国民俗学会の行政レポート「樂安邑城の暮らしと知恵(日本語訳)2011年2月」に樂安邑城住民の職業の割合が示されている。農業が76%、商業12%、一般勤め人(公務員・会社員)が7%、その他5%であり、農業が3/4以上を占めているなど歴史的集落でありながら「農村集落」である。

観光客は、毎年約100万人が訪れるなど韓国の歴史的集落の中ではトップクラスの観光地でもある。樂安邑城は、全羅南道の地方中核都市である順天市の農村地域の中心地区であり、朝鮮時代に建設された城壁をもち、風水説に基づいて形成された歴史的集落である。地域の中心地区、農業地域、観光地としての特徴をもっている。

3.3. 楽安邑城における土地利用の特徴

楽安邑城の空間構成・土地利用構成に関して、図2-3（2013年の楽安邑城の土地利用の実態）に具体的な土地利用の実態を示した。その内容は以下である。

2013年9月現地調査で楽安邑城の土地利用の実態を明らかにし、観光地として大きな特徴を確認することができた。文化財指定（1983）以前は東西の中心道路の沿道に「商業施設」と「公共施設」が立地していた。その他の場所では、ほとんどが民家であった。

しかし、現在は歴史的集落として集落の中心部に食堂および商店が建設され、北側に主要建築物（客舎・東軒など）の復元が行われた。民家は民宿（36世帯）として活用され、農業以外の住民の収入源としての役割を果たしている。また、西内里は行政が土地と家屋を買い取り、体験場（12箇所）として活用しており、民俗芸能などの職人を雇っている。さらに、空き地は「畑」として住民に無償

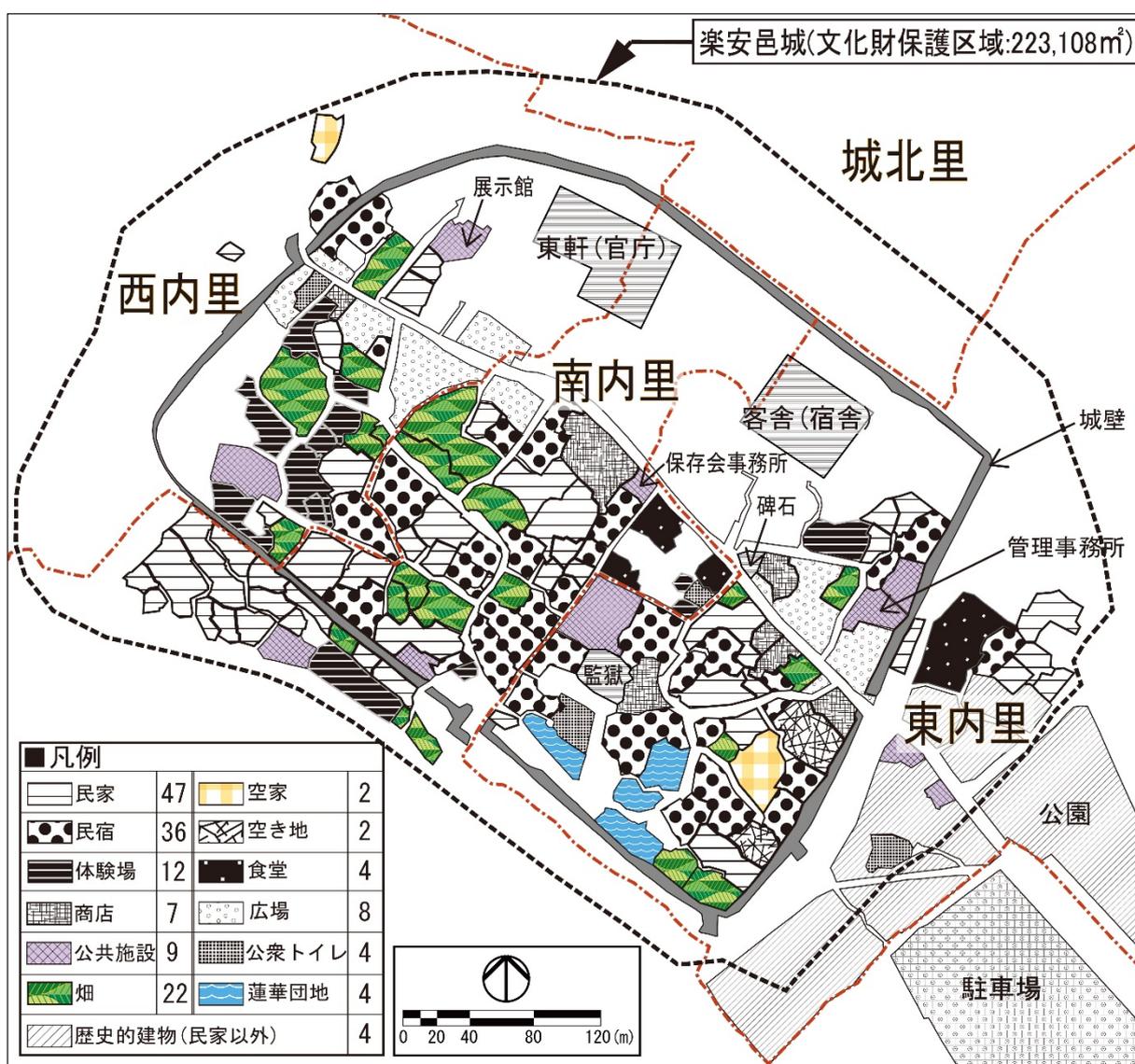


図2-3 楽安邑城における土地利用の実態（2013年）

※出典：2013年9月の現地調査に基づいて作成

で貸し、農地としての景観を維持していることや、一部は広場として観光客の休憩を取る場所としての仕組みになっている（図 2-3 参照）。

また、筆者らがすでに発表した「2014 年度都市計画学会論文：韓国歴史的集落・順天楽安邑城における土地利用の変遷と環境整備 ― 邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理実態に着目して―（参考文献 1）」で具体的に土地利用・土地所有と空間構成の内容を示しており、本稿では必要な項目を示した。

2012 年 10 月楽安邑城管理事務所の担当者により得られた「楽安邑城復元現況（2012 年）」では屋根材料の現況を示している。屋根材料別に分けると、藁葺 293 棟・瓦葺 18 棟・スレート葺 1 棟であり（合計 312 棟）、約 94%が藁葺で構成されている。その内、民家は 218 棟（藁葺 217 棟・スレート 1 棟）であり、瓦葺 18 棟は官庁・管理棟として使われている。

さらに、楽安邑城は韓国 8 つの歴史的集落の中で唯一都市計画地域内に含まれており、都市計画（用途地域・用途地区）による歴史的集落保護の役割を果たしている歴史的集落である（表 2 参照）。このような性格をもつ楽安邑城の歴史的景観の保全の課題は、文化財保護という範疇だけで対応できるものではない。その点に留意して景観保全に取り組む視点が必要である。

第4節 都市計画の変遷からみた楽安邑城

2.4.1. 本章における問題意識と視点

近年（2000年以降）、「文化的景観」を意識した生業・文化の側面まで含む文化財保護の仕組みに発展しているものの、文化財保護の側面だけでは保護区域内を中心とした保護に留まっており、このような点に問題意識を置いて研究を進めている。

都市計画の側面では、文化財と周辺都市環境を共にコントロールする「用途地域」・「用途地区制」などがあり、これからの文化財（本稿では歴史的集落）の保護を考える際に、このような視点を取り入れる必要があると考える。

その具体的な例として、韓国国土交通部（日本の国土交通省に相当）により2010年に、「文化財保護法」の現状変更許可対象区域と「国土計画法」の用途地区である文化資源保存地区が、2010年から新たな用途地区である「歴史文化環境保存地区」に統合されるなど、文化財の周辺環境の管理システムを一元化した新たな動きがみられた^{注13)}。

楽安邑城でもこれに対応して、文化財保護法としての「歴史文化環境保存地域（2010年新設）」に指定されるなど、都市計画側面と文化財保護側面の関係から、歴史的集落保護の重要なモデルになる敷地であると考えられる。また、2013年1月に世界遺産暫定目録に登録されるなど今後、世界遺産登録を意識した広域的な単位としての歴史文化環境の管理を目指していることが分かった^{注14)}。

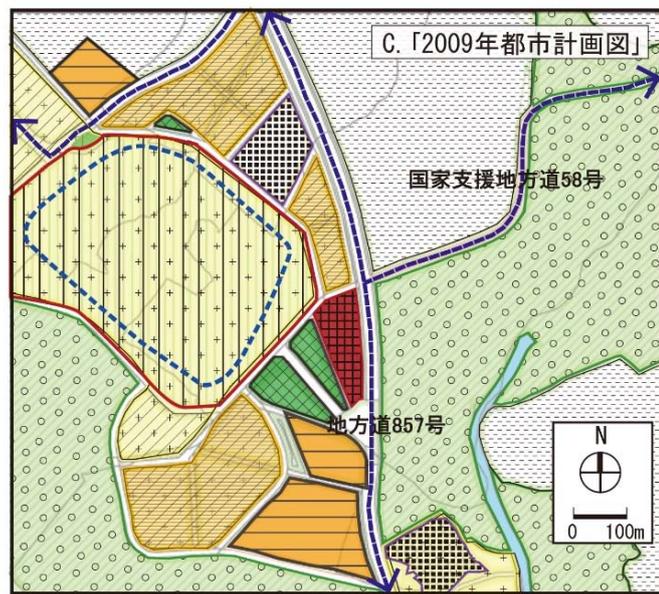
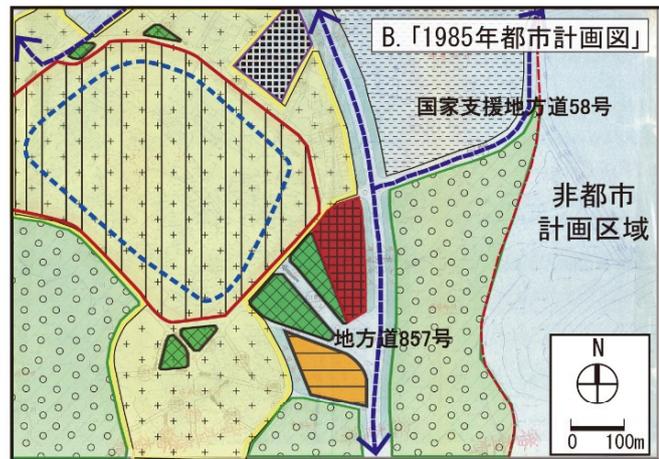
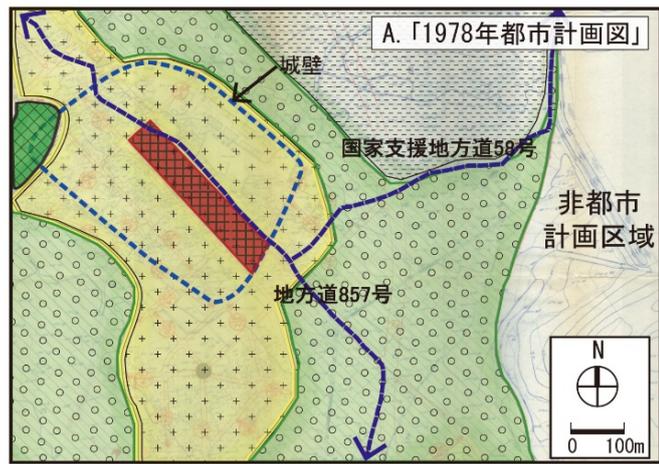
以下では（4.2節、4.3節、4.4節）、順天市によって行われた（計4回：1978・1985・2002・2009年）楽安面の都市計画（用途地域・用途地区・基盤施設）がどのように変遷し、どのような当時の考え方や特徴があったのかについて各都市計画図（図2-4・図6）による変遷の実態と具体的な数値と特徴を表2-3にまとめた。また、4.5節で国土計画法の下位法である農地法による農業振興からみた景観保全について考察する。

2.4.2. 1978年度の楽安邑城の都市計画

1978年の都市計画（図2-4のA）は、近代化を推進したセマウル運動の考え方が反映されている。ここでは、中心地区の商業地の整備と地区の中央の道路整備、広域の道路網（図2-4参照：地方道857号・国家支援助地方道^{注15)}58号）の建設が計画の主眼になっている、面所在地（中心集落）の都市整備である。

具体的には、楽安邑城内は都市計画の用途地域制によって「住居地域」に指定されている。城壁内の中心部に「商業地域」が指定されているなど、一般的な面所在地としての中心集落である。この図は整備及びゾーニング・色分けが描かれている。また、城壁の南側は「生産緑地地域」として主に米を生産しており^{注16)}、城壁の北側は「自然緑地地域」として山林を保護していた。

特に、生産緑地地域は日本にはみられない用途地域である。韓国の緑地地域指定の目的は農地の保全および山林の保護・保健衛生・保安と都市の乱開発を防ぐためである^{注17)}。



凡例		凡例	
■ 用途地域	■ 用途地区	■ 基盤施設	
⊕ ⊕ 住居地域	⊕ ⊕ 第1種一般住居地域	□ 保存地区	■ 学校
	■ 第2種一般住居地域	※文化財保護区域と重複	■ 公園
※2002年以降、住居地域は第1種・第2種に分類された	■ 商業地域	■ 高度地区	■ 駐車場
	■ 生産緑地地域		
	■ 自然緑地地域		

図 2-4 1978・1985・2009年の都市計画の比較からみた楽安邑城と周辺の用途地域の変遷
 ※出典：2012年10月に順천시都市課都市計画担当者から得られた都市計画図に加筆

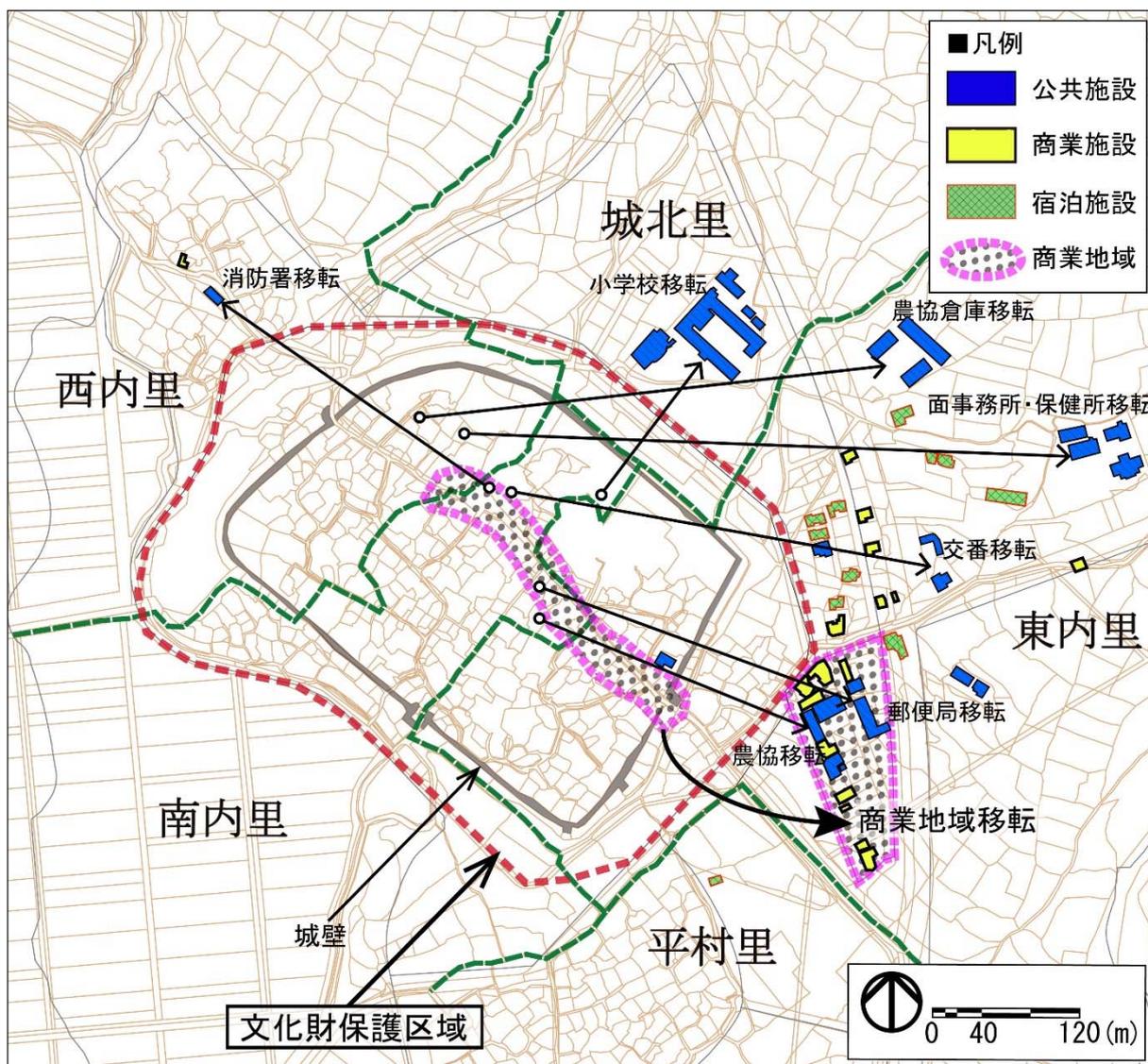


図 2-5 楽安邑城の公共施設および商業地域移転の実態 (2013)
 ※出典：2009 年の順천시楽安面の行政地図に加筆

2.4.3. 1985 年度の楽安邑城の都市計画

1978 年の用途地域が大きく転換するのが 1985 年の都市計画 (図 2-4 の B) である。1983 年に楽安邑城が文化財 (史跡) に指定され、主要施設移転計画が行われた。

国の文化財指定以降、その影響による都市計画の変化もみられ、1978 年の一般的な中心集落としての都市計画と違いがある、歴史的集落 (文化財) を意識した 1985 年楽安面の都市計画が計画された。

また、文化財指定や都市計画区域指定以降の 1986 年から 1990 年には、楽安邑城内に存在していた現代的な公共施設、面事務所 (町役場) ・保健所 ・農協事務所及び倉庫 (1987 年移転) 、予備軍本部 (1988 年移転) 、楽安邑城管理事務所 (1989 年移転) 、楽安小学校 (1990 年移転) などが保護区域から約 300m 内に撤去 ・移転された。また、ほぼ同時期 (1985 年 ~ 1990 年) に住宅や商店も撤去し、保護区域外 (周辺 300m 以内) に移転された実態がある (図 2-5 参照) 。

実際、1986 ~ 1990 年までの施設移転に関しては、主に韓国文化財庁 (文化財保護法) により歴史的

集落の「復元」を目的として公共施設・商業施設が移転されたものである（参考文献 20：楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書-第1巻現況調査分析および計画案-参照）。当時、楽安邑城における都市計画による市街地開発事業はなかった。公共施設は行政側が、個人所有物（住宅および商店など）は個人が、支援金により移転した^{注18)}。

また、1985年頃当時の時代状況（全斗煥大統領時代はある程度の絶対的権力を行使した時代を意味）を考慮した場合に、集団移転した理由は「文化財保護としての国家施策」により移転されたものである。また、移転・撤去した住民に支援金を与え一定区域内の場所を探して移住するように誘導した。

このように、1983年文化財保護法による移転計画が行われ、それに伴い1985年楽安面の都市計画が対応して、1986年から1990年まで城壁の内側にあった現代的な「商業地域」が城壁の外側（東側）に移転された。また、小学校や面事務所（日本の町役場）のような公共施設も城壁外に移転された。また、観光地化に伴い都市計画の基盤施設である、「公園」・「駐車場」・「広場」が計画され、文化財保護区域内の現代的要素を分離したことが特徴である。

城壁内やその周辺の現代的家屋が城壁の北側の「住居地域」に撤去・移転された。さらに、住居地域の中に城壁内とその周辺（50m内まで）が都市計画制度の用途地区の「保存地区」に指定された。この保存地区は文化財保護区域と全く同じ範囲で重複しているなど、より厳しい規制になっていることが特徴である。それを裏付ける制度として、文化財保護法（2014年1月28日改定）、第11章（補則）・第87条（他法律との関係）・第3項によると、国家指定文化財また市・道指定文化財に指定された、保護物または保護区域に指定・告示された地域が「国土の計画及び利用に関する法律」第6条第1号による都市地域に属する場合に同法第37条第1項第6号（用途地区）による保存地区に指定・告示されたものとみる。

これらの内容は、韓国の歴史的集落の中で都市計画による土地利用規制が、文化財保護の役割を果たしたものと考えられる。

表 2-3 楽安邑城の都市計画の変遷（1978・1985・2002年以降）

指定内容 年度別分析	用途地域（単位：㎡）						用途地区（単位：㎡）		基盤施設（単位：㎡）				
	住居地域	商業地域	工業地域	緑地地域		保存地区	高度地区	公園	駐車場	広場	道路		
				生産緑地	自然緑地							保全緑地	
1978	有無	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○		
	面積	315,000	25,000	×	701,000	886,000	×	26,800	×	490	○		
1985	有無	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○		
	面積	455,000	17,000	×	520,000	935,000	×	222,600	20,500	12,400	3,320		
2002 (以降)	区分	第1種	第2種	○	○	○	○	○	○	○	○		
	面積	516,260	158,010	50,440	1,596,790	6,139,720	2,780,780	222,600	252,260	20,420	24,800	12,550	
分析内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「住居地域」は楽安邑城の城壁内とその周辺に分布 ・「商業地域」は城壁内の主道路に接して計画されている →一般的な「中心集落」の都市整備 ・生産緑地は城壁の南に分布（水田で米を生産） ・自然緑地は城壁の北に分布（山林保護の役割をはじめた） ※楽安面の都市計画区域（用途地域）の総面積は1,927,000㎡ 						※未計画の状態		<ul style="list-style-type: none"> ・公園は城壁内の西側（西内里）に位置している ・住民のための公園が計画されていた 	※未計画の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・楽安面南内里に位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・城壁内に主幹線道路である「地方道（857号）」が貫通していること 	
分析内容	<ul style="list-style-type: none"> ・城北里まで住居地域の拡大指定 ・商業地域が城壁外の東内里に移転。また、商業地域を中心に商圏を形成し、主幹線道路周辺に新しく商業地域を計画する ・住居地域の拡大のため楽安邑城の東にあった生産緑地は減少 ※1978年の用途地域と1985年の用途地域の面積は変わりなし 						※未計画の状態		<ul style="list-style-type: none"> ・民俗村の文化資源を保存するために計画された用途地区 ・文化財保護区域と重なることが特徴 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽安邑城周辺（東内里・南内里）に観光地計画に伴い近隣公園および子供公園計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・東内里に観光地計画に伴い駐車場新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地計画に伴い東内里に交通広場、西内里・南内里に美観広場を計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・城壁内を貫通していた「地方道857号」を城北里に移転 ・住民生活のため道路幅の拡大
分析内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既定の一般住居地域を楽安邑城との連携性を考慮して、第1種・2種一般住居地域に用途地域細分 ・楽安邑城周辺（東内里）の商業地域の面積は変化なし、楽安邑城と離れた地域（李谷里）に商業地域指定 ・農地の保全を原則に農業振興地域（生産緑地）として指定 ※楽安面の都市計画区域1,927,000㎡⇒11,242,000㎡（約6倍拡大）、都市計画区域の拡大は市街地発展方向の考慮および住民要求反映（地価上昇など） 						<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区から「民俗村文化資源保存地区」として細分化された 		<ul style="list-style-type: none"> ・楽安邑城の城郭（6.3m）と既存の建築物および周辺地域との調和を考慮し、市街化区域に地域特徴に適合な「最高高度地区」を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・1985年度の公園決定（変更）調書とほぼ同様（車の円満な交通のため80㎡縮小）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西内里に楽安邑城の観光客誘致のため必要な駐車空間確保および輸送人口の分散のため新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客のための広場拡大・円満な交通処理のため増設 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の拡大による路線延長および新設 ・一般道路⇒自動車専用道路に使用形態の変化

※出典：「楽安面の都市計画図（1978・1985・2002・2009）」や「昇州郡による楽安都市計画決定および地籍告示承認調書（1978）」、「順天市による楽安都市計画再整備（2002）」に基づいて作成

2.4.4. 2002年度以降の楽安邑城の都市計画

2009年の都市計画図（図2-4のC・図6）をみると、1985年の都市計画図との差異は、楽安面の都市計画区域が従来の1,927,000m²から11,242,000m²まで約6倍に拡大したことである。その理由として、2013年9月に順천시都市課の都市計画担当者の聞き取り調査によると、都市計画区域の拡大は市街地の発展方向の考慮および地価上昇などを期待した住民要求の反映であることが分かった。

また、既定の一般住居地域を楽安邑城との連携性を考慮して「第1種・第2種一般住居地域^{注19)}」に用途地域が細分化された。楽安邑城の城内は第1種に、城外の住居地域は第2種一般住居地域に決定された（2002年3月）。

用途地区では、楽安邑城城壁（高さ6.3m）と既存建築物及び周辺地域との調和を考慮し、高度制限の規準を定めているなど、より具体的な厳しい文化財保護および景観保全の役割とした都市計画が行われている。

高度制限の範囲と制限値等に関して、高度制限の範囲は2002年以降の都市計画（用途地区）による保存地区外（保護区域外）の住居地域（図4の2009年都市計画図：第1種・第2種一般住居地域）であり、面積は252,260m²である。具体的な制限値の内容は、表3の2002年（以降）の用途地区の高度地区欄に示している。

さらに、「駐車場」・「広場」の拡大が計画されるなど文化財を保護すると同時に観光地としての基盤施設の整備がみられた。

2.4.5. 農業振興からみた楽安邑城の景観保全

表3（楽安邑城の都市計画の変遷）に示すように、1978年から都市計画区域内に用途地域の「生産緑地地域」が設けられた。その生産緑地地域は、楽安邑城の南側に分布しており（図6参照）、主に米や麦など農業生産のため、開発が防止されている。

また、図2-6をみると都市計画区域外（生産緑地地域の南側）でも水田の記号を確認することができる。都市計画区域内の生産緑地地域と都市計画区域外の管理地域・農林地域の一部農地が、農地法による「農業振興地域（農地法第31条：1992年12月から試行）」に指定された。その農業振興地域は、現状変更が不可能である絶対農地^{注20)}として厳しく農地を守る国の政策であり、楽安邑城周辺の農地減少を防ぐ機能を果たしている。

このように、1978年から、農地の保全を原則に都市地域は「生産緑地地域（都市計画法）」が指定され、楽安邑城が都市計画という意味で乱開発されなかった。また、都市地域外の農林地域や管理地域の農地を「農業振興地域」が農地法（国土計画法の下位法）により補完・サポートされる仕組みになっているなど、農地の転用を防ぐと共に農村集落としての景観が保全されていることが分かった。

さらに、近年になり法制度と共に周辺農地を活かした、「生業」からの景観保全がみられた（周辺

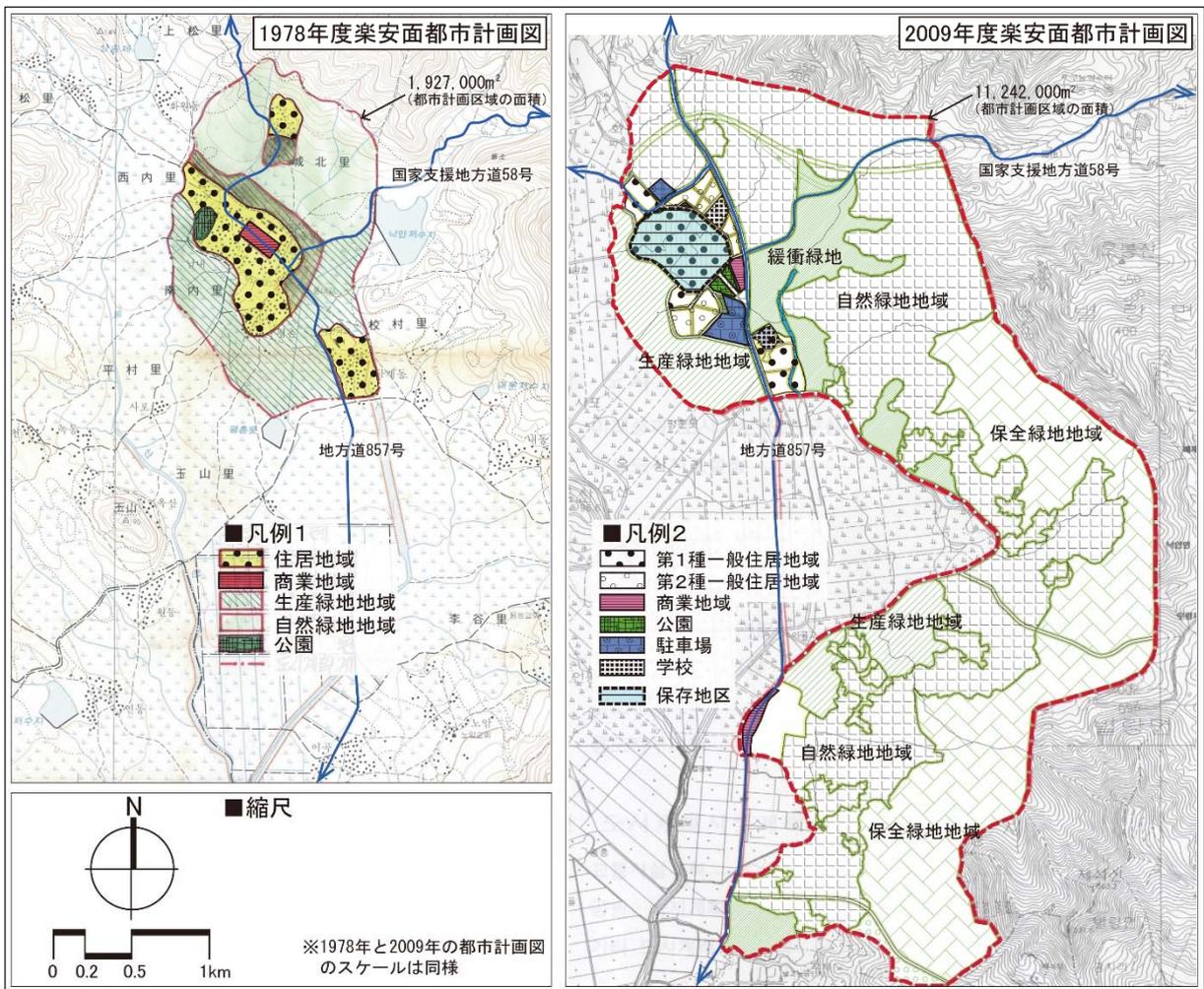


図2-6 楽安面の都市計画区域・用途地域の変遷
 (※出典：楽安面の都市計画図1978・2009に基づいて作成)

農地の保全と景観的意味)。2012年10月に実施した楽安邑城東内里の元里長（日本の村長）とのヒアリング調査によると、楽安邑城周辺の農地（水田）からの収穫後、残った藁を利用し楽安邑城の藁葺の吹き替えに使用し、1~2年ごとに葺き替え事業が行われている（日本の茅葺と比べて比較的耐久性が落ちる）。また、予算のほとんどを行政が負担していることが分かった。

具体的に、楽安邑城の住民の内、農地を所有し収穫がある住民の場合、収穫後の藁を利用し、自分の家（藁葺）の吹き替え事業に使うため、行政による藁葺吹き替えの支援金は直接的な収入につながると言える（収穫がない世帯の場合、楽安面の隣の別良面などで藁を購入する仕組みになっている）。このように、周辺の農地を守ることは、都市計画的に乱開発を防ぐことが可能になると共に営み（農業）の実態が景観保全と関係があることが分かった。

第 5 節 樂安邑城の保護政策の展開：都市計画との関係からみた樂安邑城の文化財保護（周辺環境との関係）

2004 年 8 月に文化財庁の史跡課によって作成された「国家指定文化財（保護物・保護区域を含む）周辺現状変更許可事務、市・道委任事項」によると（表 2-4 参照）、具体的な区域の名称・建物の構造・屋根材料の種類・用途制限・高度制限などが定められ新たな基準が示された。それに対応して、樂安邑城の「現状変更処理基準図面（図 2-7）」が作成され、文化財保護区域の境界から周辺 500m 以内までの範囲を対象に保護整備案が計画された。

これらが策定された経緯として、地方自治体レベルの順천시樂安面の都市計画（表 3 参照）による高度制限（用途地区）・用途制限（用途地域）が適用されていることが挙げられる。このように、地方自治体レベルの「都市計画」で規定される基準が、国レベルの「現状変更」に一部が採用され、具体的な許可基準に発展するなど役割分担が行われている。

その事例として、表 3：樂安邑城の都市計画の変遷（都市計画側面）と表 4：樂安邑城の現状変更の許可基準（文化財保護側面）との関係では、特に高度制限に注目する必要がある。表 3 の 2002 年以降の用途地区である高度地区を指定しており、樂安邑城の城郭 6.3m を基準に、樂安邑城周辺の B（商業地域）・D（戸建住宅）・E（戸建住宅）・F（6～8：戸建住宅）ブロックは単層 6.2m 以下を目指している。また、商業地域や戸建住宅などの用途を示している。C ブロックの場合、行政の博物館・美術館に限っては 7.9m 以下までが可能であるが、これらも伝統韓屋形式を守るようにしている。さらに、

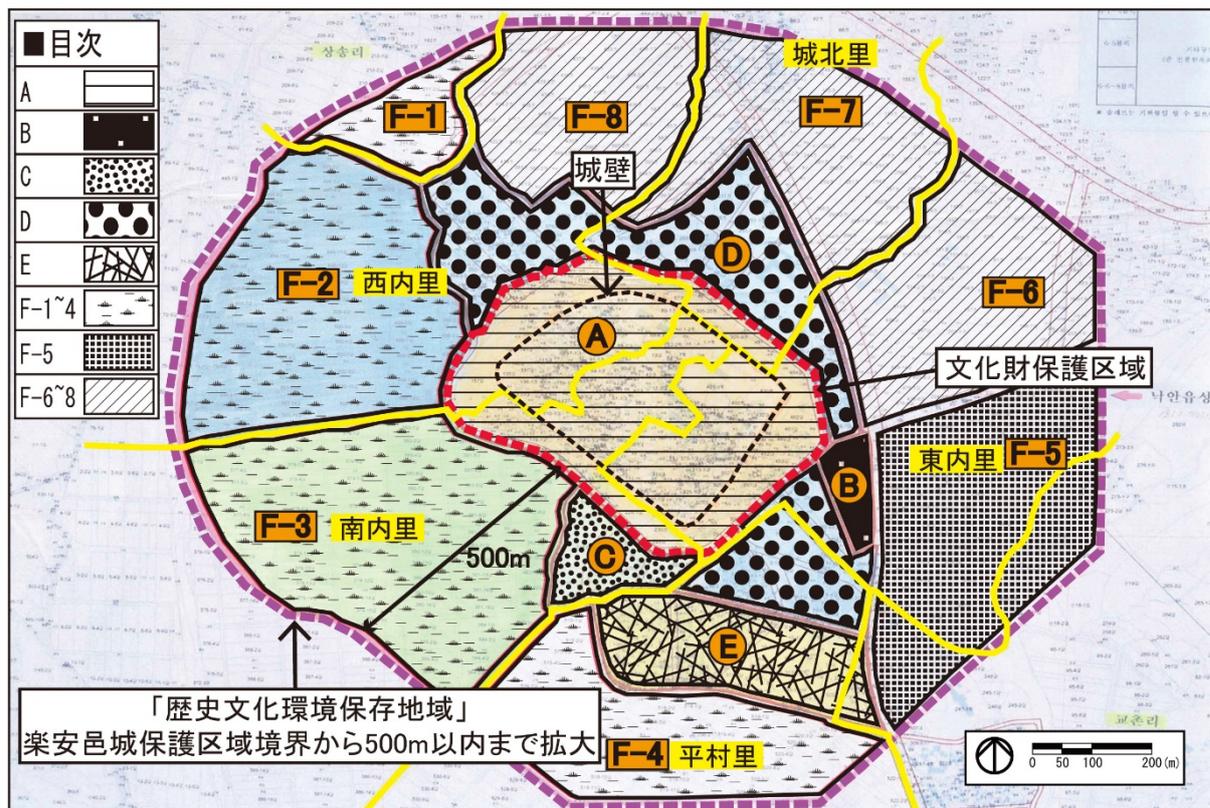


図 2-7 樂安邑城の文化財保護区域の境界から 500m 以内までの周辺整備
 ※出典：2012 年 11 月に順천시文化芸術課文化財担当者から得られた「状
 処理基準図面（2004 年）」に加筆

F-5 ブロックは、公共施設（面事務所・保健所など）が位置しており、今後長期的な観点から商業地域として造成予定地域であり、7.9m 以下の高度制限になっている。F-1~4 ブロックは主に農業地であるため具体的な高度制限にはなっていない。

用途制限の内容として、表 2-4 のブロック A（文化財保護区域）では、構造は土壁・木造で住宅用途の伝統的藁葺にすることや既存の規模内では改修が可能であるものの新築は不可である。その他ブロック（B・C・D・E・F）はブロック A より制限は緩和されているものの住居および商業区域の再整備計画や農業地域についての具体的な計画がなされている。

2000 年代に入り、乱開発が社会的問題になり、韓国政府は「先計画」・「後開発」という政策を目標とし、既存の都市計画法（1962 年 1 月 20 日制定）と国土利用管理法（1972 年 12 月 30 日制定）が統合された。その統合された「国土計画法」が 2002 年 2 月 4 日に制定され、第 99 条第 3 項には、「文化財保護法による国家指定文化財または市・道指定文化財に指定されたものやその保護物または保護区域に指定・告示された地域が都市地域（用途地域）に属している場合は同法第 37 条第 1 項第 1 号による保存地区（用途地区）に指定されたものとみる」という内容が記述されている。樂安邑城は韓国の 8 つの歴史的集落の中で唯一の事例地であり、「文化財保護法」と「国土計画法」は密接な関係があると言える^{注 21)}。

2012 年 11 月に行った順天市の文化芸術課文化財担当者への聞き取り調査では、周辺地域までの保護の拡大は世界遺産登録を意識しており、文化財保護区域だけでなく、周辺地域まで整備する考え方があることが分かった。

また、2010 年 2 月 4 日に改正された文化財保護法（1962 年制定）の第 3 章「文化財保護の基盤造成」の第 13 条「歴史文化環境保存地域の保護」3 項では、「歴史文化環境保存地域の範囲は該当指定文化財の歴史的・芸術的・学問的・景観的価値とその周辺環境およびその他の文化財保護に必要な事項などを考慮し、その外郭境界から 500m 内にする」という内容が記述されている。文化財保護区域だけでなくバッファゾーンとして周辺の歴史文化環境まで保護するという内容に改定された。

さらに、2012 年 10 月に樂安邑城の管理事務所の担当者により得られた行政資料の「樂安邑城の一般現況（2012）」では、2011 年 3 月 11 日には世界遺産暫定目録に登載され、樂安邑城の周辺環境および現代的な商業地域の再整備など「都市計画」の側面で周辺の環境造成の必要があることが示されている。このように、地方自治団体にまで拡大され、順天市による「順天市樂安邑城管理運営条例（2005 年 10 月制定）」にも歴史的景観保存および造成のための周辺地域（500m 内）整備事業の内容と事業費を規則として定めており、2013 年 1 月 1 日から施行されている。

これらの動きから、2000 年代以降は文化財保護法だけでなく、都市計画制度や地方自治団体による条例など制度間の関係があることが明らかになった。

表 2-4 樂安邑城の現状変更の許可基準（2004 年 8 月）

区分 (ブロック)	名称	構造	屋根材料	用途制限（可能用途）	高度制限	備考
A	文化財 指定区域	土壁、 木造	伝統的 藁葺	・伝統的藁葺(住宅)	—	・既存住宅の規模 内では改修および 補修は可能・新築 は不可
B	商業区域 (准伝統韓 屋区域)	土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺・瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設（スー パー、日用品店、美容 室、医院、薬局、飲食 店、事務所、ランドリ ーなど）	単層6.2m 以下	—
C	文化施設及 び文化体験 区域	土壁、木造	韓屋 (藁葺・瓦葺)	・博物館施設 ・美術館、科学館、記 念館	7.9m以下 (但し、 伝統韓屋 形式に限 る)	・案件別に文化財庁 に審議
D	住居及び近 隣生活区域 Ⅰ	土壁、木 造、組積式	韓屋 (藁葺・瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設（スー パー、美容室、飲食 店、ランドリーなど）	単層6.2m 以下	・住居地形成地域で あり、既存建物の構 造、屋根伏、高度を 限度内に変更可能
E	住居及び近 隣生活区域 Ⅱ	土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺・瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設（スー パー、美容室、飲食 店、ランドリーなど）	単層6.2m 以下	・住居地形成地域で あり、既存建物の構 造、屋根伏、高度を 限度内に変更可能
F-1~4	その他 (准伝統韓 屋以外の区 域)	土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺・瓦葺)	・戸建住宅	—	・既存建物の改修・ 補修のみを許容しつ つ現状体に保存
F-5		土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺・瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設（スー パー、日用品店、美容 室、医院、薬局、飲食 店、事務所、ランドリ ーなど） ・一般宿泊施設（ホテ ル、旅館）	7.9m以下	・長期的商業地域造 成予定敷地 ・細部敷地は追って 確定 ・商業地域であるた め建築構造、屋根 伏、高度、用途制限 緩和
F-6~8		土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺・瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設（スー パー、日用品店、美容 室、医院、薬局、飲食 店、事務所、ランドリ ーなど）	単層6.2m 以下	・水田、畑で形成さ れた地域であり、戸 建住宅・小規模の近 隣生活施設に変更可 能
共通事項	<p>■許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根伏は曲線型（藁葺の屋根）にする。瓦葺の場合、関係専門家3人以上の環境影響評価を受ける ・建物外観（壁、窓、屋根伏）は三原色（赤・黄・青）の使用は止揚し、樂安邑城の周辺景観と調和させる ・建物の新築・改築・再建築の際に台地面積の10%以上の緑地空間を確保し、伝統樹木を植栽 					

※出典：文化財庁、国家指定文化財周辺の現状変更許可事務市・道委任事項（2004 年 8 月）に基づいて作成

第6節 まとめ

2.6.1 都市計画による文化財保護の特徴

「1978年度の都市計画」によると面所在地の都市整備計画であることが分かる。集落の中心が商業地域に計画されているなど、一般的な中心集落（面所在地）としての道路整備・ゾーニングや色分けが描かれていた。それが大転換するのが「1985年度の都市計画」である。当時の考え方として国の文化財（歴史的集落）としての復元整備が主に行われた。1985年の都市計画図をみると歴史的集落を保護すると同時に観光資源化するための都市計画でのアクションプランに対応しており、保存と復元が中心となったシステムになっていることが特徴である。

さらに、「2002年度以降の都市計画」では、既存の文化財保護法による保護区域（城壁から50m以内まで）から、都市計画制度との関係から保護区域の外郭から500m内まで拡大された。また、用途地域（住居地域・緑地地域）の細分化や用途地区の具体化（高度制限や基盤施設の活用など）が特徴である。その具体的な都市計画による文化財保護の実態及び特徴は以下のものである。

- ① 商業地域の移転・変更によって現代的商業施設の制限や歴史的集落の景観保全を行った点。
- ② 集落内を貫通していた幹線道路（地方道857号）を移転・変更させ、現代的要素を防いだ点。
- ③ 用途地区による保存地区・高度地区指定による建築制限・高度制限を行い、歴史的集落環境の景観を確保した点。
- ④ 基盤施設である駐車場・公園・広場計画により観光地としての役割を果たした点。
- ⑤ 生産緑地地域を指定することで農地の確保、乱開発の防止、新規建築物の制限などの役割を果たした点。

2.6.2 制度及び計画の対応

本研究では、都市計画と文化財保護の観点から歴史的集落の景観保全に関する検討を行った結果、国土都市計画・農業振興にも相互に関係して景観保全が行われており、「文化財保護法」だけでなく、「都市計画」・「農地法（農業振興地域）」との関係から土地利用規制の複合規制により厳しく景観が守られている。また、ひとつの分野では不足しているところを補い、楽安邑城（文化財保護区域）と周辺環境まで保護しようとする仕組みになっており、これらは評価できるものであると考えられる。

さらに、2004年から世界遺産を目標とした整備計画が立てられ、それに対応する整備を行おうとしている。その内容として、楽安邑城の現状変更処理基準が策定され、保護区域の境界から500m以内までの保護の仕組みによって、都市計画と文化財保護のゾーニングが関係していることが分かった。

このように、文化財保護法による保護区域だけを保護するのは無理があり、都市計画制度による土地利用規制と絡んで周辺環境を含んだ景観整備の展開が明らかになった。

2.6.3. 今後の課題

1983年史跡指定以降から現在に至るまで（約30年間）の楽安邑城の歴史環境整備について、2012年10月に楽安邑城管理事務所の担当者により得られた行政レポート「楽安邑城復元現況（2012）」によると、1984年から2012年までの楽安邑城の復元及び環境整備の事業費^{注22)}は271億ウォン（約27億円）であり、2012年まで70件の事業が行われた。国費が190億ウォンであり、地方自治団体である道（県）からは24億ウォン、順天市からは57億ウォンの事業費を出している。

歴史的集落の環境整備は、城壁の整備、伝統的民家の保存、一般的民家の撤去・民家の復元、城壁内のオープンスペースの整備などに関わる事業によって進められ、観光や農業振興のための整備も同時に進められてきた。

今後、本稿での成果を踏まえ、整備事業に焦点をあわせて、景観保全の事業面での展開と各事業が一体となって進められた景観整備の特徴については次稿で報告したい。

注

- 注1) 韓国の文化財庁による公式名は順天・樂安邑城(スンチョン・ナガンウブソン)である。
- 注2) 樂安邑城は、「国指定基準」では最初に歴史的集落として指定された。「地方自治体基準」では、慶尚北道(「道」は日本の県に相当)の安東河回村が1980年に道民俗資料として最初に指定された。
- 注3) 「歴史的集落」の用語の使用に関して、1990年代まではテーマパークを想定した「民俗マウル」や「伝統マウル」が混用されていた。2000年代から韓国の文化財庁により「歴史マウル」と表記されており、本研究では「歴史的集落」と表記する。
- 注4) 重要民俗資料は、衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗や慣習とそれに伴う衣服・家屋などであり、国民の生活の変化を理解するために必要なものである。文化財保護法・第2章・第1節8条では、文化財庁長は文化財委員会の審議を経て民俗資料の中で重要なものを重要民俗資料として指定することができる。また、文化財保護法で定義する文化財はその性格により「有形文化財」・「無形文化財」・「記念物」・「民俗資料」の4種類に区分されている(文化財保護法第2条第1項)。また、文化財は行政主体(指定権者)による指定可否で「指定文化財」と「非指定文化財」に区分される。
- 注5) セマウル運動は、勤勉・自助・協同の基本的な精神と実践を汎国民的・汎国家的に推進し、国家発展を促進することを目的に実行された運動である。1970年10月から1971年6月まで冬の農閑期を利用して全国の3万3267箇所(里・洞)にセメント335袋(1袋40kg)を無償で支給し、里・洞の開発委員会を中心に各自の環境改善事業を住民共同で推進するようにし、藁葺からスレート葺への葺き替えや、塀の補修や村の進入路整備などの環境整備が行われた。同運動は、政府の絶対的な支援により全国に拡大され、単純な農村開発事業だけでなく、韓国社会全体の近代化運動に拡大・発展した。
- 注6) 韓国の歴史的集落の景観保全政策に関する概況(参考文献7)及び慶尚北道の河回村の景観及び社会構造とその動向については別途研究報告(参考文献6)している。
- 注7) 2012年10月の本調査は、山崎寿一、朴延の他、金斗煥、張京花、ロハスリンダ、比奈本洋太、横山泰、里中俊裕、山田知奈が参加した。その成果(調査結果の概要)は、2013年度の日本建築学会近畿支部報告会に発表している(参考文献2~6参照)。
- 注8) 2000年代に入ってから、乱開発が社会的問題になり、韓国政府は「先計画」「後開発」という政策を目標とし、既存の都市計画法(1962年1月20日制定)と国土利用管理法(1972年12月30日制定)が統合され、「国土計画法」が2002年2月4日に制定された。同法は都市地域と農村地域が統合されるなど国土を一律的に捉えることが可能になり、非都市地域に都市計画法を適用したことが特徴である。また、本稿での樂安邑城と他集落との差異として、文化資源保存地区など用途地区(注9)に基づいて全集落が管理されているようにみえるが、樂安邑城はそれに加えて都市計画法による都市地域(住居地域)としての二重の厳しい規制がなされているところが大きな差異である。
- 注9) 「樂安都市計画再整備(2002年3月)」(参考文献19)では、樂安邑城における都市計画の内容が示されている。その内容は3つに分類されている。まず、国レベルの国土総合計画(基本目標：均衡国土・緑国土・開放国土・統一国土)がある。次に、県レベルの全羅南道総合計画(基本目標：福祉・海洋・新産業・緑・開放)、さらに、市レベルの順天都市基本計画(基本目標：環境にやさしい都市・教育と文化の中心都市)がある。順천시基本計画の中に、樂安面基本計画区域(方針：民俗および伝統の保全と文化芸術の暢達)があり、その土地利用の概念として、樂安邑城(保護区域)を中心とした生産・集落・遺跡・余暇空間に区分し、観光客の利便提供・観光産業育成、宿泊型の観光資源としての育成を目指した土地利用を計画していることが記述されており、歴史的集落としての都市計画区域指定であることが分かる。
- 注10) 用途地区とは、土地の利用及び建築物の用途・建蔽率・容積率・高度などに対する用途地域の制限を強化または緩和適用するものである。用途地域の機能を増進する制度であり、景観や安全などを図るために都市計画で決定される地区を示す。

- 注11) 里は、韓国の行政区域であり、行政里と法定里に分けられる。日本の行政区域である市区町村は韓国では、「市・郡・区(日本の市・区に相当する)」、「邑・面・洞(日本の町に相当する)」、「統・里(日本の村に相当する)」であり、その下位に「班」がある。行政里は都市地域の「統」と対等な行政区域であり、里長がその行政里を代表する。法定里は法律で定められた伝統的名称である。
- 注12) 樂安郡の沿革・地理・戸数など諸般事項を詳細に記録した書籍
- 注13) 「国土の計画および利用に関する法律施行令(2012年4月改定)」の第76条(保存地区内での建築制限)によると、その歴史文化環境保存地区の概要を示しており、「文化財保護法」の適用を受ける文化財を直接管理・保護するため、建築物と文化的にも保存価値が大きい地域の保護および保存において、阻害しない建築物であり都市計画条例(市・郡レベル)が定めるものであることが示されている。
- 注14) しかし、2010年に国土交通部・文化財庁により定められた歴史文化環境保存地域を話題に、2012年8月文化財庁により主催された「歴史文化環境保全地域の体系的な管理案」の討論会では、地域・地区・区域体系が明確にされていないことが指摘されているなど、現段階では用語の統一性が不足しているなど、問題点を抱えている。
- 注15) 国家支援地方道は、韓国の地方道の中で主要都市、空港、港湾、産業団地、観光地などの主要交通誘発施設の地域を連結する、高速国道と一般国道で構成された国の基幹道路網を補助する道路である。
- 注16) 順天市・韓国民俗学会により作成された行政レポート(参考文献17)の第3章「社会的背景」では、産業面についての記述されており、その内容として、樂安邑城の住民の生業は、農業が76%・商業が12%・公務員や会社員が7%・その他が5%であり、農業に勤める住民は城外の米・麦・キュウリ・苺・梨などを栽培していることが記述されている。また、樂安面の農業従業者のほとんどは自作農である。一部が他者の水田を借りて農業を行う場合もあるものの自作農が大多数を占めている。高齢化が進んでおり、委託で農業を行う場合もある。さらに、樂安面では二毛作を行う。米を収穫すると麦を播種する。さらに、順天市の2011年統計年報によると、樂安面の米の収穫量(2010年基準)は540,800kgであり、順天市の11つの面の内上位3番目であった。麦は2,147kgであることが記載されている。
- 注17) 1970年代は2つの種類の緑地地域(生産緑地地域・自然緑地地域)であったものが現在は保存緑地地域が追加され3種類で区分されている。
- 注18) 法理上、都市地域(都市計画区域)では都市計画法が文化財保護法より上位である。しかし、樂安邑城の実際適用上、面(日本の町)レベルの都市計画であるため、国の文化財保護法が優先されると見られる。財政支援を受けることが難しい地方自治団体は国家の支援(樂安邑城の場合、文化財保護の支援金など)を受けるために自ら上位法(都市計画法)であることを諦めたと解釈できる(文化財保護法優先)。
- 注19) 用途地域の住居地域の中の一つ。第1種は低層を中心とした住居地域(建蔽率60%以下・容積率100%以上200%以下)、第2種は中層を中心とした住居地域(建蔽率60%以下・容積率150%以上250%以下)。
- 注20) 絶対農地は韓国の農地法上の用語であり、公共による投資により造成された農地、農業基盤が整備された農地など農林部長官が指定する農地を言う。絶対農地は農地の転用を規制し、農地の減少を防ぐなど農地の保全が指定目的である。
- 注21) 文化財保護法(2014年1月28日改定)、第11章(補則)・第87条(他法律との関係)・第3項によると、国家指定文化財または市・道指定文化財に指定された、保護物または保護区域に指定・告示された地域が「国土の計画及び利用に関する法律」第6条第1号による都市地域に属する場合に同法第37条第1項第6号(用途地区)による保存地区に指定・告示されたものとみる。
- 注22) 事業費は、1984年から2012年まで樂安邑城の文化財保護区域内の民家、城郭、城門、外堀、橋の復元や排水路、藁葺きの補修など、復元及び環境整備に使用された総所要事業費を示す。

参考文献

- 1) 朴延・山崎寿一：韓国歴史的集落・順天市樂安邑城における土地利用の変遷と環境整備 ―邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理実態に着目して―，日本都市計画学会学術研究論文集, Vol. 49, No. 3, pp. 279~284, 2014. 11
- 2) 朴延・山崎寿一・金斗煥・比奈本洋太・横山泰・里中俊裕：歴史的集落環境における空間構成の変化に関する考察 ―韓国「順天・樂安邑城」歴史的集落環境の研究―その1―，平成25年度日本建築学会近畿支部研究発表会. 計画系, Vol. 53, pp. 333~336, 2013. 06
- 3) 里中俊祐・朴延・山崎寿一・金斗煥・比奈本洋太・横山泰：歴史的集落環境における土地利用の変遷とその実態 ―韓国「順天・樂安邑城」歴史的集落環境の研究―その2―，平成25年度日本建築学会近畿支部研究発表会. 計画系, Vol. 53, pp. 337~340, 2013. 06
- 4) 比奈本洋太・山崎寿一・朴延・金斗煥・比奈本洋太・里中俊祐：観光地化の影響を受ける復元住宅の利用実態 ―韓国「順天・樂安邑城」歴史的集落環境の研究―その3―，平成25年度日本建築学会近畿支部研究発表会. 計画系, Vol. 53, pp. 341~344, 2013. 06
- 5) 横山泰・山崎寿一・朴延・比奈本洋太・横山泰・里中俊祐：住民の生業からみた歴史的集落環境の活用 ―韓国「順天・樂安邑城」歴史的集落環境の研究―その4―，平成25年度日本建築学会近畿支部研究発表会. 計画系, Vol. 53, pp. 345~348, 2013. 06
- 6) 金斗煥・山崎寿一・朴延・比奈本洋太・横山泰・里中俊祐：世帯の居住動向からみる環境保全の課題 ―韓国「順天・樂安邑城」歴史的集落環境の研究―その5―，平成25年度日本建築学会近畿支部研究発表会. 計画系, Vol. 53, pp. 349~352, 2013. 06
- 7) 朴延・山崎寿一：歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察, 日本建築学会住宅系研究報告会論文集, Vol. 8, pp. 65~74, 2012. 11
- 8) 朴延・山崎寿一：A Study on the Historical Village Landscape Conservation of World Heritage Andong Hahoe Village in Korea, 第9回アジア建築交流国際シンポジウム (ISAIA), 2012. 10
- 8) 金純一：역사적환경의 보존에 관한 연구 -하회마을의 보존을 중심으로- (日本語訳：歴史的環境の保存に関する研究―河回村の保存を中心に―)，韓国建築歴史学会, Vol. 2, No. 1, 1993. 6
- 9) 姜東辰：지속가능한 전통마을의 유지와 관리방법론의 개발 -한국과 일본의 비교연구- (日本語訳：持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発 ―韓国と日本の比較研究―)，韓国造園学会誌 Vol. 29, No. 5, 2001. 12
- 10) 孫鏞勳：안동하회마을과 일본 시라카와오기마찌마을의 역사경관관리 비교 연구 (日本語訳：安東河回村と日本白川荻町の歴史景観管理の比較研究)，ソウル大学環境大学院造園学科修士学位論, 2003. 02
- 11) 徐旺佑・韓三建：国史跡邑城における城壁の復元と整備に関する考察 ―韓国における史跡の保存整備の動向と特徴に関する研究 その1―，日本建築学会計画系論文集, Vol. 73, No. 630, pp. 1839~1845, 2008. 08
- 12) 韓忠漢：樂安邑城民俗마을의住空間変容と保全に関する研究(日本語訳)，朝鮮大学校大学院博士学位論文, 2006. 10
- 13) Jang, Min-Young・Lee, Myeong-Hun：문화재 보전과 도시계획 연계를 통한 역사문화환경 관리방안 연구 -가나자와시와 서울시 종로구의 비교- (日本語訳：文化財保全と都市計画連携を通じた歴史的文化的環境の管理法案の研究 ―金沢市とソウル鍾路区の比較)，大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」, Vol. 46, No. 1, 2011. 02
- 14) 渋谷鎮明：朝鮮半島における地理観と集落の空間構成―風水地理説と儒教的秩序の影響を中心に―，名古屋大学大学院, 1995. 03
- 15) 田中秀樹・土田充義・晴永知之：韓国樂安邑城村の住宅について (アジア文化圏の民家と集住形

- 態に関する研究 22) , 日本建築学会九州支部研究報告. 計画系, Vol. 38, pp. 485~488, 1999. 03
- 16) 韓国建築歴史学会: 한국건축답사수첩 (日本語訳: 韓国建築踏査手帳) , 2006. 10
 - 17) 順天市・韓国民俗学会: 낙안읍성의 삶과 앓 (日本語訳: 樂安邑城の暮らしと知恵) , 2011. 02
 - 18) 昇州郡: 樂安都市計画決定および地籍告示承認調書, 1978
 - 19) 順天市: 樂安都市計画再整備, 2002. 03
 - 20) 昇州郡: 樂安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書第 1 卷, 現況調査分析および計画案, 1985. 07
 - 21) 昇州郡: 樂安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書第 2 卷, 現況調査図版集, 1985. 07

第2編

ケーススタディ1

「安東・河回村における集落構造と景観保全」

第3章 安東・河回村における歴史的環境の景観保全に関する一考察

第1節 はじめに

3.1.1. 研究の背景と目的

本章では、2010年8月に韓国最初の世界遺産・歴史的集落に指定された慶尚北道安東豊川面河回里(河回村)を対象に、文化財保護や各種土地利用規制の側面から、景観保全の制度的展開と世界遺産指定後の景観保全と関連する農村計画上の課題について明らかにする。また、河回村が持つ特徴とその位置づけについて明確にしたい。

集落景観の保全については、建築史分野が民家を中心とする歴史的建造物及び建造物群の保存を中心課題とする場合が多く、それに対して地域計画(農村計画)分野では、景観を含む地域資源(民家、建造物群、周辺土地利用、産業・文化、自然環境等)の保全と活用を中心課題とする場合が多いといえる。本研究では、文化財としての民家・集落景観の保全と、地域資源の保全・活用という地域計画・土地利用計画上の課題を繋げる視点が必要であるという問題意識から、本研究を進める。

韓国文化財庁ホームページの世界遺産の案内に載っている河回村の空中写真(写真3-1)をみると象徴的特徴がみられる。河回村の特徴は集落だけでなく、周辺環境を含む環境全体を世界遺産にしようとしていることである。重要民俗資料^{註1)}に登録されている家屋だけでなく、集落、防風林・農



Fig. 3-1. Aerial Photograph of Hahoe Village
(Source: Culture Heritage Administration Republic of Korea, (2010), Nomination of Historic of Korea Hahoe and Yongdong.)

地・山林・川などが一体的に使われている。その一体的となった景観をどのように守っていくのが近年の歴史的集落を守る上での課題ではないだろうか。

河回村に関する日韓の研究蓄積は多く、研究分野（建築、造園、都市計画など）も多数にわたっている。韓国における先駆的調査報告としては張起仁・朱南哲が主導で行った慶尚北道による河回村調査報告書(1979)がある。また、代表的研究者としては、Han Pil-won, Kang Dong-jin, Son Yong-hoonなどをあげることができる。これらは重要民俗資料や世界遺産指定における学術的評価をした研究である。

それに対して日本においても河回村を対象とした研究が数多く存在する。特に本研究と関心が近い研究として、孫鏞勳・下村彰男らの研究をあげることができる。「韓国安東河回村と岐阜県大野郡白川村荻町にみる歴史的景観の管理に関する比較研究」¹⁾では、文化財を中心とした歴史的景観の管理がどのように機能しているのか、特に韓国と日本における歴史的景観の管理に関わる制度や活動内容の比較を行い、その特徴や差異、背景について考察した研究である。

しかし、現在（2012年）は、歴史的環境の保全に関する研究は様々な法律・制度を伴う仕組みになっている。また、景観は繋がっており、それらが一体となって景観が形成・保全されるという視点から本研究を行う。

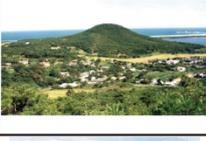
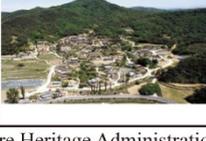
このような総合的な景観の実態と相互関係は明快ではない。このような内容に踏まえて、歴史的環境保護制度の展開を整理する。また、住民の生活や生業と密接に変化を考えた景観保全の方向性を導き出そうとしていることが本研究の特徴である。

これらの背景・問題意識を踏まえて、河回村の国全体における位置づけをし、河回村がどのような位置にしているのかを明らかにする。次に、歴史的集落景観構造と現況の土地利用の課題がどのように関係しているのかを制度との関係から明らかにすることが本研究の目的である。

3.1.2. 研究の方法

- ① まず、韓国全体からみた河回村は過疎地域・農村地域・都市地域のいずれにあたるのかを把握し、どのような問題点を抱えているのかを調べる。また、韓国の7つの歴史的集落のうち、河回村はどのような位置になっているのか、どのような特徴があるのかについて考察する。
- ② 河回村の産業や観光からみてどのような関係になっているのかを行政資料を通して明らかにする。
- ③ 次に、河回村の伝統的・空間構造を把握した上で、現代的土地利用の課題を明らかにする。その際に、河回村のパノラマ写真(写真2)から空間構造を把握し、モデル図(図3-3)を作成する。また、現地調査(2009～2012年)の歩行者からみた河回村の土地利用図(用途)から現代の課題を明らかにする。
- ④ さらに、歴史的集落環境保全の制度・農村整備に関する計画との関係から現状の課題を明らかにしていく。その際に、主な資料として、①韓国「世界遺産登録申請資料(2010月2月)」、②安東市「安東河回村総合整備計画調査報告書(2001年10月)」による行政資料や2011年11～12月に行った現地調査や古老・役員インタビュー等のヒアリング調査に基づいて研究を進める。

Table 3-1. Comparison of Villages Designated as Cultural Heritage by State

Progress of heritage Designation	aerial photograph	Comparison of settlement types	Date of Heritage Designation	Location / Designated Area (ha)	Households / Population	Type / Major inhabitants
① Nakan Walled Town			Historical site No.302. Jun. 14, 1983	Sunchoen Jeonnam / 22.3ha	90 / 232	Walled Town (Various Clans) / Commomers
② Hahoe Village			Important Folklore Material No. 122. Jan. 10, 1984 *(World Heritage July. 31, 2010)	Andong Gyeongbuk / 720ha 499.5ha	127 / 257	Clan Village (Ryu) / Yangban (noblemen)
③ Seongeup Village			Important Folklore Material No. 188. Jun. 7, 1984	Seoguipo Jeju / 79.4ha	506 / 1291	Walled Town (Various Clans) / Commomers
④ Yangdong Village			Important Folklore Material No. 189. Dec. 24, 1984 *(World Heritage July. 31, 2010)	Gyeongju Gyeongbuk / 96.9ha 91.6ha	133 / 374	Clan Village (Son & Yi) / Yangban (noblemen)
⑤ Wanggok Village			Important Folklore Material No. 235. Jan. 7, 2000	Goseong Gangwon / 18ha	43 / 108	Clan Village (Han&Choi) / Yangban (noblemen)
⑥ Oeam Village			Important Folklore Material No. 236. Jan. 7, 2000	Asan Chungnam / 19.8ha	54 / 177	Clan Village (Yi) / Yangban (noblemen)
⑦ Hangae Village			Important Folklore Material No. 255. Dec. 31, 2007	Seongju Gyeongbuk / 20.1ha	86 / 185	Clan Village (Yi) / Yangban (noblemen)

*Source: Culture Heritage Administration Republic of Korea. (2010). Nomination of Historic of Korea Hahoe and Yongdong.

第2節 河回村の位置づけ

3.2.1. 韓国全体からみる河回村の位置づけ

河回村は韓国慶尚北道安東豊川面河回里に位置している。まず、河回村は韓国全体において、どのような位置に示されているのか。

河回村は経済発展軸であるソウルー大田ー大邱ー釜山から約 100km はなれている。また、太白山脈や小白山脈の間に位置されている河回村は低開発地域であり、過疎地域でもある。

河回村の人口は 257 人であり、127 世帯（男：116、女：141 人）が居住している（2011 年 6 月 30 日基準、安東市住民登録人口統計）。また、60 歳以上が約 50% に及んでいることや 1975 年の 618 人、118 世帯と比較すると、過疎高齢化が進んでいる問題を抱えている。

3.2.2. 文化財に指定された歴史的集落からみる河回村の位置づけ

全国の文化財に指定された歴史的集落の特徴を表した表 3-1 によると、河回村は韓国では最も早い時期(1984 年 1 月)に重要民俗資料に指定され、個の文化財を保護する「点的保護」からそれらを含む集落全体が文化財に指定された「面的保護」が行われた。

韓国の 7 つの歴史的集落のうち、河回村は慶尚北道に 3 つの歴史的集落が指定されているなど最も多い数値を表す。また、文化財保護法による保護区域の面積が約 720ha（世界遺産の保護区域は 500ha）に及ぶなど、集落だけでなく周辺の農地や自然環境まで文化財として捉えられていることが他の集落との相違点である。（表 3-1）

3.2.3. 農業振興・観光要素からみた河回村の位置づけ

2010 年 7 月 31 日に、韓国の伝統的景観・空間が保全されつつ生活や文化が継承されている価値が認められ、世界遺産として登録された河回村は、世界遺産登録以降年間約 120 万人の観光客が訪れている。

また、河回村の産業は農業であり、主産物は米である（農家比率は 94.1%）。しかし、農業だけを行う世帯は 34% であり、商業（商店や民宿など）などを共におこなう兼業が増加している。農業の維持からみられる農地の保護や商業施設の現代的要素の分離が課題であり、観光化のような経済的な開発に対応して進む中で、景観をどうやって保存するかの課題の克服が問題である。

第3節 河回村の空間構造及び土地利用

3.3.1. 河回村の伝統的空間構造

河回村の伝統的空間の特徴として、三神堂（居住空間では最も高い海拔 81m）を中心に居住空間が広がっている。その三神堂の近くに宗家の養真堂が位置している。中心部に位の高いヤンパンが住む瓦葺が密集し、その周辺に茅葺が建てられている。また、中道を中心に北村と南村に分けられる。

（図 3-2・3・4）東方面の農地は現在に至るまで都市計画法の用途地域制度（農業振興地域）によって維持されている。

さらに、河回村は3面（北・西・南）が洛東江（花川）に囲まれ、4面が山に囲まれているなど地形的に独立している。

3.3.2. 河回村の現代的土地利用の実態

河回村の土地利用現況としては住宅の他に、観光客や住民のための施設が立地している。河回村の建物の用途は大きく民家、民宿、商店、共同施設に分けられる。班家のような規模が大きい家を中心として、周辺に小さい茅葺が形成されていることから、秩序が感じられる（図 3-5）。

民宿は、村全体に散在しており、商店は渡し船乗り場、村の中心部、東側の3ヶ所に分布している。共同施設として公衆トイレ、保健所、老人会館、教会などが建っている。民宿以外の商店や共同施設が村の中心部、東側共同施設空間に密集しているなど現代的要素の需要がみられる。

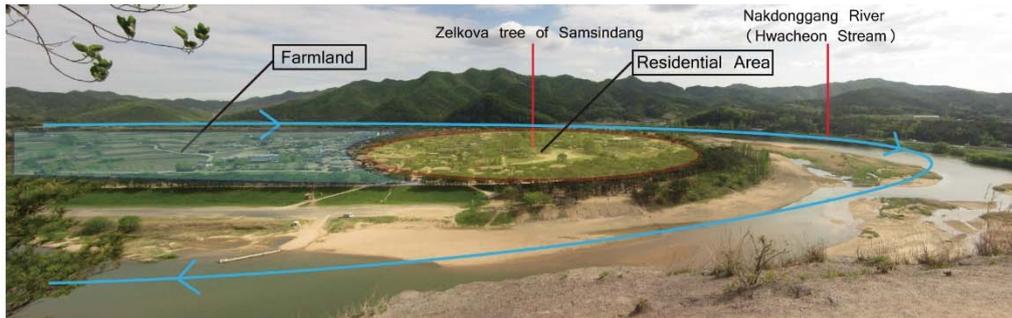


Fig.3-2. Panoramic Photo of Hahe Village from the Buyongdae Cliff. (May. 2012), North→South

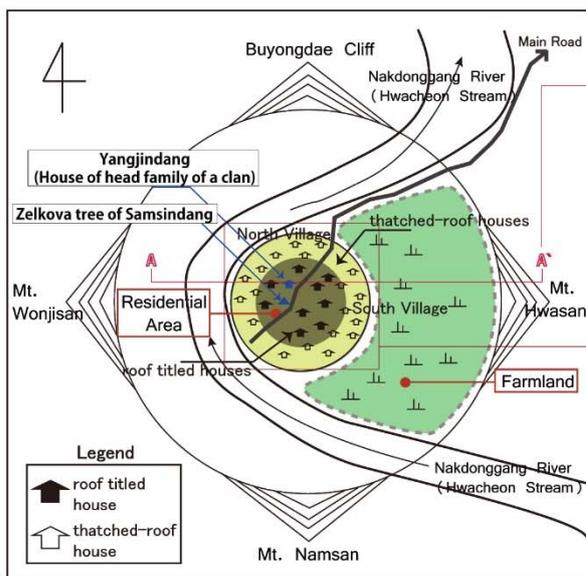


Fig.3-3. Historic Spatial Structure Model

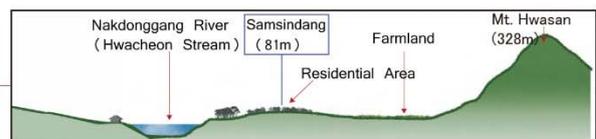


Fig.3-4. A Partial Cross Section. (A-A')

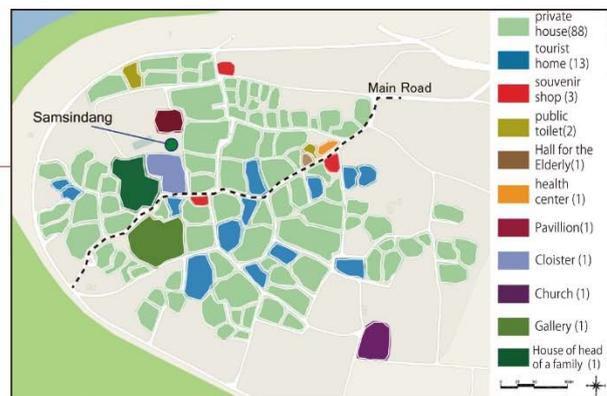


Fig.3-5. Land use map of Hahe Village.

第4節 河回村の歴史的景観保全システム

3.4.1. 河回村の歴史的景観保全システム

世界遺産へ登録の際、商業施設（商店、飲食店）をどのようにするかまた、駐車場のような現代的要素をどのようにするのが河回村内の大きな問題であった。世界遺産登録以降もどのように対応して、かつ、その地域の活性化にどうやって結びつけていくか、地域的な視点で世界遺産をどうやって維持していくかが求められている。その現状について、この章で考察する。

安東市の儒教文化開発事業団によって 1997 年～2006 年まで行われた「河回村入口観光地開発計画」がある。この計画は河回村の観光地化による歴史的景観の破壊を防ぎ、歴史的景観の管理及び観光による地域活性化を実現するために河回村の入口から約 1km はなれた位置に新たな観光拠点を開発したものである。

3.4.2. 農村マウル総合開発事業による景観保全

一方、農業・農村の総合対策として樹立(2004)された、農村マウル総合開発事業によると河回村を含む「太極圏域」は、安東豊川面広徳1・2里と河回1里に位置している。太極圏域は観光・自然・文化・産業（農業）の価値が認められ 2009 年に農村マウル総合開発事業の対象地として選定された。2009 年に基本計画を樹立し、2010～2014 年まで5年間、46億7千万ウォン（400万ドル）の事業費が投入される。



Fig. 3-6. Hahoe Tourism Complex (Nov. 2011 Photographing)

しかし、太極圏域の主な事業であるコミュニティ施設・福祉施設・観光施設は広德里で行われている。安東市建設課農村マウル総合開発事業の担当者にヒアリングした結果、河回村では1つの事業（農業体験観光施設）が計画されているものの文化財保護法の規制によって計画されていた敷地では工事を行うことができなかった。2012年4月に河回村の村長にヒアリングした結果、宅地内で実行されることは難しく、約1kmはなれた河回村管理事務所周辺に計画され、設計費・計画案に対する予算は河回村保存会の予算から支援される見込みであることが分かった。

3.4.3 農業振興による景観保全

農業振興については、2011年12月に安東市農業政策課の担当者にヒアリングした結果、河回村を含む太極圏域のための特別な農業政策は行っていない。また、河回里と広德里(図3-7の河回村の西側)は洛東江によって区分されて、地形的には同一生活圏及び営農圏とみるのは多少無理がある。しかし、同一の学郡及び共同の営農会を運営している。その営農会は農薬を使わない「環境に優しい米」をテーマに無農薬認証(2009年)を獲得している。安東太極圏域農村マウル総合開発事業基本計画書によると、営農会は河回里7農家と広德里6農家によって構成され、共同で運営している。

さらに、農業以外にもお互い景観事業や所得事業・集落定住環境に係わる協議を行っている。対象は圏域の住民及び専門家、行政らが集まり協議を行う。これらの活動により、河回村だけではなく、周辺地域との相互関係が重要であり、集落相互が連携し合っていることが分かった。

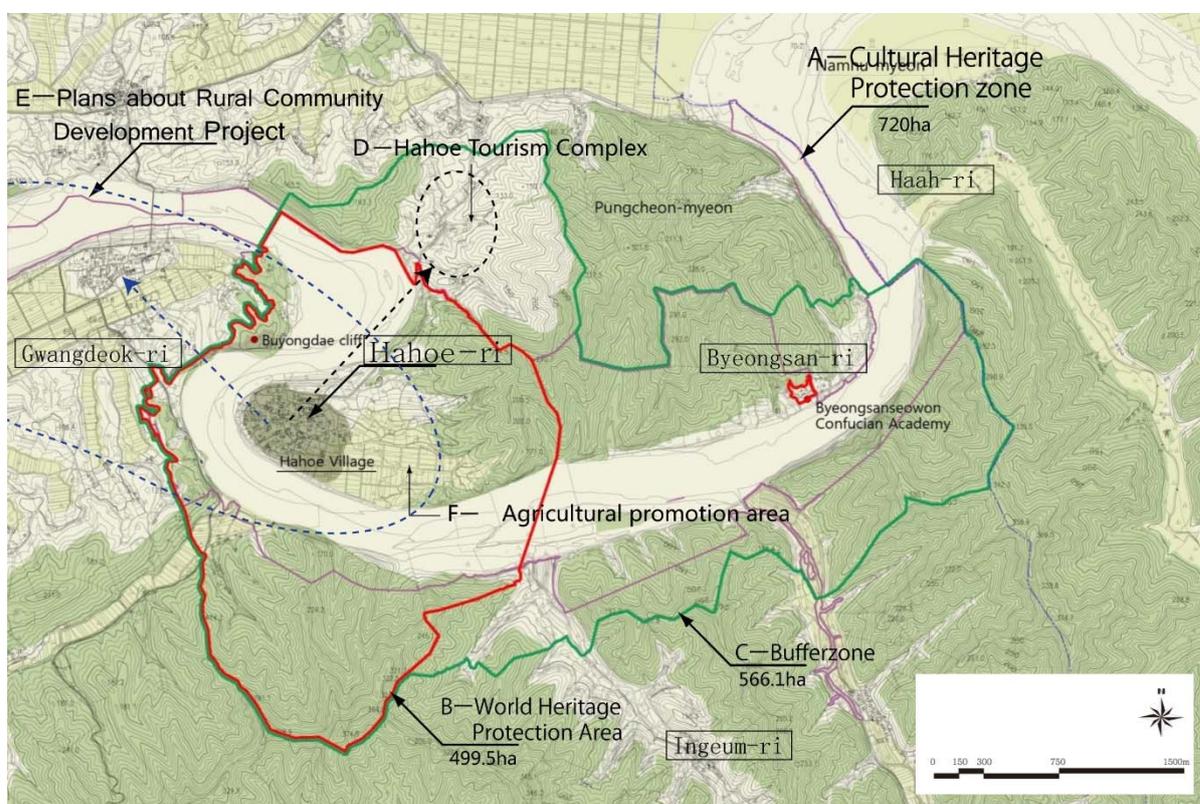


Fig. 3-7. Protected areas of the Hahoe village

第5節 知見

本章では、河回村の歴史的集落景観構造と現況の土地利用の課題がどのように関係しているのかを制度との関係から明らかにした。本研究の知見は以下のものである。

河回村の景観構造は、文化財保護法に指定された個の文化財だけでなく、集落・山林・農地・川のような一体的に景観が繋がっており、トータルな景観構造になっていることが分かった。

また、世界遺産登録前、観光化による商業・民宿の対応に焦点を合わすと、指定前にこのような仕組みで、新たなゾーン（移転地）を設定してやってきて、農村マウル総合開発事業と連動して隣接集落と共に開発と保存の関係を維持していたことによって、集落内において観光的な要素、商業的な要素によって景観が破壊されないような効果ができていることが分かった。

注

注1) 重要民俗資料：韓国における文化財類型は有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料がある。その内、文化財庁の文化財委員会の審議により民俗資料の中から重要なものを重要民俗資料として指定している。

References

- 1) Yonghoon, S. and Nobu, K. and Akio, S. (2004) A Comparative Study on the Historic Landscape Management of Andong Hahoe Village and Shirakawa Ogimachi Village. The Japanese Institute of Landscape Architecture, 67(5)
- 2) Hong-gi, K. (2008) A Study on the Changes of Preservation Controls and Townscape Transformation in Folk Village After Designated As a Cultural Heritage – Case Study on Hahoe Village in Andong - . Architectural Institute of Korea, (10)3
- 3) Hirobumi, H. and Akira, H. and Taeyun, A. and Masanori, S. and Jungha, H. and Myungsup, C. and Geunyoung, D. and Myungkwon, L. (2004) A Study on Basic Principle for the Layout of Buildings in Hahoe Village, Korea. J. Archit. Plann, AIJ, No. 580, 95-102
- 4) Basic plan of Taegeuk area Andong City, Rural Community Development Project (2009)
- 5) Culture Heritage Administration Republic of Korea. (2010) Nomination of Historic Village of Korea Hahoe and Yangdong.
- 6) Andong City. (2001) Research report comprehensive development plan of Hahoe village Andong City. (2001)
- 7) Gyeongsangbukdo. (1979) The research report of Hahoe village.

第4章 安東・河回村における居住と生業が景観保全に果たす役割

第1節 はじめに

本章では、2010年7月31日に韓国の世界遺産に登録された慶尚北道安東市河回村（アンドン・ハフェマウル）を対象に、歴史的景観がどのように保全されているのかを明らかにした一連の研究である。

1980年代以降、韓国では歴史的集落の保護に対する考え方が大きく変化した^{注1)}。その内容として1970年代以前の「点的文化財保護」から1984年「面的文化財保護」への展開（重要民俗文化財^{注2)}）を踏まえて、2000年代以降、住民の生活・生業を重視した仕組みに発展している^{注3)}。

歴史的集落の景観を建築物などのフィジカル（物的）な側面だけで判断するのではなく、地域住民による居住と生業（農業）が歴史的集落の景観を持続的に維持しているという視点から研究を進める。また、このような仕組みをどのようにつくり、住民の生活が作る景観をいかに保全していくかが課題である。具体的な目的を以下に示す。

まず、氏族マウル^{注4)}（日本の同族集落に相当、以下同族集落と表記する）である河回村の氏族分布を柳氏と非柳氏に分類し、その「社会構造」を理解する。また、その社会構造が現代における歴史的景観の保全にどのように関係しているのかを明らかにする。

次に、「居住・生業」に着目して、住民がどのような居住のスタイルと暮らし・産業に取り組んでいるのかについて「実態」を明らかにする。さらに、河回村の居住と生業がどのように「景観保全」と関係しているのかについて考察する。

第2節 本章の位置づけ

韓国の代表的な研究者として、姜東辰（現韓国 ICOMOS 委員）による慶州良洞村（河回村とともに世界遺産に指定された集落）を対象とした多数の研究がある。参考文献 10) 11) 12) 13) では、歴史的集落の保全管理の対象を物理的な環境だけでなく、住民の生活および価値観、住民たちの関係などに拡大して理解し、これらを持続可能な方式で保存するための維持管理を提示している。これらについて定住型遺産（歴史的集落）に対する総体的な視点での保存政策の改善を提案していることは評価すべき点である。

しかし、地域の主体である住民による居住と生業面（特に農業）の実態から景観保全の関係を明らかにした研究は行われていないことから、本稿はオリジナリティがあると考えられる。

また、第7・8・9回日本建築学会住宅系報告論文集（参考文献2、3、4）に、河回村を制度面、居住・生業面、社会構造面からみた景観保全との関係性について記述した。具体的には以下に示している。

「制度（参考文献2：2012年12月）」面では、都市計画法や農業政策とも相互に関連して制度が整備され、河回村では個々の文化財だけでなく自然環境まで保護する法制度面での景観の一体的整備が行われている点を指摘した。またこれらの影響から世界遺産登録以降、歴史的集落の総合管理システムの導入や世界遺産歴史的集落の住民に対する教育や職人制度が行われているなど文化財を捉える仕組みの展開について明らかにした。

「居住・生業（参考文献3：2013年12月）」面では、河回村の住民は常時居住、空家だけでなく、なんらかのかたちで河回村内の伝統的な家屋を維持する仕組みがあり、主に親戚・知人に貸与、他地域に居住しながら週末帰省し自ら管理する世帯など「多様な居住スタイル」で維持管理されている。このように地域住民の生活が景観の保全と密接に関係していることが歴史的景観の保全・管理・活用において重要であることを指摘した。

「社会構造（参考文献4：2014年12月）」面では、同族集落である河回村の柳氏・非柳氏の分布および屋根の材料からみて柳氏が中心となっている特徴が維持されている点を明らかにした。また民俗芸能のようなソフト面で伝統文化を維持する重要な役割を果たしていることやその他も民俗工芸・技能の伝統生活文化が集落内の民家を拠点に継承されており、無形的な要素を含んだ営みが景観保全に関係していることを指摘した。

しかし、これらの研究は歴史的集落の景観保全の各分野において重要だと判断する内容について指摘した研究であるが、環境保護制度と居住・生業を含む総合的な視点で集落を捉え、なおかつ空間面・景観面を居住・生業の視点から捉えているまでには至っていない。

第3節 社会構造からみた河回村の空間構成

景観保全の研究を行う際に、まず、同族集落である河回村を社会構造から空間的に捉える視点が必要であると考えられる。

研究方法として、2012年12月の現地調査では河回村の村長（60代）から得られた河回村の電話帳を基に、世帯主により河回村の柳氏及び非柳氏の居住分布、景観を特徴づける屋根材料について全世帯を把握した。

図4-1・図4-2では、河回村の屋根伏せおよび居住分布からみて、柳氏の多数が集落の中心部・瓦葺に居住しており、非柳氏の大多数はその周辺の藁葺に分布していることが分かる。このように同族集落の伝統的空間の特徴が現在も維持されている。

また、特別な「保護対象（点的保護）」として、1960年代に単体の建築物として宗家（家元）である養真堂・忠孝堂の2箇所が「宝物^{注2)}」に、その他の5つの家屋が重要民俗文化財として指定されており、柳氏の所有で管理されている。さらに、計七箇所の文化財が「韓屋（韓国の伝統的瓦葺を現す）」であり、マウルの中心部に位置している。

その空間構成の特徴として、祖先の中で最も出世した、2人の人物^{注6)}（16C）を祭るために柳氏の子孫たちが「北村（柳雲龍による謙菴派）」と「南村（柳成龍による西厓派）」に区分して各自で祭事を行っており、また現在に至るまで旧正月は柳氏全体の祭事を両派が一緒に行っている。

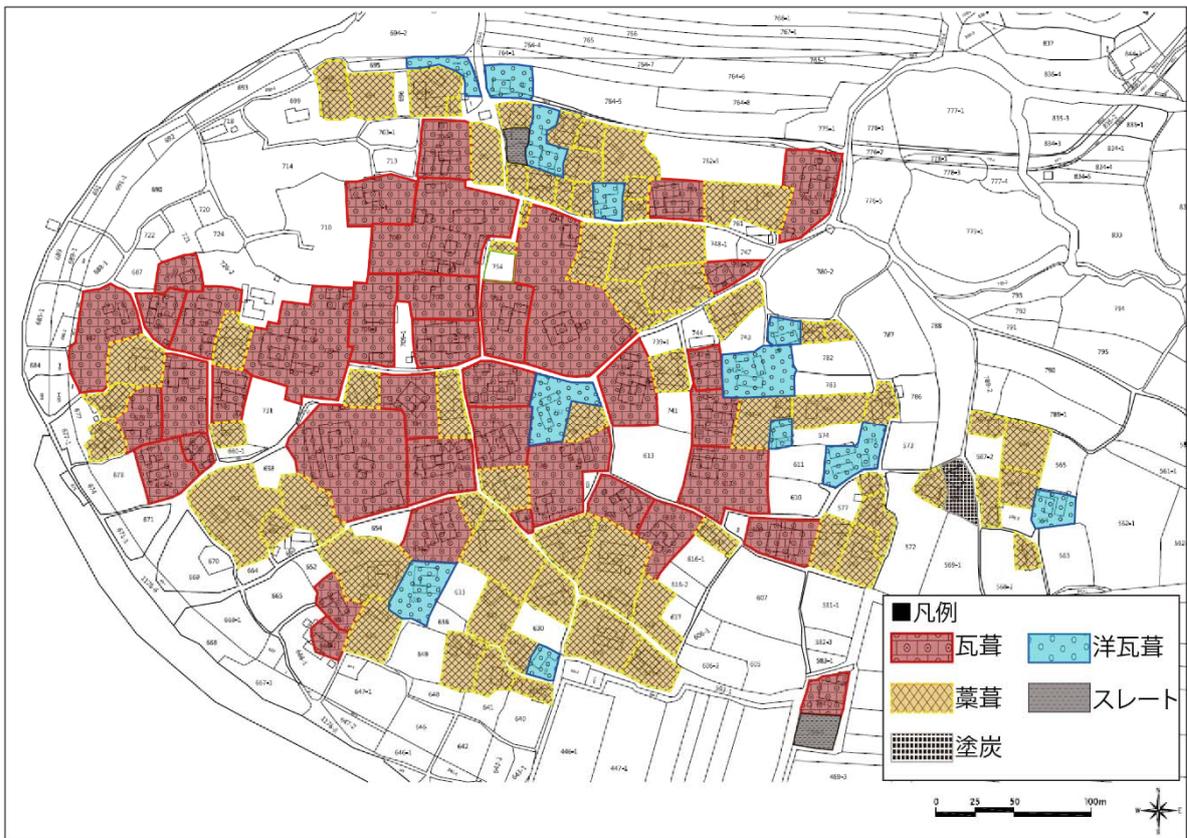


図4-1 河回村の屋根材料の現況
※出典：2012年12月の現地調査により作成

第4節 居住・生業からみた河回村の景観保全

本節では、河回村の住民が実際どのような居住の特徴を持っているのかについて、河回村住民の居住と生業が歴史的集落の景観をつくっている視点および地域の主体である住民の暮らしと一体になった景観の捉え方が必要であるという考え方から分析を進めている。

4.4.1. 居住の多様化からみた河回村の景観保全

その際、河回村住民の居住にはどのような特徴がみられるのか。河回村の事情に詳しい里長（日本の村長に相当）に対して、河回村住民の電話帳を利用して全世帯の居住者属性と居住実態・生業についてヒアリング調査を行った。

その結果、常に住み続けている「常住」と転居などによる「空家」のような2パターンだけでなく、ソウルなどの大都市に家を持ち、河回村に居住する親戚や知人に貸与し、代わりに管理や居住してもらう「2拠点居住」の仕組みで居住を維持しているなど「多様な居住スタイル」が存在することが分かった。また、それらが歴史的集落の景観保全に結びつくという視点から分析を行った。

河回村の居住スタイルは、115世帯^{注7)}の内、世帯主が河回村に「常時居住」しているケースが70世帯、「2拠点居住」で維持しているケースが28世帯（親戚や知人に貸与：16世帯、週末のみ帰省して居住：5世帯、家の修理：2世帯、その他：入院している5世帯を含む）である。また、空家は14

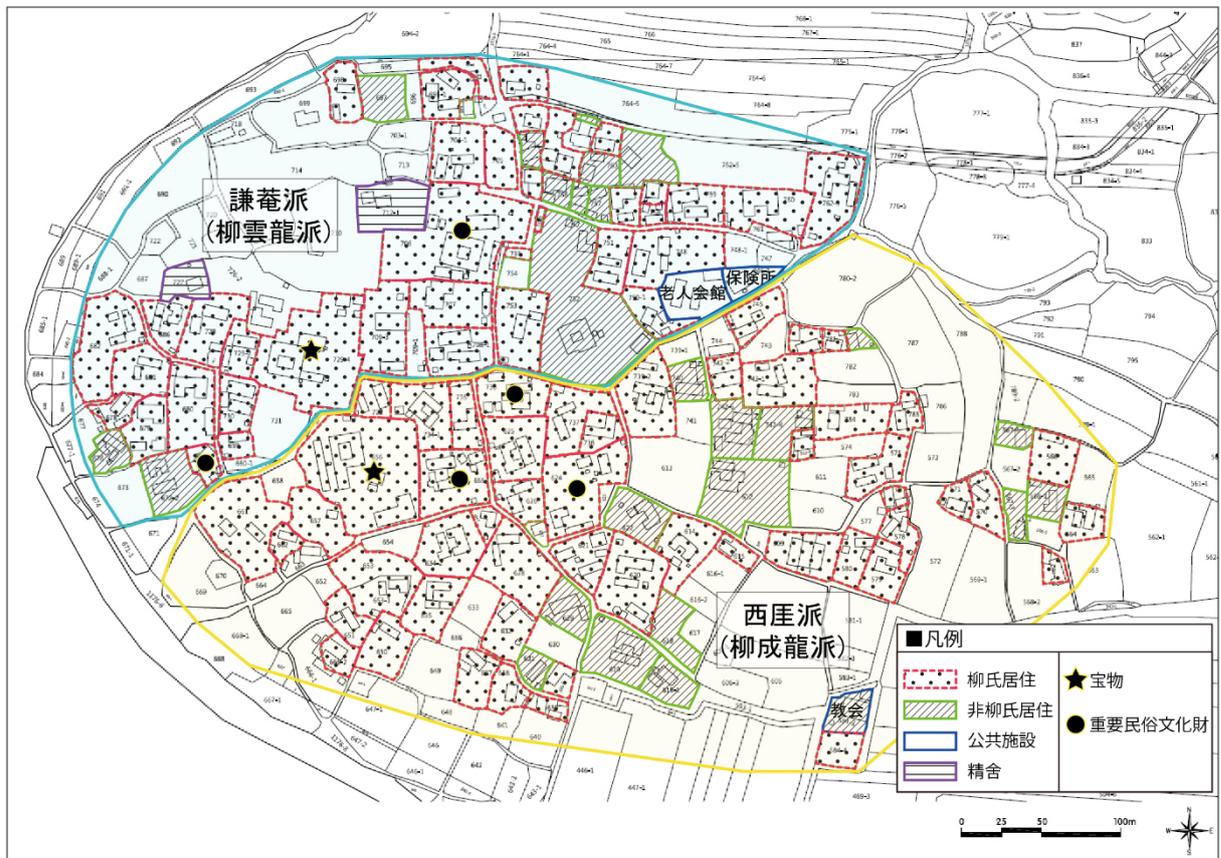


図4-2 世帯主からみた河回村の柳氏・非柳氏の分布および重要建築物の現況
※出典：2012年12月の現地調査により作成

軒存在しており、空家の位置は図4（△の部分）に示している。

世帯主が常時居住しているケース（常住70世帯）を除く、「2拠点居住（28世帯）」で維持している場合は（表4-1参照）、世帯主が主に大都市であるソウル（河回村から250kmの距離に位置）や大邱市（河回村から110kmの距離に位置）に居住している。その場合の住民の対応として、親戚や知人に貸し、代わりに家や庭の掃除及び管理を行う仕組みがあることが特徴である。

2拠点居住の内訳として、親戚に7世帯、知人に5世帯が貸与されており、河回村内に居住しつつ河回村内の他の家を管理する世帯が4世帯ある。また、河回村に家を所有してソウルなどの他地域に居住している場合、週末に河回村に帰って自家の管理をする場合が5世帯である。さらに、家屋の老朽化により他の地域に居住する世帯が2世帯あるが実際には修理に関わっていることが分かった。その他やむを得ず入院している世帯が5世帯ある。このように「多様な居住スタイル」があり、居住が継続され、空家になり景観が乱されることなく維持されていることは評価すべき点である。

また、河回村世界遺産登録申請資料の付録2編「保全と管理計画（P101～P107）」によると、2009年の河回村の空家現況は21軒であることが記載されている。しかし、2013年4月には14軒であり、世界遺産登録（2010年7月31日）以降、空家の数は減少する傾向がみられた。なお空家は特に柳氏が所有していることが分かる（図4-4の△）。しかし、空家を新たに活用する転用の実態はないことが分かった。空家は14軒存在し、これからの集落景観を維持する上では空家の活用・転用などが重要

表4-1 河回村の「2拠点居住」で居住を維持するパターン

番号	居住者属性（世帯主基準）				職業・生業の実態				居住の実態		住宅情報			特徴	分類	
	世帯主	姓氏	年齢	性別	商業	民宿	農業(主)	その他	無職	居住人数	居住地域	屋根材料	建築構造			保存状態
1	住民47	柳氏	68	男						0	大邱市	葦	木造	B	週末は河回村で自ら管理(5世帯)	2拠点居住
2	住民57	柳氏	77	男						0	大邱市	瓦・葦	木造	A		
3	住民76	柳氏	62	男						5	ソウル	瓦・葦	木造	B		
4	住民79	非柳氏	65	男						1	ソウル	葦	木造	A		
5	住民104	非柳氏	57	男		○		ソウルで自営業		2	ソウル	葦	木造	B		
6	住民27	柳氏	54	男	○					1	不明	瓦・葦	木造	A	親戚が居住・管理(6世帯)	
7	住民43	柳氏	68	男						2	ソウル	葦	木造	B		
8	住民45	柳氏	66	男						2	不明	葦	木造	A		
9	住民81	柳氏	56	男				企業家		2	ソウル	瓦	木造	A		
10	住民63	柳氏	70	男		○			○	2	河回村	瓦・葦	木造	A		
11	住民87	柳氏	88	男					○	2	不明	瓦	木造	A	親戚が管理のみ(1世帯)	
12	住民25	柳氏	死去	男				観光ガイド		0(1)	-	瓦	木造	B		
13	住民52	柳氏	死去	男			○(50)			2	-	葦	木造	B		
14	住民83	柳氏	80	男						1	ソウル	瓦	木造	A		
15	住民19	柳氏	65	男					○	2	不明	葦	木造	B		
16	住民88	柳氏	死去	男				河回村管理事務所勤務		0	-	瓦	木造	A	河回村内の住民が居住・管理(3世帯)	
17	住民71	柳氏	41	男				俳優		1	ソウル	瓦	木造	A		
18	住民67	柳氏	死去	男		○				1	-	瓦・葦	木造	B		
19	住民86	柳氏	68	男					○	1	不明	葦	木造	B		
20	住民46①	柳氏	62	男						1	河回村	葦	木造	A		
21	住民46②	柳氏	62	男		○				1	河回村	葦	木造	A	河回村の家は補修中(家族が参加)(2世帯)	
22	住民61	柳氏	60	男						0	江原道	葦	木造	B		
23	住民32	柳氏	65	男						0	大田市	洋瓦	木造	B		
24	住民4	非柳氏	90	男					○	0(1)	-	葦	木造	A		
25	住民42	非柳氏	88	女		△				0(1)	-	瓦・葦	木造	A		
26	住民93	非柳氏	88	男					○	0(1)	-	葦	木造	B	入院中(5世帯)	
27	住民94	非柳氏	60	男					○	0(2)	-	葦	土壁	A		
28	住民103	非柳氏	86	男					○	0(1)	-	洋瓦	土壁	B		
計	・柳氏：21 ・非柳氏：7		平均 68.5歳	男：27 女：1	1	4	1	5	8	平均： 1人居住	ソウル居住7世帯で最多	葦：14 瓦：6 業瓦：6 洋瓦：2	木造：26 土壁：2	A：18 B：10		合計： 28世帯

※出典：2013年4月河回村住民の電話帳に基づいて、里長からのヒアリングより作成。住宅情報の保存状態は、韓国文化財庁により作成された世界遺産登録申請資料（2008）に基づいた「変形」「維持」「管理」程度によりA・B・C等級に分類したものを引用している。

な課題となる。

4.4.2. 住民の生活・生業からみた河回村の景観保全

本節では、河回村住民の農業の実態を分析する。2013年河回村住民の電話帳を用いて、河回村里長から全世帯を対象に農地の有無と実際の農業実態及び作物の種類・稲作規模をヒアリングにより入手し、その結果を図4に示した。

河回村住民の生業の実態として、15世帯が農地を所有している。その内、14世帯が農業（稲作）を行っており、1世帯平均約1ha以上の農地を所有している。また、自ら営農会を組織し、特産品（環境にやさしい米）を2004年から販売しているシステムで農業が継続されていることや住民の自治組織である河回村保存会により景観農業（蓮華団地、図4-4のA）のような活動を行っているなど景観への意識があり、このような活動を行っていることは評価できる（図4-4参照）。韓国文化財庁により作成された行政資料「河回村世界遺産登録申請資料」によると、河回村文化財保護区域内の国・個人の農地（水田）所有面積の状況は、住民が293,257m²（96.9%）・国が9,362m²（3.1%）であり、主に住民の所有であることが分かった。

さらに、世界遺産登録以降、生活の要求に伴い「民宿の増加（2009年：14世帯⇒2013年：40世帯）」がみられると同時に、既存のハナレや牛小屋を民宿や現代的なトイレに転用していることが分かった（図4-3参照）。

2008年6月に河回村内に散在していた観光客のための駐車場や食堂（13軒）などの観光的要素や原形に違反する建築物を「安東河回観光地造成計画（2000～2009）」により、河回村から約1kmはなれた「安東河回観光地」に移転・撤去したことから現代的要素の空間的分離が行われている。

2013年4月に行った里長へのヒアリング調査では、その安東河回観光地に移転し、現在食堂を運営している世帯を図に示してもらった（図4-4の中に表記された「■」印）。河回村内に散在していた原形に違反する建物や観光客の車・駐車場及び商業施設（食堂・店舗）などの現代的要素を移転・撤去したことによって集落の歴史的景観が守られたと考える。

しかし、安東河回観光地計画は観光客相手に商売を



図4-3 河回村の民宿の活用実態（里長の家）
※出典：世界遺産登録申請資料（2009）より

する住民のために生計維持の場を設けたことに繋がっているなど、歴史的集落の景観保全や観光化に対して大きな役割を果たしていることが分かった^{注8)}。

以上より、河回村の歴史的集落環境と住民の生活（居住・生業）は密接に関係しており、「農業振興」と「観光振興」が歴史的集落の景観保全に対する重要なファクターであることが明らかになった。

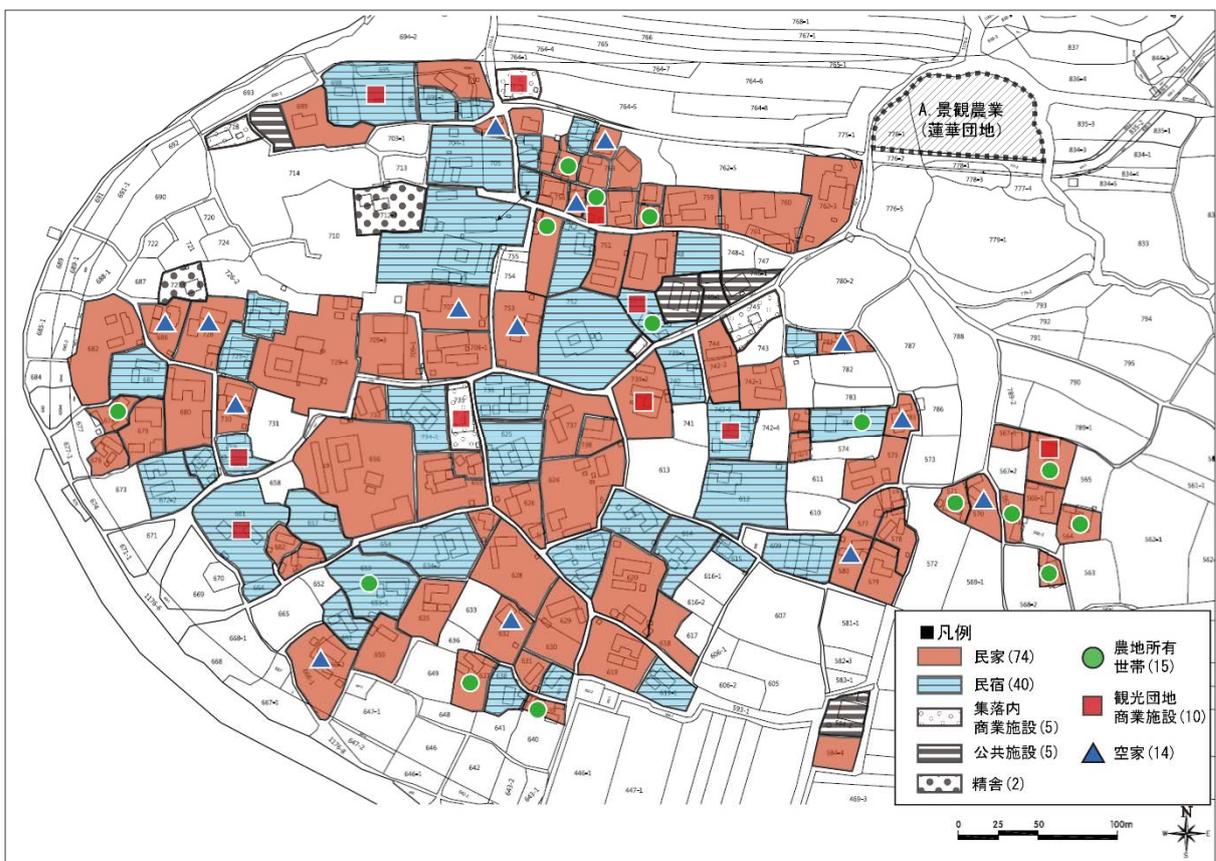


図 4-4 河回村における生業の実態と立地 (2013 年 4 月の現地調査より作成)

第5節 まとめ

本章では、韓国を代表する歴史的集落河回村を対象に、居住と生業が維持され、博物館化されることなく歴史的景観が継続され、それに対応する環境保護制度が保たれていることに価値があると判断する。

その河回村は、同族集落として過去朝鮮時代の支配階級であるヤンバン（柳氏）を中心に村が形成されその周辺に庶民階級の非柳氏が分布しており、また屋根材料からみても柳氏が中心部に多数立地しているなど社会構造面で現在も歴史的景観が継続されていることが分かった。

「居住」面においては常住と空家だけでなく、ソウルや大邱市などの大都市に家を持ち、長期間（月1回以下）または週ごとに帰省し管理する仕組みと、河回村に滞在しない時には親戚や知人に貸与し、代わりに管理や掃除をしてもらう「2拠点居住」が存在することが分かった。このように空家になることなく、「多様な居住スタイル」により景観が乱されていないことが河回村の景観保全の特徴であることが明らかになった。

また、家屋のような環境資源を保護するだけでなく、河回村内で居住する住民はどのような生業で生活を維持しているのかも主眼であり、河回村住民の生業は農業と観光が主である。住民が所有する農地に「農業（稲作）」を行う世帯は13世帯あり、さらに周辺の集落と助け合いながら共同的に農業を行っていることは景観維持・コミュニティ維持の役割を果たしており、評価すべき点である。

「観光」面においても、原型維持の制度が緩和されたことで、もともとハナレや牛小屋を改修し、民宿（現在約40世帯）や現代的なトイレへの転用が、所得増大や生活の利便性に繋がった。また観光化に伴い集落内に点在していた土産店と食堂を観光団地移転事業（2008年6月）により、集落から1kmはなれた文化財保護区域外に移転させた。

このように「文化財保護」、「農業・観光振興」、「居住・生業」は相互に関係して、一体的に保全されるものであり、相互の結びつきと全体としての景観保全の仕組みの構築が重要であることが明らかになった。

注

- 注1) 韓国の農村地域では、朝鮮戦争による戦禍や1970年以降のセマウル運動をはじめとする農村近代化政策、農村整備によって、伝統的な集落景観の多くが失われた。その結果、歴史的な景観を維持する集落は極めて少ない。
- 注2) 2011年2月から「重要民俗文化財」の名称を使用。以前は「重要民俗資料」。また、文化財庁により毎年発刊される文化財年鑑（2014）で指標の概念を示している。その内容として、保存価値が高い文化遺産を厳格な規制に基づいて恒久的に保存するための文化財指定制度である。また、国家指定文化財は文化財庁の庁長が文化財保護法により制定された重要文化財である、国宝（315箇所）・宝物（1813箇所）・史跡（488箇所）・名勝（109箇所）・天然記念物（454箇所）・重要無形文化財（120箇所）・重要民俗文化財（284箇所）の7つの類型に区分されている（2014年基準：合計3583箇所）。
- 注3) しかし、韓国では近年歴史的集落の保全・管理に関しては国（文化財庁）と該当の地方自治体による行政資料によると歴史的集落景観や住民による生活・生業などの維持に対する方向性についての論議が進められた段階であり、日本の「文化的景観」のような制度的仕組みには至っていない状況である。
- 注4) 世界遺産申請資料（参考文献8）によると、「氏族マウル」について韓国での氏族は父系血縁集団であり、同じ祖先の系譜を持ち、姓が一致する一族と、他の血縁集団から配偶者として嫁入りした女性たちから構成された社会集団を示している。また、その氏族マウルは一つ及び少数の氏族が全体住民構成の多数を占めており、マウルの大きな意思・方向決定について主導的な役割を担う。
- 注5) ユネスコの登載決議案（2010年7月31日）では、住居の建築物と亭や精舎（学文と休息のための空間）、書院などの伝統的建築物の調和とその配置方法及び伝統的住居文化に朝鮮時代（1392－1910）の社会構造と儒教文化が残されている点、次に、これらの伝統が数百年に渡って持続された仕組みであることから世界遺産に登載するのに遜色がないと評価された点、さらに、文集・芸術作品と朝鮮時代儒学者などによる学術及び文化的成果物と祭礼文化、風習及び冠婚葬祭など住民たちの生活と信仰に関係する無形遺産（祭・祭事など）が世代に渡って継承されている点が高く評価された。また、韓国文化財庁の報道資料（2010年8月）によると、連続遺産である安東河回村と慶州良洞村を総合的に保存・管理するシステムの完備が必要であることを理由に「韓国の歴史的集落：河回と良洞」の世界遺産登載申請書に対して登載保留（refer）を勧告したことが記載されている。2010年の頭から国内の専門家および慶尚北道、安東市・慶州市など関連自治団体との協議を行い、対策に取り組んだ。その結果、2010年4月に両集落を総合的に保存・管理する「歴史的集落保存協議会」を設置し、初協議を安東市で開催した。このようにICOMOSが登載保留に勧告した原因を解決した。
- 注6) 柳成龍(1542～1607)は、1592年朝鮮時代の官職である「領議政(現在の国務総理に相当)」を歴任した。また、柳雲龍(1539～1601)は柳成龍の兄であり、弟ほど出世はしていないが朝鮮を代表する儒学者であり、河回村で最も尊敬されている。
- 注7) 河回村保存会で得られた「河回村の一般現況(2014)」によると、河回村の戸数は126世帯であると記述されている。しかし、115世帯と記述した理由として、村所有の老人会館・保健所および古建築である精舎など、同一人物が多数の家を所有している場合があるため、115世帯として取り扱う。
- 注8) 本研究は、住民による居住・生業からみた景観保全が中心であり、その基礎となる保護制度・規制に関しては参考文献2で具体的に示している。

参考文献

- 1) 朴 延：一体的景観保全の考え方，日本建築学会大会農村計画部門パネルディスカッション資料集（文化的景観のまもりかた～営みの真実性はどのように保たれるのか～），2014.09
- 2) 朴 延・山崎寿一：歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察，日本建築学会第7回住宅系報告会論文集，2012.12
- 3) 朴 延・山崎寿一：居住スタイル・生業からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察，日本建築学会第8回住宅系報告会論文集，2013.12
- 4) 朴 延・山口秀文・山崎寿一：社会構造からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察，日本建築学会第9回住宅系報告会論文集，2014.12
- 5) 朴 延・山崎寿一：A Study on the Historical Village Landscape Conservation of World Heritage Andong Hohoe Village in Korea，第9回アジア建築交流国際シンポジウム（ISAIA），2012.10
- 6) 朴延・山崎寿一：韓国歴史的集落・順천시楽安邑城における土地利用の変遷と環境整備 一邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理実態に着目して一，日本都市計画学会学術研究論文集，2014.11
- 7) 安東市：안동하회마을보존관리종합정비계획（日本語訳：安東河回村保存管理総合整備計画），2013.06
- 8) Cultural Heritage Administration of Korea：Nomination of Historic Villages of Korea Hahoe and Yangdong，2008
- 9) Kang, Dong-Jin：A Study on the Conservation Methodology for Traditional Villages in Korea –Focused on Characters and Problems of Applied Conservation Process（日本語訳：韓国伝統マウル保全の方法論に関する研究 一現行保全過程の特性及び問題点を中心に一），韓国造園学会誌 Vol. 22, No. 3, 1994.10
- 10) Kang, Dong-Jin：A Development of Methodology for Maintenance and Management of the Sustainable Traditional Village in Korea –A comparative Study of Korea and Japan-（日本語訳：持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発 一韓国と日本の比較研究一），韓国造園学会誌 Vol. 29, No. 5, 2001.12
- 11) Kang, Dong-Jin・Kim, Mi-Yeon・Park, Neung-Jae：A Settlement and Consciousness Change of Yangdong Village connected with Institutionalization（日本語訳：制度化に対する慶州・良洞村の定住パターン及び意識変化），大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」第46巻第5号，2011.10
- 12) Kim, Mi-Yeon・Kang, Dong-Jin：Establishment of Villager-oriented Self-help Conservation System based on the Change Analysis after Inscription as the World Cultural Heritage, Yangdong Village – from Inscription(July 31, 2010) to Feb. 29, 2012-,（日本語訳：良洞村の世界文化遺産登載以降の変化分析による住民自力型保全体系定立 一登載（2010.7.31）以降2012年2月29日まで一），大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」第47巻第6号，2011.11

第5章 社会構造からみた安東・河回村の景観保全に関する考察

第1節 はじめに

韓国慶尚北道安東市に位置する河回村は、1984年に文化財保護法の重要民俗資料^{注1}（日本の重伝建地区に相当する）に指定され、2010年7月には世界遺産に指定された韓国を代表する歴史的集落である。

本章は、韓国の歴史的集落の景観保全に関する研究のひとつで、2012年・2013年に日本建築学会住宅系報告会論文集で発表した河回村の制度面¹⁾、居住・生業面²⁾の研究の続報である。

韓国の文化財庁^{注2}により作成された世界遺産登載申請資料¹⁾によると、韓国の歴史マウル^{注3}（集落）は、氏族マウル（一族集落）と邑城マウルなどの類型に分けられており、氏族マウルは全体の歴史的集落の約80%を占めている韓国の代表的な歴史マウルの類型であることを指摘している。

また、韓国での氏族は父系血縁集団であり、同じ祖先の系譜を持ち、姓が一致する一族と、他の血縁集団（氏族）から配偶者として嫁入りした女性たちから構成された社会集団を示している。

さらに、氏族マウルは一つ及び少数の氏族が全体住民構成の多数を占めており、マウルの大きな意思・方向決定について主導的な役割を担うマウルであり、河回村の場合、豊山柳氏（以下、柳氏）が約7割を占めており、韓国を代表する氏族マウルであることが記述されている。

申請資料によると河回村は、朝鮮時代の両班（柳氏 70%）と平民（柳氏以外=非柳氏が 30%）が現在も混住している。河回村が世界遺産に登録されたのは、フィジカルな側面において両班集体の独自の「景観」と非柳氏である平民（非支配層）が生み出し維持されてきた集落行事である「河回別神クツタルノリ（以下、河回仮面劇）」の民俗芸能側面（無形遺産）の存在が、世界遺産登録の大きな要因となっている。

本章では、河回村の社会構造と景観保全の関係に着目して、現代における歴史的景観の保全とその他（職人制度）の要因がどのように結びついているのかについて考察を行うことが目的である。

「社会構造」について以下のように捉えている。広辞苑（第六版）には、「社会を構成している諸要素の間に成り立つ、比較的安定的で恒常的な関係」と記述されている。本研究では、特に朝鮮時代の支配階級である「両班（柳氏）」と平民などの「非柳氏」が密接な関係で構成されており、集落全般の事業や福祉に関わる住民組織である「河回村保存会」を設立し、景観形成・景観保全を果たしている視点から研究を進める。研究方法として、具体的な内容は以下の通りである。

- ① 安東市文化芸術課の世界遺産担当者から行政資料を収集し、当時の文化財保護制度の考え方や社会状況についてインタビュー調査を行った。
- ② 河回村の現地調査では、河回村保存会の会長・事務局長より、保存会の役割及び景観整備活動・住民と行政との関係について実態調査を行った。
- ③ 特に、現地調査では、河回村の村長へのインタビュー調査を重点的に行った。また世界遺産指定以降の居住者の変化、建物利用の変化、民宿・観光文化施設の動向について資料を収集・整理し図表にまとめた。

第2節 本章の位置づけ

5.2.1. 韓国文化財庁による調査研究の展開

行政資料として、慶尚北道によって作成された「河回村マウル調査報告書⁸⁾ (1979年11月)」では、河回村を地方民俗マウルに指定するために集落現況と主要建物の実測及び人文調査が行われた。

本調査報告書は、孟仁在(元文化財委員会専門委員・元国立民俗博物館館長)を指導委員に、調査委員長として張起仁(元漢陽大学教授・元大韓建築学会理事)、調査委員は姜信杓(元梨花女子大学教授・元韓国文化人類学会理事)・朱南哲(現高麗大学名誉教授・元大韓建築学会建築歴史委員会委員長)らを代表に、大きく人類・民俗学及び建築学的な観点でまとめられた。

韓国では最も早い時期(1970年代)に美術・建築専門の国のキーパーソンを中心とした総合調査報告書が作成された。本調査では、歴史マウル・民俗文化財として扱いつつ後世に継承させようとする動きが現れ、河回村のその後の保護計画の基礎となっている。

このように、1970年代に行われた個の文化財登録とマウル調査は国による本格的なマウル管理の出発点として評価できる。また、1984年重要民俗資料(日本の重伝建に相当)に指定され、「文化財保護法(1962年制定)」により保護が始まった。

また、2004年文化財庁によって作成された「民俗マウル保存活用及び総合整備実践計画」¹⁰⁾では、より詳しく河回村内の家屋の現況調査を行った。計124棟のうち98棟(83%)の保存状態が良好、17棟が普通である結果が出た。保存状態の評価基準は原型からの変形程度と管理による回復の可能性であり、原型変更の主要原因として、設備方式・建築材料・家族構成の変化であることが示されている。不良(9棟)の評価を受けた建物の大多数は家屋の狭い空間の問題を解決するために立てられたハナレが多かったと指摘している。ここで住民らの生活の利便と文化財原型保存の間の葛藤が存在し、「家屋内住民便宜施設設置基準(2004.03.02 施行)」が制定され、フィジカルな側面の原型維持だけでなく住民の生活を尊重した基準が策定されたことが特徴である。

さらに、「文化財(歴史的集落)」を取り巻く経験により、安東市は、河回村の世界遺産登録過程においてもユネスコの登録条件に合わせた政策を進めた。その結果、2008年韓国文化財庁の国際交流課により世界遺産登載申請資料¹¹⁾(以下、申請資料)の「韓国の歴史マウル河回・良洞」が作成された。

本申請資料は、「建築分野」の専門家として現成均館大学建築学科名誉教授(元 ICOMOS 韓国委員長・元韓国建築歴史学会会長)、「景観分野」の専門家として現慶星大学都市工学科教授らが保存状態のモニタリングの責任者として参加しており、保全管理計画を提示している。

その保全管理方針は、既存の保存方針はマウル内の建築物と景観の「原形維持」に着目する傾向であったことに対し、そのような物理的環境だけでなく、周辺の自然環境、生産領域とマウルに継承されてきた無形遺産などによって構成されるものであり、このような要素などが統合的に管理される必要があると指摘している。

5.2.2. 日韓における景観保全関連研究と課題

岩本通弥の「世界遺産時代の民俗学（2013）」¹³⁾でも、岩本らは豊山柳氏の両班一族とその他の集合体であることを指摘しており、「民俗学」的視点で、柳一族（両班・支配階級）とその他（非柳氏）の階層的関係（昔の平民と両班の関係）があり、村の自治組織である「河回村保存会」により、集落や民家のフィジカルな側面では柳氏主導で世界遺産登録の展開についての記述や庶民側の文化として仮面劇（無形遺産）の役割があり、文化財保護との関係について示している。

このように、河回村は大きな2つの項目（景観維持・無形遺産）が評価され、それらが一体的に関係していることから2010年7月に世界遺産に登録された。

筆者は、上記の韓国歴史的集落の保護の流れを理解した上で、物理的環境及び生活・生業及び無形遺産などを一体的に捉える大きな視点から研究を進める。

本稿では、柳氏と非柳氏を分けることによって、実際、柳氏が中心的な役割をしているものの、非柳氏も仮面劇や職人制度のようなソフトな側面で重要な役割を果たしているという着眼点での景観保全との関係を指摘した既往研究は見当たらないことから既存の論文との違いが現れるなど、意義があると考えられる。

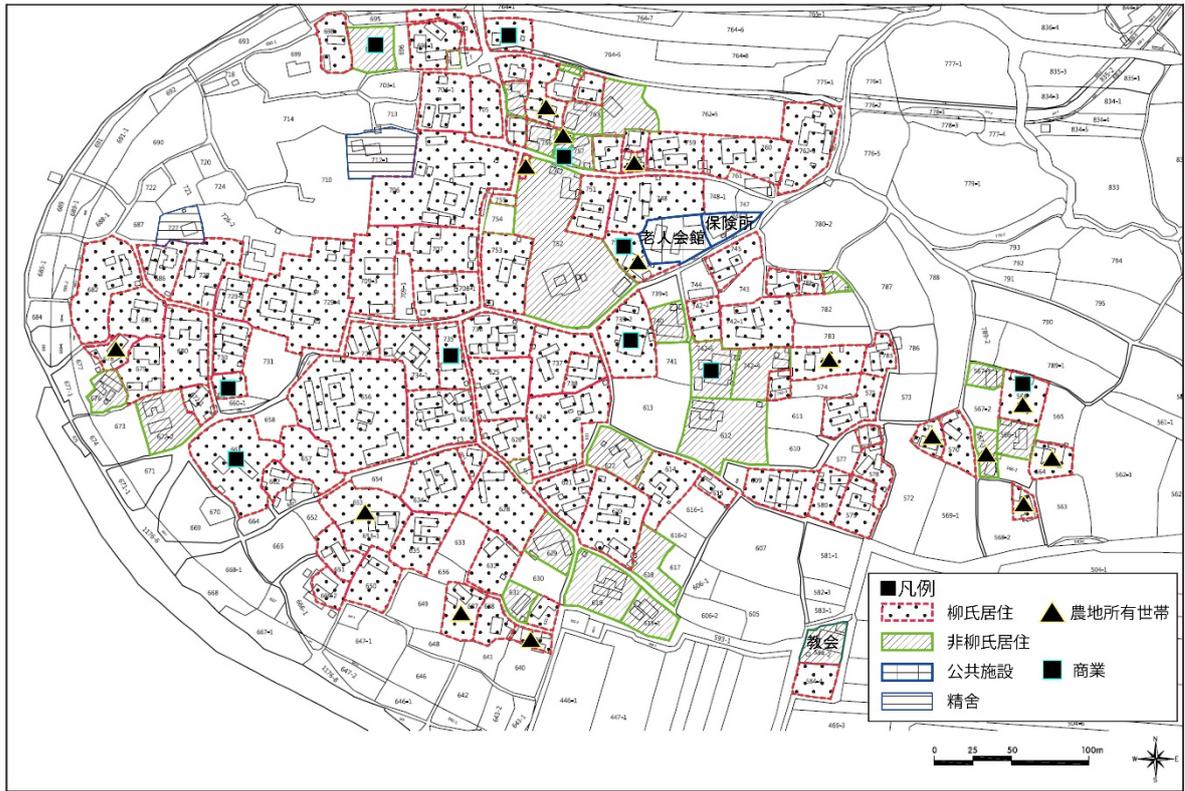


図 5-1 世帯主からみた河回村の柳氏・非柳氏の分布図及び生業の現況 (※出典：2012 年 12 月の現地調査により作成)

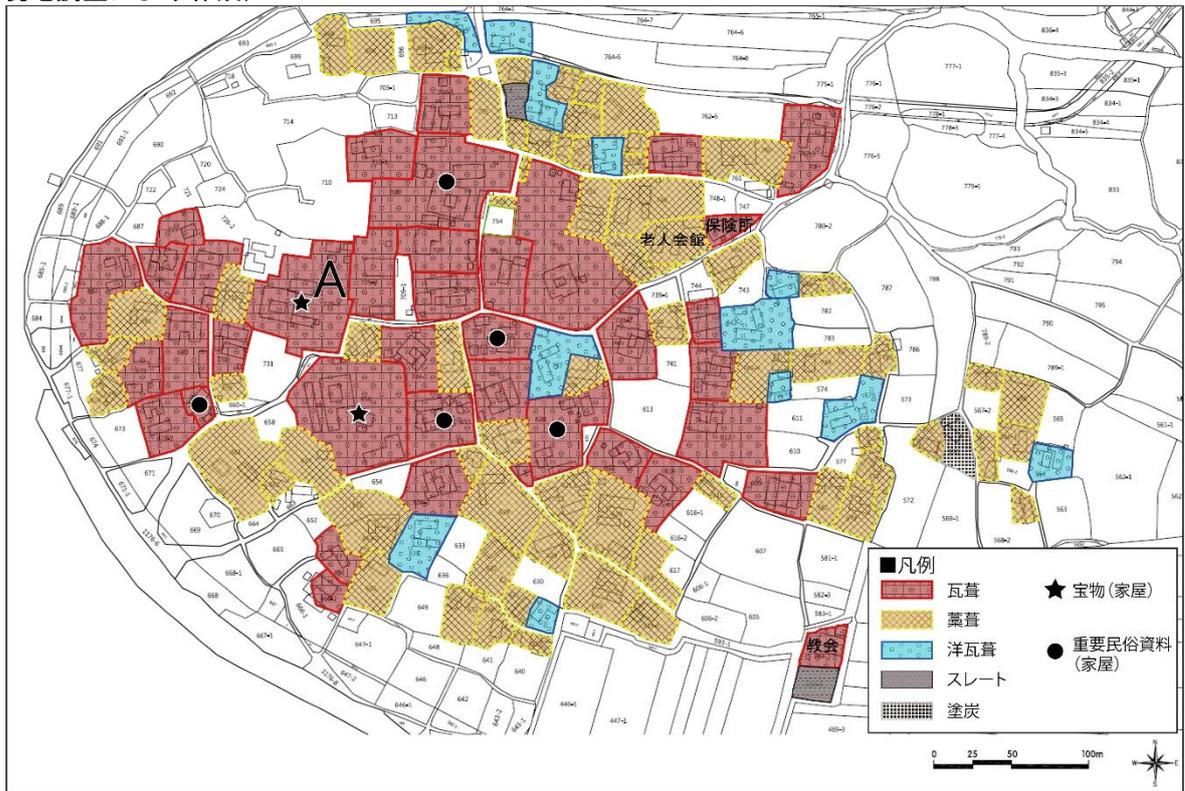


図 5-2 河回村の屋根伏せ及び重要民家の保存実態 (※出典：2012 年 12 月の現地調査により作成)

第3節 社会構造からみた河回村の景観の特徴

2012年12月に行った現地調査では、河回村の村長（60代）により得られた河回村住民の電話帳を基に、世帯主による河回村の柳氏と非柳氏の居住分布、景観を特徴づける屋根伏せについて全世帯を把握した。

韓国の代表的な氏族マウルである河回村の世帯主からみた柳氏及び非柳氏の居住分布をみると（図1参照）、柳氏が世帯主である家屋が89世帯、柳氏以外の世帯主が居住している家屋が26世帯であり、合計115世帯^{注4}である。世帯主の約77%が柳氏であり3/4以上を占めている。具体的な数値（割合）を柳氏と非柳氏に分類し、居住と屋根の材料について示した（表1）。

居住分布の特徴として、柳氏が中心部に分布しており、非柳氏の大多数は集落の東・南側に分布していることが分かる。また、「農地」を所有している15世帯の中で柳氏が13世帯であり、約9割を占めている（図5-1の▲）。集落内や観光団地に「商業」を行う10世帯の内、8世帯が柳氏による経営であり、8割を占めている（図5-1の■）。

さらに、特別な「保護対象」として、1960年代に単体の建築物として宗家である養真堂・忠孝堂が宝物^{注5}（図5-2の★）に、その他1970年代に5つの家屋が重要民俗資料（図2の●）として指定されている。その7つの民家は現在も柳氏が所有しており、国の文化財として管理されている（7つの民家は全て瓦葺：母屋基準、図5-2参照）。

また、2012年12月のフィールドワークで作成した図5-2の屋根伏せ（母屋基準）の実態でも瓦葺が集落の中心部に位置しており、現在も柳氏が所有し、居住していることが分かる。宗家（図5-2のA）などの瓦葺の家屋（柳氏）が主要な場所に位置しており、その周辺に藁葺（非柳氏）が囲むような集落形態が現在も続いている。このように、集落や民家のフィジカルな側面では柳氏を中心とした文化財（民家）の保護が行われていることが特徴であるといえる。

さらに、河回村の住民の約63%が居住しており、やむを得ずソウルや大邱市などの大都市に居住する住民に対しては、週末に河回村に滞在し、自ら家や

農地（水田・畑）を管理する場合、また、親戚や知人に貸し、代わりに家や庭の掃除及び管理を行う世帯が25%であるなど、実際、約9割の民家が河回村の住民によって管理されている²⁾。

表5-1 河回村の柳氏と非柳氏の居住および屋根材料の現況

		柳氏	非柳氏	合計
①	瓦葺 (母屋基準)	27世帯 (79.4%)	7世帯 (20.6%)	34世帯 (100%)
①-1	文化財保有 (民家基準)	宝物：2 重要民俗資料：5	—	7つの民家（瓦葺） は柳氏が所有
②	藁葺 (母屋基準)	48世帯 (72.7%)	18世帯 (27.3%)	66世帯 (100%)
③	洋瓦 (母屋基準)	12世帯 (100%)	0世帯 (0%)	12世帯 (100%)
④	その他 (母屋基準)	2世帯 (66.7%)	1世帯 (33.3%)	3世帯 (100%)
合計 (世帯主基準)		89世帯 (77.3%)	26世帯 (22.6%)	115世帯 (100%)

第4節 地域住民及び行政による景観保全活動の変遷

5.4.1. 河回村保存会による景観保全活動

1992年に社会法人として登録された住民協議会である「河回村保存会（以下、保存会）」は、河回村の伝統文化と祖先が残した遺跡及び自然環境の原型を効率的に保存・管理することを目的としている（保存会定款、第1章「総則」第1条「目的」）。

その具体的な事業内容として（定款：第1章第4条「事業」）、①伝統文化・遺跡保存及び伝承事業、②文化財の保護活動及び学術調査研究事業、③伝統文化の普及、④文化関係機関及び文化団体との協力に関する事項、⑤会員福祉のための収益事業、⑥河回村と河回観光団地の受託管理と伝統方式で藁葺の一般的な補修・管理事業の6つの事業を行っている。

主に、伝統文化の伝承および建物の補修・管理のような景観保全の役割を果たしており、また、ソフト（儀式・祭礼）の要素まで保存する役割を果たしている。さらに、文化・教育団体及び専門家との関係を持つことで国や民間の研究の援助の役割、河回村住民の代表として行政と住民間の橋渡しの役割を果たしている。さらに、観光団地のような生業の維持・職員の管理など住民の福祉に関する事業も行っている。

また、2010年4月に自治規約（河回村保存会定款）が定められ、全ての業務及び試行方法の基準になっているなど河回村保存会は河回村の景観・文化の維持だけでなく、住民の生活・行政との連携のような様々な役割を果たしている。



図 5-3 河回村の職人による民俗工芸・技能が行われる場所（※出典：世界遺産申請資料より加筆、写真は筆者撮影）

5.4.2. 行政による景観保全活動

2010年7月31日に河回村が世界遺産の歴史的集落として指定されたことをきっかけに韓国の歴史的集落の保護のシステムが大きく変化した。

従来の個の文化財から面に拡大保護することだけでなく、地域住民によって伝承されている多様な生活・民俗文化などの無形遺産を維持するために、効率的な伝承体系の構築を行い始めた。

その代表的な世界遺産登録以降の国の政策として、「マウル職人指定推進計画」がある。計画の策定背景として、韓国文化財庁は歴史的集落の外形の補修・整備だけでなく、各集落に伝承されている固有の生活文化関連の民俗及び芸能など無形的要素を活性化するため2011年から村民を対象に技能・芸能保有者を発掘し、マウル職人として指定する計画が定められた。

表5-2 河回村の職人現況（2012年12月）

河回村の職人現況					
	分類	種目	職人		
			柳氏	非柳氏	合計
2011年河回村職人現況（人）					
1	伝統建築分野	藁葺職人	3	2	5
2		塀職人	3	1	4
3		葬職人	0	2	2
4		渡し舟職人	1	1	2
5		郷土食職人	1	3	4
6		自家製酒職人	0	2	2
7	民俗工芸分野	ソニュジュルブルノリ（河で花火）職人	2	1	3
8		内房歌辭（朝鮮時代の閨秀作家）職人	1	0	1
9		山紬（山繭紬）職人	0	1	1
10		藁工芸	2	0	2
11		ハフェタル（仮面）職人	0	1	1
12		チャンスン（木像）職人	0	1	1
2012年河回村職人現況（人）					
13	民俗工芸分野	書院別有司	4	0	4
14		民俗ノリ（花煎ノリ）	0	1	1
15		風水	1	0	1
合計	-	15分野	18	16	34

※出典：2012年12月に安東市文化芸術課世界遺産担当者から得られた行政資料により作成

2012年12月安東市文化芸術課世界遺産担当者に河回村の職人制度の実態についてインタビュー調査を行った。具体的な内容は以下である。世界遺産登録以降の2011年から歴史的集落の外形的補修・整備だけでなく、各集落における固有の生活文化関連の民俗・技能・芸能などの無形的要素を活性化する方針が現れた。その職人制度は、2011年に世界遺産として登録された河回村と良洞村から実施された。2012年から全歴史的集落のマウル職人の指定に拡大し、マウル文化の伝承およびその仕組みの構築を目指している。また、安東市文化芸術課の世界遺産担当者により得られた行政資料（文化財庁：2012年度民俗マウル職人制度指定推進計画）では、マウルの主な景観整備事業である「藁葺の吹き替え事業」や「塀の補修事業」を行う際に、既存の業者が事業を行うのではなく、集落の職人に指定された人を積極的に活用し、管理・保護の主体であるマウルの住民が景観の整備に参加するのが文化財庁の方針である。職人制度の期待効果としては、マウル住民の所得増大がある。また、図5-3は職人制度が行われる場所・写真を示している。

このように、職人制度による主な景観整備事業として、藁葺の吹き替え事業と塀の修理事業があり、もともと行政によって行われていた修理事業に地域住民で選別された藁葺職人・塀職人が参加しており、景観保全に繋がっていることが分かった。

河回村では2012年に合計15分野で34名のマウル職人が指定されており、フィジカルな建築分野の藁葺の補修と塀の修理工事に直接住民が参加しているなど景観保全の役割を果たしている。また、葬式・郷土料理及び酒、伝統的な祭りなどの民俗芸能・工芸分野も考慮して、伝統文化の継続を図っている。同じく世界遺産に指定された良洞村は、2つの分野（藁葺・塀職人13名）のみが指定されており、河回村が多様な分野・多数の職人を保有していることが分かる。また、表5-2では、実際、柳氏だけでなく、非柳氏が約半数を占めているなど、非柳氏による活動が行われていることが特徴である。

マウル職人の指定をする際は、河回村保存会の理事会で審議を行い、そこでの会議録を添付し文化財庁に申請する手続きを行っているなど行政とのやり取りで信頼性を図っている。

第5節 まとめ

本研究の知見を以下に示し、まとめとする。

- ① 河回村は、居住分布及び屋根の材料からみて柳氏が中心となった氏族マウル（ヤンバン集落）の特徴が維持されている。
- ② また、河回村保存会は自ら文化財保護や景観保全において重要な役割を果たしており、村民を代表として専門家との協議や住民と行政の橋渡しの役割を果たしている。
- ③ 世界遺産登録以降「マウル職人制度」により住民が藁葺及び塀の補修に参加しており、民俗芸能のようなソフト面で伝統文化を維持する重要な役割を果たしていることが分かった。また、その他民俗工芸・技能の伝統生活文化が集落内の民家を拠点に継承されており、無形的な要素を含んだ営みのようなソフト面の文化的景観に関係していると考ええる。

このように、フィジカルな景観保全と民俗芸能側面を尊重する仕組みになっている。また、ヤンバン文化と非ヤンバン文化の結合体であり、柳氏と非柳氏が現在も上手く組み合わせさせた形が河回村の世界遺産の資源になっていることが分かった。

注

- 注1) 重要民俗資料は、民俗資料の中で文化財庁長が重要だと判断した民俗資料に対して文化財委員会の審議を経て指定され、管理は地方自治団体が担当する。
- 注2) 日本の文化庁に相当する。
- 注3) マウルは、韓国の代表的な社会学者である崔在錫によると、一つの独自の慣習伝統を持つことによってそれ自体が全体として一つの統一性を保存し、社会的にも一つの独立的な生活が営まれる地域即ち自然集落として定められている。
- 注4) 河回村の戸数は 124 世帯であるが、村所有の老人会館・保健所及び古建築である精舎など、同一人物が多数の家を所有している場合があるため、本研究では 115 世帯として取り扱う。
- 注5) 宝物は、歴史的・芸術的・学術的価値が高いものであり、国が法的に指定した有形文化財である。

参考文献

- 1) 朴 延・山崎寿一：歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察、日本建築学会第7回住宅系報告会論文集（2012年11月）
- 2) 朴 延・山崎寿一：居住スタイル・生業からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察、日本建築学会第8回住宅系報告会論文集（2013年12月）
- 3) Kang, Dong-Jin: A Development of Methodology for Maintenance and Management of the Sustainable Traditional Village in Korea -A comparative Study of Korea and Japan- (日本語訳：持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発 -韓国と日本の比較研究-)、韓国造園学会誌 Vol. 29、No. 5、(2001年12月)
- 4) Kang, Dong-Jin・Kim, Mi-Yeon・Park, Neung-Jae: A Settlement and Consciousness Change of Yangdong Village connected with Institutionalization (日本語訳：制度化に対する慶州・良洞村の定住パターン及び意識変化)、大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」第46巻第5号(2011年10月)
- 5) Kim, Mi-Yeon・Kang, Dong-Jin: Establishment of Villager-oriented Self-help Conservation System based on the Change Analysis after Inscription as the World Cultural Heritage, Yangdong Village - from Inscription(July 31, 2010) to Feb. 29, 2012-, (日本語訳：良洞村の世界文化遺産登録以降の変化分析による住民自力型保全体系定立 -登録(2010. 7. 31)以降2012年2月29日まで-)、大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」第47巻第6号(2011年11月)
- 6) Kang, Dong-Jin・Park, So-Hyun・Seong, Ki-Jin・Myeong, Jun-Yeong: 세계유산의 등재, 그 의미와 보존관리의 현안 (日本語訳：世界遺産の登録、その意味と保存管理の懸案)、大韓国土都市計画学会特集(2013年5月)
- 7) 中村均：韓国における伝統社会の変容 -慶尚北道・河回村と全羅南道・樂安邑城マウルからの考察一、亜細亜大学国際関係紀要第1巻第2号、(1992年)
- 8) 慶尚北道：河回村調査報告書(1979年11月)
- 9) 安東市：安東河回村総合整備計画調査報告書(2001年10月)
- 10) 文化財庁：民俗村の保存・活用及び総合整備細部実践計画(2004)
- 11) Cultural Heritage Administration of Korea: Nomination of Historic Villages of Korea Hahoe and Yangdong (2008)
- 12) 安東市：세계유산 특강 교육 교재 (日本語訳：世界遺産の特別講義教育教材(2012年))
- 13) 岩本通弥：「世界遺産時代の民俗学 -グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較-」(2013年2月)

第3編

ケーススタディ2

「順天・楽安邑城における集落構造と景観保全」

第6章 順天・樂安邑城における邑城と里の空間的特徴と保全指定後の変容および管理実態

第1節 はじめに

樂安邑城は1983年に国の歴史的集落（史跡第302号）として最初に指定されており、2011年3月にユネスコ世界遺産暫定目録として登録された韓国を代表する歴史的集落である。樂安邑城の住民は、文化財に指定後、厳しい規制及び観光客との絡みなどによる不便を受け入れながらも歴史的景観（伝統的民家・藁葺）を維持しており、文化財指定前からの主な生業である農業を継続している。

本章では、文化財に指定された直後から現在までの「土地利用の変遷」を明らかにした上で、歴史的集落の環境整備がどのように進められたのか、その「実態」を明らかにする。あわせて、利用・管理の「仕組み」について考察する。

ここでは、2012年10月に行った韓国現地調査で得られた行政資料・学術資料の分析及び行政担当者、現地住民からの聞き取り調査に基づいて分析を行う。具体的には以下の内容の調査・分析を進めた。

- ① まず、1985年に国（文化財庁）によって作成された行政資料⁹⁾による当時の土地利用・土地所有の実態を把握し、現在はどのように変化しているのかを2013年9月の現地調査で明らかにする。
- ② 次に、順천시所属の樂安邑城管理事務所^{註1)}の担当者により得られた年次別の環境整備事業の集計資料を入手し、樂安邑城の環境整備の事業の内容及び予算の実態を明らかにする。
- ③ さらに、樂安邑城の自治組織である保存会から「ソフト面」の整備の考え方について聞き取り調査を行い、それらの関係から、どのような現状の利用・管理・運営の仕組みになっているのかを分析する。

第2節 樂安邑城に関する国内外の既往研究動向の整理と本章の位置づけ

韓国におけるこれまでの歴史的集落の主な研究は、1980年代までは集落の立地・風水・民家の特徴及び空間構成分析などの研究が主流であった。

1990年代から、金純一の研究³⁾「和訳:歴史的環境の保存に関する研究(1993年・韓国建築史学会)」では、点的保存の文化財保存から面的保存である歴史的環境の保存への方向転換や文化財概念の拡大がみられた。

2000年代以降、姜東辰の研究⁴⁾「和訳:持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発—韓国と日本の比較研究—(2001年・韓国造園学会)」では、歴史的集落を対象とした「持続可能」の発想が現れ、日韓の比較研究が進められている。

徐旺佑・韓三建の研究⁵⁾「国史跡邑城における城壁の復元と整備に関する考察(2008年・日本建築学会計画系論文集)」は、文化財に指定されている韓国の邑城を対象として、邑城の城壁とそれに付属した建造物の復元と整備に関して分析を行い、その動向と特徴や問題点を明らかにした研究である。

李智喜・羽生冬佳の研究⁶⁾「韓国の伝統集落の持続的な保護に向けた観光マネジメントのあり方(2013年・日本観光研究学会)」は、現在、韓国の歴史的集落は経済問題に直面しており、このような社会的背景の中で観光が新たな収入源として重視されていることを指摘しており、また、良洞村と樂安邑城を対象に観光と持続可能な維持管理の関係性について明らかにした研究である。

このように建築学会・造園学会・建築史学会・観光研究学会など様々な分野による蓄積がある。1980年代までは風水による空間構成や民家の特徴が主流であったものが、1990年代から歴史的環境の面的保存へ方向転換したことや文化財概念の拡大がみられた。2000年以降は持続可能な歴史的集落の維持や管理の発想が現れたことや世界遺産登録と住民自力型保全体系の研究が行われてきた。

現在に至るまで、樂安邑城の環境整備の展開および景観保全・住環境の変容などの「実態」を明らかにし、都市計画的にどのように変化したのか、また、どのような特徴があったのかを整理することには価値がある。しかし、このような具体例に関する研究は多数あったものの、樂安邑城の景観保全に関する研究を行う際に、伝統的な「空間構造」を理解した上で分析した研究は少ない。

本研究では、樂安邑城の伝統的な空間構成原理を明らかにした上で、具体的な土地利用及び歴史環境整備がどのように展開したのかを明らかにすることに意義があると考えられる。

第3節 楽安邑城の概要

楽安邑城は、韓国の南部海岸の中心に位置し、順天市の西側の楽安面東内里・南内里・西内里一円に位置する（面は日本の市町村の町に当たる）。海と隣接（6km）していると共に、周辺4方が山に囲まれた内陸盆地の地形になっている。順天市市内（楽安邑城の東側）まで約35kmの距離の位置にある。

1899年の楽安邑誌の記録によると、当時（1899年）3つの行政里戸数は115、人口は481（男：285人・女：196人）であった。史跡に指定された直後、1983年の楽安邑城の人口は、199世帯800人であった。しかし、現在は120世帯288人であり、人口が約1/3に減少している。その理由としては、1985年に文化財に指定され、復元整備^{注2}する際に、朝鮮時代後半（19世紀）の戸数に戻そうとする行政の考え方が反映されていると考えられる（19世紀：115戸、現在：120戸）。

さらに、年齢別人口は、60歳以上が66%、18～60歳は32%、18歳以下は2%であり、高齢化がみられる。

順天市と韓国民俗学会による行政資料「楽安邑城の暮らしと知恵（日本語訳）、2011.2」⁸⁾では楽安邑城住民の職業の割合を示している。農業が76%であり3/4を示しており、現在においても農業を主な生業とする歴史的集落である。また、商業が12%、一般勤め人が7%、その他が5%である。

農業従事者は、城内では家の近所の畑で白菜やその他青物を、城外では主に米、麦、キュウリ、イチゴ、梨を栽培している。商業は城内の土産店や城外商業地域で食堂を運営している。また、一般勤め人は公務員・教育界の人であったり、一般企業に勤めている。その他の分類では城内での体験場で体験プログラムを運営している人がいる。

しかし、これらの分類はあくまでも行政資料であり、現地調査（2012年10月楽安邑城管理事務所での担当者へのヒアリング）によると、民宿の増加など農業と商業・サービス業との兼業化がみられる。

1979年1月29日に国の文化財として民家9棟が重要民俗資料^{注3}として指定され、「点的文化財保護」が始まった。しかし、1983年6月14日に韓国では初となる集落全体が文化財（史跡302号）に指定されるなど「面的文化財保護」が始まった。文化財保護区域の面積は223,108m²である。

文化財指定による規制内容として、韓国の文化財保護法によると、文化財に指定された保護区域全体を対象に原型維持を基本原則としている。その内容として、建築物に対する外観を変更する行為、土地利用における現状変更の規制として、国家指定文化財の修理・新築・増築・改築・移転などの行為について許可が必要とする。また、違反に伴う罰則があり、厳しい文化財保護の規制になっている。楽安邑城の場合、城壁から50mまでが文化財保護区域になっており、現代的施設を移転・撤去し、さらに、国による民家だけでなく、道（県）によって碑石・樹木までに文化財指定範囲が拡大された。観光客は毎年約100万人が訪れるなど楽安邑城は韓国の歴史的集落の中でも有数の観光地でもある。

第4節 楽安邑城の空間構成と土地利用の変遷

6.4.1. 楽安邑城の空間構成の特徴

一見ひとつの集落であるようにみえるが、実際 3 つの集落（里）で構成されている。また、各里がそれぞれの堂山のような共同空間を持ち、それぞれが組み合わせられ、「邑城」という性格が一致する「重層構造」になっていることが分かった。

さらに、堂山の行事が縮小し、3つの集落が共同で祭事を行っているようにみえるものの、現在に至るまで3つの集落が各自の堂山（上・中・下堂）で祭事を行うなど、各集落の共同空間の意識があると言える。



図 6-1 楽安邑城の古地図からみる伝統的空間構成

※出典：順천시・韓国民俗学会「楽安邑城の暮らしと知恵」2011年2月より加筆

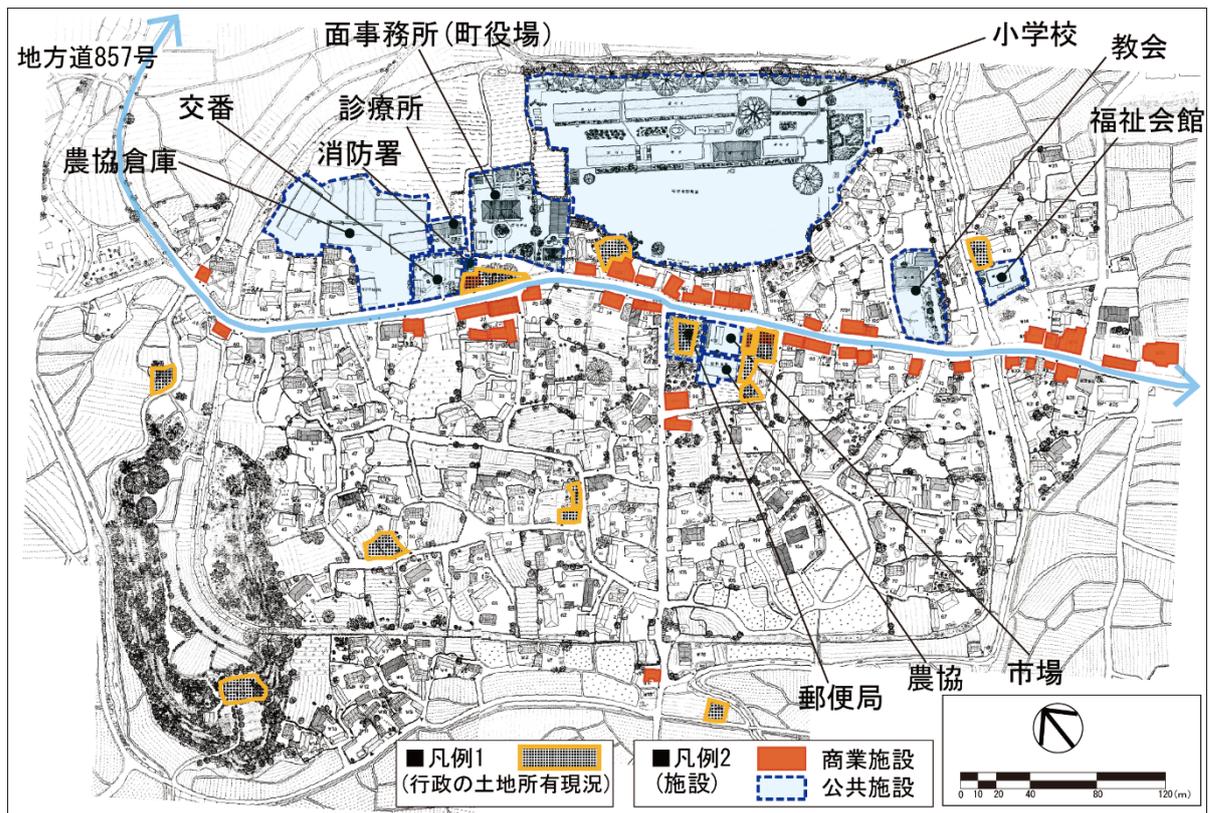


図 6-2 1985 年の文化財指定後の「土地所有」及び「土地利用」の実態
 ※出典：楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書（1985 年 7 月）に加筆

6.4.2. 1985 年の土地利用の実態

図 6-2（1985 年、文化財指定直後）をみると中心道路（地方道 857 号）が集落を貫通しており、商業施設が集落の中心道路に沿って分布している。また、「面事務所（日本の町役場に相当する）」及び「小学校」のような現代的集落構成の施設が城壁内の中心部に位置されている。その周辺に・消防署・交番・診療所・郵便局・農協のような公共施設が密集していた。

調査報告書によると、1979 年の「商業施設」は主に飲食店（25 箇所）であった。しかし、1983 年史跡に指定され、観光地計画が具体化されるなど外部から観光客が訪れることを期待して、1985 年には商店の数が 48 箇所に増加した。また、飲食店・居酒屋・商店・精肉店・美容院などの種類も多様になった。東内里に 33、南内里に 13、西内里は 1 箇所の順で分布していた（図 6-2）。

また、「屋根材料」（母屋基準）はスレートが 100 棟・藁葺が 51 棟・瓦葺が 36 棟・その他が 12 棟であるなど、建物の現代化が進んでいた（伝統的家屋は約 44%）。調査報告書によると、セマウル運動（韓国の農村の近代化運動）による影響や藁葺に居住することが貧困にみえることを意識して建て替えたなどの理由があった。

土地所有については、調査報告書によると、194 棟の内 12 軒のみが行政（里・面・郡）の所有であり（図 6-2 の凡例 1 参照）、9 割以上が住民の所有であった。

6.4.3. 2013年の土地利用の実態

1985年（図6-2）と比較した土地利用の大きな変化として楽安邑城の観光地化^{注7}を挙げることができる。その具体的な事例として民宿の増加がある。民宿の増加について楽安邑城の住民への聞き取り調査（2012年10月）の結果、1990年代には民宿は3軒であったことが分かった。しかし、2013年9月の実態（図6-3参照）をみると民宿が36軒まで増加し、観光地化が進んでいることが分かる。民宿は東・南・西内里各里に分布しており、民宿として活用されている民家は主に住民が所有している。

その民宿は、元々倉庫・牛小屋（畜舎）や主に人が住まなくなったハナレを改修し、活用している。また、住民の約1/3が民宿を運営しているなど宿泊業で生活を維持している住民が増加していることから民家の活用実態の変化がみられた。

また、空き家の活用事例として「体験場」がある。2012年10月に行った東内里の元里長（日本の村長に当たる）へのヒアリング内容では、順天市や国による空き地の買い取り事業が行われ、約10年前から藁工芸・木工芸・焼き物・伝統音楽・書道などの体験プログラムがスタートし、全体の枠組みは4年前に完成された。空き地・空き家を体験場として活用することで、歴史的集落としての景観維持（空き地の活用）と住民の雇用創出が可能になったことが分かった。その体験場の土地所有の実態をみると行政（国7:市3）であり、大多数が西内里に密集しており（図6-3）、行政から最も買取り事業や整備が行われた場所であることが分かった。

順天市・楽安邑城管理事務所の担当者により得られた「2012年の土地所有現況図（図6-4参照）」をみると、2012年の楽安邑城の土地所有の実態として、文化財保護区域の中では国・市所有が67%、住民所有が33%になっている。1985年の文化財指定直後の土地所有実態と比較して大きな変化がみられた。また、国主導の観光地化事業が行われている。

さらに、1985年から1990年の間にもともと城壁内にあった商業施設が楽安邑城の保護区域外に移転された。また、小学校や面事務所（町役場）のような公共施設も保護区域外に移転・撤去された。

楽安邑城は大きく、東内里の住民の場合、邑城の東側に位置している商業団地で商業を行っており、南内里の住民は邑城の南側に位置する水田で農業を行い、西内里の住民はほとんどが楽安邑城の保護区域内に住まずに、西内里は体験場のように行政が管轄する仕組みになっている。

このように楽安邑城は、一見、城壁で囲まれた一つの集落のように捉えられるが、3つの集落（里）が存在し、それぞれ集落のキャラクターが異なる「多様な空間構造」になっていることが分かった。

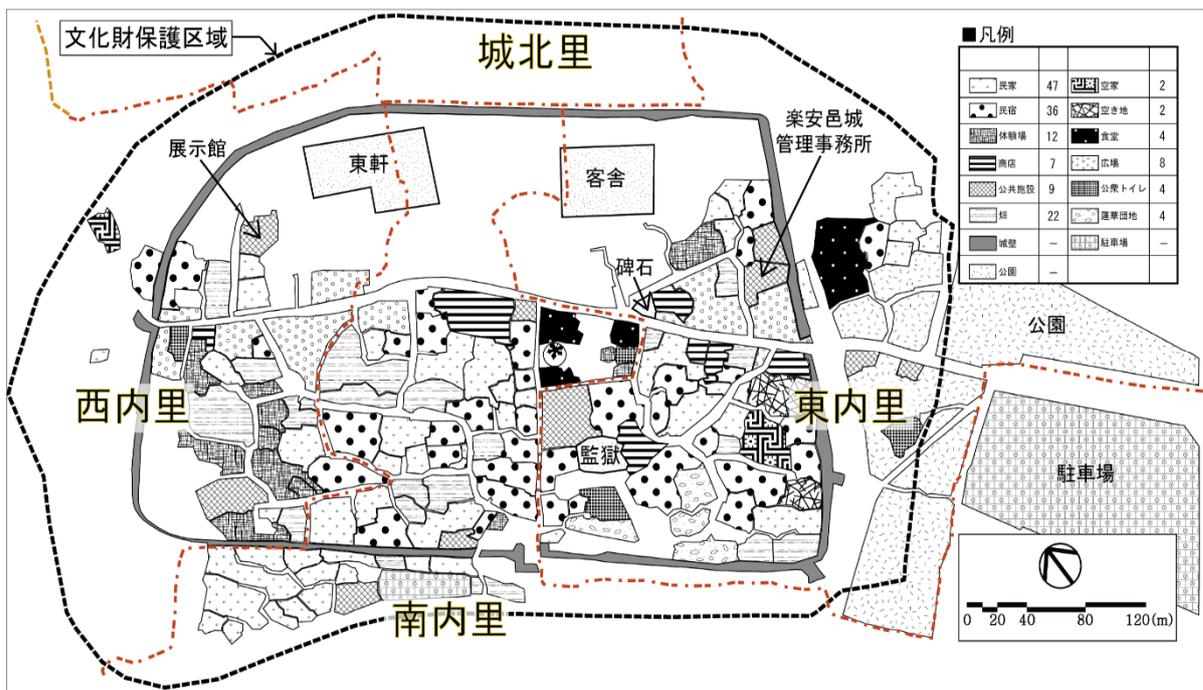


図 6-3 2013 年 9 月の楽安邑城の土地利用の実態 (2013 年 9 月の現地調査より作成)

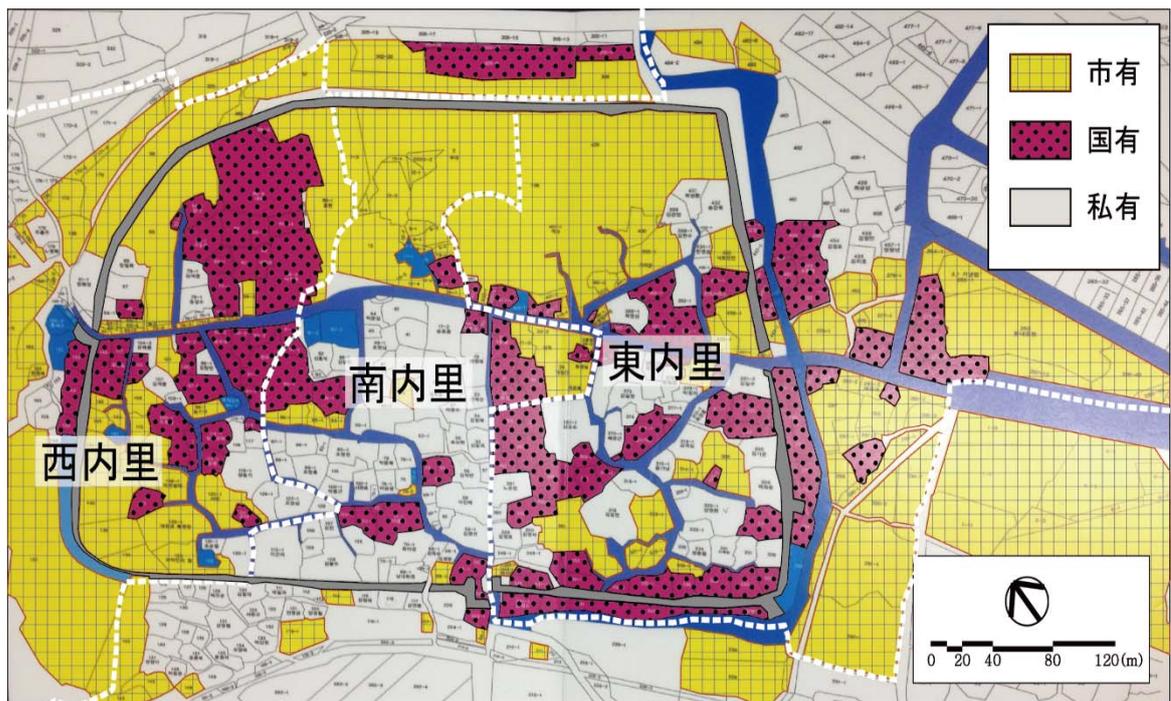


図 6-4 2012 年の楽安邑城の土地所有現況 (市・国・私別に分類)

※出典：楽安邑城管理事務所の担当者から得られた「楽安邑城土地所有現況図 (2012)」に加筆

第5節 楽安邑城保存会とその役割

文化財(史跡)に指定され、集落が保護されていると同時に楽安邑城はいろんな組織によって運営されている。楽安邑城の組織は、民間組織、自治組織、その他の関係組織がある。自治組織には「開発委員会」、「老人会」、「婦人会」や「青年会」、「親睦会」などの様々な組織、民間組織では「楽安邑城伽倻琴竝唱保存会」、「楽安邑城軍楽保存会」、「社団法人楽安邑城保存会」、その他の関係組織では、「順天市楽安邑城運営委員会」、「楽安邑城文化祝祭祭殿委員会」が存在している。

本研究では特に、民間組織である「社団法人楽安邑城保存会(以下、保存会)」に着目してどのような整備を行っているのかを分析する。保存会は史跡の指定及び復元事業の開始後、邑城内の3つの集落(東内里・南内里・西内里)の住民により1984年8月20日に社団法人として登録された。保存会の定款によると、官庁との相互協力や補助から楽安邑城の保存と伝統民俗文化を発掘し、継承発展すると同時に会員間の和合と住民の所得増大及び福祉向上と伝統文化を保存・振興することを目的としている。

集落全体が文化財に指定され、観光客の入場料及び賃貸料(伝統結婚式・映画撮影など)に対する約10億ウォン(約1億円)の収入がある。2012年10月に楽安邑城管理事務所の担当者にヒアリングした結果、収入の40%(約4000万円)が保存会の分であり、楽安邑城住民120世帯に分けられ、毎月1世帯約30万ウォン(約3万円)が支援金として与えられる。

その他の収入の60%は順天市に配分され、主に楽安邑城の保存管理費として使用されている。その例として、民家(藁葺)の葺き替え事業に4億2千万ウォン(約4200万円)が住民への支援金として使われている。

また、2012年10月に楽安邑城保存会の事務長にヒアリングした結果、保存会は行政(国・市)所有の空き家を年間1億5000万ウォン(約1500万円)で賃貸料として支払い、食堂4棟を営業し(図6-3参照)、直営の収入30%を地域(楽安面)に還元する仕組みになっている。

その還元内容は、景観保全事業として、保存会が東西の主道路にある市が設置した花壇を楽安邑城の高齢者を雇い管理していることである。また、市や国から城壁内の空き地を賃借して畑として活用するなど景観形成において重要な役割を果たしていることが分かった。

さらに、コミュニティを維持する上での後援(体育大会・奨学金・老人後援)をしている。実際、食堂を運営することで常勤職員や日雇い(特に、女性の雇用創出)がみられるなど共同体の維持において重要な役割を果たしている。

第6節 まとめ

楽安邑城は3つの集落で構成されていることが重要な点であり、各里に対応する構成原理（堂山のような共同空間が存在）が存在し、空間構造を形成している。また、それらが組み合わせり大きな楽安邑城の全体としての構成原理を持っている二重構造になっていることが分かった。

1985年、楽安邑城の土地利用はセマウル運動により現代化が進んでいた。当時の土地利用は集落の中心に公共施設が位置しており、集落の東西を貫通する幹線道路とそれに沿った商業地域があった。また、土地所有の実態として、土地の約95%を住民が所有しているなど、一般的な中心集落であった。しかし、2013年9月の土地利用をみると「観光地化」が著しい。その事例として、民宿の増加や空き家の体験場として活用があげられる。また、土地所有の実態を分析すると、9割を超えていた住民の土地所有が、現在は33%まで減少している（行政が67%）。

このように、楽安邑城は、歴史的町並みを保存するにあたって、文化財に指定した当時に残っているモノを保存し、消失したものを復元することを原則とする。楽安邑城では基本的に「復元」指向であることが分かった。復元によって「原型」に近づけようとする手法を取り入れていることが特徴である。

しかし、2000年代からは、楽安邑城の民間組織である保存会を中心とした食堂運営や民俗芸能からの雇用創出や住民らによる景観保全事業など国・市だけでなく住民主導のような異なる取り組みがみられた。

注

- 注1) 樂安邑城の文化財指定以降、地方自治体である順天市は、管理機関として「樂安邑城管理事務所」を城内に設置した。主な役割として、行政管理人（公務員 10 名）を常住させ樂安邑城の管理と事業の役割を担っている。また、住民の生活に関係する各種事項及び観光客に対する対応の役割を担っている。
- 注2) 「樂安邑城細部現況総合調査報告書(参考文献 9)」によると、1900 年代以前の姿に復元（再現）を前提に事業を進める内容が示されている。具体的には、伝統的でないスレート・セメント構造物などを伝統型に復元し、比較的保存状態が良好な城郭、その他遺跡の補修を行う。また、行政が伝統的建築物（文化財）を購入する方針が示されている。
- 注3) 韓国の文化財保護法により定義されている文化財の類型は、「①有形文化財」、「②無形文化財」、「③記念物」、「④民俗資料」の 4 種類がある。これら 4 つの文化財類型は、国家指定と市・道（県）に区分される。その内、建築物を対象とするものは無形文化財を除外した 3 つの種類である。①有形文化財の国家指定文化財では宝物・国宝が存在する。また、③記念物の国家指定文化財は史跡・名勝・天然記念物がある。さらに、④民俗資料は国家指定文化財の内、文化財庁の文化財委員会の審議により民俗資料の中から重要なものが重要民俗資料として指定される。その内、歴史的集落の保存に関する法制度は文化財保護法による「史跡」と「重要民俗資料」がある（2014 年現在、韓国の国指定歴史的集落は史跡 1・重要民俗資料 7 箇所、合計 8 箇所）。その「重要民俗資料」は伝統的生活様式や民俗的風景を保存、建築史研究に重要な資料を提供する民家群およびその場所を意味する。「史跡」は記念物の内、歴史的・学術的・観賞的・芸術的価値がある政治・国防に関する遺跡及び産業・交通に関する遺跡を示す。
- 注4) 客舎は、高麗・朝鮮時代の地方の中心地に設置された官庁であり、外国の使者や中央からの客のための宿舎である。
- 注5) 東軒は、その中心地を管理する人が仕事を行う建物を示す。
- 注6) 風水思想に基づいて樂安邑城を築城した時に金錢山（樂安邑城の北側に位置）を主山として定めた。しかし、樂安邑城の東側に位置する五峯山がそれに対立しているようにみえることから、それを抑えるための裨補思想がある。
- 注7) 「樂安邑城の細部現況総合調査報告書（参考文献 9）」によると、復元整備の基本的な概念として 2 つの側面があり、一つ目は国民の観光地として活用すること、二つ目は、住民の所得の増大であることが示されている。

参考文献

- 1) 朴延・山崎寿一：歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察、日本建築学会第 8 回住宅系研究報告会（2012 年 11 月）
- 2) 朴延・山崎寿一：A Study on the Historical Village Landscape Conservation of World Heritage Andong Hahoe Village in Korea、第 9 回アジア建築交流国際シンポジウム（ISAIA）、（2012 年 10 月）
- 3) 金純一：역사적환경의 보존에 관한 연구: 하회마을의 보존을 중심으로
（日本語訳：歴史的環境の保存に関する研究：河回マウルの保存を中心に）韓国建築史学会建築歴史研究第 2 巻第 1 号（1993 年）
- 4) 姜東辰：지속가능한 전통마을의 유지와 관리방법론의 개발-한국과 일본의 비교 연구
（-日本語訳：持続可能な伝統マウルの維持と管理方法論の開発 -韓国と日本の比較研究-）韓国造園学会誌第 29 巻第 5 号（2001 年 12 月）
- 5) 徐旺佑・韓三建：国史跡邑城における城壁の復元と整備に関する考察 -韓国における史跡の保存整備の動向と特徴に関する研究 その 1-、日本建築学会計画系論文集第 73 巻第 630 号（2008 年 8 月）
- 6) 李智喜・羽生冬佳：韓国の伝統集落の持続的な保護に向けた観光マネジメントのあり方：慶州

- 良洞マウルと順天楽安邑城マウルの比較を通じて、観光研究 25(1)13-22 (2013 年)
- 7) 韓国建築歴史学会: 한국건축답사수첩 (日本語訳: 韓国建築踏査手帳)、(2006 年 10 月)
 - 8) 順天市・韓国民俗学会: 낙안읍성의 삶과 얹
(日本語訳: 楽安邑城の暮らしと知恵)、(2011 年 2 月)
 - 9) 昇州郡: 楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書(1985 年 7 月)

第7章 順天・樂安邑城における伝統的空間構造との対応からみた環境整備事業の展開と景観保全

第1節 はじめに（研究の目的と方法）

本章は、1983年6月に韓国で初の国家指定の歴史的集落^{注1)}となった「順天・樂安邑城（以下、樂安邑城）」を対象にした景観保全に関する研究の一つである。

1910年以降近代化が進み、樂安邑城では朝鮮時代までの伝統的な空間構造の変化がみられた。例えば中心部に小学校や役場などの公共施設や商業施設など近代的施設が新たに建設された。

本章では、歴史的要素が失われた樂安邑城を整備する際に、どのような空間整備の目標を定め、どのような整備手法で環境整備事業を実践してきたかを明らかにする。

これまで参考文献¹⁾²⁾を発表し、樂安邑城における土地利用の変遷と、文化財保護と都市計画の関係や景観保全との関係について明らかにしており、これらの内容を踏まえて本稿を進める。

2012年10月に行った神戸大学山崎研究室の現地調査で得られた土地利用と住民の生活（居住・生業）面の基礎調査を基に、2015年6月30日に樂安邑城の現地調査を行った。その内容は、樂安邑城の風水と伝統的空間構造（共同空間と街路構造）についての内容を、樂安邑城の事情に詳しい風水師^{注2)}にヒアリング調査を行った。また環境整備の予算と内容に関しては樂安邑城管理事務所の担当者によるヒアリング調査と予算に関わる行政資料の収集を行った。現地調査に伴う具体的な研究方法を以下に示す。

まず、風水に基づいた樂安邑城の伝統的空間構造について、古地図を利用した分析を行い、その内容を風水師に確かめて証言してもらうやり方で明らかにする。

次に、樂安邑城の環境整備の展開について、フィジカルな物的要素（建築物など）の整備がどのように進んだのか。またどのような事業が行われたのかその「実態」を明らかにする。ここでは、文化財庁が毎年発刊している「文化財年鑑（1988～2011）」に基づいて、樂安邑城の構成要素を点・線・面的要素に分類して、どのような「空間構造」になっているのか、またどのように風水が環境整備事業と関係しているのかに着目して分析を行った。

研究対象である樂安邑城は、韓国西南地方の全羅南道順天市の樂安面に位置しており、冒頭で述べたように1983年6月14日に国の史跡（302号）に指定され、面的保護を受けている（樂安邑城の文化財保護区域は城壁から50m範囲内であり、面積は223,108㎡である）。

2015年3月に樂安邑城管理事務所の担当者から得られた「樂安邑城の一般現況（2015年1月）」によると、実際居住する文化財保護区域内の住民は228名（98世帯）であり、南内里110名（50世帯）、東内里90名（36世帯）、西内里28名（12世帯）である^{注3)}。

第2節 既往研究および関連文献からみた本研究の位置づけ

渋谷鎮明（地理学）の研究³⁾は、朝鮮半島の集落において、地形を中心とした周辺環境や集落空間、集落の立地や配置構成に、風水と儒教的な論理が多大な影響を及ぼしており、役割を担っていることを明らかにしている。

また、三つの博士論文^{註4)}で構成された、布野修司・韓三建・朴重信・趙聖民による書籍⁴⁾では、日本の植民地支配が変えた韓国の住まいと街についての変遷を明らかにしている。特に、2章では「邑城」が、19世紀末期の開国以降、日本植民地期においてどのように変遷したのかを慶州を事例に示しており、邑城とその周辺の空間構造を、施設分布やそこで行われる祭礼などをもとに明らかにしている。また、その変容の過程を邑城の解体、土地所有の変化といった多様な視点から分析している。ここでは楽安邑城は取り扱われていないが、その内容は評価できる。

その具体的な内容として、韓国併合とともに制定された諸官制に基づいて新たに設置された「朝鮮総督府」は1912年10月から朝鮮の市街地を対象とした訓令「市区改正（今日の都市計画）」を制定し、韓国に近代的都市計画が持ち込まれた。また1934年6月に朝鮮半島の都市全体を念頭に置いた「朝鮮市街地計画令」が制定され、主要43都市を中心に近代的都市計画が実施された。また1952年3月朝鮮戦争後、1962年1月に韓国の新しい都市計画法・建築法が制定されるまで韓国の都市に適用された。

日本統治時代に、道路などのインフラの整備事業が進められているなか、代表的な事業の一つとして朝鮮総督府による「邑城の解体」がある。また邑城の解体に伴い、邑城の祭礼施設「書院^{註5)}」「客舎^{註6)}」の撤廃・官衙建築「東軒^{註7)}」の解体が行われ、支配国（日本）の権威を象徴する有効な手段として神社の建設、朝鮮式建築物の不便さや狭さをあげ、近代的官庁建築の改変に取り組んだ。このような官庁の新改築によって、旧邑城の中心部に密集していた朝鮮式庁舎が急激に減っていたことを布野らは指摘している。

本稿で扱う楽安邑城は、主要43都市に含まれていないことから日本による邑城（城壁）が解体されることなく比較的によく城壁が残されたと考えられる。

韓国内での研究は、まず楽安邑城に関する大韓建築学会の研究がある^{5) 6)}。Lee, Sang-Sunらは楽安邑城民家の住空間に着目してどのような変容が行われたのかについて実態を明らかにしている。その際に、基本的な居住者調査（学歴・生業・居住スタイル及び年数など）と住空間が生活に伴い内部空間の現代化、また観光地として民宿などに変容している実態を詳しく示している。次に、Kim, Heung-Sikらは、親環境（環境に優しいという意味であり、韓国では一般的に使われている用語）建築の計画要素の分類体系から楽安邑城に適用した研究を行った。その際に、土地利用・団地内生態空間・水資源・天然材料・省エネルギーなどの項目に分類し、分析を行い、体系化した。さらに現代の住居において計画指針及び設計の基礎と活用することを課題とした研究である。

韓国歴史建築学会でも楽安邑城に関する研究が行われており、民家の平面類型及び平面構成方式に関する研究⁷⁾では、平面の規模により類型化し、建築的特徴を明らかにしている。次に、楽安邑城の原型を推定する研究⁸⁾が行われた。その際に、20世紀初期の地籍図と現在を比較し、変化した内容を

把握し、城郭や邑城内の街路構造、主要な建築物の変容実態を明らかにしている。これらの研究はいずれも、建築(文化財)の価値を重視する建築史分野であり、物理的な要素の原型への復元・維持についての実態分析に留まっている。

また、韓国都市計画学会の論文として、예명해 (Yea, MyeongHae) らによる「朝鮮時代邑治の空間構成に関する研究⁹⁾」(2002)があり、朝鮮時代における地方都市である漆谷都護府を対象にその空間構成原理を明らかにしている。また地域固有の歴史と文化に対する特性を顧慮しない今の都市開発に問題意識を持ち、これからの都市計画に活用する考え方が必要であることを指摘している。

上記の研究らは、主に朝鮮時代(中世)から近代における空間構造や施設、人口などの変遷についての内容は貴重である。しかし、近代から現代においての歴史的環境保護の関連制度および土地利用・土地所有の変遷を主要な題材としておらず、住民の生活(生業・居住)の視点は十分とは言えない。

本稿では上記の既往研究を踏まえ、樂安邑城が法制度(文化財保護法)に基づいて史跡に指定され、30年以上経過した樂安邑城の再検証が必要とされる。ここでは歴史的集落の指定以降、新たな方針で保護する時に、原型の風水的な集落(都市)空間構造のイメージがあり、多様な内容が含まれているという仮説を設定し、研究を進めることにした。さらに、行政側の整備だけでなく住民の生活の視点を取り入れたことには意義があると考えている。

第3節 樂安邑城における伝統的空間構造と風水

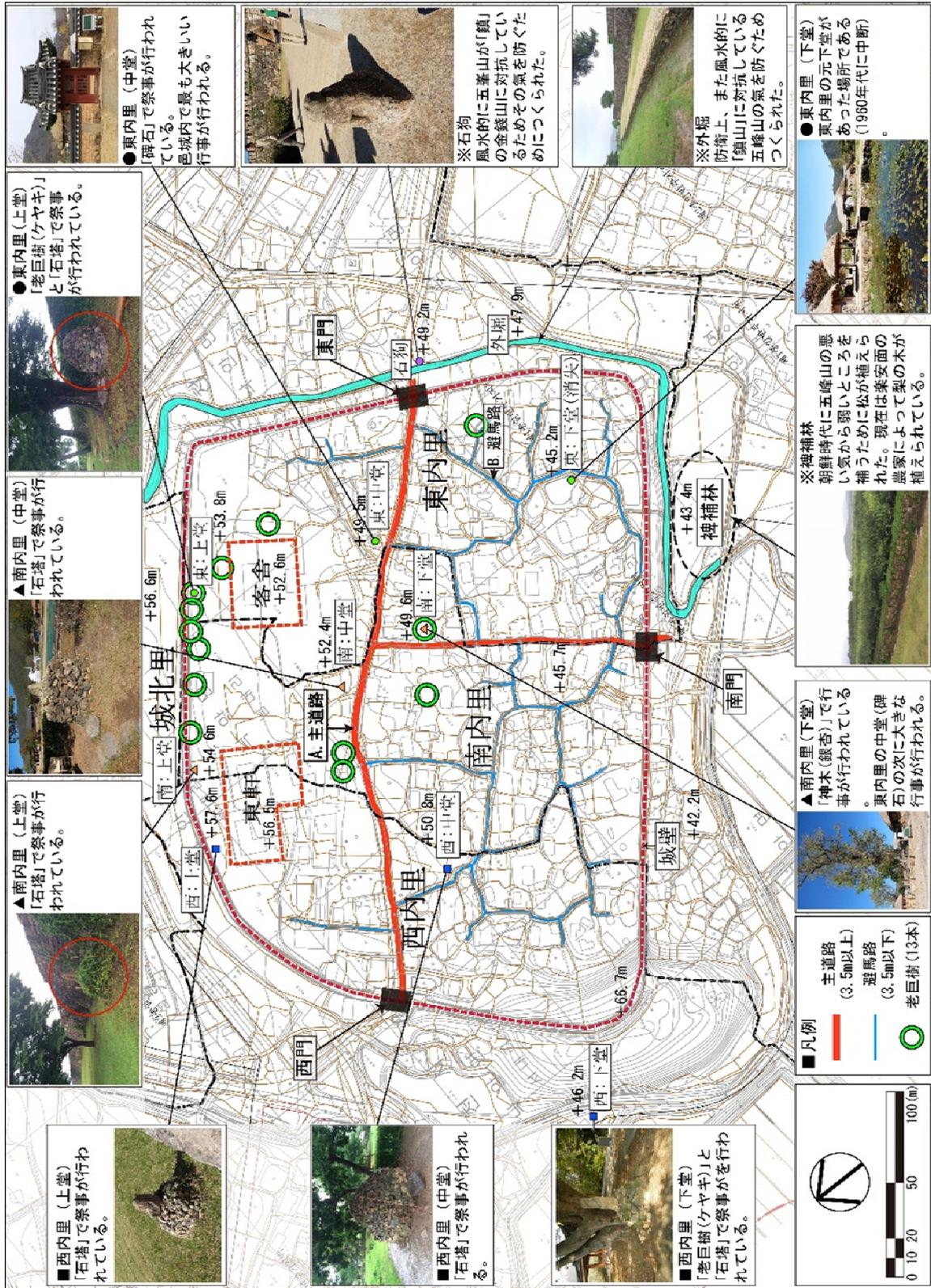
図1は、19世紀の樂安邑城の伝統的空間構成を表している。風水師からの証言をまとめると、この図の解釈は以下になる。

樂安邑城の北側にある風水的に最も重要視される「鎮山^{註8)}」の金錢山（標高 668m）は、韓国光州市の無等山（海拔 1187m、樂安邑城から約 60km 北西側に位置）の山脈の流れにより構成されており、山の気が重視されている。また樂安邑城の東側に五峯山（592m）・西側に伯夷山（584m）・南側に玉山（97m）であり、四方が山に囲まれている。さらに樂安邑城は真北を向いているのではなく、鎮山である金錢山の尾根線に直角になるように計画されており、約40度西に傾いているということは山との関係であると言える（図3参照）。また、金錢山の山裾で発源する校村川と筏橋川が邑城の左右に流れている。南門の東側にある裨補林^{註9)}（松林）は防風の機能や風水的に弱いところを補うような意味を持っている。このように朝鮮時代の地方行政の拠点である樂安邑城は風水の影響のもとに形成されたということが樂安邑城細部総合調査報告書(1985)¹²⁾（以下、調査報告書）の4章1節（樂安邑城の空間構成、pp. 126～134）に記述されている^{註10)}。



図 7-1 古地図からみた樂安邑城の 1872 年の空間構成

※出典：朝鮮時代の王室図書館である「奎章閣」から発刊された樂安郡地図（1872）に加筆



楽安邑城の東門に位置する「石狗（図 2 参照）」について 2015 年 6 月に通称、「楽安邑城の風水師」とのヒアリング調査では、楽安邑城の東側にある五峯山の強い気を防ぐために朝鮮時代中期に建てられており、虚（弱いところ）を補うための裨補思想であり楽安邑城周辺の悪い気を防ぐ役割をしていたことが分かった。外堀も水害や青龍（五峯山）の気を分散させるために造られた。

邑城空間の重要な建築物として北東側に「客舎」が、北西側に「東軒」が位置していた。一般的に位の高い建物は地形的に高いところに位置するのが風水の基本である。2009 年の楽安面の都市計画図に海拔高度が記載されており、客舎は海拔 52.6m、東軒は海拔 56.5m の場所に位置している。邑城内で最も低いところは海拔約 45m であり、客舎と東軒は比較的高い場所に位置していることが分かった（図 2 参照）。

街路の構成について風水師へのヒアリングでは、東門から西門、邑城の中心部にある銀杏（神木）から南門を繋ぐ「丁」の字型の道の主道路（幅 3.5m 以上）は「クンギル（ハングルでクンは大、ギルは道である）」と呼ばれており本稿では主道路と記述する。この道には主要な建物である客舎と東軒、場市（市場）が面していた。図 2 に邑城内の主道路が描かれている。その主道路は主に官人や両班が通る道であり、特に東門を使っていた。また主道路から斜めに狭い道が通っており、「避馬路」と呼ばれていた。その名が付けられた理由として、朝鮮時代に庶民たちは馬に乗る官民が通る道でお辞儀をして位の高い人を迎えることが義務付けられており、それから自由になるための、庶民の道であることを風水師は証言している。その避馬道は南門の外にある農地と繋がっており（図 2 参照）、庶民たちが農業などを行うための道であると解釈できる。さらにもともと 2m 以下であった避馬路の幅は 1960 年代から車が通るようになり、約 3m に拡張されたことが分かった。

さらに、図 3 は楽安邑城の風水の形勢について示しており、行舟型の様子を表している。船首は西内里の竹林であり、帆は邑城の中心に位置している銀杏である。舟の後尾（錨）は郷校であり、櫓は楽安邑城の北側にある数本の老巨樹である（図 2 に老巨樹の位置を示している）。このように舟として船首・帆・錨・櫓を全て備えており、これらの要素を備えると地域が興るとい説があることが調査報告書に記述されており、風水師にその内容を再確認した。このように、楽安邑城は風水思想に基づいた立地であると言える。

次に、朝鮮時代後半の行政単位の「里」は現在の法制里であり、日本の行政村に相当する。楽安の場合、邑城周辺が邑内面（現在の楽安面）になっており、東内里と東外里、西内里と西外里、南内里と南外里、その他を含む 9 つの里で構成されていた。1914 年（日本統治時代）に東内里と東外里が東内里に、同様に西内里と西外里が西内里、南内里と南外里が南内里に行政区域として総廃合された（図 1・図 2 参照）。その理由は 1908 年に楽安郡が廢郡され楽安面に降格された時に規模が縮小し、内と外里がひとつの里に統合されたからである。

また里には、土俗信仰の求心点になる場所があり、心霊が宿る「堂山」と一般的に呼ばれる集落の共同空間が存在する。2015 年 6 月現地調査では、楽安邑城には 3 つの里（東・西・南内里）それぞれに上・中・下堂が存在し、その場所を風水師に確認した（図 2 参照）。

2013 年 9 月楽安邑城保存会の事務長とのヒアリングでは、現在もほとんどの堂山が残され、民間信

仰としての堂祭が継続、保存されているとのことだった。

しかし、1970年代に入ってから人手不足などを理由に、その機能が簡略化・消失した。実際、東内里の下堂が池に整備されたことか

らその機能が消失した部分もあるとのことだった。しかしながら史跡指定以降、伝統的な共同空間や共同の祭事などの整備がすすめられ、現在は東内里の中堂の碑石や南内里の下堂の神木（銀杏）で祭事が行われている。また、西内里では上・中・下堂で行われた行事が縮小され2箇所（上・中堂）で行われていることを風水師は証言した。さらに、図1のように19世紀まで維持されていた裨補林（松林）は消失したが、現在は梨の木を植え農地として活用している。

このように、楽安邑城は一見ひとつの集落であるように見えるが、実際には3つの集落（里）で構成されていることが風水師の証言からも再確認できた。各里がそれぞれの堂山のような共同空間を持ち、それぞれが組み合わされ、「邑城」という性格が一致する「重層構造」になっている。また、堂山の行事が縮小し、3つの集落が共同で祭事を行っているように見えるものの、現在に至るまで3つの集落が各自の堂山（上・中・下堂）で祭事を行うなど、各集落単位での共同体の意識があることが分かった。

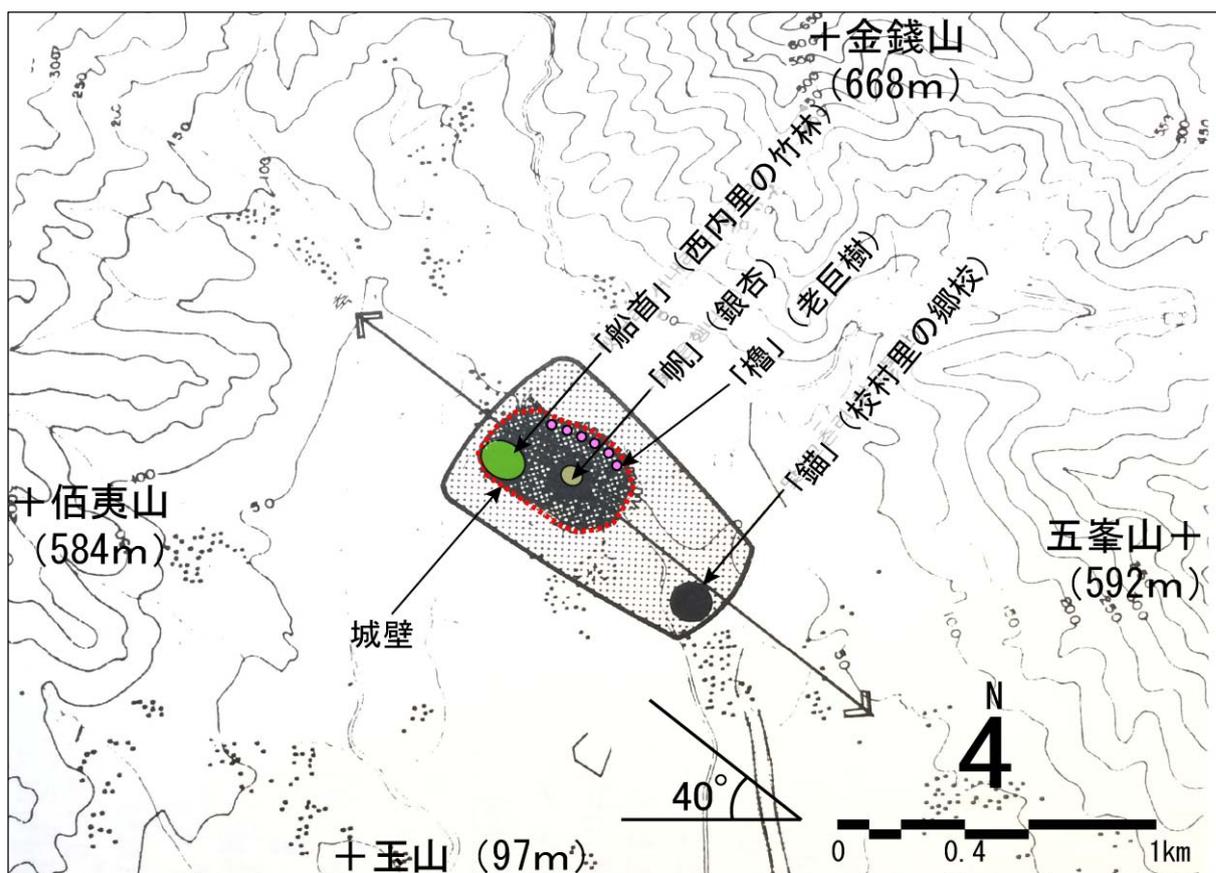


図7-3 楽安邑城の風水の形勢（行舟型）
※出典：楽安邑城調査報告書（1985）に加筆

第4節 楽安邑城の環境整備事業の展開とその特徴

本章では、楽安邑城の環境整備事業の計画内容を示し、1984～2014年まで約30年間に行われた70件の事業と約271億ウォンの事業費からどのような内容の事業で整備が行われ、どのような場所で行われたのか実態および特徴を明らかにする。

7.4.1. 楽安邑城の環境整備事業の計画

楽安邑城の歴史環境整備の基本的な方針について、調査報告書¹²⁾では保存整備における基本計画案が提示されており、それは1900年以前（日韓併合以前）の姿に再現することを原則に、復元事業を遂行することである。

具体的な「計画」の内容として、調査報告書5章1節（計画の指標計画案、pp.212～222）では、楽安邑城を文化財（史跡）に指定する前の1979年時点で事業を行う前の「計画の指標」について記述されている。その内容は、文化財管理局（現在の文化財庁）を主管とした、1985年から5年間、楽安邑城の補修および復元計画（民家と重要文化財の復元など）、商業・公共施設の移転と基盤施設の整備、駐車場や公共化粧室、宿泊施設の建設、土地の購入および賠償などについて具体的な計画であった。

また、物理的な建築物や基盤施設だけでなく、住民の福祉及び所得に繋がる商業施設の運営など、住民が自ら集落を管理・活用するために、民間組織である「保存会」を作ることを条件としていたことが記述されている。

さらに、楽安邑城の文化財保護区域内だけでなく、周辺の土地利用規制を強化し、緑地空間を確保することや駐車場と公園の計画および周辺の農作地（水田と畑など）を保護することの都市計画の役割を考慮していた。

表 7-1 韓国歴史的集落における事業費の現況 (2013)

マウル名		年度 指定名称/ 指定年度	1984～1991	1992～2012	計 1984～2012	備考
①	順天 楽安邑城	史跡 第302号 1983. 06. 14	73. 4 (51. 3)	197. 6 (138. 7)	271. 0 (190. 0)	
②	安東 河回村	重要民俗文化財 第122号 1984. 01. 14	16. 0 (10. 1)	305. 2 (205. 1)	321. 2 (215. 2)	
③	済州 城邑村	重要民俗文化財 第188号 1984. 12. 24	13. 7 (9. 0)	402. 4 (282. 3)	416. 1 (291. 3)	
④	慶州 良洞村	重要民俗文化財 第189号 1984. 12. 24	31. 1 (22. 0)	377. 4 (263. 9)	408. 5 (285. 9)	
⑤	高城 旺谷村	重要民俗文化財 第235号 2000. 01. 07	3. 2 (1. 6)	224. 2 (149. 6)	227. 4 (151. 2)	1989年から の事業費
⑥	牙山 外巖村	重要民俗文化財 第236号 2000. 01. 07	4. 1 (2. 0)	275. 4 (183. 8)	279. 5 (185. 8)	1989年から の事業費
⑦	星州 ハンゲ村	重要民俗文化財 第255号 2007. 12. 31	-	93. 2 (65. 2)	93. 2 (65. 2)	2007年から の事業費
⑧	榮州 ムソム村	重要民俗文化財 第278号 2013. 08. 23	-	-	-	2013年に指 定
計		計	141. 5 (95. 9)	1333. 0 (921. 6)	1479. 5 (1017. 5)	

※単位：億ウォン、()：国費

※出典：韓国文化財庁「文化財年鑑(1988～2013)」に基づいて作成

7. 4. 2. 韓国歴史的集落における楽安邑城の環境整備事業の費用とその特徴

楽安邑城は、韓国の8つの歴史的集落の内、初期（1980年代）に指定された4箇所の集落「順天楽安邑城（1983年6月）」・「安東河回村（1984年1月）」・「済州城邑村（1984年12月）」・「慶州良洞村（1984年12月）」の一つであり、国基準で初めて指定された歴史的集落である。初期（1984～1991年）の事業費をみると（表1参照）、楽安邑城が約73億ウォン（約7億3千万円）であり、河回村が約16億ウォン、邑城村が13億ウォン、良洞村が31億ウォンであり、他の歴史的集落と比較して楽安邑城が圧倒的に多いことが分かる（現在、事業費の総額は8つの集落の内5番目である）。また事業費の約7割が国費であり、国主導の施策であることが分かる。

楽安邑城の整備事業の内容として、行政による土地の買収、主要歴史的建造物の復元、住宅・公共施設の移転および撤去などがある。このように、楽安邑城は初期において国主導により整備された代表的な事例であると言える。

7.4.3. 樂安邑城における環境整備事業の展開と実態

1983年6月に樂安邑城が史跡に指定され、現在に至るまで、約30年間どのように整備されたのかその実態を明らかにする。

2015年3月に樂安邑城管理事務所の担当者から入手した「樂安邑城の一般現況」の資料によると、1984～2012年の事業費は国費が194億ウォン、地方自治団体である全羅南道(日本の県レベルに相当)費は24億ウォン、順天市からは60億ウォンであり、合計271億ウォン(約27億円)の事業費から70件の事業(文化財の復元・基盤および観光施設の構築)が行われたことが記述されている。

本節では、韓国の文化財庁で毎年発行される行政資料「文化財年鑑(1988～2011)」に基づいて表2(樂安邑城の歴史環境整備の展開と特徴)を作成し、各年に行われた樂安邑城の環境整備事業を整理・分析した。横軸では時間、縦軸では空間構造に関する点・線・面的要素に分類して、空間構造と環境整備の対応を示した。

まず、「①点的要素」として、毎年継続的に行われる「民家」の補修・復元事業がある。その内、藁葺の葺き替え事業は樂安邑城の主な景観整備事業であり、1984年から現在まで1～2年ごとに行われている(茅葺より比較的に耐久性が落ちるため)。また、調査報告書の1985年の屋根材料現況(民家基準)では母屋199棟の内、藁葺は51棟・日本式瓦36棟・スレート100棟・トタン1棟・スラブ2棟が1985年から1991年までに集中的に藁葺に改修された。それ以降は部分的に民家の補修が行わ

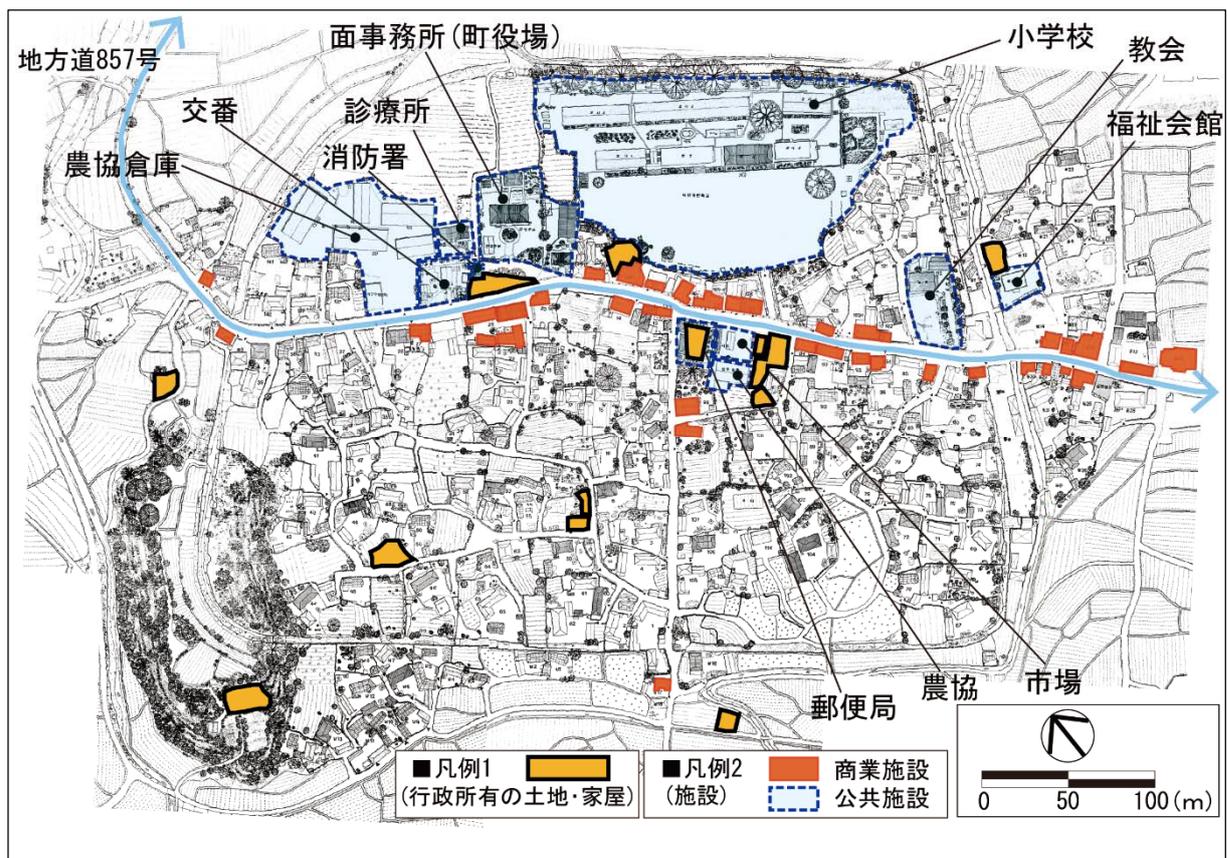


図7-4 1985年の樂安邑城の土地所有および土地利用の実態
 ※出典：参考文献1の図3より

れている。2012年まで民家218棟の内、217棟（スレート1棟）が藁葺に改修された。

次に、古建築物の復元がある。1985年当事跡地が残っていた場所に発掘調査を行った上で、復元事業が行われた。楽民楼・監獄(1986)、平石橋(1987)、朝鮮時代の地方の邑城の基本骨格となる「東軒(1989)」と「客舎(1990)」の復元が行われた。特に客舎は復元されると同時に、1990年2月に全羅南道有形文化財に指定された。このように邑城を構成する主要な建築物を復元・整備したことが特徴である（具体的内容は次節で取り扱う）。

「②線的要素」として、「石垣」があり、整備以前にセメントブロックであった塀を1986年と1989年に伝統的の石垣に改修した。また一般的に史跡として最も価値がある「城壁」の補修が行われた。1984年から1991年まで、門楼(東・南・西門)の復元や崩れた城壁の補修が集中的に行われた。また1992年から1994年まで城壁の東側にある外堀の整備が行われ、それ以降は城壁の部分的な補修が行われた。

基盤施設の整備については、1985年に水源調査や整備の計画が行われ、それ以降1991年まで地下水開発や電気・通信の地中化事業や排水路整備と街路灯などの整備が行われた。1991年以降は各種の基盤施設の補修が行われた。さらに、楽安都市計画再整備(2002)の行政資料では1989年1月31日に順천시楽安面の都市計画(全羅南道告示第13号)によって城内を貫通していた道路を閉鎖し、城郭北側を迂回するよう道路を開設した。このことから楽安邑城内の保護が可能になると同時に幹線道路周辺を商業地域や公共施設と連絡させたことや交通の利便性の向上が図られた。

「③面的要素」として住宅地の造成や商業地域・公共施設の移転事業がある(写真1参照)。文化財保護法による歴史的集落に指定をするため、1984年～1991年に撤去される現代的民家の住民や文化財跡地の土地を所有する住民が国による補償事業を受け、城壁の北側の住居地域に98戸の民家が移転(または移動)された。その結果、行政による土地の買い取り事業により史跡指定以前には約95%が住民の所有であった土地が現在は約33%まで減少していることは韓国の歴史的集落の中できわだった特徴であると言える。

公共施設の移転に関しては、1987年に城壁内の面事務所(日本の町役場に当たる)を楽安邑城の東側の500m離れた場所に移転させた。また、郵便局・農協・農協の倉庫・交番・消防署・予備軍本部が城壁の外に移転した。1989年には当時の昇州郡(1995年に順천시に統合された)の出張所である楽安邑城管理事務所(以下、管理事務所)が東門の近く(図5参照)に建てられ、楽安邑城の管理の役割を果たしている。1990年に小学校が楽安邑城内から撤去され、もともと農地であった金錢山のふもと(邑城の北側)に移転した。現代的公共施設を移転し、伝統的要素と現代的要素の分離がみられた^{注11)}(写真1参照)。整備の方針は、調査報告書¹²⁾によると、比較的規模の大きい農協倉庫や異質な現代的建物は邑城外に移すとのことであった。

また、観光施設の新規建設があり、1986年に観光客のための駐車場造成が行われた。また、1988～1989年に元々農協や郵便局があった場所に場市(日本の市場に相当、以下場市と記す)を復元し、現在は飲食店や喫茶などで活用されている。具体的な内容に関しては次節で示す。さらに、公衆化粧室・観光案内板が建てられた。1996年には、楽安邑城の歴史や文化を展示する展示館と資料館が建設され、観光地としての整備が行われた。



写真7-1 樂安邑城の空中写真：1970年代後半と2015年の比較
 ※出典：1970年代後半の空中写真は樂安邑城調査報告書（1985）、2015年の空中写真はGoogle Mapに基づいて加筆

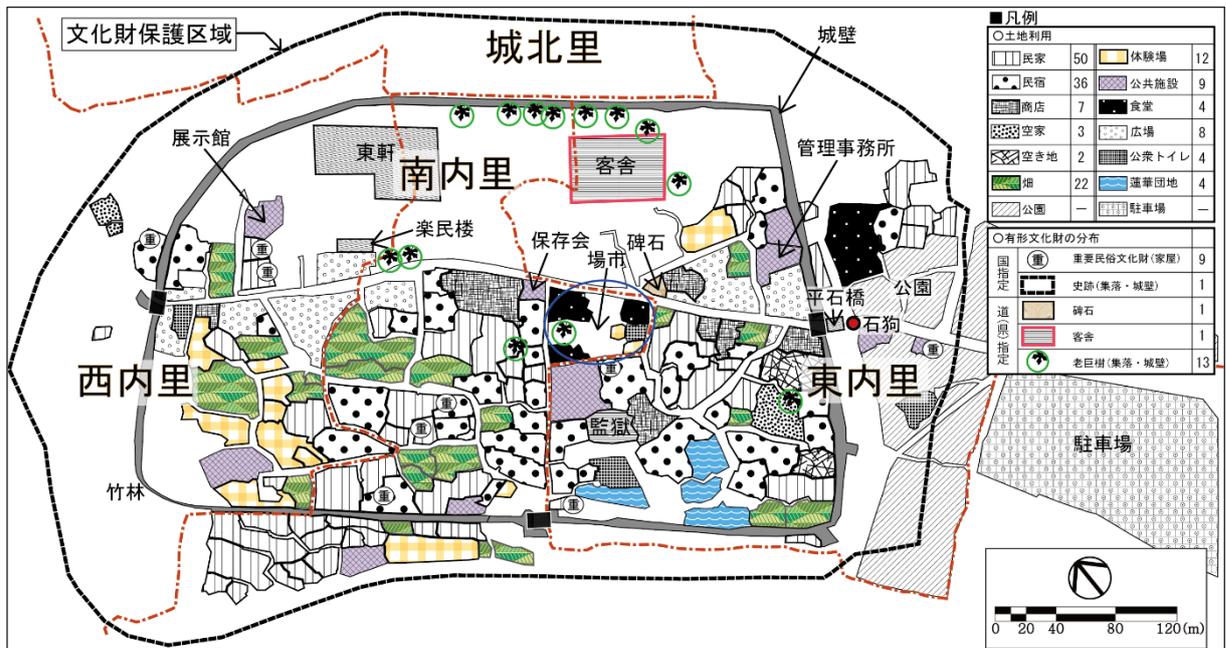


図 7-5 2015 年 6 月の楽安邑城の土地利用の実態 (2015 年 6 月現地調査により作成)

7.4.4. 楽安邑城における環境整備事業と風水の関係性

2015 年 6 月に行った風水師のヒアリングによると、楽安邑城の空間構造の解釈は、東門と西門・神木から南門を繋ぐ主道路が「丁」の形態になり、人が両手を広げた様子と比喻ができ、客舎と東軒が頭の部分となる。復元事業を行う際に復元手法の一つとして、

鎮山（金銭山）が客舎と東軒など邑城を構成する重要施設の配置と強く関係しており、鎮山の尾根線の方に東軒や客舎などの建物の向きを合わせている。

また、風水師は、主道路が交差し楽安邑城内外の人が多数集まる場市は人の胃の部分になり、1989 年に整備する際にこのような風水による意見が取り入れられたことを指摘した。このように風水が環境整備および復元に関係していることが分かった。

さらに、場市の活用について 2012 年 10 月に楽安邑城の住民組織である「楽安邑城保存会（以下、保存会）」の事務長からのヒアリングでは、国・市所有の場市を年間 1 億 5 千万ウォン（約 1500 万円）の賃貸料を支払い、保存会が食堂 4 棟を運営している（1 棟は東門の外に位置していることを図 5 にその位置を示している。）。また邑城内の住民雇用（特に女性）が行われている点や老人を雇用し周辺の花壇の管理など、住民の生活に繋げており、「生活保全」に関係しているとのことであった。この点を高く評価すべきである。

次に、歴史的建造物・環境の復元及び観光施設整備と絡めて、土地や家屋の買取り・補償の基本的な方針として、1983 年史跡指定直前、自然発生的に増加（820 名・199 世帯が居住）した民家をどのようにして朝鮮時代の戸数に減らすかが課題とされた。

1899 年に発刊された楽安邑誌の記録では、当時の楽安邑城の戸数は 115 戸であり、人口は 481 名であった。また 1960 年代から屋根をスレートに替えたことやブロック造の現代的建物に建替え、歴史的

景観が失われたことを理由に、1985年から1991年まで集中的に国と順天市が主導して、空き地・民家の土地を買い取った。そして民家98戸が撤去され、住民は楽安邑城の北側に造成した住宅地や他地域（光州市・順天市）に移住した。またそれに対する補償が行われた（現在楽安邑城は228名・98世帯が居住している）。

さらに、民家だけでなく、邑城内の主道路に面して建てられた商店も邑城の北東部分に商業団地を造成し、移転に対する賠償が行われるなど、楽安邑城を伝統型に取り戻す大規模な国主導の復元事業であると言える（写真1参照）。

撤去が行われた場所に管理事務所・展示館・観光施設（食堂・喫茶・土産店など）が建てられた。その行政が買い取った土地や家屋は、市（楽安邑城管理事務所）が保存会に一任し、民俗工芸などの体験場・時代劇のセット場として活用し、職人を現地住民や順天市から雇うシステムとなっている^{注12)}。また順天市が所有する12箇所の体験場のうち8箇所は西内里に位置している（図5参照）。

外堀や石狗（図2参照）は風水に基づく裨補思想に基づくものであり、1993年～1994年に復元された。また、もともと郵便局や農協があった場所の神木（約400歳の銀杏、図2の東内里の下堂）は1990年12月に全羅南道の記念物133号に指定された（神木を含む13本の老巨樹）。この神木は3章でも述べたように楽安邑城の形勢を示す「行舟型」の帆の位置になると共に風水的に重要な場所の整備になっている。

行政主導の復元整備の他に、楽安邑城の住民における風水の現代的活用について、2015年6月風水師にヒアリングした。その結果、鎮山である金銭山のふもと（楽安邑城から北側500mに位置する）にお墓を配置することになった。その理由は鎮山の気を受けるためであり、楽安邑城住民の50%以上が鎮山の付近にお墓を所有していることが分かった。写真2は、2013年9月19日（韓国お盆）に保存会の元理事（東内里の住民）のお墓参りに同行し撮影したものである。元理事の家族20名（4世帯）が集まり、祭事・管理を同時に行う大規模な行事となっている。

本節では、風水に基づく伝統的な空間構造に対応した整備の展開について示した。その内容として伝統的な空間構造の上に環境整備が行われており、特に風水の考え方があるなど歴史的集落の環境整備の特徴があるといえる。このように空間構造と環境整備が関係していると解釈することが可能であり、歴史的集落を再評価することに意義があると考えている。

7.4.5. 楽安邑城における周辺農地の圃場整理と景観保全

文化財保護法による楽安邑城の文化財保護区域内の環境整備だけでなく、1986年に楽安邑城周辺（楽安邑城の南側）の水田の圃場整理が行われた（写真1の下の2015年の空中写真参照）。

2015年7月に楽安邑城保存会の元役員であり、現在農業を行っている楽安邑城の住民A（70代の男性）に楽安邑城の農業現況についてヒアリング調査を行った。農業を行う世帯について、東内里は7世帯（合計21団地、平均3団地）、南内里は13世帯（合計27団地、平均0.5団地）、西内里は7世帯（合計15団地、平均0.5団地）であった（1団地は約900坪である）。楽安邑城の住民のうち27世帯が農業（稲作）を行っており、合計55団地（約49500坪）の農業を行っていることが分かった。1団地で約17俵が収穫される（1俵、約80キログラム、値段は1俵約2万円）。1団地を所有する住

民Aは、340万ウォン（約34万円）の収入となる。しかし、稲の収穫や肥料を与える作業はしないため作業人を雇用して農業を行っており、純利益は半分程度だと述べていた。しかし、2001年から国の補助（稲農事直拂制：水田を所有し、3年以上耕作している人に限定し、1団地年約35万ウォン（約3.5万円）を支給する制度）もあることについてヒアリングすることができた。

つまり、1団地を所有する世帯は年約20万円の収入があるといえる。さらに、稲の収穫後に残った藁を家のマダン（前庭）に集めており、毎年行われる屋根の葺き替えに使用される。1団地で約90丈の藁が収穫される。1丈約17000ウォン（1.7万円）であり、1団地の農業を行う世帯は1530000ウォン（約15万円）の収入となる（毎年行われる屋根の葺き替え事業の事業費全額を国が補助ためである）。藁90丈では、1世帯約3棟の建物（母屋、ハナレなど）全てを葺き替えすることができない場合もあるため隣の里から購入するケースがある。

このように、国主導の環境整備事業により観光地化され、博物館のようになる恐れがあったにも関わらず、実際樂安邑城の住民は周辺に農地を所有し、農業を行う世帯が約1/3であることなど、「農村集落」としての生活が維持されている。また農業を行い収入に繋がっており、材料（藁）が得られ、作業（葺き替え）がみられることから住民の生業そのものが景観保全に関係していることが分かった。



写真7-2 風水の現代的活用（樂安邑城住民のお墓の立地）
※2013年9月韓国のお盆時に筆者撮影

第5節 まとめ

まず、樂安邑城の伝統的空間構造は、風水に基づいて鎮山を基準に計画され、地形に対応した立地になっている。

次に、樂安邑城の城壁内部の構成は、行舟型と呼ばれる風水の型式に基づいて構成されており、風水の観点から不足しているところ（弱いところ）は外堀・石狗・裨補林などで補われている。また、三つの集落（東・西・南内里）から構成されていることが特徴であり、各里に存在する上・中・下の堂山が現在まで継承され、各里の空間の構成原理が存在する。それらがさらに大きな樂安邑城全体としての構成原理を構成する重層構造をとった空間構造になっている。さらに、朝鮮時代の主要な建築物（客舎や東軒など）が面する主道路と、住民（庶民）の生活の道である避馬路による街路構造であったことを風水師に確認することができた。

植民地時代やセマウル運動によって大きな変化があった樂安邑城を、上記の伝統的空間構造との対応から環境整備事業の展開について整理できた。その内容は以下である。

樂安邑城の環境整備事業は、約 30 年間で 271 億ウォン（約 27 億円）の資金が投入された。その事業を「空間構造に関係する点・線・面的要素」に分類した。「点的要素」では民家の葺き替えが 1～2 年毎に行われ、部分的に補修が行われている。また、主要な古建築物である客舎や東軒などが 1984 年～1991 年の間に集中的に復元された。次に、「線的要素」として石垣・城壁の補修、水路や道路の整備が行われた。「面的要素」として場市の復元や駐車場の造成や商業地域・公共施設の移転事業があり、観光地として展開している。

すべての部分ではないが、樂安邑城の環境整備を行う際に、客舎・東軒、場市、外堀・石狗などの主要な施設の整備に対し、風水による空間構造のイメージと 1910 年代以前の姿に近づけようとする考え方があり、現在に至っていることが分かった。特に、樂安邑城を人型になぞらえて胃にあたる場所に食堂を建設したことは、風水を考慮した復元であると判断することができる。また、行政側（樂安邑城管理事務所）が住民側（樂安邑城保存会）にその食堂の管理運営を一任し、樂安邑城保存会が一定の金額で行政から文化財保護区域内の 4 箇所（3 箇所が場市に位置している）の食堂を借り、樂安邑城の住民（特に女性）を雇用して運営・活用しているなど、行政（整備）と住民（活用）との間で関係性があることが分かった。

これらの内容を総括すると、樂安邑城は風水に基づいた伝統的な空間構造を整備目標としており、風水と裨補に関する環境整備事業が行われた。また、風水に基づく都市像に近づけようとする方針の下に、いわゆる「復元的手法」を用いた歴史環境の保護整備の特徴をもっていると言える。

さらに、評価すべき点として 1985 年～1991 年（初期段階）まで国主導の民俗村を想定した復元を中心とした環境整備事業が行われたにも関わらず、現在は博物館のようになっていないことである。その一例として屋根の葺き替え事業がある。農業を維持する住民の場合には、稲藁は葺き替えの材料となり、経済的な収入にも繋がる。また、農作業を行っていることや葺き替えのプロセス、家に藁を保管していることなど、農村集落として文化的景観に繋がっていることがわかった。生活そのものが景観保全に関係しており、観光客がその風景の写真を撮っている。農業から材料が得られ、作業を行ない、収入に繋がり、景観保全に関係することについて検証したことは意義があると考えられる。

注

- 注1) 1970年以降セマウル運動による農村近代化政策により、農村地域の伝統的な集落景観の多くが失われるなか、国（当時文化財管理局、現在は文化財庁）の政策として1970年代後半から「民俗マウル(Folk Villages)」を保護する概念が現れた。当時の歴史的集落の保護の特徴は、朝鮮時代に存在していた歴史的建造物の「復元」に重点をおく観光地開発の性格を持っていた。2000年代からは実際住民が居住し、生活と生業を重視した「歴史マウル(Historic Villages)」に展開した。その歴史マウルの概念について、2015年3月に韓国の現ICOMOS委員である韓国慶星大学都市工学科の姜東辰教授にヒアリングした。その結果、韓国では用語が明確に定まっておらず、現在も民俗マウル、伝統マウル、歴史マウルという用語が混用されているが、「歴史マウル」が正しい表現であることを姜は指摘した。実際、2010年7月31日に世界遺産として登録された「Historic Villages of Korea: Hahoe and Yangdong(한국의 역사마을: 하회와 양동)」では「民俗」ではなく「歴史」の名称で登録されている。本研究では日本の用語である歴史的集落を使用することにする。
- 注2) 楽安邑城の住民組織である「楽安邑城保存会」にて、楽安邑城の風水に最も詳しい人を紹介してもらった通称「風水師」は、楽安邑城の住民であり、年齢は70代である。現在東内里の里長（日本の村長に相当する）である。元楽安邑城管理事務所（順天市の下部組織）の職員であった。退職後楽安邑城の観光ガイドを経て、楽安邑城管理事務所長や住民から推薦され、2009年に新設された名誉「別監（朝鮮時代の官職）」に勤務している（2009～）。また楽安邑城全般に関わる書籍である「楽安邑城（参考文献15）」を順天市と共に発刊しており、本書籍は1995年に初版が出て12回再版されている。第1章に楽安の地形と地名、風水からみた楽安邑城について記述されている。
- 注3) 前稿（参考文献2）の2012年楽安邑城の人口は288名（120世帯）で記述しており、本稿（2015年）は228名（98世帯）と差がある。このような内容について2015年6月に楽安邑城管理事務所の担当者にヒアリングした結果、2012年の記録（288名）は2008年の記録を受け継いで使っているデータであり、2014年9月に楽安邑城管理事務所が実施した人口現況調査228名が最新のデータであることが分かった。
- 注4) 本書籍は、韓三建「韓国における邑城空間の変容に関する研究－歴史都市慶州の都市変容過程を中心に」（京都大学、1993年12月）、朴重信「日本植民地期における韓国の「日本人移住漁村」の形成とその変容に関する研究」（京都大学、2005年3月）、趙聖民「韓国における鉄道町の形成とその変容に関する研究」（滋賀県立大学、2008年9月）の3つの博士論文で構成されている。
- 注5) 書院は、儒教的教養を持つ政治エリート養成を目的とした教育施設であり、儒教式祭事施設の機能を持つ建物。
- 注6) 客舎は、朝鮮時代の全ての郡県それぞれ1箇所ずつ存在していた。地方の中心地に設置された官庁であり、外国の使者や中央から派遣された官吏、外国からの外交使節のための宿舎でもある。また邑城の王権を象徴する最も重要な建物である。
- 注7) 東軒は、朝鮮時代の郡県にある役所の名称であり、邑城を管理する守令が仕事を行う建物を示す。
- 注8) 鎮山とは、風水地理説での用語で、都邑を守る山を表す。
- 注9) 裨補林は、一般的に朝鮮時代の集落において弱いところを補うために入口や水口の周辺に造林されていた。楽安邑城の場合、南門の東側に水口が存在し、そこに裨補林が造林されていた。
- 注10) 調査報告書（1985）「4章1節：楽安邑城の空間構成」の内容として、風水からの解釈、空間の配置と軸、邑城と尺度計画、道の構成、建物の配置など5つの項に分類されており、具体的な内容が示されている。また、楽安邑城の空間構造に関する研究の指標となっている。
- 注11) 公共施設の移転についての内容および関連制度は、参考文献2の4章3節（1985年度の楽安邑城の都市計画）に示した。

注12) 具体的な予算と事業内容は、参考文献1の6章2節「楽安邑城保存会とその役割」に示している。

参考文献

- 1) 朴 延・山崎寿一：韓国歴史的集落・順天市楽安邑城における土地利用の変遷と環境整備—邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理実態に着目して—, 日本都市計画学会学術研究論文集, Vol. 49, No. 3, pp. 279~284, 2014. 11
- 2) 朴 延・山崎寿一：韓国順天・楽安邑城における歴史的景観保全に関する研究—文化財保護と都市計画の関連制度との関係に着目して—, 日本建築学会計画系論文集, No. 712, pp. 1273-1283, 2015. 06
- 3) 渋谷鎮明：朝鮮半島における地理観と集落の空間構成—風水地理説と儒教的秩序の影響を中心に—, 名古屋大学大学院, 1995. 03
- 4) 布野修司・韓三建・朴重信・趙聖民：韓国近代都市景観の形成—日本人移住漁村と鉄道町—, 京都大学学術出版会, 2010. 05
- 5) Lee, Sang-Sun・Han, Choung-Han・Park, Kang-Chul : 낙안읍성 민가의 주공간 변용실태에 관한 연구
(和訳：楽安邑城の民家における住空間変容実態に関する研究), 大韓建築学会論文集計画系第22巻10号(通巻216号), pp. 211-222, 2006, 10
- 6) Kim, Heung-Sik・Park, Jin-Chul・Kim, Pan-Won : 전통마을 친환경건축 계획요소 분류체계설정에 따른 순천 낙안읍성 적용실태 분석
(和訳：伝統マウルの親環境建築の計画要素の分類体系設定による順天・楽安邑城の適用実態分析), 大韓建築学会論文集計画系第28巻第2号(通巻280号), pp. 231-240, 2012. 02
- 7) Kim, Si-Ye・Choen, Deuk-Youm・Yoo, Uoo-Sang : 낙안읍성민속마을 전통민가방의 평면유형 및 평면구성방식
(和訳：楽安邑城民俗マウルの伝統民家の平面類型及び平面構成方式), 建築歴史学会、建築歴史研究第20巻6号(通巻79号), pp. 77-98, 2011. 12
- 8) Jeung, Gwang-Ceok・Nam, Ho-Hyeon : 조선후기 낙안읍성 원형 추정에 관한 연구
(和訳：朝鮮後期の楽安邑城における原型推定に関する研究), 韓国建築歴史学会、春季学術発表大会論文集, pp. 61-70, 2015. 05
- 9) Lee, Young-Mi : 낙안읍성 길의 커뮤니티 특성에 관한 연구
(和訳：楽安邑城における道のコミュニティの特性に関する研究)、韓国農村建築学会論文集第12巻3号(通巻38号) pp. 11-18、2010. 08
- 10) Yea MyungHai・Lee JaeHwan・Shin SangHwa・Lee YongDae : 조선시대 읍치의 공간구성에 관한 연구 -조선시대 칠곡도호부를 중심으로-
(和訳：朝鮮時代邑治の空間構成に関する研究—朝鮮時代漆谷都護府を中心に—), 大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」, Vol.37, No.3, pp.7-18, 2002.06
- 11) 順天市・韓国民俗学会：낙안읍성의 삶과 삶 (日本語訳：楽安邑城の暮らしと知恵), 2011. 02
- 12) 昇州郡：楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書第1巻, 現況調査分析および計画案, 1985. 07
- 13) 昇州郡：楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書第2巻, 現況調査図版集, 1985. 07
- 14) 韓国建築歴史学会：한국건축답사수첩(日本語訳：韓国建築踏査手帳), 2006. 10
- 15) 順天市：楽安邑城, 2015. 05

終章

終章

第1節 まとめ

以下では、博士研究を構成する各編のまとめを示す。

本研究は「集落構造」からみた、韓国の代表的な歴史的集落である安東・河回村（以下、河回村）と順天・樂安邑城（以下、樂安邑城）を対象とした研究である。その「韓国歴史的集落」の景観をどのように保全し、活用するかを大きな目標として設定しており、新たな計画概念を提言とする「計画論的研究」である。

本研究における集落構造は、「社会構造」、「空間構造」、「生活構造（居住・生業）」の3つ要素で構成されている（図8-1参照）。

その集落構造は、まず韓国の集落は同族集落（河回村）と非同族集落（樂安邑城）に大きく分類することができ、そこで表れる「社会構造」に特徴がある（共同性や文化）。また、同族と非同族いずれの集落にお

いても風水による集落の立地（河回村は背山臨水型、樂安邑城は背山型）と具体的な空間構成（河回村は蓮華芙水型、樂安邑城は行舟型）があり、社会構造に関係した空間のヒエラルキーをもつ「空間構造」の特徴がある。さらに、住民の生活に密接に関係する居住と生業の関係からの「生活構造」がある。

この3つの構造が関係し合い、集落構造を形成しており、これらに着目して、韓国の歴史的集落を捉えた（博士研究の視座）。

研究の対象とする「韓国歴史的集落」は、国の法制度（文化財保護法）の指定によるもので、上記に示したように大きく同族集落と非同族集落に分類されている。韓国の文化財庁による分類では8割以上が同族集落であり、非同族集落の代表的な集落は邑城集落であることが示されている。その中で、

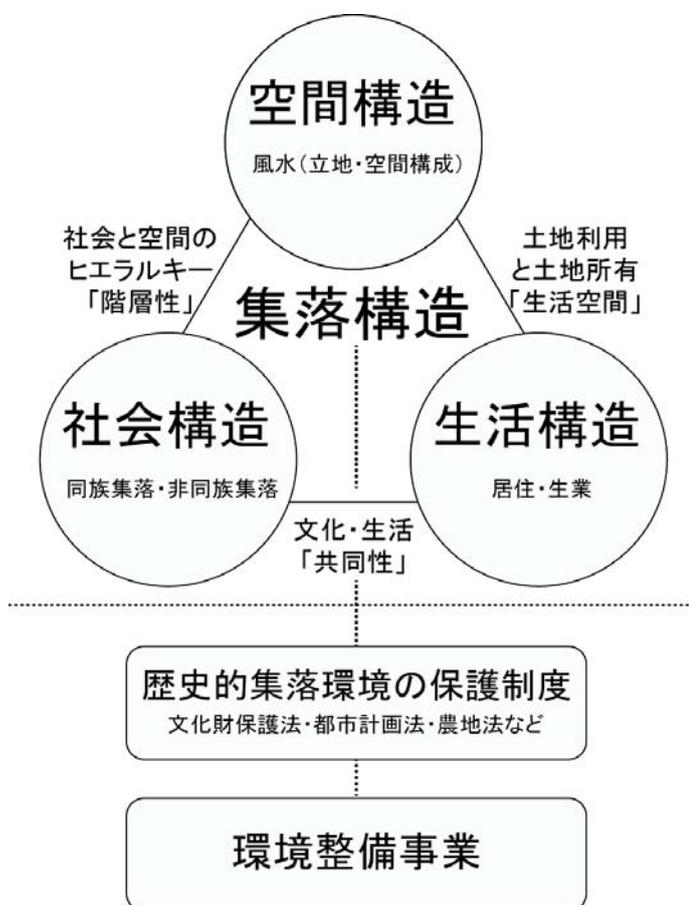


図8-1 集落構造の相互関係
および制度・環境整備事業との連携

代表的な河回村（同族集落）と樂安邑城（非同族集落）を対象地域として設定した。

本研究は、このような集落構造の着眼点から、これまでの歴史的集落の景観保全に関わる制度と実態を評価し、どのように保全・活用するのかを明らかにするという目的を定め、さらに展望を導き出す「計画論的研究」の性格を持っている。また、既往研究からみた本研究の位置づけについて、本研究では特に4つの研究領域（建築・ランドスケープ・都市計画・農村計画）での位置づけを行い、序章に示した。さらに、日本の歴史的環境保全制度に対して韓国の場合がどのようになっているのか、代表的な研究者とその研究を体系的に捉えた上で研究を進めた。

韓国の歴史的集落は1983年から文化財保護法により定められた国指定の歴史的集落（現在、重要民俗文化財7箇所と史蹟1箇所が指定されている）として面的文化財保護の仕組みがスタートした。しかし、現在に至るまで、韓国の既往研究は、建築史分野の傾向が強く（建築物の価値を重視する傾向）、住民の生活・文化を尊重した考え方が不足していた。

また、韓国の歴史的集落の保護に関しては、文化財庁が管轄した国主導のものであり、かつ文化財保護制度に基づいた原型維持の厳しい制限を基に保護が行われている。このような内容を全て否定する必要はないが、住民の生活を重視する考え方は考慮する必要がある。

本研究の各編のまとめとそこで得られた知見を以下に示した。

第1編は、河回村と樂安邑城は実際どのような歴史的集落環境保全の関連制度によって保護されているのかについての「制度論：韓国歴史的集落の実態と景観保全」である。

1970年代以前の点的文化財保護から、1980年代以降の面的文化財保護、2000年代以降は文化財保護制度と都市計画、農業振興と関係した、重複指定になっていることについて明らかにした。具体的な内容は以下である。

韓国の代表的な歴史的集落である河回村と樂安邑城がどのような制度のもとで保護されてきたのか、その展開と実態を明らかにした。

国指定の8つの歴史的集落は農村地域に位置しており、現在まで都市計画の役割（用途地域および用途・高度制限など）と文化財保護制度との関係性についての研究はなされていなかった。本稿では、文化財保護制度だけでなく、都市計画法の関係および農業振興に関わる農地法などの関連制度との総合的な法整備になっていることを明らかにした。

その内容として、河回村の場合は基本的に「文化財保護法」が中心となって河回村の歴史的景観・環境が保全されている。またそれを支える都市計画法・環境保全関連法など諸制度の役割がみられた。このように文化財と周辺環境を一体的に捉える動向がみられた。またそれが世界遺産の指定に関係していることが明らかになった。さらに、行政主導の管理から、住民・専門家・行政による管理の体系である「歴史的集落総合管理システム」の導入や観光客への対応について世界遺産の住民への教育や職人制度が行われているなど文化財を支える仕組みの展開（文化的景観を意識）がみられた。

次に、樂安邑城の場合、都市計画と文化財保護の観点から歴史的集落の景観保全に関する検討を行

った結果、都市計画・農業振興に関して景観保全が行われており、「文化財保護法」だけでなく、「都市計画法」「農地法（農業振興地域）」との関係から土地利用規制の複合規制により厳しく景観が守られている（河回村と比較してより都市計画の役割がみられたことが分かった）。

また、1983年樂安邑城の史蹟指定以降、城壁から50m以内までの保護区域内の文化財保護法を補い、1985年に樂安面の都市基本計画が計画され樂安邑城の文化財保護区域（都市計画の用途地区としては「保存地区」に相当）と周辺環境の用途制限・高度制限が計画されており、都市計画による文化財保護の役割がみられた。さらに、2004年から世界遺産を目標とした整備計画が立てられ、それに対応する整備を行おうとしている。その内容には、樂安邑城の現状変更処理基準の策定、保護区域の境界から500m以内までの保護の仕組みがあり（歴史文化環境保存地域）、都市計画と文化財保護のゾーニングが関係している。文化財保護法による文化財保護区域だけの保護には限界があり、土地利用規制と周辺環境の用途・高度の制限の役割（広域的な側面）で文化財保護を補う、都市計画制度との関係から周辺環境を含んだ景観整備の展開が明らかになった。

このような土地利用の複合および重複指定の内容は、日本では一般的な手法であるが樂安邑城の場合は、都市地域でなく農村地域での重複指定の事例である。また韓国の歴史的集落としては最も早い時期に策定されたことは特徴としてあげられる。

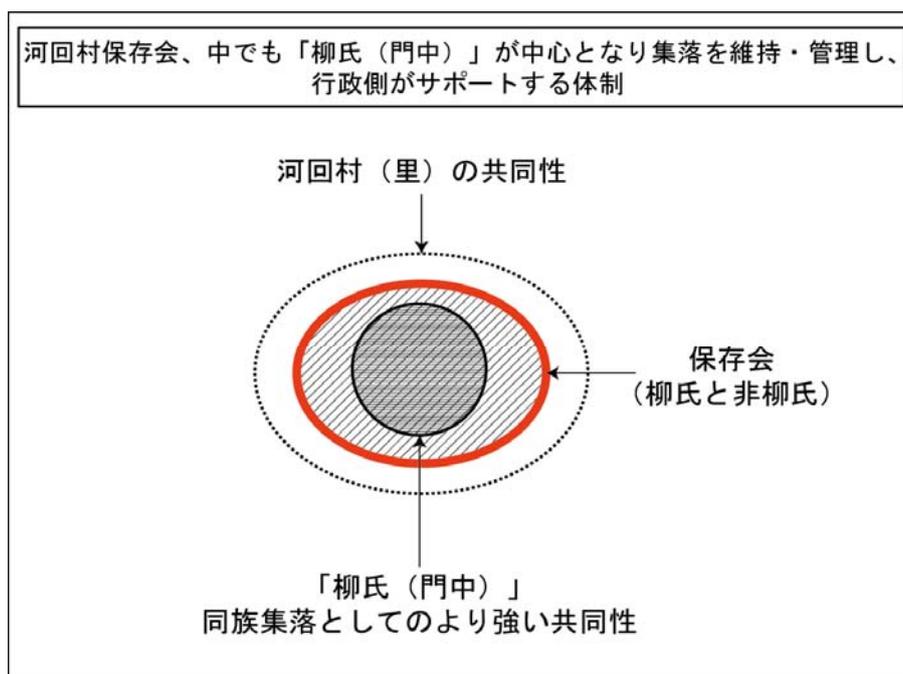


図 8-2 河回村における居住・生活形態と共同性からの景観保全

第 2 編「安東・河回村における集落構造と景観保全」では、安東・河回村の集落構造、特に住民の生活（居住と生業）に着目した研究方法で、事細かなフィールドワークを行い、現代における歴史的集落の景観保全について考察を行った。具体的な内容は以下である（図 8-2 参照）。

2010 年 8 月 1 日に韓国の歴史的集落としては初めて世界遺産に指定された安東・河回村は文化財に

指定されている建築物（民家）だけでなく、周辺環境を含む環境全体が世界遺産であり、集落と防風林・農地・山林・川などが一体的に使われている。その一体となった景観をどのように守っていくのが近年の歴史的集落を守る上での課題である。

まず、空間構造面については、河回村は風水に基づいた韓国の代表的な立地の類型である「背山臨水型」の場所に立地しており、儒教に基づいたマウルの配置と具体的な民家の空間構成（宗家、民家、書院、亭子など）になっている（蓮華芙水型）。

また、河回村は韓国の代表的な同族集落（氏族マウル）である。その氏族は父系血縁集団であり、同じ祖先の系譜を持ち、姓が一致する一族と、他の血縁集団（氏族）から配偶者として嫁入りした女性たちから構成された社会集団である。また、氏族マウルは一つ及び少数の氏族が全体住民構成の多数を占めており、マウルの大きな意思・方向決定について主導的な役割を担う。

世界遺産申請資料（2008）（以下、申請資料）によると、河回村の場合、豊山柳氏（以下、柳氏）が約7割を占めており、韓国を代表する氏族マウルであることが記述されている。申請資料によると河回村は、朝鮮時代の両班（柳氏70%）と平民（柳氏以外の非柳氏が30%）が現在も混住していることが記載されている。

河回村は居住分布（世帯主の姓による分類）及び屋根の材料（瓦と藁で分類）からみて柳氏が中心となった氏族マウル（日本の同族集落に相当する）の特徴が維持されている。

河回村の組織は、柳氏を中心とした「門中：花樹会、族会所など」があり、門中の財産の管理およびお墓の管理や祭事の継続などの役割をもっている。このような点から同族性が加わり、共同性が強いといえる。また日本の町内会のような「里」の一般的な組織がある。さらに1984年河回村全体が文化財に指定されて以降、観光地および文化財の保護からの「河回村保存会」がある。その河回村保存会は藁葺の葺き替えや塀の整備などの運営や景観事業（蓮華団地など）など、文化財保護や景観保全においても一定の役割を果たしており、住民を代表として専門家との協議や住民と行政の橋渡しの役割を果たしている。世界遺産登録以降「マウル職人制度」により住民が藁葺及び塀の補修に参加しており、民俗芸能のようなソフト面で伝統文化を維持する重要な役割を果たしている。

その他にも民俗工芸・技能の伝統生活文化が集落内の民家を拠点に継承されており、無形的な要素を含んだ営みが文化的景観に関係していると考えられる。このように、建築物などの物理的な景観保全と民俗芸能側面を尊重する仕組みになっており、河回村はヤンバン文化（柳氏）と非ヤンバン文化（非柳氏）の結合体であり、柳氏と非柳氏が現在も上手く組み合わせさせた形が河回村の世界遺産の資源になっている。

河回村の現地調査（里長にヒアリング調査）により河回村の「多様な居住スタイル」がみられた。112世帯の内、常住や空家だけでなく二拠点居住もあることが分かった。各世帯数は「常時居住（70世帯）」・「二拠点居住（28世帯）」・「空家（14世帯）」である。二拠点居住の場合、約半分程度の世帯がソウルや大邱などの大都市にも家を持っている。河回村以外に居住する時には、親戚や前小作農であった人に月約2～3万円を払い、家を管理してもらう仕組みがあることが分かった。また外部の人には家を貸すことはなく、現在に至るまで強い共同性を持っていることが特徴である。河回村の居住スタイルは、樂安邑城の家を売るか居住するか2択とは異なり、歴史的集落の景観保全におい

て二拠点的維持管理の仕組みがあり、楽安邑城と比較して強い共同性がみられた。

河回村住民の生業（農業）として、15世帯が農地を所有している。そのうち、14世帯が稲作を行っており、1世帯あたり平均約1ha以上の農地を持っている。また自ら営農会（2007年の農村マウル総合開発事業との関係で河回里と周辺の広徳里の共同で運営）を組織し、特産品を販売している。農業を継続していることは、観光化および商業化が進む中で、農村集落としての景観を維持しているなどの理由から評価すべき点である。また世界遺産登録（2010年8月）以降、「民宿」の増加（2009年：14世帯⇒2013年：40世帯）がみられた。既存のハナレや牛小屋の内部を民宿や現代的なトイレに転用している。

さらに環境整備事業面において、河回村内に散在していた観光客のための駐車場や食堂（13軒）を「安東河回観光地造成計画（2000～2009）」により、河回村から約1kmはなれた河回観光地に移転することによって現代的要素の空間的分離が行われた。本計画は観光客相手に商売をする住民のために生計維持の場を設けたことから歴史的集落の「景観保全」や「観光客に対する対応」として大きな役割を果たしている。このように、河回村の歴史的集落環境と住民の生活（居住・生業）が密接に関係しており、「農業振興」と「観光振興」が歴史的集落の景観保全に対する重要なファクターであることが明らかになった。

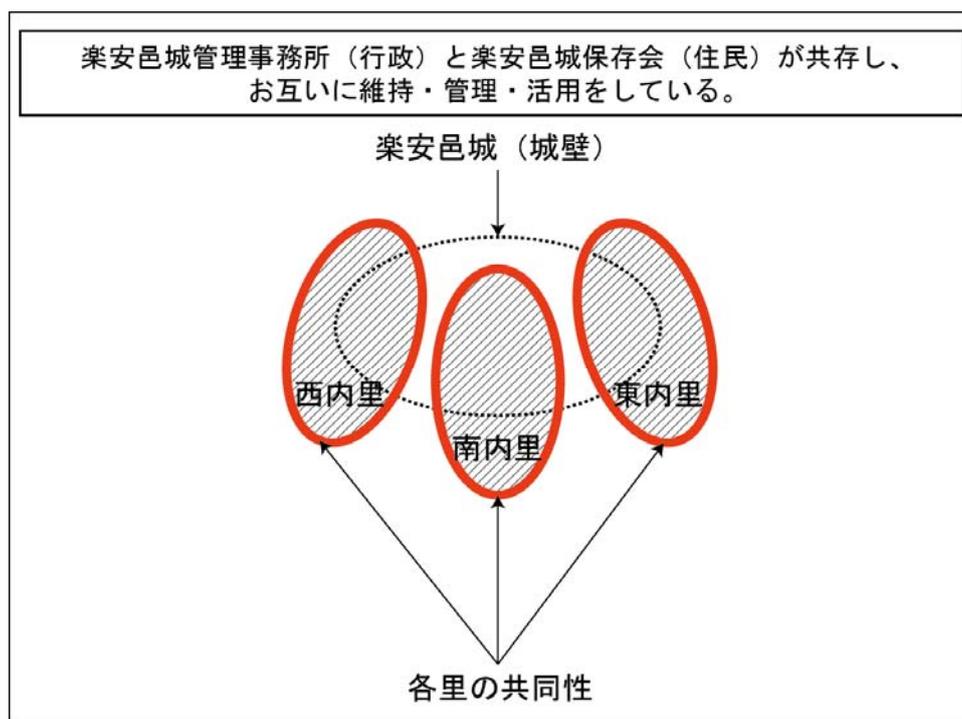


図 8-3 楽安邑城における居住・生活形態と共同性からの景観保全

第3編「順天・楽安邑城における集落構造と景観保全」では、順天楽安邑城の風水に基づいた伝統的空間構造を捉えた上で、行政による環境整備事業がその空間構造にどのように対応しているのかについて分析を行った（図 8-3 参照）。具体的な内容は以下である。

はじめに伝統的構造そして土地利用と環境整備の変遷からその実態と仕組みについて明らかにした。

楽安邑城は、風水による立地「背山型」と具体的な空間構成の「行舟型」から空間構造が成り立っている。また楽安邑城は3つの集落（里）で構成されており、各里に対応する構成原理（堂山などの共同空間）が存在し、全体の空間構造を形成している。それらが組み合わさり大きな楽安邑城の全体としての構成原理を持っている「二重構造」になっていることが分かった。

楽安邑城の土地利用は1970年からセマウル運動により現代化が進んでいた。楽安邑城の1983年史跡指定直後の1985年の土地利用は邑城の中心に公共施設が位置しており、集落の東西を貫通する幹線道路とそれに沿った商業地域があった。土地所有の実態としては土地の約95%を住民が所有しているなど、一般的な中心集落であった。しかし、2013年9月の土地利用をみると観光地化が著しい。その事例として、民宿の増加や空き家を行政が買い取り、体験場としての活用が挙げられる。土地所有の実態をみると、9割を超えていた住民の土地所有が現在では33%まで減少した（行政が67%）。

2000年代からは、楽安邑城の民間組織である保存会を中心とした食堂運営や民俗芸能からの雇用創出や住民らによる景観保全事業など国・市だけでなく住民主導のような取り組みがみられた。

また楽安邑城の環境整備事業を行う際には客舎・東軒、場市、外堀・石狗など主要な施設を含んだ風水による空間構造のイメージがあり、1900年代以前の姿に近づけようとする考え方が反映され、現在に至っている。またお墓などの立地や管理の仕組みがあるなど風水の現代的活用もみられた。

このように、楽安邑城は風水に基づいた伝統的な空間構造を整備目標としており、風水による環境整備が行われたことが分かった。また風水に基づく都市像があり、それに近づけようとする方針の下に、いわゆる「復元的手法」を用いた歴史環境の保護整備の特徴を持っているといえる。

ここで評価すべき点は、1985年～1991年（初期段階）まで国主導の民俗村を想定した復元を中心とした環境整備事業が行われたにも関わらず、現在は博物館のようになっていないことである。その一例として屋根の葺き替え事業がある。農業を維持する住民の場合、稲藁は葺き替えの材料となり、経済的な収入にも繋がる。また、農作業を行っていることや葺き替えのプロセス、家に藁を保管していることなど、農村集落として文化的な景観に繋がっている。生活そのものが景観保全に関係しており、観光客がその風景の写真を撮っている。農業から材料が得られ、作業を行い、収入に繋がり、景観保全に関係することについて検証したことは意義があると考えられる。

第2節 知見：安東・河回村と順天・樂安邑城の比較からみた歴史的集落の捉え方

本研究では、四つのキーワード「集落構造」・「韓国歴史的集落」・「景観保全」・「計画論的研究」を念頭において研究を進めた。

本節では安東・河回村と順天・樂安邑城の「集落構造」の比較から得られた空間構造面・社会構造面・生活構造面の知見を以下に示す。

●空間構造面

河回村の空間構造は、風水による立地として四方が山に囲まれ、また川が集落を囲んでいる「背山臨水型」である。また具体的な空間構成として最も重要な場所（穴）に神木や宗家などの建築物が建てられているなど「蓮華芙水形」の特徴も見られる。

樂安邑城は、風水による立地として四方が山に囲まれている中でも特に主山の影響が強い「背山型」である。また具体的な空間構成として「行舟形」であり、船として重要な要素である帆の位置には神木、櫓の位置には老巨樹などがある。これらの内容で樂安邑城の空間構造が成り立っている。

両集落は大きく風水による立地と、具体的な空間構成（神木や宗家などの重要な建築物など）によって形成されていることが共通している。また方位より自然地形が重視されていることが特徴として挙げられる。

●社会構造面

「同族集落」である河回村は、柳氏を中心とした「門中」の中に花樹会や族会所などがあり、門中の財産の管理およびお墓の管理や祭事の継続などの役割をしている。また日本の町内会のような一般の「里」の組織があり、また1984年河回村全体が文化財に指定されて以降、観光地および文化財の概念からの「河回村保存会」も作られている。その他にも「営農会」などが存在する。このように河回村は様々な組織により構成されており柳氏を中心とした階層性・同族性が加わったことによって共同性が強くなっている。

「非同族集落」の樂安邑城は階層的・血縁的な部分が河回村に比べて比較的弱い。樂安邑城の場合、邑城全体としての共同性は比較的弱いと考えられる。しかし、三つの里で構成されており、東内里・南内里・西内里の各「里」による共同空間（堂山）での祭事が現在も継続されていることから、各里の共同性はあるといえる。里と邑城全体（文化財保護区域内）としての二重構造になっていることが特徴である。このようなことは生活（居住と生業）に関係している。

●生活構造面

河回村の「居住」の実態は112世帯のうち、常住70世帯・空家14世帯・二拠点居住が28世帯である。河回村の場合、共同性があることから拠点がその集落でなくても家を維持するサポートの「二拠点居住」の仕組みがある。その二拠点居住の場合、約半分程度の世帯がソウルや大邱などの大都市に家を持っている。河回村外に居住する世帯は、親戚や前の小作農であった人に月約2〜3万円を払い、家や

庭を管理や掃除をしてもらう仕組みになっている。それにより空家として景観が乱されることなく、景観が維持されており、今後の歴史的集落の景観保全を考える際にいい影響を与えていると考える。

楽安邑城の場合、80世帯のうち1世帯だけが空家となっており、79世帯が楽安邑城内で居住をしている。二拠点居住はみられなかった。河回村と比較して、楽安邑城は邑城内で居住をするか、家を売り、他の地域に移るかの2択になるという点で大きな違いがみられた。この差は、今後歴史的集落を保全する際に重要な要素になってくると考える。

また「生業」面においては両集落と共に農業（稲作）を行っている世帯がおり、文化的な景観に繋がっている。また観光面において民宿が増加している。現在は行政のサポートにより維持・管理できている状況であるが、今後は自発的に集落を維持・管理するまちづくりの発想が必要とされる。

○「風水」に着目する意義：「空間構造」の捉え方

韓国の歴史的集落は基本的に風水の影響のもとに形成されており、現在にいたるまで儒教の影響力や風水が重視されている。また風水に対応する要素（神木・堂山・禪補林など）が多数継承され、集落の空間構造を読み取る際には重要視すべきものである。

また文化財に指定する際に復元型で行われた環境整備事業に風水の影響力があり、風水による空間構造の原理を尊重し、現代の計画に応用することはこれからの歴史的集落を考える上でひとつの方法として挙げられる（風水の現代的活用）。

○韓国の集落類型からの「社会構造」と計画課題

韓国の集落類型は、同族集落と非同族集落に大きく分類することができる。韓国文化財庁による現在の割合は同族集落が約80%を占めている。また非同族集落は邑城集落が代表的である。

位置と産業による分類では農村・山村・漁村であり、密度と形態による分類として、集村と散村がある。さらに特殊な機能を持つ寺院村、駅院村、郷・所・部曲、信仰村、観光休養村がある。

本研究では文化財保護法に基づいた歴史的集落を対象にしている。その歴史的集落だけでなく、歴史的環境が残されている歴史的集落の候補地をどのように保全し、創造していくことが今後の農村計画としての課題である。

○歴史的集落における「生活構造」（居住と生業）からの視点の重要性

従来文化財の価値を重視した歴史的集落の保護の法制度面の考え方（文化財として原型維持を目標とする建築史分野の考え方）では限界がある。

韓国の文化財保護制度に指定された初の歴史的集落である楽安邑城の場合、現代化が進んだ集落を一度取り壊し、伝統型に復元し、民俗村になった。その時に博物館化されたカタチになることを防ぐために地域住民の生活と文化的要素が景観の保全と密接に関係していることを尊重した考え方を取り組む必要がある。

これらの3つの要素（空間構造・社会構造・生活構造）がお互いに関係しており、「集落構造」が成り立っている。またこれらを歴史的環境の保護制度や環境整備事業につなげる必要がある。

第3節 提言：「一体的景観保全」

本研究で得られた河回村と楽安邑城の知見を他の歴史的集落（もしくは歴史的集落の候補地）さらに一般の農村集落の保全・活用と環境整備に関して応用することが可能であると考えている。その新たな計画概念である「一体的景観保全」について提示した。

その概念を「制度面の一体性」「空間面の一体性」「文化・生活面の一体性」「地域活動と景観保全の一体性」「伝統ファクターと現代的景観保全の一体性」の5つの要素に分類し、それらが相互に関係を持つ「一体的景観保全」の概念で歴史的集落の景観保全に着目することが重要であるとする。

本研究で得られた知見の総括として、歴史的集落の新たな捉え方である「一体的景観保全」を提言する。その概念は以下である。

一つ目に、「制度面の一体性」である。文化財保護・農業振興・自然保護・国土都市計画・景観保全策があり、これらの制度が相互に関係して景観が保全されているという視点。

二つ目に、「空間面の一体性」であり、周辺集落との相互の関係（広域的地域）を図る。建物→建物群→集落→集落域→地域環境の順に段階的な空間の広がりがあり、これらを一体的に捉えるという視点（地域相互の関係を空間的に捉える）。

三つ目は、「文化・生活面の一体性」であり、生業（産業）・文化と景観が一体的になっているという視点から景観を捉える（暮らし・文化的な行事が景観をつくっている視点、人との関わりと一体になった景観の捉え方）。

四つ目は、「地域活動と景観保全の一体性」である。地域づくりと地域活動により景観を保全し、これらが一体となって景観を維持していく視点（三つ目のような文化的景観を静的とすれば、まちづくり運動の中で景観や文化財を保全することはアクティブであり、動的側面を持つ）。

そして最後に、「伝統的ファクターと現代的景観保全の一体性」であり、社会的規範（郷約）から家や門中・集落をどのように守るべきか、また風水から伝統的空間の仕組みや構造の考え方を尊重する視点がある。

このように文化財と文化財群だけでなく、それらを含む周辺環境と、住民の生活と生業までが有機的に繋がり、さらに景観保全と関係している。このような「五つの要素」を総括した維持・管理・保全の仕組みである「一体的景観保全」の計画概念を提言としたい。

図、表、写真リスト

序章

図0-1	博士研究の視座「集落構造」の概念図.....	2
表0-1	朝鮮時代のマウルの性格.....	5
図0-2	韓国と日本の歴史的環境保全制度の比較.....	11
図0-3	論文の構成.....	20
表0-2	博士研究の調査表.....	22

第1章 歴史的環境保護制度からみた安東・河回村の景観保全に関する考察

写真 1-1	河回村空中写真.....	28
表 1-1	河回村の文化財現況.....	29
図 1-1	河回村の伝統的空間構造モデル.....	30
写真 1-2	芙蓉臺から撮った河回村のパノラマ写真.....	30
図 1-2	2009年の河回村の土地利用.....	31
図 1-3	河回村の断面図.....	31
図 1-4	河回村における文化財の「点的保護」から「面的保護」への展開.....	32
表1-2	河回村保存会の主要活動.....	34
図1-5	河回村の文化財保護法と世界遺産による保護区域と都市計画法による用途地域.....	35
図1-6	国土環境性評価図.....	37
表1-3	世界遺産の登録基準.....	39

第2章 順天・樂安邑城における文化財保護と都市計画の関連制度からみた歴史的景観保全

写真 2-1 樂安邑城の全景.....	44
図 2-1 樂安邑城の位置図.....	45
図 2-2 樂安邑城の文化財分布及び行政区域.....	46
表 2-1 樂安邑城の文化財の実態.....	47
表 2-2 文化財保護側面と都市計画側面で分類した韓国の歴史的集落.....	48
図 2-3 樂安邑城における土地利用の実態（2013年）.....	49
図 2-4 1978・1985・2009年の都市計画の比較からみた樂安邑城と周辺の用途地域の変遷...52	
図 2-5 樂安邑城の公共施設および商業地域移転の実態（2013）.....	53
表 2-3 樂安邑城の都市計画の変遷（1978・1985・2002年以降）.....	54
図 2-6 樂安面の都市計画区域・用途地域の変遷.....	56
図 2-7 樂安邑城の文化財保護区域の境界から500m以内までの周辺整備.....	57
表 2-4 樂安邑城の現状変更の許可基準（2004年8月）.....	59

第3章 安東・河回村における歴史的環境の景観保全に関する一考察

Fig. 3-1. Aerial Photograph of Hahoe Village.....	66
Table 3-1. Comparison of Villages Designated as Cultural Heritage by State.....	68
Fig.3-2. Panoramic Photo of Hahe Village from the Buyongdae Cliff. (May. 2012).....	70
Fig.3-3. Historic Spatial Structure Model.....	70
Fig.3-4. A Partial Cross Section. (A-A').....	70
Fig.3-5. Land use map of Hahoe Village.	70
Fig.3-6. Hahoe Tourism Complex (Nov. 2011 Photographing).....	71

Fig.3-7. Protected areas of the Hahoe village.....	72
第4章 安東・河回村における居住と生業が景観保全に果たす役割	
図 4-1 河回村の屋根材料の現況.....	77
図 4-2 世帯主からみた河回村の柳氏・非柳氏の分布および重要建築物の現況.....	78
表 4-1 河回村の「2 拠点居住」で居住を維持するパターン.....	79
図 4-3 河回村の民宿の活用実態（里長の家）.....	80
図 4-4 河回村における生業の実態と立地（2013 年 4 月の現地調査より作成）.....	81
第 5 章 社会構造からみた安東・河回村の景観保全に関する考察	
図 5-1 世帯主からみた河回村の柳氏・非柳氏の分布図及び生業の現況.....	88
図 5-2 河回村の屋根伏せ及び重要民家の保存実態.....	88
表 5-1 河回村の柳氏と非柳氏の居住および屋根材料の現況.....	89
図 5-3 河回村の職人による民俗工芸・技能が行われる場所.....	90
表 5-2 河回村の職人現況（2012 年 12 月）.....	91
第6章 順天・樂安邑城における邑城と里の空間的特徴と保全指定後の変容および管理 実態	
図 6-1 樂安邑城の古地図からみる伝統的空間構成.....	98
図 6-2 1985 年の文化財指定後の「土地所有」及び「土地利用」の実態.....	99
図 6-3 2013 年 9 月の樂安邑城の土地利用の実態（2013 年 9 月の現地調査より作成）.....	101
図 6-4 2012 年の樂安邑城の土地所有現況（市・国・私別に分類）.....	101

第7章 順天・楽安邑城における伝統的空間構造との対応からみた環境整備事業の展開と景観保全

図 7-1 古地図からみた楽安邑城の 1872 年の空間構成.....	109
図 7-2 風水的要素と楽安邑城の伝統的空間構造（2015 年 6 月の現地調査より作成）	110
図 7-3 楽安邑城の風水の形勢（行舟型）	112
表 7-1 韓国歴史的集落における事業費の現況（2013）	114
表 7-2 楽安邑城の環境整備の展開と特徴.....	115
図 7-4 1985 年の楽安邑城の土地所有および土地利用の実態.....	116
写真 7-2 楽安邑城の空中写真：1970 年代後半と 2015 年の比較.....	118
図 7-5 2015 年 6 月の楽安邑城の土地利用の実態（2015 年 6 月現地調査により作成）	119
写真 7-2 風水の現代的活用（楽安邑城住民のお墓の立地）	121

終章

図8-1 集落構造の相互関係および制度・環境整備事業との連携.....	125
図8-2 河回村における居住・生活形態と共同性からの景観保全.....	127
図8-3 楽安邑城における居住・生活形態と共同性からの景観保全.....	129

既発表論文リスト

○審査付論文

1. 朴 延・山崎 寿一：韓国歴史的集落・順천시樂安邑城における土地利用の変遷と環境整備－邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理実態に着目して－、日本都市計画学会学術研究論文集, Vol. 49, No. 3, pp. 279-284, 2014. 11
2. 朴 延・山崎 寿一：韓国順天・樂安邑城における歴史的景観保全に関する研究－文化財保護と都市計画の関連制度との関係に着目して－、日本建築学会計画系論文集, No. 712, pp. 1273-1283, 2015. 06
3. Yon PARK・Juichi YAMAZAKI: A Study on the Historic Village Landscape Conservation of World Heritage Andong Hahoe Village in Korea, The 9th International Symposium on Architectural Interchanges in Asia (ISAIA), 2012.10
4. 朴 延・山崎 寿一：歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察、日本建築学会住宅系研究報告会論文集, Vol. 8, pp. 65-74, 2012. 12
5. 朴 延・山崎 寿一：居住スタイル・生業からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察、日本建築学会住宅系研究報告会論文集, Vol. 9, pp. 191-198, 2013. 12
6. 朴 延・山崎 寿一・山口秀文：社会構造からみた韓国世界遺産・河回村の景観保全に関する考察、日本建築学会住宅系研究報告会論文集, Vol. 10, pp. 79-84, 2014. 12

○報告

7. 朴 延：一体的景観保全の考え方，日本建築学会大会農村計画部門パネルディスカッション資料集，2014.09

○参考論文（支部論文）

8. 朴 延・山崎 寿一：韓国安東市河回村の空中写真・歩行者から見た伝統集落景観に関する研究(農村計画)、日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (50), 345-348, 2010-05-25
9. 朴 延・山崎 寿一：韓国安東河回村と白川村荻町の景観保全活動に関する位置考察：世界遺産歴史的集落の日韓比較研究(農村計画)、本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (51), 385-388, 2011.05
10. 朴 延・山崎 寿一：歴史的集落環境の一体的景観保全に関する研究：世界遺産安東河回村の郷約と農村マウル総合開発事業に着目して(農村計画)、日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (52), 325-328, 2012.05
11. 朴 延，山崎 寿一，金 斗換，比奈本 洋太，横山 泰，里中 俊裕：歴史的集落環境における空間構成の変化に関する考察：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その1(農村計画)、日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53), 333-336, 2013.05
12. 里中 俊裕，山崎 寿一，朴 延，金 斗換，比奈本 洋太，横山 泰：歴史的集落環境における土地利用の変遷とその実態：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その2(農村計画)、日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53), 337-340, 2013.05
13. 比奈本 洋太，山崎 寿一，朴 延，金 斗換，横山 泰，里中 俊裕：観光地化の影響を受ける復元住宅の利用実態：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その3(農村計画)、日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53), 341-344, 2013.05
14. 横山 泰，山崎 寿一，朴 延，金 斗換，比奈本 洋太，里中 俊裕：住民の生業からみた歴史的集落環境の活用：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その4(農村計画)、日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53), 345-348, 2013.05
15. 金 斗換，山崎 寿一，朴 延，比奈本 洋太，横山 泰，里中 俊裕：世帯の居住動向からみる環境保全の課題：韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環境の研究-その5(農村計画)、日本建築学会近畿支部研究報告集. 計画系 (53), 349-352, 2013.05

資料編

安東・河回村の写真

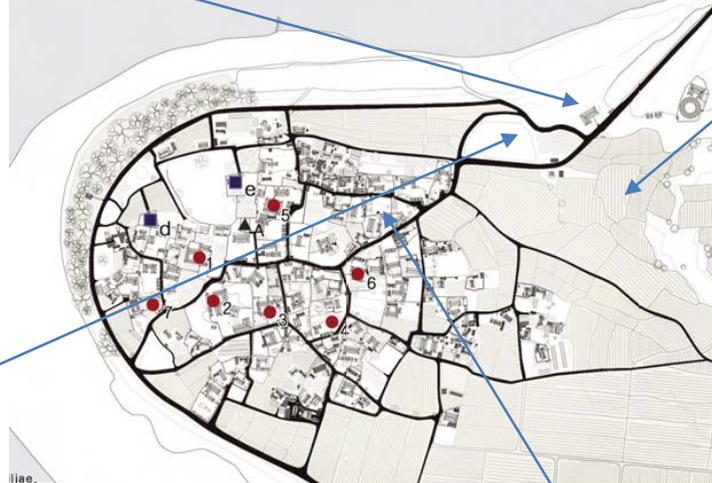
2010年5月現地調査より



➤ 5月のピーク時の河回村の観光客の様子



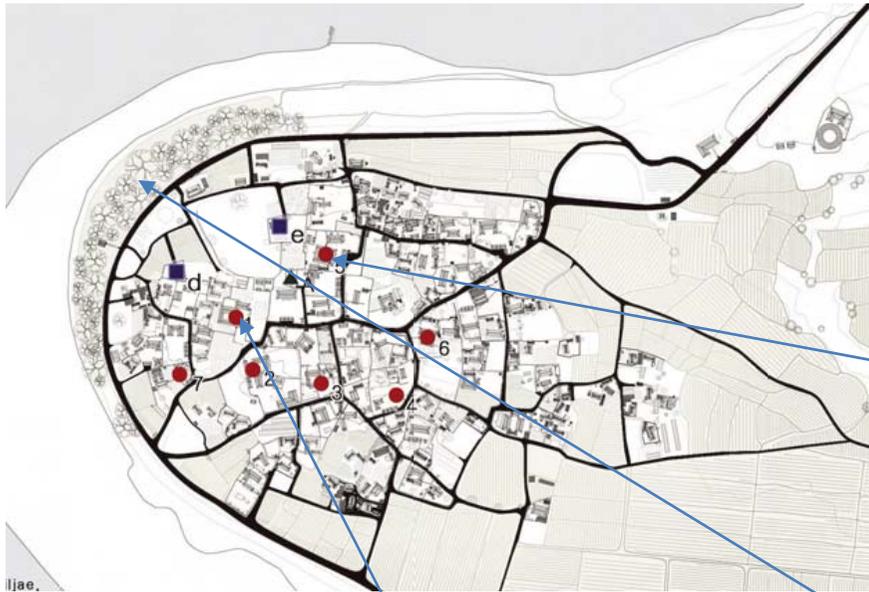
➤ 2010年5月河回村の稲作業の準備



➤ 河回村保存会が運営する「蓮華団地」の様子
住民側の景観事業の役割



➤ 河回村の伝統的な工法で整備された壁の様子



➤ 河回村内の重要な4つの建築物のうちのひとつ「北村宅」



➤ 河回村内の最も重要な宗家である「養真堂」、風水的に最も重要な場所に位置



➤ 2006年天然記念物として指定された松林「万松亭」

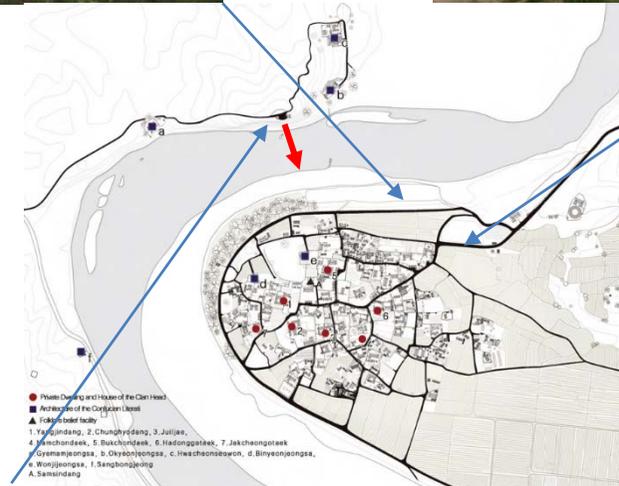
2012年5月現地調査より



➤ 河回村の外側をつなぐ道、桜の並木

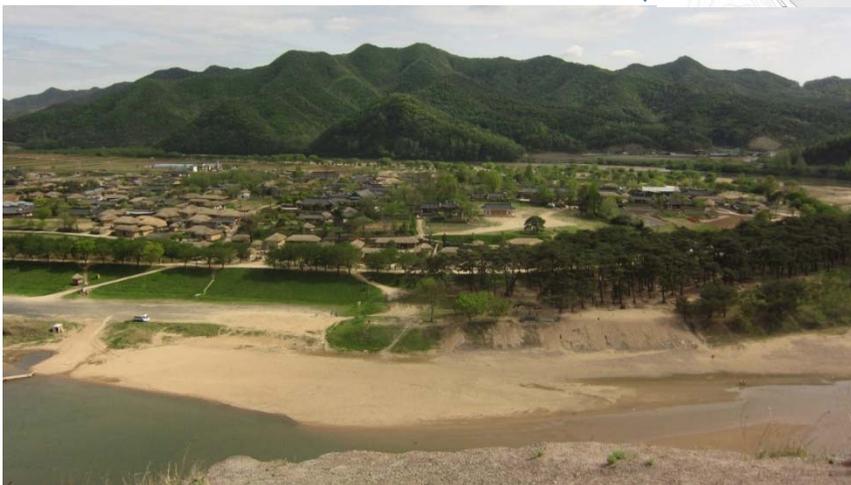


➤ 河回村の入口



➤ 河回村の北側に位置する「芙蓉臺」からの写真

➤ 河回村教会



➤ 三神堂（神木） 風水的に最も重要な位置（穴）

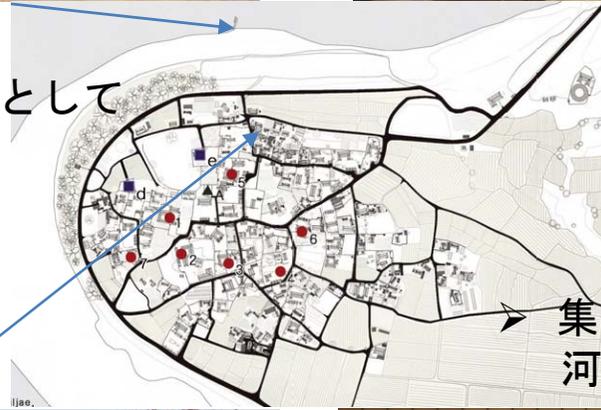


➤ 集落の中心に柳氏が居住（瓦葺）していたことが現在も維持されている

➤ その周辺に非柳氏らが居住している（藁葺）



- 芙蓉臺行きの舟渡し場
世界遺産登録以降、職人制度として
村内の住民を雇用

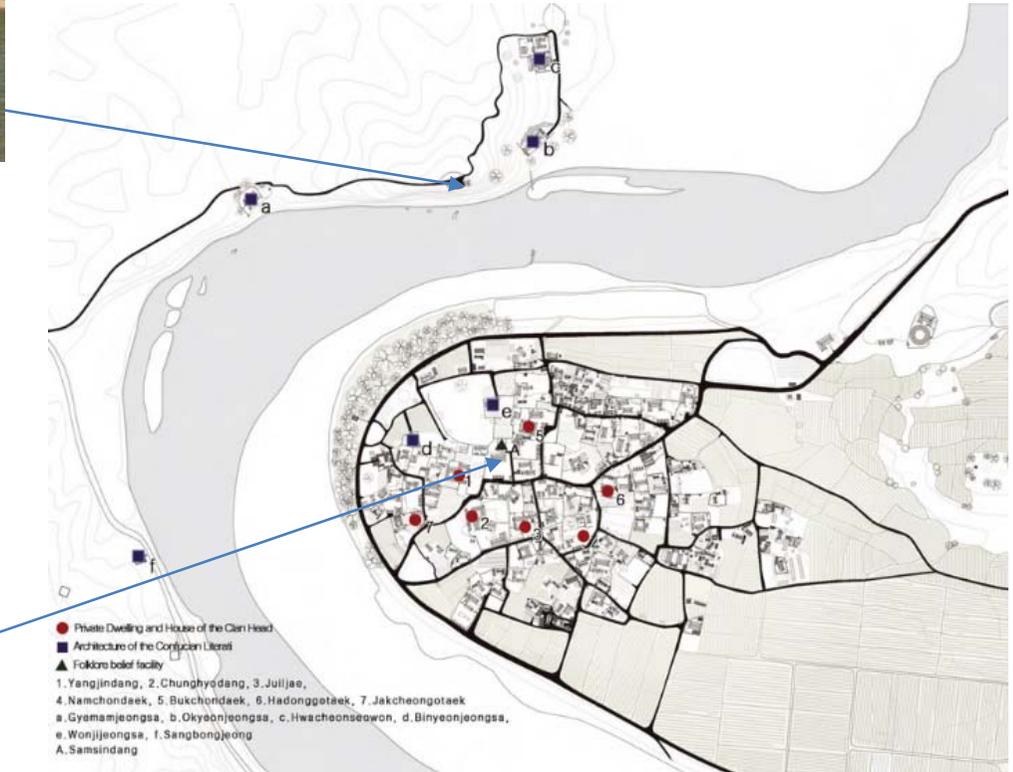


➤ 集落内の土産店
河回村の仮面などを販売





➤ 芙蓉臺の様子



➤ 三神堂の様子



2013年4月現地調査より

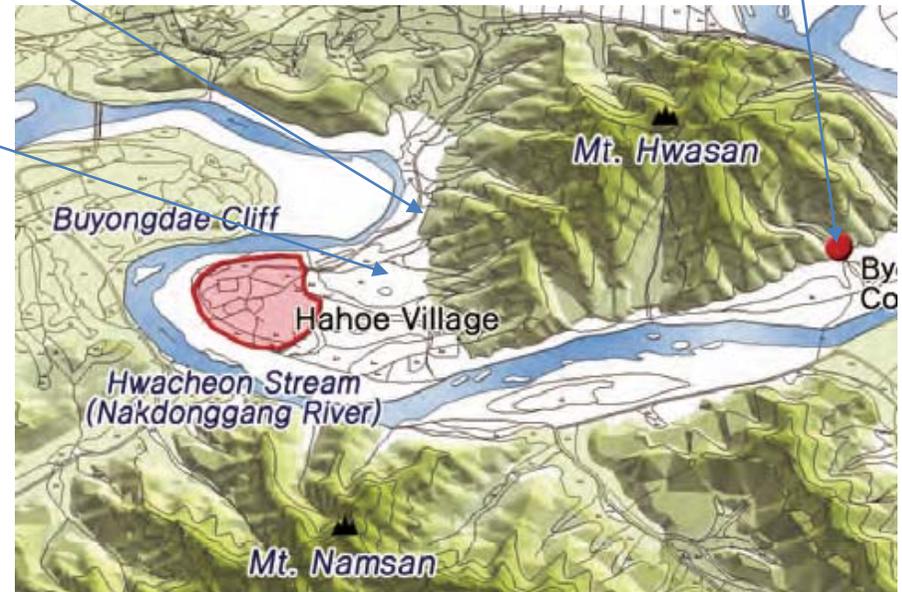


➤ 観光ガイドの教育

➤ 稲から出た藁を集める作業の様子



➤ 朝鮮時代の大学に相当する「屏山書院」まで古道（山道）を歩いて移動

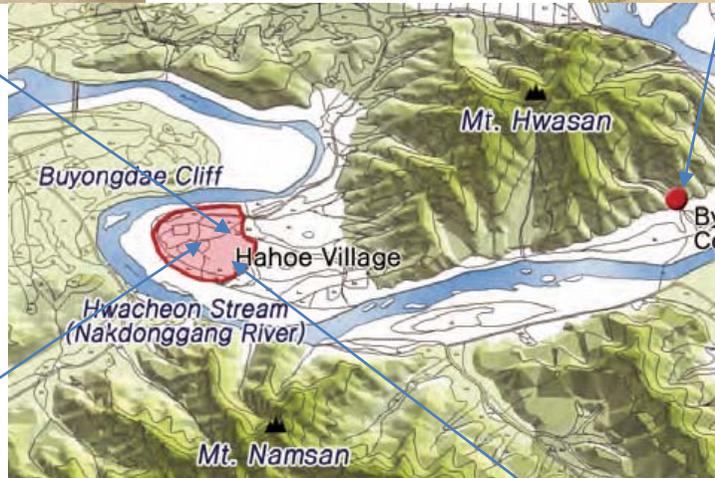




➤ 農機具と瓦葺



➤ 「屏山書院」の様子。



➤ 観光客に対する仮面作り体験

➤ 河回村内の教会





➤ 文化財緩和の事例、民家におけるガラス張りのベランダ



➤ マダン（庭）を駐車場として活用

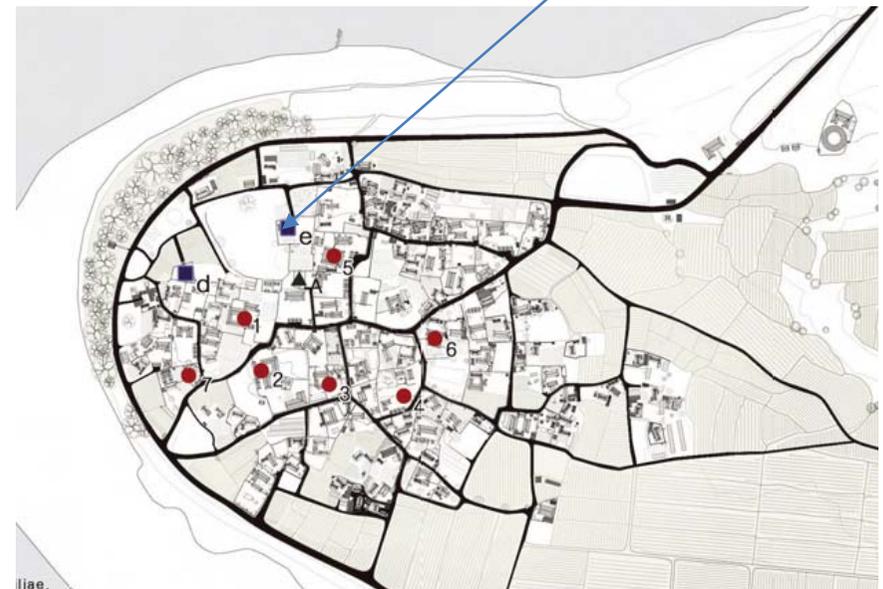


➤ 民宿の看板





➤ 柳氏の女性を雇用して「遠志精舎」（民家ではない）を茶道の体験場として活用





➤ 集落から約1kmはなれた場所に位置している「河回村観光団地」、住民の生計の維持の場を設けた



➤ 河回村観光団地食堂や土産店の様子

➤ 河回村管理事務所

➤ 河回村観光団地の食堂の鳥料理（チムタク）



2015年8月現地調査より

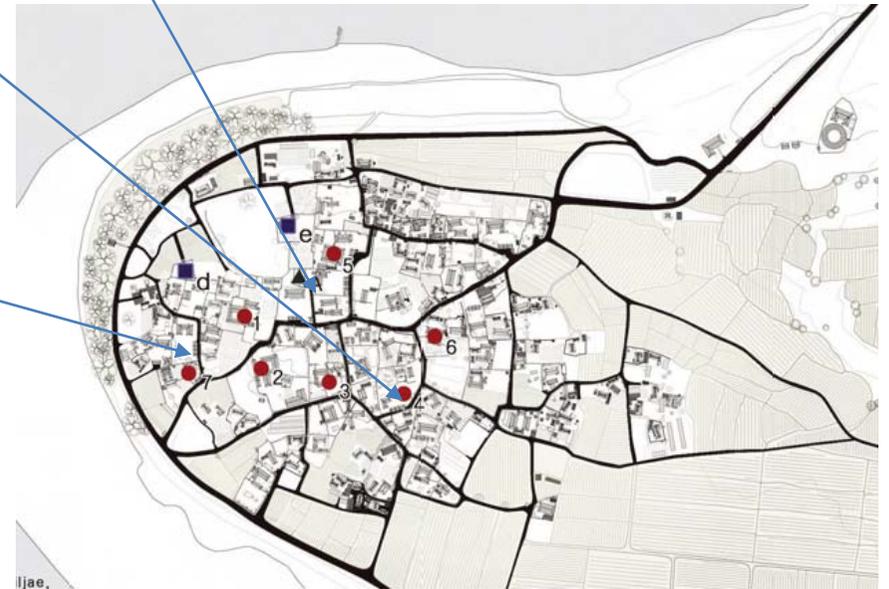


➤ 「南村宅」前の街路の様子



➤ 「三神堂」行く手前の街路の様子

➤ 街路の様子

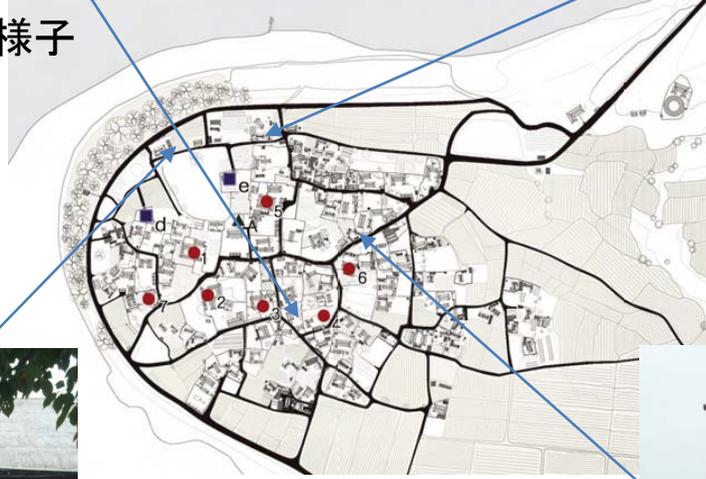




➤ 里長（村長）の家の内部の様子



➤ 空家の様子



➤ 河回村内の土産店の様子

➤ 河回村内の土産店の様子



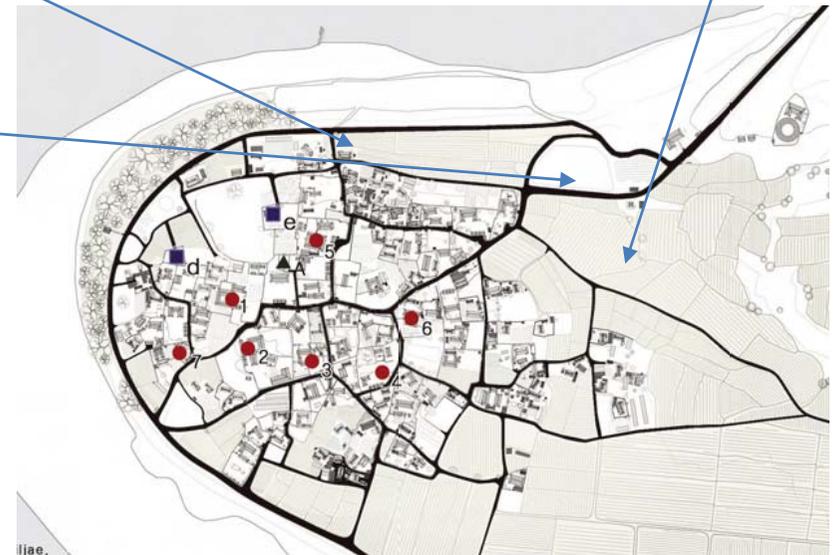


➤ 8月の河回村の畑（ゴマ、トウモロコシなど）の様子

➤ 8月の河回村の蓮華団地の様子



➤ 8月の河回村の稲の様子



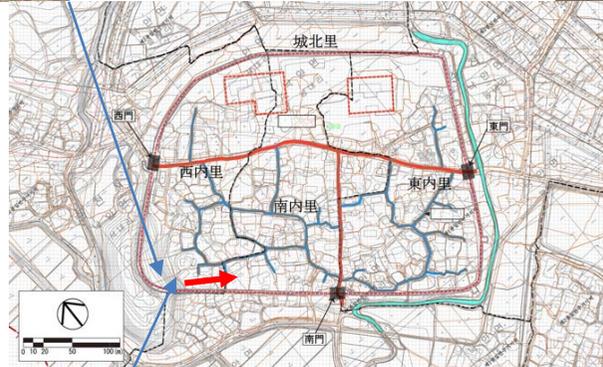
順天・樂安邑城の写真

2012年10月現地調査より



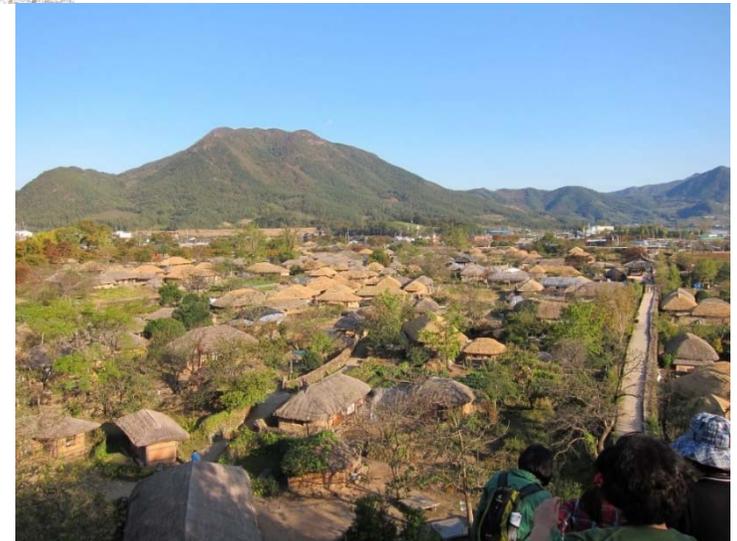
➤ 楽安邑城の内で最も高い場所に位置する城壁の上

➤ 丘（城壁の上）から眺めた楽安邑城の様子（左は本多友常教授、右は重村力教授）

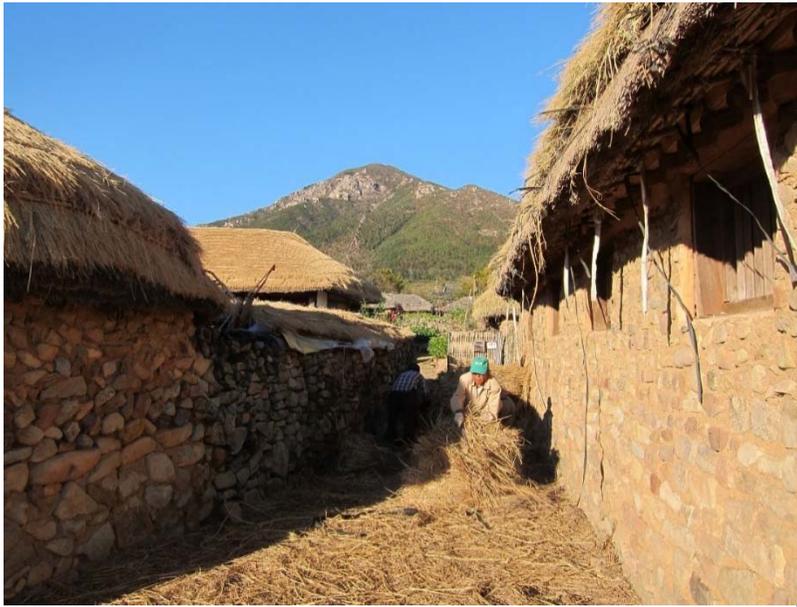


➤ 楽安邑城の入口「東門前」
左は観光案内所の建物

➤ 丘（城壁の上）から眺めた楽安邑城の様子2







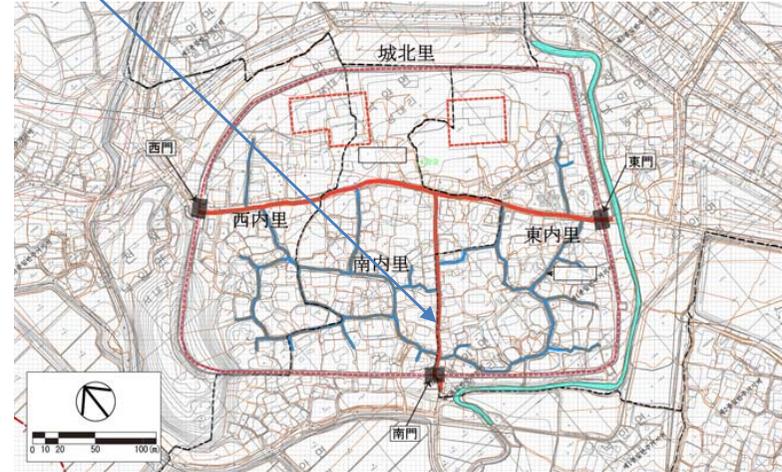
➤ 藁葺の葺き替えの準備
後ろに見える山は主山の金銭山



➤ 樂安邑城の民家の屋根の材料は全て藁葺であり、その葺き替えの作業の様子



➤ 樂安邑城の生活景
洗濯物を干している様子

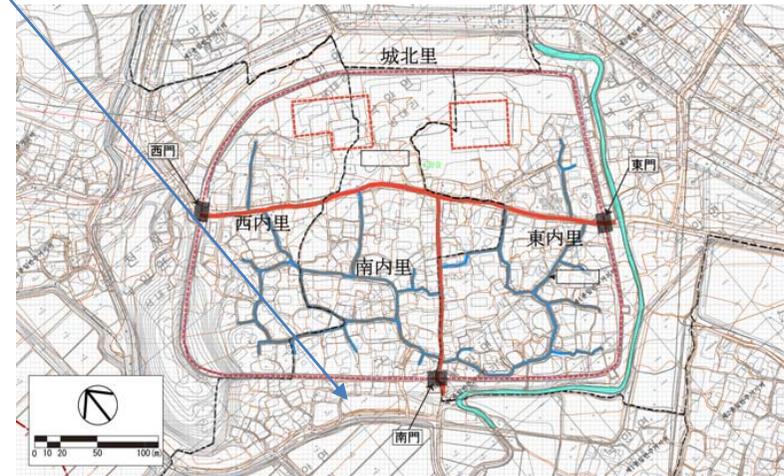




➤ 南内里の城壁外の家屋（芝張りの庭）



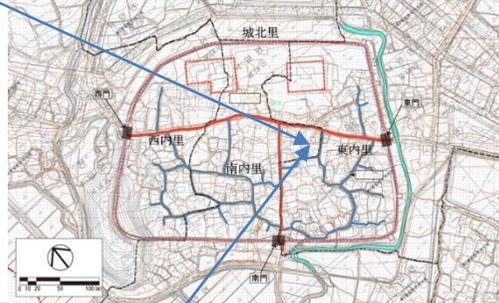
➤ 楽安邑城内の幼児



➤ エアコンの室外機の様子、伝統的景観への配慮。



- 樂安邑城の中心に位置する「場市」を樂安邑城の住民が運営
特に女性の雇用がみられた



- 樂安邑城城壁外の駐車場前に位置する市場の様子
特産品などを販売



- 山崎研究室の現地調査に同行した重村・本多教授との食事
樂安邑城の住民が運営する食堂
郷土料理の様子





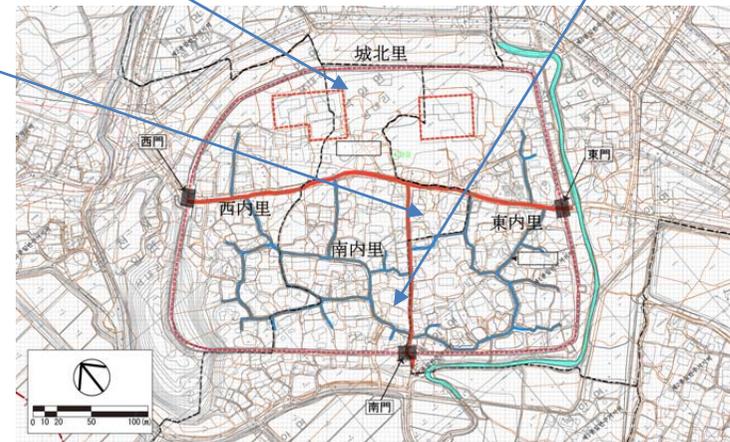
➤ 楽安邑城の共同空間の一つである「堂山」南内里の上堂。



➤ 楽安邑城の過去の共同空間の一つである井戸
現在は活用されていない

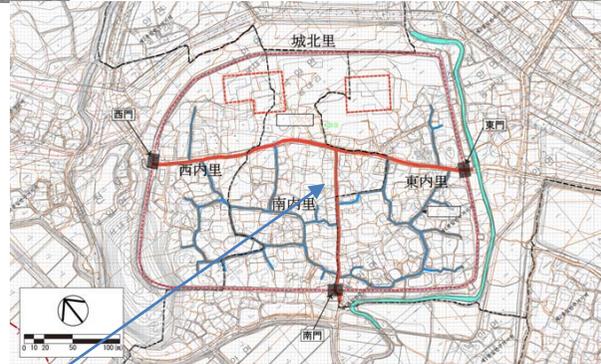


➤ 楽安邑城の中心に位置する神木
「堂山」南内里の下堂





➤ 樂安邑城の住民の暮らしの様子
外観を保全



➤ 樂安邑城内の牛
伝統的な農業を再現



➤ 樂安邑城内の空き地（行政所有）を畑として活用
住民に無償で提供する仕組み

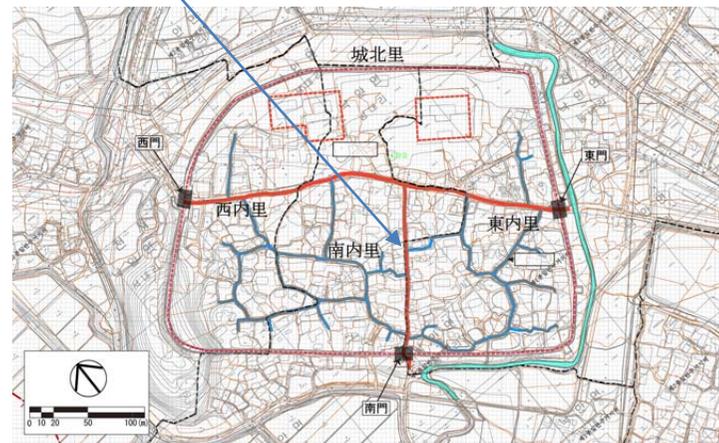




➤ 樂安邑城住民の暮らしの様子



➤ 樂安邑城の住民の協力を得て、内部の様子を撮影
内部は現代的な生活に対応





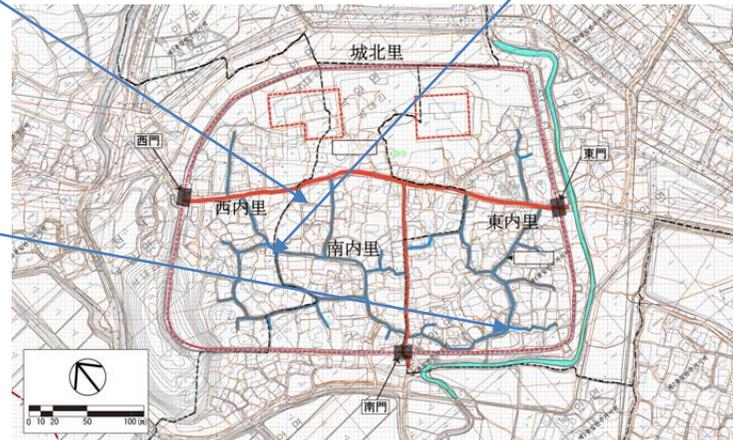
➤ 樂安邑城の空き地を広場として活用



➤ 樂安邑城住民に聞き取り調査



➤ 樂安邑城道の幅の測定





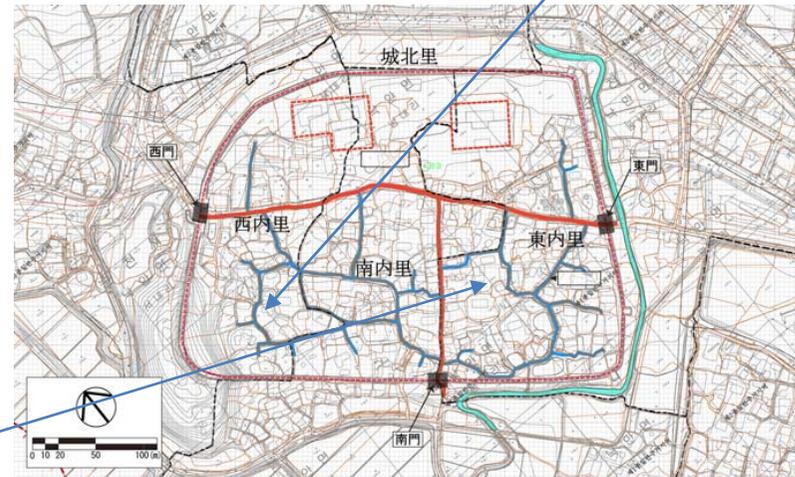
➤ 楽安邑城の体験場は主に西内里に位置しており、楽安邑城の住民を雇用



➤ 藁工芸の作品たち



➤ 楽安邑城の石垣



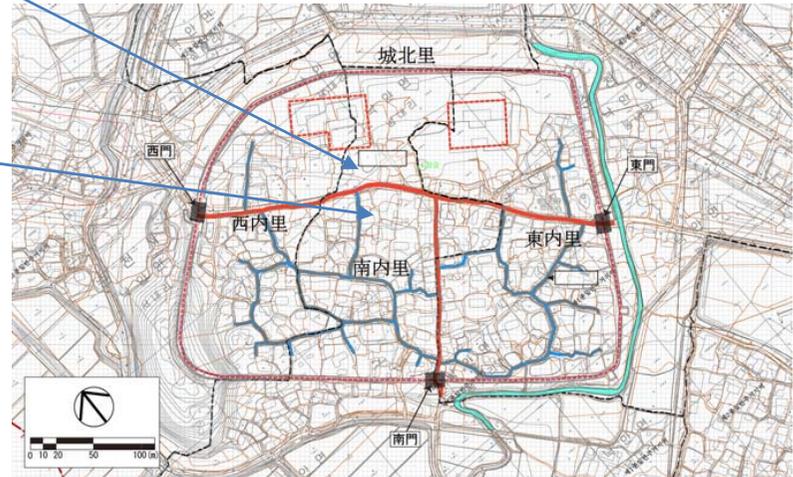
2013年9月現地調査より



➤ 樂安邑城の広場で休む観光客

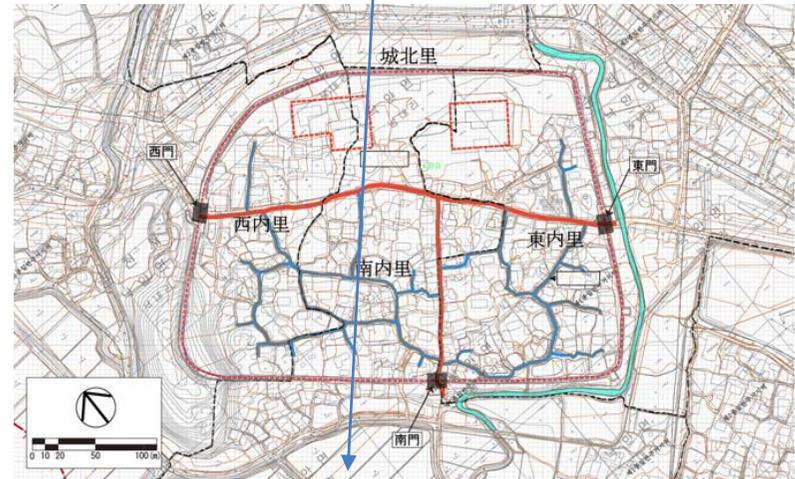


➤ 樂安邑城内の食堂





➤ 樂安邑城の南側の農地の様子



➤ 稲作業で残った藁を葺き替えに活用。葺き替えは全額行政負担であるため農業を行うと所得にも繋がる



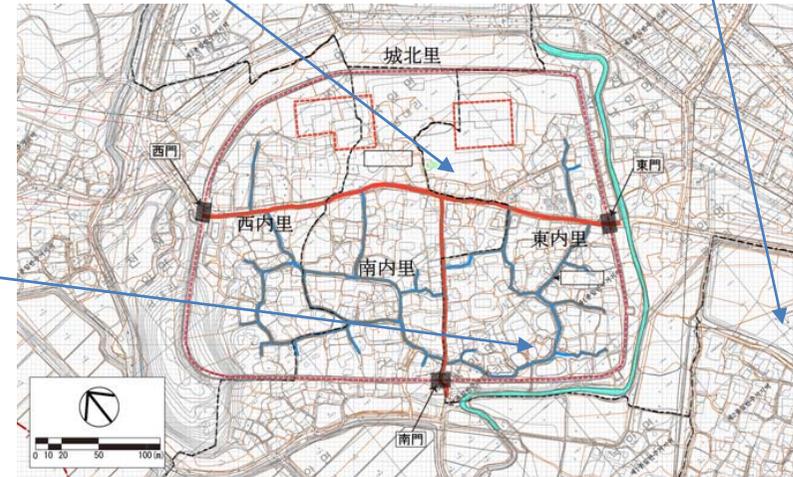
➤ 樂安邑城の住民で構成される農樂隊による観光客向けの演出（農樂：韓国の農民特有の民俗芸能）。



➤ 休日の駐車場の様子



➤ 蓮華団地・城壁の様子



2015年7月現地調査より



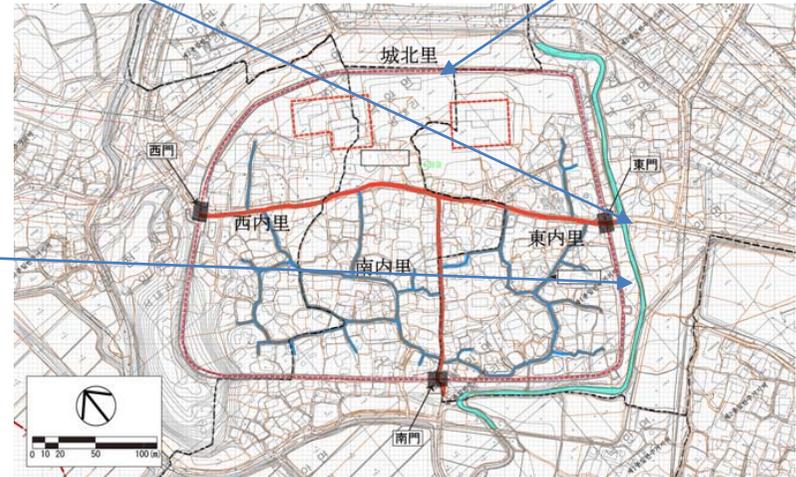
➤ 楽安邑城の東門前の「石狗」
風水的に弱いところを補うための裨補思想



➤ 楽安邑城の共同空間である堂山
(東内里の上堂)

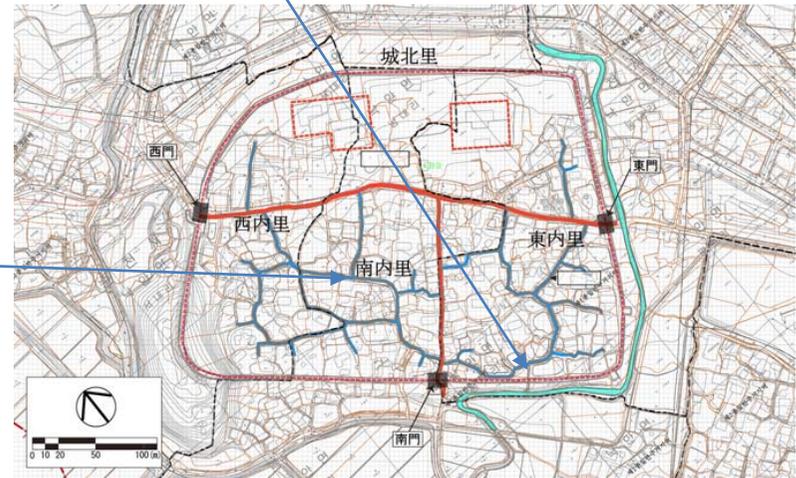


➤ 楽安邑城の東門前の「外掘」
風水的に弱いところを補うための裨補思想





➤ 樂安邑城の蓮華団地



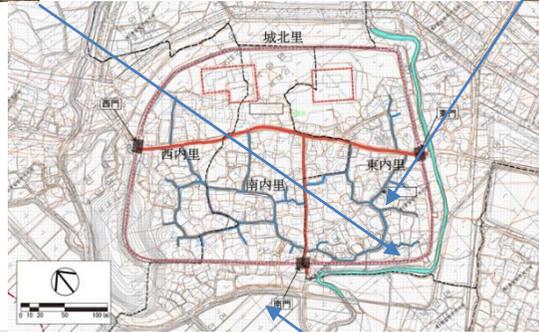
➤ 7月雨天時の樂安邑城の街路の様子
(石垣と生垣)



➤ 樂安邑城の内の畑



➤ 樂安邑城の屋根伏せの様子。
銀杏は風水による空間構成
(行舟形) としての帆に相当。



➤ 樂安邑城の農
作業の様子。



- 樂安邑城の農風景
中央は風水的に主山である金錢山
(海拔668m)



謝辞

本研究は、2009年10月に神戸大学大学院建築学専攻山崎研究室（生活環境計画研究室）に2009年10月に入室以来、研究生半年、修士課程2年、博士課程4年、6年半にわたり積み重ねた研究成果であります。

指導教員の山崎寿一教授より、時に厳しく、時に優しく、丁寧にご指導していただいたお陰で、このような博士論文を完成することができました。心から感謝しております。

研究とは何か、研究の視点および学術論文の書き方など、研究全般において、一から指導してもらいました。研究面において最も大きい存在であり、様々な影響を与えて下さった恩師であることは一生忘れることができません。

山口秀文助教には長い間、大変お世話になりました。感謝しております。

2013年から2014年までの2年間、山岡育英会の奨学生として、奨学金を頂き研究に没頭できました。常務理事の藤田さんと事務局長の豊田さん、また評価委員である東京大学名誉教授の酒井宏先生には、大変お世話になりました。誠にありがとうございます。

研究対象であった安東市の文化芸術課の課長および係長、順天市の文化芸術課・都市課の担当者の方々、河回村保存会の会長、河回村の里長を含む住民の方々にも大変感謝しております。また楽安邑城の管理事務所の担当者や別監である宋さん、金キウンさんを含む住民の方々の協力の基で楽安邑城のことをより深く知ることができました。

学生生活において友人、同期、先輩、後輩はかけがえのない存在です。先輩である赤木氏、小池氏、浅井氏、手邊氏、藤井氏、國居氏には大変お世話になりました。また同じ歳であり、心からの友人である馮さん、リンダ氏とはお互い支えあいながら共に成長することができま

した。韓国からの留学生である金さん、張さんも忘れることができません。

同期の竹田和樹氏、中桐祥子氏にはいろいろと楽しい時間を過ごしたことは私にとって宝であります。

大好きな後輩にも感謝の言葉を送ります。友淵君、白浜君、大上君、久保さん、川口さん、比奈本君、渡邊さん、松本さん、奥さん、横山君、酒井君、松田君、松原君、里中君、花岡君、渡部君ありがとうございます。

学生最後の年、ゼミのメンバーの内田君、川崎君、宮入さん、宮崎さん、岡田君、森井君、家入君、栗根君、坂口君、岡野さん、王さん、張さんにも感謝しております。これからも宜しく願います。

東京での「朴会」のメンバーであり、親友の福西君、岩田さん、村上さん、北山君、小林君、池田君、佐川さん、細川さん、柚本さん、木作君、岩田君、加藤さんにも感謝の言葉を送らせていただきます。いつもありがとう。

さらに全ての名前を挙げることはできませんが、建築学専攻の遠藤研、槻橋研、三輪研、足立研、黒田研、北後研、大西研の友人たちにも感謝しています。これからも宜しく願います。

最後に、精神面、経済面で支えてくれた両親に感謝の言葉を送ります。あなたがたのお陰でここまで来ることができました。いつも感謝しております。

2016年2月六甲にて

朴 延

神戸大学博士論文「集落構造からみた韓国歴史的集落の景観保全に関する計画論的研究 ―安東・河回村と順天・樂安邑城を事例に一」全200頁

提出日 2016年1月22日

本博士論文が神戸大学機関リポジトリKernalにて掲載される場合、掲載登録日（公開日）リポジトリの該当ページ上に掲載されます。

◎ 朴 延

本論文の内容の一部あるいは全部を無断で複製・掲載・翻訳することを禁じます。